

# 東北学院大学 経済学論集

遠藤和朗教授 半田正樹教授 退任記念号

献辞	前田修也(1)
献辞	前田修也(2)
遠藤和朗教授略歴	(3)
半田正樹教授略歴	(6)

## 〔論 文〕

企業内養成熟練と勤続昇給	安田均(13)
不換銀行券と商品価値の表現様式(3)	
—現代の不換銀行券制度と資本主義の歴史展開—	泉正樹(33)
財政と必要主義	井手英策(57)
アダム・スミスの正義論と統治論	遠藤和朗(71)
経済思想のなかのリカードウ	小沼宗一(93)
共同体的編成原理と社会の規模	菊地登志子(107)
1994年以前の保育需要調査	
—保育所待機児童に関する一考察—	熊沢由美(125)
半田正樹氏の学説、その軌跡	
—現代資本主義の所在をめぐって—	佐藤滋(141)
消費税率引き上げ延期に伴う財政負担に関する世代会計分析	佐藤康仁(155)
アダム・スミス・コレクションの性質と書誌に関する一考察	高橋秀悦(173)
東北とは何か	
—挫折、イメージ、そして現在—	田中史郎(221)
アメリカの州における就学前教育の拡充と財源調達	
—ジョージア州の普遍的プレ幼稚園を事例として—	谷達彦(239)
地域の経済循環を支える公共プラットフォーム構築と自治体	
～岩手県紫波町の事例を手掛かりに～	沼尾波子(261)
アメリカ経済における産業構造の転換とその影響	
—雇用・地理・2016年大統領選挙結果を題材に—	吉弘憲介(277)

2019年3月

(第191号)

東北学院大学学術研究会

東 北 学 院 大 学

經 济 学 論 集

第 191 号

遠藤和朗教授  
半田正樹教授

退任記念号



遠藤和朗教授



半 田 正 樹 教 授

## 献 辞

### 遠藤和朗教授のご退任によせて

遠藤和朗先生は、2018年3月31日をもって東北学院大学をご退任されました。先生は、1977年3月に東北学院大学大学院経済学研究科博士課程を単位取得満期退学されるとともに、同年4月本学に経済学部助手として奉職され、教育・研究の歩みを始められました。その後、1979年4月に助教授、1988年4月に教授に就任され、41年間の長きにわたって教育・研究に精励してこられました。

本学では、1997年から2年間、二部長に就任され、1999年から2年間教務部長、2003年から6年間経済学部長に就任され、さらに2010年から4年間経済学研究科長に就任し経済学部と大学院経済学研究科の充実・発展にご尽力されました。この間、多くの学生を指導され、社会に有為の人材を送り出してこられました。

先生は「経済学史Ⅰ・Ⅱ」を担当されました。講義では「経済学は18世紀のスコットランドにおいて、政治や経済が急激に変化しつつある時代に生まれた。新たな人間の生き方と社会の在り方を探究しようとしたアダム・スミス（1723-90）の道徳哲学のなかから分離・独立して誕生した。スミスが、経済社会の急激な歴史的変化のなかで、どのように道徳哲学や経済学を構築したのかを考察するとともに、スミスからマルサスやリカードウ、J.S.ミルに継承される経済学の歴史を、それぞれの時代的、思想的背景を通して理解することにしたい。」とし、学生には経済学史を学ぶ現代的意義を理解してほしいと、仰っていました。平易で情熱的な語り口の先生の講義は、学生に大変人気でありました。

経済学部感謝の会でのご挨拶の中で、先生は、退職後の生活について、コーラスなどのご趣味のほかに、経済学史のご研究を続けていくご予定をお示しくださり、後輩のわれわれに研究上の大きな刺激を与えていただきました。

また、先生は、経済学史学会東北部会幹事とマルサス学会監事をお務めになり、学会を通して日本における研究の進展や後進の育成に大いに貢献されました。

遠藤和朗先生のような学内外におけるご活躍とご貢献に対する敬意と感謝の意を込めて、また今後の先生のご健勝を大いに祈念し、東北学院大学経済学論集191号をご退任記念号として先生にお捧げいたします。

経済学部長 前 田 修 也

## 献 辞

### 半田正樹教授のご退任によせて

半田正樹先生は、2018年3月31日をもって東北学院大学をご退任されました。先生は、1979年3月 東北大学大学院経済学研究科単位取得退学されるとともに、同年4月東北大学に助手として奉職され、教育・研究の歩みを始められました。その後、1981年4月に多摩美術大学の専任講師、1987年4月に助教授に就任され、1993年に教授に就任されました。その後1997年に東北学院大学教授に就任され、39年間の長きにわたって教育・研究に精励されてこられました。本学では、2012年4月から2年間、大学院経済学研究科専攻主任に就任され、経済学部と大学院経済学研究科の充実・発展にご尽力されました。この間、多くの学生を指導され、社会に有為の人材を送り出してこられました。

先生は「情報経済論」を担当されました。講義では、20世紀の第3四半世紀以後の情報技術の発達、現代社会に与えたインパクトを様々な角度から検討し、情報化する資本主義とは何か、情報（化）社会とは何か、を考察しました。IT（＝情報技術）を社会科学的に過不足なくとらえながら、〈経済の情報化〉の実態を分析するとともに、現代経済社会の存立構造を読み解きました。最終的には、現代の社会が「情報資本主義」社会とか「認知資本主義」社会などと呼ばれることの歴史的意味を明らかにすることを目標としました。最近、大きなテーマとして「情報化と市場経済」および「情報化と経済の金融化」を取り上げました。

また、先生は、経済理論学会幹事、大学入試センター第一委員会委員 政治・経済問題作成部会 副部会長、部会長を、社会福祉法人 仙台福祉サービス協会 理事・評議員を務める傍ら、『情報資本主義の現在』（批評社）では、日本流通学会賞を受賞されて、日本における情報資本主義研究の進展や後進の育成に大いに貢献されました。

半田正樹先生のごこうした学内外におけるご活躍とご貢献に対する敬意と感謝の意を込めて、また今後の先生のご健勝を大いに祈念し、東北学院大学経済学論集191号をご退任記念号として先生にお捧げいたします。

経済学部長 前 田 修 也

# 遠藤和朗教授略歴

## 学歴・職歴等

- 1966（昭和41）年3月 宮城県工業高等学校電気科卒業
- 1972（昭和47）年3月 東北学院大学経済学部二部経済学科卒業
- 1974（昭和49）年3月 東北学院大学大学院経済学研究科修士課程修了（経済学修士）
- 1977（昭和52）年3月 東北学院大学大学院経済学研究科博士課程満期退学
- 1977（昭和52）年4月 東北学院大学経済学部助手
- 1978（昭和53）年4月 東北学院大学経済学部講師
- 1979（昭和54）年4月 東北学院大学経済学部助教授
- 1986（昭和61）年4月 東北学院大学教務副部長（1990年3月31日迄）
- 1988（昭和63）年4月 東北学院大学経済学部教授
- 1990（平成2）年9月 グラスゴウ大学での在外研究（1991年8月31日迄）
- 1997（平成9）年4月 東北学院大学二部長（1999年3月31日迄）
- 1998（平成10）年4月 東北学院大学大学院経済学研究科兼任
- 1999（平成11）年4月 東北学院大学教務部長（2001年3月31日迄）
- 2003（平成15）年4月 東北学院大学経済学部長（2009年3月31日迄）
- 2003（平成15）年4月 学校法人東北学院評議員（2009年3月31日迄）
- 2010（平成22）年4月 東北学院大学大学院経済学研究科長（2014年3月31日迄）
- 2015（平成27）年3月 東北学院大学経済学部教授定年退職
- 2015（平成27）年4月 東北学院大学嘱託教授
- 2018（平成30）年3月 東北学院大学嘱託教授退職
- 2018（平成30）年4月 東北学院大学名誉教授

## 学会活動

- 経済学史学会会員
- 経済学史学会東北部会幹事（1996年度～97年度）
- 経済学史学会選挙管理委員会委員長（2000年度）
- マルサス学会会員
- マルサス学会監事（2005年度～2010年度）
- 日本18世紀学会会員

## おもな研究業績

### [著書]

- (単著)『ヒュームとスミス－道徳哲学と経済学－』多賀出版 1997年1月  
(単著)『マルサスとスミス』多賀出版 2012年5月  
(共著)永井義雄・柳田芳伸・中澤信彦編『マルサス理論の歴史的形成』昭和堂, 2003年6月  
第7章「スミスとマルサス－人口法則と労働維持基金および資本蓄積－」担当

### [学術論文]

- 『「道徳情操論」におけるアダム・スミスの市民社会観』(研究ノート)  
『東北学院大学論集経済学』第74号, 1977年9月  
「アダム・スミスの道徳と経済 (1)」  
『東北学院大学論集経済学』第76号, 1978年3月  
「アダム・スミスの道徳と経済 (2)」  
『東北学院大学論集経済学』第77・78合併号, 1978年11月  
「アダム・スミスの道徳と経済 (3)」  
『東北学院大学論集経済学』第79号, 1979年3月  
「アダム・スミスの「天文学史」と「道徳哲学」について (I)」  
『東北学院大学論集経済学』第90号, 1982年12月  
「アダム・スミスの「天文学史」と「道徳哲学」について (II)」  
『東北学院大学論集経済学』第93号, 1983年12月  
「ヒューム『人間本性論』における道徳と法」(研究ノート)  
『東北学院大学論集経済学』第100号, 創立100周年記念, 1986年3月  
「ヒューム『人間本性論』における市民社会の形成と政府」  
『東北学院大学論集経済学』第101号, 1986年3月  
「効用 (Utility) をめぐるヒュームとスミス」  
『東北学院大学論集経済学』第104号, 1987年3月  
「D.ヒュームの貨幣理論とA.スミス」  
『東北学院大学論集経済学』第107号, 1988年3月  
「名誉革命体制とD.ヒュームの『政治経済論集』」  
『東北学院大学論集経済学』第124号, 1993年12月  
「マルサスの『人口論』と『経済学原理』－労働者の境遇改善に関して－」  
『東北学院大学論集経済学』第151・152合併号, 2003年3月  
「神学思想をめぐるマルサスとスミス」『マルサス学会年報』第14号, 2004年12月  
「マルサス価値論の構造」『東北学院大学経済学論集』第164号, 2007年3月

「A.スミスとマルサス地代論の構造」

『東北学院大学経済学論集』第176号, 2011年3月

「アダム・スミスの正義論と統治論」

『東北学院大学経済学論集』第191号, 2019年3月

[学会発表・辞典等]

「アダム・スミスの「天文学史」と「道徳哲学」について」

経済学史学会東北部会 第4回例会, 1983年6月

「名誉革命体制とD.ヒュームの『政治経済論集』」

経済学史学会東北部会 第14回例会, 1993年6月

「神学思想をめぐるマルサスとスミス」

第14回マルサス学会大会報告 2004年7月

「デッカー (Decker, Matthew, 1679-1749)」

経済学史学会編『経済思想史辞典』丸善, 2000年6月

「スミスの人口理論」 マルサス学会編『マルサス人口論事典』昭和堂, 2016年2月

## 半田正樹教授略歴

1947年11月18日仙台市に生まれる

### 学 歴

1969年3月 宮城県仙台第一高等学校卒業

1973年3月 東北大学経済学部卒業

1975年3月 東北大学大学院経済学研究科修士課程修了・経済学修士

1979年3月 東北大学大学院経済学研究科単位取得退学

### 職 歴

1979年4月～1981年3月 東北大学経済学部助手

1981年4月～1987年3月 多摩美術大学美術学部 専任講師

1987年4月～1993年3月 多摩美術大学美術学部 助教授

1993年4月～1997年3月 多摩美術大学美術学部 教授

1997年4月～2015年3月 東北学院大学経済学部 教授

2015年4月～2018年3月 東北学院大学経済学部 嘱託教授

2018年4月 東北学院大学名誉教授

この間、法政大学社会学部、静岡大学短期大学部、明治大学経営学部、山形大学人文社会科学部、電気通信大学情報理工学部、東北大学経済学部、弘前大学人文社会科学部、東北文化学園大学総合政策学部、宮城学院女子大学学芸学部等で非常勤講師を勤める。

### 受 賞 歴

1997年 第1回日本流通学会賞

### ～主要業績～

#### 著書（単著・共編著・共著）

「フランクフルト学派の国家論」, 大内秀明・柴垣和夫編『現代の国家と経済』有斐閣, 193～204頁,  
1979年

「ソフト化, ME化する日本経済」, 降旗節雄編『日本経済 危険な話』御茶の水書房, 188～197頁,  
1988年

「『情報資本主義』の蓄積機構」, 馬渡尚憲編『現代の資本主義』御茶の水書房, 132～145頁,  
1992年

『情報資本主義の現在』批評社, 1996年, [単著]

「日本型流通システムの変容」, 伊藤誠・岡本義行編『情報革命と市場経済システム—企業と産

- 業の構造転換』富士通経営研修所, 261～290頁, 1996年
- 「現代資本主義と情報技術の射程—サイバースペースを焦点として」, 伊藤誠編『現代資本主義のダイナミズム』御茶の水書房, 115～149頁, 1999年
- 「デジタルネットワーク下の現代経済社会」, 佐藤邦広・石川文康・半田正樹編『ビジネスをめぐる知の饗宴』学文社, 91～110頁, 2000年, [共編著]
- 「多(超)国籍企業問題」, 半田正樹・工藤昭彦編『現代の資本主義を読む—「グローバリゼーション」への理論的射程』批評社, 66～80頁, 2004年, [共編著]
- 「情報資本主義としての現代資本主義」, 村上和光・半田正樹・平本厚編『転換する資本主義: 現状と構想』御茶の水書房, 5～31頁, 2005年, [共編著]
- 「情報化社会における〈消費〉の『歴史的・道徳的要素』」, SGCIME編『摸索する社会の諸相』御茶の水書房, 185～208頁, 2005年
- 「資本主義社会に『情報化』は何をもたらしたか」, 降旗節雄編『市場経済と共同体』社会評論社, 49～78頁, 2006年
- 「情報技術革命の射程」, SGCIME編『情報技術革命の射程』御茶の水書房, 3～14頁, 2007年
- 「『経営手法の革新』という情報化」同, 69～89頁, [共編著]
- 「情報化と経済・社会の変容」, SGCIME編『現代経済の解説』御茶の水書房, 235～256頁, 2010年
- 「社会構成体の機制」, 井手英策・半田正樹・菊地登志子編『交響する社会—「自律と調和」の政治経済学』ナカニシヤ出版, 49～73頁, 2011年, [共編著]
- 「情報資本主義の歴史的文脈」, 伊藤誠・本山美彦編『世界と日本の政治経済の混迷: 変革への提言』御茶の水書房, 69～79頁, 2011年
- 『協同の力で復興を—「東北の」豊かな資源を活かす—10・8仙台シンポジウムの報告』(大内秀明・田中史郎との編著) 変革のアソシエ, 158～168頁, 2012年, [共編著]
- 「東日本大震災・原発危機—『東北』萎縮からの解放に向けて」, 本山美彦・川元祥一・大野和興・三上 治・河村哲二・高橋順一・伊藤述史編『3.11から一年—近現代を問い直す言説の構築に向けて』御茶の水書房, 126～138頁, 2012年
- 「情報化と経済・社会の変容」, SGCIME編『増補新版 現代経済の解説』御茶の水書房, 271～293頁, 2013年
- 「『東北』と自動車産業」, 折橋伸哉他編『東北地方と自動車産業』, 創成社, 12～25頁, 2013年
- 「現代『資本主義』の歴史的種差性—段階論再考」, SGCIME編『グローバル資本主義と段階論』御茶の水書房, 125～152頁, 2016年
- 「情報化と経済・社会の変容」, SGCIME編『第3版 現代経済の解説』御茶の水書房, 281～303頁, 2017年
- 「地域循環型社会としての新たなコミュニティの創発」, 大内秀明・吉野博・増田聡編『自然エネルギーのソーシャルデザイン』鹿島出版会, 164～190頁, 2018年

## 学術論文

- 「1920年代におけるアメリカの資本輸出——『相対的安定期』とその崩壊への影響（上）『研究年報経済学』東北大学，41（1），43～70頁，1979年
- 「1920年代におけるアメリカの資本輸出——『相対的安定期』とその崩壊への影響（下）『研究年報経済学』東北大学，41（2），193～224頁，1979年
- 「事例研究：業務核都市構想に基づく情報化政策の問題点と今後の課題——川崎市のケース」『現代都市における情報生産・創造機能と自治体の課題』社団法人平和経済計画会議・都市情報システム研究会，80～102頁，1988年
- 「日本における流通システムの現在の位置（1）」『経済評論』38（11），72～87頁，1989年
- 「日本における流通システムの現在の位置（2）」『経済評論』38（12），74～92頁，1989年
- 「北東アジア情報・通信システムの構築」『国際政治経済動向の調査研究（北東アジア諸国の開発と地域協力）』財団法人産業研究所・委託先社団法人平和経済計画会議，146～151頁，1991年
- 「情報技術と『日本型流通システム』」『資本主義経済の変容と産業構造の転換』，平成5年度文部省科学研究費補助金 重点領域研究『情報化社会と人間』（研究成果報告書），5～7頁，1994年
- 「情報技術と流通——市場と消費者のインターフェースの新設計」，平成5年度文部省科学研究費補助金 重点領域研究『情報化社会と人間』（研究成果報告書），52～63頁，1994年
- 「日本企業の直接投資の構造変化と東北アジア」『国際政治経済動向の調査研究（新局面を迎えた東北アジアと経済圏形成の可能性に関する調査研究）』財団法人産業研究所・委託先社団法人平和経済計画会議，183～191，1994年
- 「〈流通情報化〉の歴史的文脈」『研究年報経済学』東北大学，56（4），723～735頁，1995年
- 「現代資本主義とサイバースペース」『季刊 経済と社会』（11），7～18頁，1997年
- 「デジタルネットワークのなかの現代資本主義——エレクトロニック・コマースとは何か」『情況』9（8），6～20頁，1998年
- 「現代資本主義とエレクトロニクス・コマース」，日本流通学会『流通』（12），6～19頁，1999年
- 「マルチメディアを活用した中山間地域振興の可能性」『東北地域における高速道路による地域連携と中山間地域——秋田県皆瀬村のケース』JH総合研修所・委託先東北地域経済研究会，111～127頁，2000年
- 「IT『革命』を考える」『アソシエ』（4），211～224頁，2000年
- 「アメリカ資本主義と〈情報化〉」『経済理論学会年報』経済理論学会，（37），216～233頁，2000年
- 「情報化する〈資本主義〉の歴史的文脈」『アソシエ』（13），35～48頁，2004年
- 「〈情報化〉を視軸に現代資本主義をみる」『季刊経済理論』経済理論学会，44（2），5～17頁，2007年

- 「降旗『現代資本主義論』の射程」『情況』10 (3), 188～197頁, 2009年  
「共同体的編成原理の射程」『季刊経済理論』経済理論学会, 50 (3), 7～19頁, 2013年  
「原発を撥ね返す感性と理路」『社会理論研究』社会理論学会, 第19号, 14～26頁, 2018年

## 一般論文

- 「情報／デジタル技術の社会的位置」『月刊 フォーラム』(9), 95～101頁, 1995年  
「IT革命下の流通・サービス業」『TRI-VIEW』(168), 東急総合研究所, 31～37頁, 2000年  
「IT『革命』その後」『アソシエ21ニューズレター』(42), 8～11頁, 2002年  
「ITの現在——ユビキタスという〈衣裳〉」『経済資料研究』(34), 1～21頁, 2004年  
「『ライブドアVS.フジ問題』から見えてくる〈時代相〉」, 『Niche [ニッチ]』(18), 批評社, 11～14頁, 2005年  
「IT企業楽天と『東北』のプロ野球球団」『アソシエ21ニューズレター』(77), 8～11頁, 2005年  
「楽天とTBSの攻防戦に潜む問題」『Niche [ニッチ]』(19), 批評社, 4～5頁, 2005年  
「ITの発達による『個』の膨張」『学会会報』(2), 46～51頁, 2006年  
「『個人の原子化』と情報化」, 『アソシエ21ニューズレター』, 8～11頁, 2007年  
「近代以降の『東北』の位置づけから自立したローカルへ」『図書新聞』3017号, 2011年  
「『3.11』とは何か—グローバル資本主義を相対化する視座」『別冊Niche』(3), 85～93頁, 2011年  
「震災を静かなる革命につなぐ」『変革のアソシエ』(6), 8～13頁, 2011年  
「『地域共同体』の創発にむけて」『情況』11 (15), 95～99頁, 2011年  
「復興のポリティカル・エコノミー」(工藤昭彦氏, 田中史郎氏との共著)『別冊Niche』批評社 (4), 57～122頁, 2012年  
「対談 足場と主体をどう構想するか:『東北』から発信する」(河村哲二氏との共著)『変革のアソシエ』(10), 6～20頁, 2012年  
「デジタル資本主義の歴史的コンテクスト」『中小商工業研究』(116), 19～29頁, 2013年  
「地域からの視点 『東北』の再定義のために:「三・一一」の歴史的意味」『変革のアソシエ』(16), 49～59頁, 2014年  
「『東北』における地域循環型社会序説」『変革のアソシエ』(23), 80～90頁, 2016年

## 翻訳

- 「1929年恐慌:現代への10の教訓」(C.P.Kindleberger, "1929: Ten lessons for Today" (Challenge, March/April 1983)『経済セミナー』日本評論社, 13～19頁, 1983年7月号

## 事典項目等

- 鷺田清一・野家啓一編『20世紀を震撼させた100冊』出窓社, 1998年 (「マルクス『資本論』」, 「レー

ニン『国家と革命』の項目を執筆]

北川高嗣・須藤修・西垣通他編『情報学事典』弘文堂, 2002年 (「EOS」「FA」「OJT」「オンライン・ショッピング」「価値 (経済的な意味での)」「QC」「経済のソフト化」「ジャスト・イン・タイム」「情報資本」「TQM」「ディストリビューション産業」「テレ・マーケティング」「POS」「リーン生産方式」の項目を執筆)

日本流通学会編『現代流通事典』白桃書房, 2006年 (「ネット広告」の項目を執筆)

## 書評

「C.P.Kindleberger; *The World in Depression 1929-1939*, Allen Lane, The Penguin Press, 1973, 336p.」『経済学批判』(5), 社会評論社, 190～196頁, 1979年

「E. マンデル著・長部重康訳『現代の世界恐慌』柘植書房』『週刊エコノミスト』11月11日号, 92～94頁, 1980年

「N. プーランツァス・田口富久治他訳『資本主義国家の構造Ⅱ』未来社『日本読書新聞』1981年11月30日号

「福田豊著『情報化のトポロジー』御茶の水書房, 『流通』日本流通学会, No.10, 212～220頁, 1997年

「須藤修著『複合的ネットワーク社会』有斐閣, 『農林水産図書資料月報』第541号, 11頁, 1995年

「経済学『2007年回顧』』『週刊読書人』第2719号, 2007年

「高橋洋児著『マルクスを「活用」する』採流社, 『週刊読書人』第2732号, 2008年

「青木孝平著『コミュニタリアン・マルクス』社会評論社, 『図書新聞』第2871号, 2008年

「経済学『2008年回顧』』『週刊読書人』第2769号, 2008年

「M.アグリエッタ／B.ジェソップ他著『金融資本主義を超えて』晃洋書房, 『週刊読書人』, 第2795号, 2009年

「経済学『2009年回顧』』『週刊読書人』第2819号, 2009年

「経済学『2010年回顧』』『週刊読書人』第2870号, 2010年

「経済学『2011年回顧』』『週刊読書人』第2920号, 2011年

「経済学『2012年回顧』』『週刊読書人』第2970号, 2012年

「大内秀明著『ウィリアム・モリスのマルクス主義』平凡社新書』『図書新聞』第3080号, 2012年

「大内秀明著『ウィリアム・モリスのマルクス主義』平凡社新書, 『生活経済政策』(188), 33頁, 2012年

「本山美彦『人工知能と21世紀の資本主義』明石書店, 『変革のアソシエ』第24号, 92～95頁, 2016年

他, 略

## エッセイ／随想

「座談会『流通問題を考える』を読んで」『筑波』流通経済大学報, No.46, 78～79頁, 1988年  
「東北学院のWeb情報, “発信!”」『Assist News』No.19, 東北学院大学経済研究資料室, 1～2頁,  
1999年

「杉浦さんと『Qの会』 U君への手紙」, 『追悼文集 杉浦克己と私たちの時代』桜井書店, 47  
～51頁, 2002年

「千葉英明君へ電子メールを送りたいのに・・・」, 『千葉英明君追悼集 二つの永遠のあいだに』  
千書房, 38～39頁, 2002年

「IT大国インドにて(1)～(3)」『Webジャーナル「ちきゅう座」』2006年

「『民族問題』というアポリア」『場』(35) こぶし書房, 5～6頁, 2007年

「当世大学生の自己紹介」『東北学院時報』第671号, 2008年

「文学とともにあった『経済学者降旗節雄』」『追想 降旗節雄』社会評論社, 40頁, 2009年

他, 略

## 学会等及び社会における主な活動

経済理論学会会員 幹事 (2001年度～2010年度, 2014年度～2016年度)

社会情報学会 (旧日本情報学会=JSIS) 会員

日本流通学会会員

進化経済学会会員

社会福祉法人 仙台福祉サービス協会 理事・評議員 (2006年3月～)

大学入試センター第一委員会委員 政治・経済問題作成部会

副部会長 (2007年度) 部会長 (2008年度)

みやぎ建設総合センター・低炭素社会構築モデル事業委員会委員 (2015年度～2017年度)

仙台・羅須地人協会 運営委員 (2013年2月～)

シニアネット仙台 (NPO法人シニアのための市民ネットワーク仙台) 監事 (2017年～)

# 企業内養成熟練と勤続昇給

安 田 均

## はじめに

安倍政権が取り組んできた働き方改革の中には、非正規雇用の正規雇用との格差を是正する仕組みが盛られていた。その内、手当や賞与に関しては、法案が通過する前から、手当の正社員のみ支給が見直されるなどの動きが起きている。既に2016年12月に政府が公表した「同一労働同一賃金ガイドライン案」に基づいて訴訟が進んでいたからだ。また、法案通過の直前、2018年6月1日には、手当支給や（定年退職後、再雇用された）嘱託労働者の正規雇用との賃金格差に係わる2件の最高裁判決が下りている。しかし、複数の決定要素が絡む基本給の賃金格差是正には見通しが立っていない。すなわち、非正規雇用の賃金は、正規雇用と異なり、勤続しても昇給しない状況の是正は依然として課題として残っている。

ここでは、勤続昇給する労働とはどのようなものか、その理論的位置付けを追究した。

すなわち、まず勤続昇給する労働を、価値を形成する単純労働とは異なる労働類型と位置付け、価値非形成労働について検討し、その特徴を追加供給困難な労働に求めた(I)。ついで、価値を生まない労働とは生産過程ではどのような役割を果たしているのかを検討し、技能蓄積が企業外で行われるものと企業内で経験に基づいて行われるものという2種類の労働を抽出した(II)。最後に、後者の場合、労働者の技能養成を誘発する賃金制度とはどのようなものか、また技能・知識の蓄積とは無関係な勤続昇給が滑り込まないようにするには賃金制度の運用面でどのような工夫が必要かを検討した(III)。

## I 価値を生まない労働

### 1. もう一つの労働

**生産的労働と不生産的労働** 経済理論が主に対象にする一般的な労働に対して、異なる種類の労働は、価値形成労働に対する価値非形成労働、あるいは生産的労働に対する不生産的労働という二分法で捉えてられてきた。

経済学の最初の関心は富すなわち価値の形成であり、これを労働が生み出すとみる立場からその労働に生産的労働概念が、他方、価値を生み出さない労働に不生産的労働概念が割り当てられた。学問上の関心は、生産的労働、不生産的労働の判別基準に向けられ、生産的労働は専ら価値形成労働の表象と捉えられた反面、不生産的労働も価値非形成労働の別名扱いであった<sup>1)</sup>。

1) 生産的労働概念を巡る議論は安田 [2016b] 第1章1, 2を参照のこと。

**価値非形式労働の二面性** 関心が専ら価値にある限り価値非形成労働と認定された労働には、それ以上の究明がなされない。

しかし、価値を形成しない労働には、商品を生産しても価値を形成しない労働と、商品を生産しないから価値も形成しない労働の2種類がありうる。

例えば、家庭内の家人によるサービス供給（「無体のKm」生産労働）の中には、外部の業者に任せず家人が担っていても、賃労働と同様に、テキパキとこなすことが求められる、いわば手段化した労働もあれば、相手の要望になるべく応えようと時間に余裕のある限り丁寧に行なわれる労働もある。しかし、不生産的労働が、生産的労働＝価値形成労働の反射規定として価値非形成労働と一括される限り、商品サービスを生まないこれら2つの労働に理論的な区別が付けられない。

**生産的労働と価値形成労働の峻別** そこで、われわれは、生産的労働と価値形成労働に切れ目を入れることにした。自然との物質代謝過程として見れば人間の主体性を示す労働が、目的である生産物視点から捉え返されたのが生産的労働であり、手段的に追求されるため定量性を帯びる。しかし、商品の生産に係わる生産的労働すべてが価値形成労働というわけではない。商品の性質、労働のあり方によっては価値を生まない労働もありうる。

生産的労働・不生産的労働区分と価値形成労働・非形成労働の区分を区別することによって、家庭内の労働も、単に価値非形成労働に止まらない位置付けが可能となった。すなわち、家庭内の労働のうち、功率的にテキパキとこなされる労働は、目的に規定され手段化した生産的労働という点では賃労働と変わらない。アンペイド・ワークという位置付けも可能である。他方、相手の満足が優先され、手段化し切れていない場合、目的合理性による効率編成が弱く、定量性を欠くため、不生産的労働に該当する。この場合はサービスを受ける相手との関係が第一であり、ペイド・アンペイドの問題ではない。

表1：価値形成／非形成二元論から、価値形成／非形成、生産的労働／不生産的労働の二軸論へ

商品生産	定量性	技術的確定性	備 考
有) 広義の価値形成労働	有) 生産的労働	有) 狭義の価値形成労働	資本に投下された単純労働は、量的に切り詰められており、同じ商品にはどの資本でも一定量必要（価格変動の重心を規定）。
		無) 狭義の価値を形成しない労働	複雑労働（特別の訓練を要する労働）。そのうち勤務経験に応じて技能が累積するケースは、査定と勤続昇給を特徴とする能力主義的労働。
無) 広義の価値も形成しない労働	無) 不生産的労働		効率的に追求される部分は定量性があり、外部化可能。外部化していなくても、費用化可能。「アンペイドワーク」。
		定量性はなく外部化不能。費用の問題ではなく、分担・時間の問題。	

われわれは、以上のように生産的労働と価値形成労働とを峻別することによって、こんにちの多様な労働の理論的位置付けを試みてきた。しかし、なお理論的な問題を残していた。

価値形成労働の基準、量的技術的確定性の具体的根拠が曖昧で、それを欠く価値非形成労働とはどのようなものか、具体的類型を示していなかった。本稿ではこれらの問題を考察してみたい。

## 2. 価値形成労働の特徴と要件

まず、価値形成労働の特徴と要件を山口重克の叙述によって確認しておこう<sup>2)</sup>。

**抽象的人間労働の二重化** マルクスが『資本論』冒頭商品論において2商品の交換関係から両者の共通物として抽象的人間労働を抽出し、価値の実体としていたことを批判し、価値実体抽出の場を資本の生産過程論に移行させた宇野弘蔵も、またその後継者も、「労働の二重性」の導出及び抽象的人間労働の抽出は資本の、と限定される前の生産過程論で行なっている<sup>3)</sup>。

しかし、山口によれば、資本主義的生産様式に限定されない労働生産過程論で抽出される抽象的人間労働それ自体は価格変動の重心を規定する価値を生産する労働ではない。というのも、「諸商品の価格変動に法則性がある、つまり重心があるのは資本主義的商品に特有のことであるから、法則性の根拠も資本主義的なものと考えられなければならない」からである。「労働生産過程は資本によって担当されることによって特殊な変造を受けるのであり、変造された特殊歴史的な労働生産過程における効率的な社会的生産連関が価値法則の根拠をなすと考えられる」(山口 [1990]: 15-16)。つまり、「抽象的人間労働というのは、広義と狭義の意味がある」(同 [1995]: 116)<sup>4)</sup>。

**狭義の価値形成労働の条件** 狭義の抽象的人間労働に係わる価値は、商品の二要因としての価値一般ではなく、価格変動の重心としての価値である。

すなわち、山口 [1978] によれば、労働生産物に限定されない「商品の二要因」の1つとしての

2) 山口の「抽象的人間労働の二重化」論とその前提となる「価値概念の広義化」論については安田 [2016b] 第1章3を参照のこと。

3) 宇野が『資本論』商品論における価値実体の抽出を批判し、抽出の場を資本の生産過程論に移した論拠の1つは、商品交換は2商品の物々交換ではなく、貨幣を介した交換に他ならず、その貨幣価格の価値からの乖離も資本による生産把握によって調節可能となったことであった(宇野 [1962]: 173-174、あるいは同 [1964]: 58-59)。しかし、宇野自身は、自然との物質代謝における人間の主体性を説いた労働過程論に続き、「全過程をその結果である生産物の立場から見れば」という『資本論』の叙述に依拠して、生産物の観点から労働対象・労働手段を生産手段と一括し、労働そのものを生産的労働と捉え返す生産過程論において、綿糸生産を例に、その生産に投じられる直接生産労働およびさまざまな生産手段生産労働が絡み合う生産系列を示したうえで、具体的有用労働と抽象的人間労働という「労働の二重性」を抽出している。宇野の後継者も基本的に同じである。安田 [2016b] 第1章2(4)参照のこと。

4) 「人間の労働も、あらゆる社会に共通に、互いに同質的な抽象的な人間労働と異質な具体的有用労働の二重性を持っているが、同時に資本主義的な労働生産過程においては、それは特殊歴史的に変造された労働としての二重性を持つことになるのであり、したがって、抽象的人間労働にもあらゆる社会に共通なものの特種資本主義的なものがあると理解されなければならない。そして、価値法則の実体的根拠をなすのは、後者の特殊歴史的な規定性を受けとっている抽象的人間労働であるといわなければならない」(山口 [1990]: 16)。他に同 [1986]: 65-66。

価値は、労働の凝固物そのものと区別された形相的概念であり、「商品の交換性ないし交換力と規定するしかない」のに対して、「従来の価値ないし価値形成労働という概念の一般的な理解の仕方はそのようなものではな」く、「時と所によってバラつき、変化する多様な価格のいわば平均、あるいは変動の重心を規定する一種の基準概念という意味をもつものであった」（同：173-174）。

つまり、労働に結びつく価値とは、価格変動の重心を規定する価値である。

（狭義の一引用者）価値形成労働をこのように限定するならば、この労働の要件は次のように考えることができよう。すなわち、その労働は資本による社会的生産の一環としての商品生産の過程で行なわれるものであり、かつその質が単純労働化しているということである。この要件が満たされていれば、この労働によって生産される商品の価格は変動の重心をもつことになり、そこには基準量としての価値が形成されていることになるといつてよい（同：175）。

商品化していない生産物を別にすれば、生産物商品が資本によって生産されたものであるか小商品生産者によって生産されたものであるか、資本によるにしても、標準的な生産条件と平均化し単純化している労働によって生産され、一定の費用で追加供給が弾力的におこないうるものであるかそうでないかによって、生産物商品の価格の変動は重心をもつ変動と重心のない変動とに区別できるであろう。したがって、前者のような商品を生産する労働は、従来の狭い意味でも価値を形成する労働であるといえることができるのにたいして、後者のような商品を生産する労働は、広義の価値を形成する労働ということではできるが、従来の価値概念からすると価値形成労働とはいえないものであるといわなければならない（山口 [1990]：17）。

まず、財の供給それ自体ではなく、価値増殖を目的とする資本によって投入された労働だからこそ、その投入量が無駄のないようにギリギリまで切り詰められる<sup>5)</sup>。

また、先の引用に「標準的な生産条件と平均化し単純化している労働によって生産され」とあるのは、追加供給が容易でなければ、需要超過によって高騰した価格を押し下げる重心作用は発揮されないからである。

つまり、山口が狭義の価値形成労働に求める要件は、資本による商品生産過程への投下と単純労働であることの2点である。

**追加供給可能性の意味** なるほど価格変動に重心があるのは、需要が超過し、価格が高騰した場合でも、時間をおかずに商品の追加供給が可能であるからである。しかし、一口に追加供給が困難と言ってもその原因は1つではない。

5) 「資本による価値増殖の手段としての生産過程においては、労働・生産活動は人間生活の一部であるという性格を奪われ、生産物をできるだけ安く、つまり少ない費用で生産するということが至上命令となる。資本はそのために生産諸要素をできるだけ安く購入しようとすると同時に、購入した生産要素をできるだけ効率的に消費しようとするのであり、それは労働力についていえば、直接に労働している時間以外の資本にとってのいわば無駄な時間をギリギリの限度まで排除して、労働の密度を高めると同時に、一定の賃銀当たりの労働時間をできる限り延長する行動として行なわれる」（山口 [1985]：104-105）、他にも同：128、同 [1984]：35。

資本主義的に生産された商品のなかにも、平均的な単純労働とはいえないような熟練労働とか複雑労働によって生産された商品もあれば、一定の生産条件による追加供給に弾力性のないものもある。これらの商品はいずれも平均見本をとれない種類のものであり、その価格変動には理論的に確定できるような重心は存在しないといわなければならないから、従来の狭い価値概念からいえば、これらの商品種は価値をもたない商品種であるということになり、したがって厳密には商品とはいえないということにもなる（山口 [1990] : 14）。

確かにその時代・社会の標準的な教育<sup>6)</sup>を修了した者でも担える労働は、労働市場に追加供給することは容易であるのに対して、その技能を身に付けるのに時間を要する労働は、その供給には時間を要し、弾力的な供給は望めない。

しかし、追加供給を妨げているのは、入職前の技能養成に時間が掛かるという問題ばかりではない。

たとえばレストランにおける給仕の労働をとってみよう。給仕の中には特殊な認識や経験や判断力を有し、他の給仕と代替不可能なものもある。このような給仕が提供するサービスは、需要の増大に応じて弾力的な追加供給が可能というものではない。したがって、このような給仕のサービスは、芸術家の作品と同様に、商品化する場合にも価格変動には基準がない（山口 [1978] : 181）。

「他…と代替不可能なもの」あるいはその生み出す「商品はいずれも平均見本をとれない種類のもの」、言い換えると個人の手腕・判断に依存する労働も、その内容・成果にバラツキが大きく、追加供給は容易ではない。したがって、これらの労働が生み出す商品・サービスは、「価格変動には基準がない」あるいは「その価格変動には理論的に確定できるような重心は存在しない」、つまり狭義の、重心価値を形成する労働ではない、とされている。

以上、価格変動の重心としての価値を形成する労働とは、成果との間に量的技術的確定性を有する労働であり、その要件は以下の3点にある。

- 資本によって生産過程に投入されていること
- 特別の訓練を要さないこと
- 本人の判断・裁量の余地が小さいこと

### 3. 価値非形成労働の特徴

**価値非形成労働の浮上** 価値形成労働の条件を以上のように採ると、どのような労働が価値を形成しないのだろうか。

価値形成労働の要件が以上3点である以上、その要件を1つでも満たさなければ、価格変動の重心としての価値を形成する労働としては機能しえないことになる。

---

6) こんにちの日本のように高校進学率がほぼ100%に達している社会では、就労前に義務教育でもない高校教育の修了を前提することが一般的に可能であろう。

このうち、差し当たりの考察対象が資本の生産過程にあるとすれば、労働力が非資本によって投じられるケースは捨象しておくのが妥当であろう<sup>7)</sup>。

**2つの類型** すると、商品の生産に係わりながら価値を形成しない労働には2つのパターンがあることが分かる。

1つは、入職前の技能養成に一定の時間と費用が掛かり、追加供給が困難な労働である。

もう1つは、本人の経験や経験に基づく判断が求められ、直ちに「他…と代替」はできない労働である。バラツキが大きく、成果との量的技術的確定性が乏しいからである。

しかし、価値非形成労働家を価値論的に以上のように規定できるにしても、生産過程のなかではどのような労働か、その具体像は明らかではない。節を改めて論じてみたい。

## II 追加供給が困難な労働

### 1. 熟練労働としての間接労働

**複雑労働と熟練労働** 経済原論研究の世界では単純労働以外の労働は2類型がある。1つは、特別な訓練を要する複雑労働である。多くの労働は、その時代・社会における一般的な教育、普通教育を受けた者が、その他に特別の訓練を要せずに担うことが可能である（これを特に「簡単労働<sup>8)</sup>」という）。しかし、なかには特別の訓練を労働を要する労働もあり、これを複雑労働と呼んでいる。

もう1つは、平均的な能力の者が平均的な生産条件で行なう以上の成果を出す労働である。これを熟練労働と呼んでいる。これに対して、平均的な成果を出すに止まる労働が狭義の単純労働である。

**価値還元論の適否** 原論研究の世界では、『資本論』の叙述<sup>9)</sup>が起点になり、主に複雑労働についてその生み出す価値の単純労働（簡単労働）の生み出す価値への数量的還元が問題にされてきた。しかし、特別の訓練を要する複雑労働は、「一定の費用で追加供給が弾力的におこないうる

7) 小幡道昭[2009]は、「労働組織の多態性」という観点から非資本を組み込んでいる。すなわち、パベツジ的效果が見込まれるマニファクチュア型労働組織の例として法律事務所、大学法人等の小規模組織を挙げている。

8) 大石雄爾 [1999]。

9) 「それ(価値実体としての人間労働—引用者)は、平均的にだれでも普通の人間が、特別の発達なしに、自分の肉体のうちにもっている単純な労働力の支出である。…より複雑な労働は、ただ、単純な労働が数乗されたもの、またはむしろ数倍されたものとみなされるだけであり、したがって、より小さい量の複雑労働がより大きい量の単純労働に等しいということになる。このような換算が絶えず行なわれているということは、経験の示すところである。ある商品がどんなに複雑な労働の生産物であっても、その価値は、その商品を単純労働の生産物に等置するのであり、したがって、それ自身ただ単純労働の一定量を表わしているにすぎないのである。いろいろな労働種類がその度量単位としての単純労働に換算されるいろいろな割合は、1つの社会的過程によって生産者の背後で確定され、したがって生産者たちにとっては慣習によって与えられたもののように思われる」(Marx [1867]: ディーツ版全集59頁)。以下、『資本論』からの引用は慣例に従いディーツ版全集を用い、K.I.S.59と略記する、傍点(は原文)

もの」ではないため、価格変動の重心となる価値を形成しない労働である。したがって、狭義の価値という面では、「複雑労働の生み出す価値の単純労働の生み出す価値への還元」自体が問題として成立しない<sup>10)</sup>。

## 2. 複雑労働としての労働の標準化

**複雑労働としての調整労働** 価値還元に関心が集中したなかで、複雑労働分析のあり方を示したのが菅原陽心 [1980] である。菅原は最終消費財の生産に必要な生産系列を描くことにより、「労働の二重性」を抽出すると同時に、生産系列内のさまざまな生産的労働の間には量的に技術確定的な関係があること<sup>11)</sup>、その社会的な生産過程間の連関が崩れた場合に連関を調整する労働が必要であることを指摘している。

一定量のKを生産する際には技術確定的に労働量の配分が確定されなければならないのであるが、例えば先の労働量関係で $P1-P2-\dots-Pn$ の関連が生産技術により確定された労働量配分を均衡的に達成していないときには何らかの調整作用が働くということになる（菅原 [1980] : 27）。

資本主義的生産様式に限定されない、ある最終消費財を生産するための生産的労働すべてが生産技術によって量的に確定的であるかのようにみなしている点には疑問が残る。むしろ、一定量の最終消費財を生産するための生産過程、言い換えると、生産的労働と生産手段の連関が乱れた場合にこれを調整に当たる労働の投入量は、諸連関が乱れる程度も頻度も不確定である以上、不確定的であろう。菅原自身、他の箇所では労働の配分を調整する労働について「何らかの有機的編成を妨げるような要因を想定して投下されるものであるから、一定の社会的生産編成を設定すると必ず技術確定的に投下労働量が決まるというものとはなりえない」（同：31）と認めている<sup>12)</sup>。

以上のような調整労働の投入量は生産物量との対比では量的技術的確定性が乏しい。投入量が担当者の裁量に追うことが多く、バラツキが大きい。「他…と代替不可能なもの」という意味で第2のタイプの価値非形成労働に分類できる。

**小幡労働論における熟練の位置付け** 単純労働をはみ出る労働に対するもう1つの考察は小幡熟練論である。最初にその労働論における熟練の位置付けを確認しておこう<sup>13)</sup>。

10) 詳しくは安田 [2016b] 第2章参照のこと。

11) 「今、自然素材が生産過程 $P1, P2, \dots, Pn$ を経て最終消費財Kが生産されるという生産系列を設け考察してみよう。Kの一定量が生産されるためには $P1, P2, \dots, Pn$ それぞれで一定量の生産物が生産され、それらが有機的に関連されていなければならないといえる。このような各生産過程内、並びに各生産過程間には一定の生産技術に規制された技術確定的な関係があると想定してよいだろう」（菅原 [1980] : 26）。

12) 安田 [2016b] 第1章3(1)参照。

13) 詳細は安田 [2018a] [2018b], 特に後者で論じた。なお後者では、小幡 [1997] を [1998] と誤記し、文献リストからも漏らしていた。訂正しお詫びする。

小幡労働論の大きな特徴は、生産的労働に偏った労働概念を相対化するために、労働を生産と切り離して説いていること、具体的には生産を労働とは独立に自然法則に従った量的過程として規定した後に、自然法則に則った人間の目的意識的行為として労働を規定している点にある<sup>14)</sup>。すなわち、小幡原論、小幡 [2009] は、第II篇生産論第1章労働の「1.1労働過程」において、自然法則が支配するモノとモノの反応を過程として切り取る（認識する）際、その収支が正の過程を生産、負の過程を消費と定義する。これに対して、活動における目的意識性の有無を基準に労働・非労働が規定される。したがって、「非労働による生産（消費）」もありうる。さらに、意識と身体を備える労働力が「目的に即して」具体的に編成される「労働過程」の考察の終盤に、労働の属性である目的意識性から、一方で欲求の対象化・客体化と目的を共有するためのコミュニケーションの発達、他方で目的と手段の分離、手段の階層化を導き、「両効果は…(1)協業と(2)分業という労働組織の座標軸をきめる」（小幡 [2009] : 103）と次節「1.2労働組織」に繋げている。熟練が取り上げられるのは労働組織に係わってである。

小幡によれば、協業とは労働主体がコミュニケーションを交わす労働組織であり、資本主義的生産様式では工場制をとる<sup>15)</sup>。そして、出力系の連合である分業<sup>16)</sup>という観点から資本主義的労働組織は機械制大工業型とマニファクチュア型<sup>17)</sup>の2つに分けられる。すなわち、分業の方法には、自然過程に依存する技術と人間の主体に依存する技能ないし熟練の2通り<sup>18)</sup>があり、それぞれに対応する労働組織が機械制大工業型労働組織とマニファクチュア型労働組織とされている。

つまり、小幡労働論（生産論第1章）では、資本主義的労働組織は機械制大工業型ばかりでなく、マニファクチュア型もあり得ること、「労働組織の多態性<sup>19)</sup>」を主張するなかで、自動化を極点

14) 生産を労働という人間固有の活動とは無関係に自然法則に従った量的過程として規定し、そのため生産の定量性は所与とされ、「労働の二重性」も労働の特性、労働の「汎用性」の一面として導かれる。「前社会的生産観」といえよう。安田 [2018a] 参照。

15) 小幡 [2009] : 127の表II.1.1「労働組織の組成」では資本主義的労働組織欄が「協業 (= 工場制 = 大工業)」と表記されている。

16) 「協業は労働力の入力系である意識の連合をコアにする労働組織であった。これに対して、出力系の連合をコアにした、別種の労働組織の存在が考えられる」(同 [2009] : 116)。

17) マニファクチュアと機械制大工業の「違いは手工業か機械制かという区別に集約される。手工業という用語は、組織編成の基盤が習熟効果を伴う『熟練』であることを意味する」との叙述もあるが、「機械を前提としたこの種の熟練」(同 : 127, 131, 太字は原典, 以下同様) という規定もあり、機械を用いないという意味ではない。

18) 「労働の分割は、自然過程に依存する面と、主体の能力に依存する面がある。本書では前者を技術とよび、後者を熟練ないし技能とよぶ」(同 : 119)。

19) 「大量の不熟練労働者が自動機械と併存する状態が、安定した一つの型をなすと考えることには原理的に無理がある。機械体系が全面的に普及すれば、労働力は排除されるはずだからである」(同 : 132)。他方、マニファクチュア型労働組織では、従来、高賃金熟練労働者が担っていた過程を、単純作業には低賃金不熟練労働者を当て、熟練労働者には高度な作業に専念させることによって、生産性の上昇の他にも、「バベッジの効果」を享受できる。すなわち「生産に必要な賃金の総額は節減できる」(同 : 128)。

とするがゆえに労働としては不熟練労働を従えるだけの機械制大工業型<sup>20)</sup>に對置して、もう片方のマニファクチュア型労働組織における労働のあり方として熟練が説かれているのである。

**複雑労働としての熟練** 小幡のいう熟練は旧来の属人的熟練ではない。小幡[1997]は、『資本論』の分業に関する叙述<sup>21)</sup>から分業における「熟練の変容」という見方を引き出した。「熟練の変容」とは、『資本論』でも触れられている「労働の標準化」「労働の等級化」を指す。

まず協業を前提する資本主義的生産様式では、熟練は相互に連結しやすいように標準化が求められる。

その(分業の一引用者)本質が熟練の変容にあるとすれば、技能の発達はむしろ労働の標準化をもたらし、労働間の同質性を実質的に保証する方向にはたらく。個人の間にある種の生来の資質の差異があることを認めたとしても、ある基礎的な資質を具えた人々の間では、一定の期間を費やせばだれでもあるところには到達することになる。訓練は分散を拡大するのではなく標準化をもたらす。協業にもとづく分業はこの種の標準化された技能を基礎として編成されるのであり、ある特定の個人にしかできない特殊な熟練を要求するものではないのである(小幡[1997]:19)。

分業における熟練では、相手がイメージしているモノを正確にコピーすることが第一義となる。一定の期間でそれを繰り返しこなす標準化が、労働編成に必要な習熟効果の基本をなすのである(小幡[2009]:121)。

しかも、それぞれ標準化された労働、熟練の間には「それをマスターするのにどの程度のトレーニングが必要か、といった基準で難易度が等級化される」(同:137)。

この場合の等級制は、同種労働間の熟練・不熟練ではなく、分業において相互に連結する異種労働間の「横のランクづけ」である<sup>22)</sup>。

**特別な訓練としての「型づけ」** 分業の下ではどの労働も「標準化」している以上、職種毎のその型に自らの労働力が合うように塑造すること、「型づけ」が必要になる<sup>23)</sup>。

20) 機械制大工業型労働組織は、現実には到達しえない完全な自動化を極点としているため、「大量の不熟練労働者が自動機械と併存する状態」(同:132)としてしか示されず、叙述も乏しい。「機械の本質は自動化であり、そこに大量の単純労働がはたらきかける姿を想像するのはむずかしい。機械制大工業の行く先は、むしろオートメーション化された工場であり…。／このように考えてみると、資本が労働力をただの《動力》ではなく本来の意味での《能力》として有効に利用できるのは、まだ機械化できない領域においてだということがわかる」(同[2016]:172)。

21) 「全体労働者のいろいろな機能には、簡単なものや複雑なもの、低級なものや高級なものがあるので、彼のいろいろな器官である個別労働力は、それぞれ非常に程度の違う教育を必要とし、したがってそれぞれ違った価値をもっている」(K.I.S.370)。

22) 「(マルクスのいう一引用者)等級制というのは、おなじ労働内容を遂行する個別労働者間における縦の技能の格差をいっているわけではなく、有機的な労働の連鎖を前提にそれぞれ仕切られ、その枠内で型づけされ標準化された異種労働間の横のランクづけを意味している」(小幡[1997]:14-15)。

23) 小幡は「型づけ」概念を用いて産業予備軍と常雇への労働市場の分断、勤続の発生を説いてきた。小幡[1990]:22, 同[1997]:19, 同[2009]:172-173。安田[2016b]第2章3参照のこと。

技能は作業ごとに規格化, 定型化, 標準化される必要がある。これを**型づけられた労働**とよぶ。ある作業, 業務で標準的な水準に達していることが求められるだけで, そこで打ち止めである。長年かけて漸進的に向上する名人芸のような「個人の熟練」が求められるわけではない(同:136, 太字は原典, 以下同様)。資本は一定の技能を要する労働を基準に生産過程を編成する場合, 労働者はこの求めに応じる標準を身につけて労働力を売る必要がある。これは労働力の内容が変化しているというよりは, 配管工か電気工か, トラック運転手か鉄道の運転手か, 英語をマスターするか中国語にするか, など一般的な能力の方向づけの違いである。いわば, 基本的な労働力を特定のラップで包んで, 販売しているといつてよい。これを労働の**型づけ**とよぶ。型づけは労働力の内容を変化させるというより, 同じ労働力を売るためのパッケージであり, 販売費用に近い性格をもつ(同:172)。

「労働の標準化」とは, 分業を担うそれぞれの労働が相互に接続しやすいように規格化されていることであるから, それぞれの労働の間, 異種労働間には「それをマスターするのにどの程度のトレーニングが必要か, といった基準で難易度」の等級制が発生する。これは, 言い換えると, その習得に, しかも入職前に特別の訓練を要する第1のタイプの価値非形成労働に相当する。

### 3. 2類型の異同 — 企業特殊性と一般性

以上, 前節で価値論の観点から捉えた価値非形成労働をここでは, 具体的な生産過程のなかで捉えようとした。

1つは生産過程間の調整を行なう労働である。あるものの生産には様々な生産手段と生産的労働の連続的あるいは並列的投入が必要であり, その連携が乱れた場合にこれを調整し, バランスをとる労働である。この調整労働に当たるには, 生産過程の有機的連関, 生産的労働および生産手段の配分に関する知識と経験, さらにそれらに基づいた判断が必要であり, 直ちに追加供給できるわけではない。

もう1つは, 個々の労働というよりも, 分業の展開によってそれぞれの労働が相互に連結しやすいように「標準化」, 規格化されていることを指す。賃金労働者は, 労働市場で職を得ようと思えば, それぞれの職務規格に合うように自らの労働能力を塑造する必要がある。

これら2類型の労働は重なる部分がある。

どちらもその育成には時間を要し, 労働力ないしそれによる商品供給は容易ではない。その限りではどちらも複雑労働という面をもつ。

しかし, 大きく異なっている面もある。

第2類型の労働は「相手がイメージしているモノを正確にコピーすることが第一義となる。一定の期間でそれを繰り返しこなす標準化」(前出)との記述に明らかのようにモデルをまねることによって修得される技能である。これに対して, 本人の判断に依存する第1類型の労働は, 事例毎に判断を類型化できるにせよ, 類型の判断自体には一定の経験を要するため, 現実の勤務経験によって培われる技能である。

したがって、第1類型の労働は、具体的な調整労働の中で身に付けるしかない。企業内の実務で培われるという意味では企業特殊性を帯びている。他方、第2類型の労働は、機械制大工業による分業の徹底により社会的に「標準化」された技能である。「型づけ」に関わる費用・労働が、労働力商品の販売に不可欠な販売費用と例示されているように、入職前に身に付けることが求められている。言い換えると、企業特殊性を欠く一般的熟練である。

### Ⅲ 企業内養成熟練

調整労働の存在を指摘した菅原は、その企業特殊性や育成について何も語っていない。他方、小幡の熟練には企業特殊熟練は認められないが、技能形成を誘発する賃金制度について語っている。

#### 1. 技能養成効果のある賃金制度

小幡原論の労働章は、「1.2労働組織」に続く「1.3賃金制度」において、労働者の主体性を引き出す試みとして、賃金形態と支払形式の2点から賃金制度を分類し、通常先決め型時間賃金制度の他にも、「熟練の養成」の方向に主体性を誘発する後払い型出来高賃金制もあり得ること、資本主義的生産様式における「賃金制度の多型性」を導出している。

すなわち、賃金制度は支払単位を基準にした賃金形態としては出来高賃金と時間賃金に分れる。両者は労働の成果の「評価」を含むか否かで区別される。「労働時間が（労働力商品の－引用者）売買当事者の評価に依存しない外形性を具えている」（小幡 [2009] : 134）のに対し、「労働成果の単価 $\bar{p}$ は、独自の評価が加わる」。労働成果の単価は、市場で決定される労働成果の商品価格ではなく、「労働の場に踏み込んで作業内容を観察・分析する形で約定される」（同 : 136）<sup>24)</sup>。

他方、支払方式は、先決め型と後払い型に二分される。一般に実現に時間の掛かる用益、いわゆるサービスの売買では、先払いか後払いが問題になる。労働力商品の場合も労働者の主体性を如何に引き出すかが問題となる。「原理的には、労働力商品の売買に、期間的要因を取りこみ、価格の決定と支払の時点を操作することで、主体性を取引対象に含めるかこうした操作を切り捨てるか、が基本的な分岐点となる」（同 : 138）。前者が後払い型、後者が先決め型である。

つまり、賃金形態では「労働成果の評価」を含む出来高賃金制によって、支払方式では後払い型によって労働者の主体性を刺激し、技能養成が誘発される。

#### 2. 出来高賃金とその限界

後払い型出来高賃金は、就労内容の評価によって技能養成が誘発されるというのであるから、企業特殊熟練、少なくとも企業内養成技能が想定されているのであろう。問題は企業内の技能養

24) 小幡 [2009] は、出来高賃金について作業内容の観察・分業による評価を含むと認めながら、「出来高賃金は、出来高が個々の労働者ごとに、それぞれ客観的な数量として計測可能であることを前提条件にするものである。その点で、『査定』によって、成果を『評価』する支払方式とは、基本的に異なるもの」（同 : 136）と査定による昇給とは区別している。

図1: 小幡の賃金制度の構造図

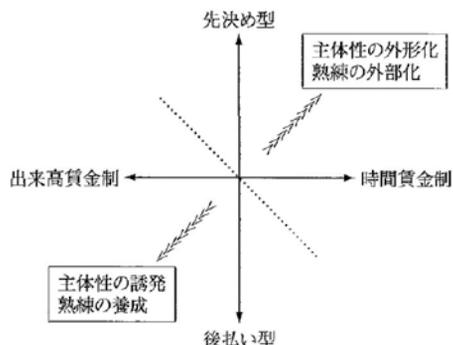


図 II.1.7 賃金制度の構造(小幡[2009]:139)

成を促すに足るか否かである。

**支払方法** 小幡による「賃金制度の構造」図(小幡 [2009]: 139, 図 II.1.7)をみて直ちに気付くのは、支払方法による区分、縦軸が先決め型と後払い型になっていることである。言うまでもなく先決め型の対立概念は後決め型であり、後払い型のそれは前払い型である。先決め型か後払い型かという分類は、先決めか後決めかという賃金決定時期と先払いか後払いかという支払時期という2つの基準が混線しており、直ちには納得できない。

混線している理由の一端は賃金形態規定にある。縦軸を賃金決定時期の後先に統一すると、小幡の定義では「労働成果の評価」を前提とする出来高賃金の先決め型、第2象限は成立しえないし、同評価を含まない時間賃金の後決め型、第4象限は無意味な存在になる。

逆に縦軸を支払時期の後先に統一すると、時間賃金や出来高賃金を規定する就労時間や出来高は事前に予測することができないため、先払い型、つまり第1、第2象限が成立しえなくなる<sup>25)</sup>。

そのため縦軸を、賃金決定時期の先決めに対する支払時期の後払いとわざと基準をずらしたと推測できる。しかし、その場合でも、同評価を前提とする出来高賃金の先決め型、第2象限は成立しない。また、時間賃金は、同評価を要さないとされているから、先決め型であるは当然として、支払時期としては後払い型でもあるから、第1、第4象限に跨がる形で配置すべきであり、第1象限にのみ割り当てられているのは片手落ちに映る。

このように縦軸、支払方法の区分をどう工夫しても、4つの象限のうち第2象限ともう1つ、2つの象限は機能しない。混乱の根本的原因は、小幡による賃金制度の分類は賃金形態と支払形式の2つの基準を用いるとされながら、そのどちらも評価の有無による分類になっている、つまり基準が重複していることにある。

25) 賃金で一般に先払い、前払いは「バンス」と呼ばれる。英語のadvanceに由来する略語で、要は日常の支払に窮した労働者への賃金の「前貸」である。

**賃金形態分類上の問題** 賃金形態の分類にも理解できない点がある。

第1に、技能養成を誘発する賃金形態として出来高賃金を指定している理由が、「売買当事者の評価に依存しない外形性を具えている」時間賃金に対して、「労働成果の評価」を含むとされている点である。

確かに就労時間は出退勤記録簿に記録されるなど外形性を有している。しかし、それは出来高、個数も同じである。また、どちらも単位賃率は自然に決まっているわけではないから、出来高賃金の1個当りの賃率も時間賃金の1時間当りの賃率も、「売買当事者の評価に依存」していることに違いない。

第2に、出来高賃金における「労働成果の評価」の内容を「労働の場に踏み込んで作業内容を観察・分析する」（同：136）と説明している点である。

一般に出来高賃金は、出来高1単位当りの賃率を予め明示することによって賃金収入の増加を望む労働者に労働支出の増大を促す制度である。つまり、単位賃率の明示という点では、出来高賃金も時間賃金と同じ先決め型なのである。逆に労働完了後に単位賃率が決定されるのでは、労働者は増産によって単位賃率が切り下げられる可能性を嗅ぎ取り、労働意欲はむしろ抑えられることになる。この点は、標準作業量に達するか、あるいは下回るか上回るかによって単位賃率を切り替える差別的出来高賃金でも同じである。

**能率給と技能養成** 出来高賃金のような能率給がそれ自体で労働者を技能養成に導く効果があるのかも疑問である。

もちろんその伸長が出来高の増加に直結する類いの技能も存在するであろう。しかし、前節で取り上げた成果との関連が不確定的な熟練の場合、出来高が一様に増えるとは限らない。また、直接的生産労働ではない、いわゆる間接労働の場合、出来高もその増減も測りにくい。

他方、技能の取得のために一定の費用負担を強いられる労働者は、出来高が技能取得前を超えない限り費用を回収できない。出来高賃金では技能養成に時間と費用を掛けようとはしないであろう。

そのため、小幡原論では賃金制度に「労働の場に踏み込んで作業内容を観察・分析する」（同：136）ことを求めたのであろうが、それはもはや「出来高」賃金ではない。

要するに、小幡の賃金制度論は、考課給が用いる「労働成果の評価」を能率給に持ち込むという混同を冒している。

### 3. 賃金の等級制と運用

**賃金の等級制** 一定の費用負担を伴う技能養成を労働者に求めるには、賃金制度を収入がその時々で上下動する出来高にではなく、身に付いた技能に関係付ける必要がある。

また同じ職種、職務でも技能にはいくつかの水準があり、その水準は順に身につくものであるため、その賃金制度は階梯式、等級制を取ることになる。つまり、技能習得の段階毎に賃金を上

にスライドさせていく、いわゆる賃金の等級制度である。もちろん、この場合の等級制度は、熟練同士の「横のランクづけ」ではなく、同じ熟練職種内の「縦のランクづけ」である。

賃金の等級制度としては、現実には欧米の職務等級制度と日本の職能資格制度がある。前者は、仕事の内容、難易度、肉体的精神的要件、求められる経験、資格を分析（職務分析）した上で、その価値を評価し、値の近い職務をいくつかの等級に振り分け、市場の相場を参考にしつつ、最終的に値付け（職務評価）する賃金制度である。後者は、職務の遂行に必要な労働者の能力、職務遂行能力をたいいて事務技術系と技能現業系の二系統に分けて等級付ける賃金制度である<sup>26)</sup>。つまり、職務のランク、職務等級毎に支払う賃金形態が職務給であり、個人の能力のランク、職能等級毎に支払う賃金形態が職能給である。

等級の上昇、昇級は、労働者個々人の仕事ぶりの評価、査定によって行なわれる<sup>27)</sup>。

通常、個人査定は、上司が、個々人の仕事ぶりを仕事の量や質をみる成績、仕事に取り組む姿勢、協調性や率先性をみる情意、経験や業務上の知識等をみる能力の三面にわたって評価している。

査定における情意評価は決して日本固有ではない。しかし、遠藤公嗣 [1999] は、日本における査定要素の特徴として、アメリカのそれと比べると、情意の比重がやや高いこと、非管理職に対する管理職的要素は職務関連性が低いことを挙げ、両国の評価要素の特徴を総括し「米国における一般従業員に対する査定の評価要素は、より客観的である。日本における一般従業員に対する査定の評価要素は、より主観的である」（同：82）<sup>28)</sup>と指摘している。

**勤続昇給の可能性** 日本の職能資格制度ないしそれに基づく職能給に対し、特殊な時代、特殊な社会を前提に成立し、持続可能性はない、という指摘がある。例えば、遠藤 [2014] は次のように主張する。個々の労働者の職務遂行能力を基準とする日本の職能給は、属人基準賃金<sup>29)</sup>であり、

26) 日本の賃金制度は基本給と手当からなり、基本給は数の上では総合決定給一本の企業が多いものの、大企業の場合、いくつかの賃金形態を組み合わせた賃金体系という形をとる企業が多い。その中でもっとも規定的な賃金形態が職能給である。笹島芳雄 [2001b] 参照。

27) 欧米の典型的ブルーカラーの場合、昇級は、査定成績と関わりなく、いわゆる先任権 (seniority) が幅を利かせている。労働協約では「能力が同等な場合に限り、勤続順に昇級させる」と記されていても、一般にブルーカラー労働組合員は査定を拒否しているため、純粋に勤続順となる。しかし、裁量性の高いホワイトカラーの場合、査定は不可避であろう。

28) 遠藤 [1999] は、アメリカ発祥の査定制度が日米それぞれ独自に発展し、今日では11の点で対照的であることを示している。評価要素については、それぞれの評価要素を評価している企業の割合を示す日米それぞれの集計を示しながら、1) 成績の評価要素、「仕事の量」「仕事の質」については重視する企業の割合に大差ない、2) 情意の評価要素では、日本の非管理職は、米国のそれよりも評価される比率がやや大きい、3) 職務関連的と考えられる能力、例えば、「職務知識」「業務知識」「監督の必要」「技能」「理解・判断力」「熟練度」等では重視する企業の割合に両国で大差はない、4) 日本の非管理職は、「想像・企画力」「折衝力」「指導・管理力」等管理職に相応しい能力を評価する企業が多いため、米国の非管理職より能力の評価される比重が大きい、とおおよそ4点を指摘している。

29) 「属人基準賃金は、労働者に備わっている特徴すなわち属性、たとえば、年齢、勤続年数、学歴、性別、そして、建前としての『職務遂行能力』など、これらを基準として賃金を支払う賃金形態だ。『労働者という人間に備わっている』を『属人』と漢字でいいかえて、属人基準賃金と私は呼ぶ」（遠藤 [2014] : 71)。

正規労働者の解雇に抑制的な日本的雇用慣行<sup>30)</sup>を基盤としている<sup>31)</sup>。「属人基準賃金は…正規労働者の年齢や勤続年数や職務遂行能力を、いいかえると、正規労働者がもつ人としての属性を、賃金額決定の主な基準とする賃金のことであり…。『終身雇用』『年功序列』の組織でなければ『属人基準賃金』は意味が薄い…」(同:33)。企業が正規労働者の解雇に抑制的であり得たのは、戦後の高度経済成長から80年代の安定成長があつてこそである。また、日本的雇用慣行の恩恵に浴する正規労働者も、そこから排除された非正規労働者も男性稼ぎ主型家族から供給されている。すなわち主婦のパート労働者は正規労働者である夫に扶養され、家計補助的に就労しているため、低い賃金水準に甘んじている。このような両者が結びついた「1960年代型日本システム」は「歴史上のある段階にかぎって、そして、ある条件の下にかぎって、成立した」(同:107)にすぎない。しかしながら、バブル経済崩壊後は、多くの企業が持続的成長することは難しくなり、また経営環境の高速度な変化により長期に亘る雇用は困難になった。他方、サービス産業化や知識産業化のなかでその能力活用が求められる女性を男性片稼ぎ型家族ないし家計補助的労働に押し止めることができなくなったり、女性や非正規雇用との差別が許されなくなったりしている。つまり経済的社会的要因が変化し、「1960年代型日本システム」、さらにその構成要素である雇用慣行と相互補完的な属人基準賃金、職能給も維持不能になった、と。

しかし、第1に、賃金制度、賃金体系を構成する賃金形態の1つとして職能給を含んでいるのは日本に限らない。韓国や台湾でも職能給が賃金体系に組み込まれている。例えば、韓国では、職務給が「1960年代後期から1970年代にかけて多くの企業に導入された」ものの、そのほとんどが失敗に終わった。その理由としては、職務標準化の基盤未整備、強く残っていた年功序列的な伝統への無配慮等が挙げられる。その後、成立したのが職能給であった(佐護誉[1997]:169-170)。台湾では、年功賃金(年功工資)が主流であるものの、日本の影響を受けて職務給(職務薪給)や職能給(職能薪給)を導入している企業もある。職務給導入の事例は少ないうえに「年功賃金との妥協をはかったものであり、欧米型の職務給とは大きく異なったもの」(同:266)にすぎない。

第2に、職能給に年功性があるのは確かだが、勤続昇給という意味での年功性は日本に固有の現象ではない。欧米のホワイトカラーも、範囲職務給であるため、同じ職務のままでも査定により昇給している<sup>32)</sup>。また、昇級判断は主に査定成績に基づいて行なわれ、ブルーカラー労働組合

30) 「日本的雇用慣行の重要な一つの特徴は、経営者が、正規労働者の雇用をできるかぎり保障し、その解雇をしないことである」(同:101)。

31) 「『終身雇用』『年功序列』という雇用慣行は、『属人基準賃金』と相互補完的である」(同:33)。

32) 本寺大志[2000]によれば、アメリカのホワイトカラーは、各職務等級の給与レンジ(範囲)内における当人の位置を基準に、年1回の査定成績によって次年度の昇給率を決めるメリット・インクリースmerit increaseが適用されている。

員のように先任権だけで決まるのではない反面、等級数自体も多いため、長く昇給しうる<sup>33)</sup>。

第3に、一口に属人給ないし属人基準賃金と言っても、職能給は能力査定を踏まえて賃金額や昇給に差を付ける賃金形態であり、歴史的に先行する年功給とは異なる。遠藤 [2014] 自身、性格の特徴の評価が重みをもっていた年功給と対比して、職能給について「査定つき年功給との違い—『能力』差の強調」と銘打っている<sup>34)</sup>。韓国でも、年功序列型賃金が「労働者に対するインセンティブ機能に欠けていた」ため、「1990年代に入って、鉄鋼業と電子業を中心として、年功賃金に代えて職能給を導入する試みが進められ」た (佐護 [1997]: 173)。

賃金制度も社会基盤と無関係ではあり得ないものの、個々の賃金制度のなかにも勤続昇給や能力評価など普遍的な側面がある以上、戦後日本の高度経済成長等の状況に限定的な制度と捉えるのは無理があろう。

**昇級判断の基準と方法** 現実の運用においては、日本の職務資格制度に関して、かねて職務資格やその昇格・昇級の基準が抽象的で曖昧という指摘があった。『労政時報』[1997]によれば、職能資格制度の問題点として、「職能要件が抽象的で曖昧」、「個人の能力や業績を反映したメリハリのある賃金になっていない」、「年功的運用に陥っている」、「資格と担当職務にギャップがある」が企業側回答の上位4つに挙げられている。

成果を示しにくい事務職や研究職を対象に、目標に対する達成度を成果と見立てて処遇に反映させる成果主義人事が一時流行したのも上の問題意識に対応したものと思われる。しかし、成果主義人事の嚆矢とされた富士通自身も、目標評価管理制度の適用を非管理職にまで広げた1998年度改革の4年後、2002年度には成果が出る前のプロセスも評価対象とするなど早々と軌道修正している。能力主義への揺り戻しである<sup>35)</sup>。

上述のような運用上の問題の原因は、職務遂行能力の評価において、先に遠藤 [1999] の引用で示したように、非管理職向け査定においても管理者的要素が能力評価として含まれていることにある、と思われる。すなわち、正規雇用は、技能の蓄積がさほどでなくても、現在の職務と直

33) 日米の賃金制度を個人査定の有無、評価対象が潜在能力か顕在能力かの2つの軸を用いて四象限図に配置した熊沢誠 [1997] の「さまざまな賃金支払いシステム」(同:12)は、ホワイトカラー向け範囲職務給を、日本の職能給と同じ、個人査定があり、かつ潜在能力を評価する第4象限に配置し、「年功的職務給(レンジレート)」と表記している。統計的にも勤続昇給が日本だけではないことは確認されている。「男性についてみると、日本とドイツは勤続年数が長くなるにつれ、勤続年数別賃金指数が上昇し、特に勤続年数30年以上では勤続年数1～4年の約1.7倍に達する。その他の国々については、勤続年数30年以上でイタリアとフランスが約1.4倍、イギリスが約1.3倍、スウェーデンが約1.1倍となっている」(労働政策研究・研修機構 [2018] 172頁)。同頁の図および第5-13表(186頁)参照。

34) 「職能給は、査定つき年功給と何がもっとも違っていたのか。『能力』によって賃金に労働者間で差がつくこと、これを職能給が強調したことが、もっとも違っていた。そして、『能力』の評価で賃金に差がつくことは、査定つき年功給で『性格の特徴』の評価によって差がつくよりも、労働者が納得しやすかった」(遠藤 [2014]: 81)。「『職能給』は『職務遂行能力』にたいして支払う賃金形態だ。配置転換や転勤は労働者の職務経験を広げるから、OJTによる労働者の『職務遂行能力』を開発する方法だ、とも経営者は位置づけることができる」(同102)。

35) 安田 [2016a] 第3章、同 [2007] 参照。

接の関連のない管理者的要素が毎年評価されることによっていわば年功的に昇級しうからである。他方で、昇進を想定されていない非正規雇用は、教育訓練を受けていない管理者的要素が低い評価を受け、昇級が進まないことにもなる。周知のように、こんにち非正規雇用は雇用者全体4割近くに達している。他方で、非正規雇用は有期契約と特徴とするものの、実際にはしばしば更新され、勤続年数は平均すると数年に及ぶ<sup>36)</sup>。その間に技能集積も当然ありうる。しかし、実際には勤続のわりには企業内教育は手薄い<sup>37)</sup>。その結果、非正規雇用全体を取ってみれば、正規雇用に見られる勤続昇給の傾向は認められない<sup>38)</sup>。非正規雇用であっても、実質的に勤続を遂げているのであれば、能力の伸長を促し、伸長した能力に見合った昇級が必要であろう。

こうした混乱を避け、正規雇用・非正規雇用の別なく技能養成を誘発するには、職務知識、技能、熟練度等職務に直接係わる能力要素と、創造・企画力、折衝力、指導・管理力等の組織運営に係わる能力要素をハッキリ分け、昇級基準に明記すべきであろう。すなわち、それぞれの昇級において、職務に直接係わる能力要素と組織運営に係わる能力要素がどのような割合で用いているかが明らかにされている必要がある。そうすることによって初めて、非正規雇用の、同じ職場の正規雇用との賃金格差が合理的か否か検証可能となる。

参考になるのは厚生労働省が開発した職業能力評価シートである<sup>39)</sup>。同シートは、職業能力基準で設定した能力単位、能力ユニット毎に4つのレベルを設け、職業能力の到達度をチェックするものである。職業能力評価基準とは仕事に必要な知識・技能と能力を職種・職務別に整理したものであり、一方で職務とそれに必要な能力を職種から始まり、職務、職業能力を活動単位で括った能力ユニット、さらにその構成要素である能力細目に至る4つの階層に細分化する<sup>40)</sup>と同時に、

36) 厚生労働省 [2017a] 表25.26によれば、契約期間の平均は9.6ヶ月、更新回数の平均は9.2回である。また同 [2018] 第6表によれば、平均勤続年数は、正社員・正職員が男性14.0年、女性10.2年に対し、正社員・正職員以外は男性9.5年、女性7.0年である。

37) 厚生労働省 [2017a] 表8によれば、正社員とパートの両方を雇用している事業所のうち、教育訓練を実施している事業所割合は、「日常的な業務を通じた、計画的な教育訓練 (OJT)」正社員69.1%、パート54.1%、「職務の遂行に必要な能力を付与する教育訓練 (Off-JT)」正社員56.5%、パート27.7%、「入職時のガイダンス (Off-JT)」正社員52.2%、パート36.2%、「将来のためのキャリアアップのための教育訓練 (Off-JT)」正社員40.8%、パート9.5%、「自己啓発費用の補助」正社員32.7%、パート10.2%であった。また同表5によれば、両方雇用している事業所のうち、人材活用の一環として「パートの人事異動を行っている」18.3%、「人事異動を正社員には行っていないが、パートには行っていない」43.4%、「人事異動を正社員にもパートにも行っていない」33.1%となっている。また、その頻度について「正社員と同じ人事異動を行っている」6.1%、「正社員とは異なる人事異動を行っている」12.2%であった。

38) 厚生労働省 [2018] 第6図「雇用形態、性、年齢階級別賃金」によれば、正社員・正職員は男女とも50-54歳層をピークに賃金が年齢とともに上がっているのに対して、「正社員・正職員以外は、男女いずれも年齢階級が高くなっても賃金の上昇があまり見られない」。

39) 職業能力評価シートは、職業能力評価基準、キャリアマップともに厚生労働省が開発した「職業能力評価基準を核とした人材育成システム」の三大構成要素の1つである。

40) 厚生労働省のHPによれば、販売、店舗運営、商品開発・仕入れなど仕事の内容や性質が類似している職務をくくった「職種」、販売、販売・加工など概ね1人の従業員が、責任をもって遂行すべき精神的、肉体的活動を要する仕事の集まり「職務」、仕事を効果的、効率的に遂行するために必要な職業能力を、活動単位でくくった「能力ユニット」(職種に共通して求められる能力共通能力ユニットと各職務の遂行のために固有に求められる能力選択能力ユニットからなる)、能力ユニットの内容をさらに細分化した能力の要素、「能力細目」に細分化されている。

企業において期待される責任・役割の範囲と難易度を基準に能力段階を4つのレベルに分けている。例えば、スーパーマーケット業の能力段階は、販売担当者、販売部門責任者、担当責任者、統括責任者の4つである。

職業能力評価基準に基づく職業能力評価シートは、形式上、細分化した職務に即した評価になっており、職務給ベースに見える。しかし、実際には職種から能力細目に至る職業能力基準の4階層は、職務区分と能力区分が入り交じっている。すなわち、最初の2階層、職種と職務は職務区分ではあるが、前述の職務分析、職務評価という手続きを取っておらず、単なる職務分類に止まっている。次の2階層、能力ユニットと能力細目は職務遂行能力の区分である。そもそも同シートは「『自分の（または部下の）能力レベルはどの程度なのか』『次のレベルに行くには何が不足しているのか』を具体的に把握すること」（同省HP）を趣旨としている。つまり、職業能力評価シートとは、職務遂行能力を前提にした能力評価なのである<sup>41)</sup>。しかし、従来の職能資格制度が事務技術系、技能系の2区分に立脚していたのに対し、職務区分に即したより細かな等級設定になっている。例えば、スーパーマーケット事業では、職種を販売、店舗運営、商品開発・仕入れの4つに区分し、販売職種を、販売、販売加工、チェッカー、ストアマネジメントの4つの職務に分けている（他の3職種は1職種1職務）。このように職種・職務毎に等級設定することは職務に関連のない評価要素を潜り込ませず、恣意的な評価を避けるという意味で有効であろう。

さらに、能力評価シートが各レベル毎に要求する能力ユニットを使い分けている点も評価の恣意性を排し、正規雇用との多分に慣行による賃金格差が潜り込むのを防ぐ意味で重要であろう。すなわち、スーパーマーケット事業における職業能力評価シートの雛型では、全職種に適用される共通能力ユニットには全部で14項目設定されており、コンプライアンス、CS（顧客満足度）の推進から人材育成、人事労務管理、店舗営業方針の設定と推進、店舗予算の計画と管理まであるものの、前二者のチェック欄はレベル1から3までに止めレベル4はない。人材育成はレベル2のみ、後3者はレベル3のみとなっている。職務毎の選択能力ユニットでは、販売という職務の4つの能力ユニットは、対面販売がレベル1のみ、発注・在庫管理と陳列はそれぞれレベル1と2のみ、販売加工はレベル2のみのチェック欄しか設定されていない。チェッカーという職務の場合、2つの能力ユニットがレベル1のみ、残り2ユニットがレベル2のみのチェック欄設定となっている。ストアマネジメントという職務の8つの能力ユニットはすべてレベル3のみチェック欄しか設定されていない。どのレベル、等級でどの能力ユニットが求められているのか、評価対象が明確なのである。

このように等級毎職務毎に要求される評価項目が明確になり、等級管理に反映されることに

41) 遠藤 [2014] は、職業能力評価基準に準拠したあるスーパーマーケット会社における能力開発シートを取り上げ、その前段は職務分析に沿っているものの、後段は職務分析からは逸れていると批判している。しかし、そもそも査定は個人の仕事ぶりの評価であって、最終的に職務の値付けをする職務分析とは別物である。厚生労働省のHPでも「『職業能力評価基準』とは、仕事をこなすために必要な『知識』と『技術・技能』に加えて、『成果につながる職務行動例（職務遂行能力）』を、業種別、職種・職務別に整理したものです」と職務遂行能力を前提にしていることを明記している。

よって、労働者の能力開発が一層促進されるばかりでなく、非正規労働者の、正規労働者との賃金格差に合理性があるか否か検証可能となるであろう。

## むすびに代えて

ここでは、まず価値を形成する労働を生産的労働と区別するわれわれの着眼点をベースに、価値を生まない生産的労働の価値論的な位置付けを探ってみた。

ついで、その価値非形成労働が生産過程の場でどのように機能しているかを検討し、生産過程同士が連結可能なように標準化された労働と、連結自体の調節を行なう労働の2種類あること、どちらも追加供給に一定の訓練期間を要する複雑労働であるものの、前者は企業外で養成可能な一般的熟練、後者は企業内の経験に基づいて要請される企業特殊熟練であることを明らかにした。

最後に、企業内の技能養成を誘発する賃金制度について、賃金形態に求める見解を取り上げ検討し、むしろ技能養成を誘発するには賃金形態それ自体よりも賃金の等級制度が有効であること、同時に現行の等級制度の問題点からより職務に関連した能力評価、昇級管理が必要であることを明らかにした。

## 参考文献

(本文中の引用頁数は雑誌論文が書籍に収められた場合には後者の頁数を指している)

宇野弘蔵 [1950.52] 『経済原論』岩波書店。

——— [1962] 『経済学方法論』東京大学出版会。

——— [1964] 『経済原論』(全書版)岩波書店。

遠藤公嗣 [1999] 『日本の人事査定』ミネルヴァ書房。

——— [2005] 『賃金の決め方』同上。

——— [2014] 『これからの賃金』同上。

大石雄爾 [1999] 「<研究ノート>複雑労働・単純労働の訳語問題について」『経済学論集』(駒澤大学)第31巻第1号/後に大石編2000所収。

大石雄爾編 [2000] 『労働価値論の挑戦』大月書店。

小幡道昭 [1990] 「労働市場の変成と労働力の価値」『経済学論集』(東京大学)第56巻第3号/後に小幡 [2014] 第I部。

——— [1997] 「協業と分業」同第63巻第2号。

——— [2009] 『経済原論』東京大学出版会。

——— [2014] 『労働市場と景気循環』同上。

——— [2016] 「階段論からみた原理論」SGCIME編『グローバル資本主義と階段論』第5章, 御茶の水書房。

——— [2017] 「安田均『生産的労働の再検討』へのコメント」

([http://gken.sakura.ne.jp/gken/wp-content/uploads/2017/04/main\\_article-1.pdf](http://gken.sakura.ne.jp/gken/wp-content/uploads/2017/04/main_article-1.pdf))

- 小池和男 [1991] 『仕事の経済学』(第3版2005年) 東洋経済新報社。
- 熊沢誠 [1997] 『能力主義と企業社会』 岩波書店。
- 厚生労働省 [2017a] 『パートタイム労働者総合実態調査』平成28年版。  
—— [2017b] 『就労条件総合調査』平成29年版。  
—— [2018] 『賃金構造基本統計調査』平成29年版。
- 佐護譽 [1997] 『人事管理と労使関係：日本・韓国・台湾・ドイツ』 泉文堂。
- 笹島芳雄 [2001a] 『アメリカの賃金・評価システム』 日本経団連出版。  
—— [2001b] 『賃金』 日本労働研究機構。
- 菅原陽心 [1980] 「労働生産過程と資本主義的生産」(菅原ほか [1980] 所収)。  
菅原陽心ほか [1980] 『価値と市場機構』 時潮社。
- 菅原陽心 [2012] 『経済原論』 御茶の水書房。
- 本寺大志 [2000] 『コンピテンシー・マネジメント』 日本経団連出版。
- 安田均 [2007] 「富士通新人事制度における成果主義と能力主義」『山形大学紀要(社会科学編)』第37巻第2号。  
—— [2016a] 「生産的労働と生産過程論の再構成」『経済学の座標軸,馬渡尚憲先生追悼論文集』第3章, 社会評論社。  
—— [2016b] 『生産的労働概念の再検討』 社会評論社。  
—— [2017] 「生産的労働概念とその活用」『山形大学人文学部研究年報』14。  
—— [2018a] 「労働生産過程論の埋没とその影響」山形大学『山形大学紀要(社会科学編)』48-2。  
—— [2018b] 「労働組織と労働の多様性」『山形大学人文学部研究年報』No.15。
- 山口重克 [1978] 「流通と価値」(山口ほか編 [1978] 所収, 後に山口 [1987] 第Ⅱ部第3章)。  
—— [1985] 『経済原論講義』 東京大学出版会。  
—— [1986] 「価値の概念と社会的必要労働」『経済学論集』(東京大学)第52巻第3号(後に [1987] 第Ⅰ部第4章)。  
—— [1987] 『価値論の射程』 東京大学出版会。  
—— [1990] 「価値概念の広義化をめぐって」『経済理論学会年報』第27集, 青木書店(後に山口 [1996] 第1部第1章)。  
—— [1995] 「抽象的人間労働と価値法則」『情況』第55号(後に山口 [1996] 第1部第6章)。  
—— [1996] 『価値論・方法論の諸問題』 御茶の水書房。
- 山口重克ほか編 [1978] 『マルクス経済学の現状と展望』 東洋経済新報社。
- 労働政策研究・研修機構 [2018] 『データブック国際労働比較2018』。
- 労務行政研究所 [1997] 『労政時報』第3287号(1997年1月12日号)。
- Marx, K. [1867], *Das Kapital*, I, II, III, in *Marx-Engels Werke*, Bd.23-25, 1962-64 (岡崎次郎訳『資本論』大月書店, 1958-65年)。

# 不換銀行券と商品価値の表現様式 (3)\*

—現代の不換銀行券制度と資本主義の歴史展開†—

泉 正 樹

はじめに

## 1 資本主義の「変容」と通貨制度の「変化」

- 1.1 最新の『経済原論』によせて
- 1.2 資本主義の「変容」と通貨制度の「変化」
- 1.3 現代の不換銀行券へ

## 2 信用貨幣としての不換銀行券をめぐって

- 2.1 「不換銀行券論争」の問題関心
- 2.2 貨幣論と信用論との関係
  - 2.2.1 不換銀行券が負う債務とは何か？
  - 2.2.2 先取りされた〔将来の貨幣〕
  - 2.2.3 貨幣論と信用論との関係
- 2.3 信用貨幣としての不換銀行券をめぐって

### 2.3.1 はじめに債権・債務関係ありき？

### 2.3.2 計算貨幣の第一義性？

【以上、本誌第176号】

### 2.3.3 債権としての商品価値の自立

#### 2.3.3.1 貨幣・信用論の「二段階説」と「並列説」

#### 2.3.3.2 マルクス貨幣論の吟味—市場の構造—

##### 2.3.3.2.1 国家紙幣の原理的不可能性

##### 2.3.3.2.2 「後払いで買う」

##### 2.3.3.2.3 現金価格・価格の下方分散・信用価格

### 2.3.3.3 債権としての商品価値の自立

#### 2.3.3.3.1 「貨幣の価値継承性」

#### 2.3.3.3.2 債権としての商品価値の自立

#### 2.3.3.3.3 現物方式・兌換券方式、不換券方式

【以上、本誌第178号】

## 3 不換銀行券と商品価値の表現様式

【以下、本号】

### 3.1 問題の所在

### 3.2 「使用価値と価値との内的な対立」

#### 3.2.1 「内的な対立」と「外的な対立」

#### 3.2.2 「内的な対立」を探し求めて (1) (『資本論』第1章第1節・第2節)

#### 3.2.3 「内的な対立」を探し求めて (2) (『資本論』第1章第3節)

### 3.3 貨幣形態の二つの方式

#### 3.3.1 商品に内在する価値のあり方

#### 3.3.2 「展開された価値形態」と「一般的価値形態」

#### 3.3.3 貨幣形態の二つの方式

おわりに：現代の不換銀行券制度と資本主義の歴史展開

\*本稿はJSPS科研費JP18K01529の助成を受けたものである。

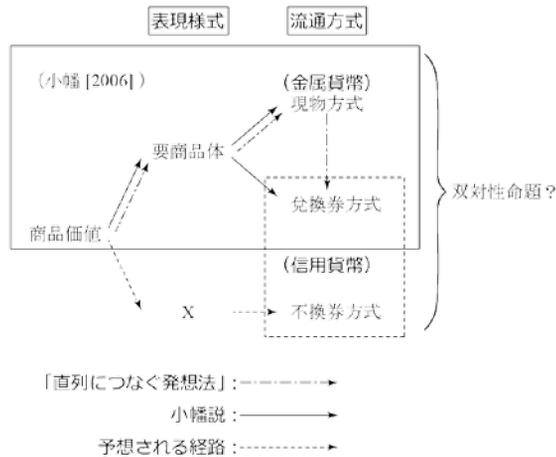
†本稿を修正するにあたり、江原慶氏（大分大学准教授）より有益なコメントをいただいた。ここに記して感謝申し上げる。もちろん、本稿にあり得るすべての誤りは筆者の責に帰する。

【ここまでの考察：「はじめに」～「2.3.3 債権としての商品価値の自立」まで】

現代の不換銀行券制度は、資本主義の歴史展開のうちどのように位置付くのだろうか。この問題関心に基づいて、本誌第176号と第178号とにおいて筆者は、「現代の不換銀行券の原理的把握に向けて」（泉 [2011]）、「小幡道昭の貨幣・信用論に学ぶ」（泉 [2012]）とそれぞれに副題を付した考察を行った。その概要は、まず第1節で、資本主義の歴史展開に伴って通貨制度が金ないし金貨から遠ざかる方向に変遷してきた点を確認し、現代の不換銀行券制度をその極に位置付けた。

これを受けて第2節では、不換銀行券制度が経済学においてどのように捉えられてきたのかという問題を整理した。結論として、現代の不換銀行券制度は、信用貨幣の観点から考察されるべきだと筆者は考える。ただし、その場合には、説明すべき問題が一点ある。不換銀行券は一体どのような意味での〈信用貨幣〉なのかという問題である。少なくとも今世紀に入るまでのマルクス経済学の原理論において、信用貨幣は、ホンモノの〈貨幣＝金〉の代理であることを前提に規定されてきた概念である。然るに不換銀行券は、その前提を反故にした〈信用貨幣〉であるように見える。それでもなお、不換銀行券が信用貨幣であるというならば、それはどのような論理によるのか。

マルクス経済学の基礎理論体系刷新の一環として不換銀行券に言及する議論（おもに小幡 [2006] を考察対象にした）に学んだのは、こうした経緯からである。そこでは、買われることをまつ商品がひしめき、その裏面として望むときに何でも買える貨幣が実在する市場において、①信用売買は、市場を市場たらしめる本源性を有すること。それは、②貨幣による価値尺度が、現金売買と信用売買との双対性に支えられて十全に機能することを意味し、その媒体である信用貨幣は、物品貨幣（具体的には金貨幣）と相並ぶ同格の〈貨幣〉のあり方として位置付けられること。そして、③そのような信用貨幣の萌芽は、商品に内在する価値の表現様式を考察する領域、つまり価値形態論において、「〈価値そのもの〉を債権化というかたちで継承する」（小幡 [2006]



泉 [2012] 41 頁

20頁) 可能性のうちに見出すことができると主張された。

この説に学びつつ、しかし、「兌換銀行券」と並ぶ「信用貨幣」のもう一つのあり方とされた「不換銀行券」の直接的な論証は行われていないと筆者は解釈した。こうした理解に基づいて泉 [2012] では、「商品価値の内属性を基礎に、現物貨幣と信用貨幣との双対性を考えることができるのは、商品価値の表現様式が、少なくとももう一つ存在するためなのかもしれない」(泉 [2012] 41頁) と述べた。生煮え感是否めないと振り返るが、商品価値の表現様式として、他商品の商品体を用いる型とは異なる様式の可能性について暫定的に言及し、上の図式を提示するに至ったのである。

以上の考察を踏まえ、本稿では、商品価値の表現様式において「予想される経路」の可能性と、その意味について考える。

### 3 不換銀行券と商品価値の表現様式

#### 3.1 問題の所在

とはいえ、貨幣とは何かという基礎問題を度外視して、その存在をともかく前提するならば、現代の貨幣現象を説明することにそれほど困難はない。銀行券や銀行預金の「保有が銀行の資産を根拠にしていることはもはや経験知に属する」(小幡 [2013] 3頁) と見るまなざしからは、その入出経路の理解に相違が生じうるとしても、金融機構のうちに形成される貨幣額表示の債権と債務とが平衡するかたちで信用貨幣の生滅する様がいずれにしても描写されることになる。「今日の貨幣は、それが紙券のかたちをとってしようと、通帳に記載されていようと、電子データになっていようと、資産としての性格を損なうようなかたちで増加させることのできない『信用貨幣』であることは明白な『事実』なのである」(小幡 [2013] 3頁) といわれる所以である。

ただ、貨幣とは何かという問題領域まで分け入り、そこから現代の不換銀行券制度をも射程に収めようとする、「事実」の説得的な説明が必ずしも提示できないように思われ<sup>1)</sup>、その点に理論上の課題が残されていると筆者は考える。理論的に説明したい「事実」は、現代の不換銀行券制度であり、この「事実」を、信用貨幣の観点から読み解ければよいのである。もちろん、こうした問題関心のみを先行させて場当たりの各論部分の辻褃合わせに終始すれば、資本主義の基本的な仕組みの全体像を解明するという基礎理論の体系性は台無しになる。とはいえ、その体系性が、各論部分の連結からなるといってもまた事実である。

そこでまず、なぜ従来の貨幣・信用論によって現代の不換銀行券制度を原理的に説明しようとするとうまくいかなくなるのか、と改めて問うてみたい。ここにいう原理的とは、商品価値の内存在性という固有の価値論に基礎付けられた貨幣・信用論の視座を意味する。問題の所在は、銀行券を兌換銀行券として規定するよりほかなくなってしまう従来の貨幣・信用論の組み立てにある

1) 「中央銀行券が法貨とされ強制通用力を与えられたことから、中央銀行券はもはや信用貨幣ではなく、政府紙幣と同一の性質を持つとするのがマル経信用論の多数派の見解になっている」(吉田 [2008] 17頁)。こうした「多数派の見解」に対して、本稿は、信用貨幣の観点から現代の不換銀行券制度の解説を試みる。

というのが結論となるが、それは詰まるところ、信用論の土台に位置する貨幣理解の検討に行きつく。要するに、「銀行券を兌換・不換でまったく異質な範疇に引き裂いてしまうことの難点を察知」(小幡 [2013] 99頁)し、兌換／不換という軸で信用貨幣を識別することの意味が問えるような貨幣理解を提示できればよい、というのが本稿の目指す方向になる。

では、信用貨幣とは何か。商品売買は、一方の極に商品を現有する売り手と、他方の極に貨幣を現有する買い手とがあり、売買について両者が合意すると同時に商品と貨幣とが手交される、いわゆる現実売買のかたちでのみ行われるとは限らない。売買契約に伴って所有権の移転がいつ生じるのかという点についての法律上の考え方は諸説あるそうだが、基本は、売り手が財産権(物権、債権、知的所有権など)の移転を買い手に約束し、買い手が代金の支払いを売り手に約束するという双務性にある。売り手と買い手とが相互に相手に対して負う債務(売り手側の財産権の移転義務／買い手側の代金の支払義務)が履行されなければ提訴すればよいとはいえ、そもそも債務履行をまったく期待できない相手とは売買契約を結ばないとすれば、売買は、お互いの債務履行に対する信用に基礎付けられた取引といえるのかもしれない。

ただ、マルクス経済学の基礎理論においては、この種の信用からさらに内容を限定した、固有の意味での〈信用〉が考察の主題とされてきた。売り手・買い手の双方が、相手に対して債務を負っている状態が考察対象とされてきたわけではない。その焦点は、財産権の移転という売り手側の債務が履行された上で残存する買い手側の債務、すなわち代金の支払約束の履行に絞られてきた。

さらに、その支払約束は、形式的には代金の後払いと総括できるとしても、単に支払時期が財産権の移転後にズレ込むという意味での後払い一般を意味するのではない。売買契約時に買い手の手元にすでに代金が用意されているにもかかわらず、何らかの事情で後払いが行われるというのではない。売買契約時に、買い手の手元に貨幣のかたちで代金が用意されていないにもかかわらず成立する、固有の意味での信用売買が考察対象とされてきたのである。つまりここにいう信用とは、買い手が支払期日までに代金分の貨幣を工面できるであろうという、買い手(受信側)に対する売り手(与信側)の〈信用〉が念頭に置かれているのである。

では、買い手(受信側)はどのようにして期日までに支払代金を工面するのか。それは基本的に、買い手(受信側)が在庫として抱える所有商品(Wと便宜的に表記する)を、支払期日までに売ることによる。つまり、〈支払期日までに買い手が代金を工面できることを信用する〉というとき、売り手(与信側)は、買い手(受信側)の所有商品(W)が支払期日までには売れる、ということ信用するのである。その意味で売り手(与信側)は、買い手(受信側)の手元に在庫として存在する所有商品(W)に将来の貨幣の姿を見て取り、これを先取る。他方、買い手(受信側)は、未だ売れていない自商品(W)を、将来の貨幣として売り手(与信側)に先取らせるのである<sup>2)</sup>。

2) 要するに、買い手(受信側)の手元への「将来の貨幣の還流が先取りされて現在の購買力が創出される」(山口 [1985] 219-20頁)ということ。

マルクス経済学の基礎理論における信用論研究の一大潮流は、こうした〈信用〉の有機的関連がどのような機構を生じさせるのかを論理的に構成する点にあり、精密な議論が積み重ねられてきている<sup>3)</sup>。本稿は、そうした議論の前提となる、将来の支払を〈信用〉される貨幣とは何であり、それが資本主義の歴史的発展のなかでどのようなあり方を示しうるのか、という点について考察するものである。

### 3.2 「使用価値と価値との内的な対立」

#### 3.2.1 「内的な対立」と「外的な対立」

では改めて、貨幣とは何か。この問いに対して、様々な学風に基づいて多様な貨幣理解が提示されている<sup>4)</sup>。マルクス経済学の結論は、「商品価値の独立形態」(Marx[1890]S. 102, 訳(1)160頁:これ以降の現行版『資本論』からの引用は(S, O, 訳△頁)という形式で行う)として貨幣を捉えるということに尽きると筆者は理解する。その源流に位置して〈マルクスの経済学〉が示される『資本論』には、たとえば以下の記述がある。もとより、三部からなる『資本論』の長大なテキストの一部を切り取ってきて、これこそが『資本論』の貨幣理解に相違ないといってみても、テキストの読み方次第で切り取り方は様々にありうるし、そうした断片からは常に何事かがこぼれ落ちてしまうのは避けがたい。ただ、その点については、さしあたりそういうものとして割り切って取り組んでみる。

#### 【引用1】

(1) 商品Bにたいする価値関係に含まれている商品Aの価値表現のいっそう詳しい考察は、この価値関係のなかでは商品Aの現物形態はただ使用価値の姿として、商品Bの現物形態はただ価値形態または価値の姿としてのみ認められているということを示した。(2) つまり、商品のうちに包みこまれている使用価値と価値との内的な対立は、一つの外的な対立によって、すなわち二つの商品の関係によって表わされるのであるが、この関係のなかでは、自分の価値が表現されるべき一方の商品は直接にはただ使用価値として認められるのであり、これにたいして、それで価値が表現される他方の商品は直接にはただ交換価値として認められるのである。(3) つまり、一商品の単純な価値形態は、その商品に含まれている使用価値と価値との対立の単純な現象形態なのである。(S. 75-6, 訳(1)116-7頁, 傍点強調は原文による。ただし(1), (2), (3)の番号は引用者による)

【引用1】は、商品に貨幣価格が付けられているという、「だれでも、ほかのことはなにも知っていなくても、よく知っていること」(S. 62, 訳(1)93頁)について、そもそも貨幣価格とは何

3) 直近の研究書として田中[2017]がある。

4) 泉・結城[2016]では、今日の主流派、ポスト・ケインズ派、社会学の領域、そしてマルクス派における貨幣理解を概観した。

かと問うて独自の回答を提示する『資本論』第1部第1篇第1章第3節「価値形態または交換価値」の一節である。『資本論』の価値形態論には、初版本文、初版付録、改定第2版以降と、いくつかの説き方があることが知られている。改定第2版において、いわゆる現行版（第4版）のかたちには大枠が固められており、【引用1】は現行版『資本論』からのものである。

初版付録以降の価値形態論は、「だれでも、ほかのことはなにも知っていなくても、よく知っている」商品の貨幣形態（貨幣価格）を完成形と位置付け、そこに至るまでの3つの価値形態が順を追って分析される。【引用1】は、それらのうちで一番初めの価値形態として位置付けられた、「A 単純な、個別的な、または偶然的な価値形態」（以下「単純な価値形態」と略記）を総括する「四 単純な価値形態の全体」の第3段落全文である。読解の便宜のため、【引用1】を構成する3つの文には、それぞれ (1), (2), (3) と番号を振った。以下、順次読んでみる。

まず(1)の部分では、「すべての価値形態の秘密は、この単純な価値形態のうちにひそんでいる」（S. 63, 訳 (1) 94頁）と書き起こされた、「単純な価値形態」の要点がまとめられている。それは、商品Aの「商品Bにたいする価値関係 Wertverhältnis」のうちに、「商品Aの価値表現」が含まれるということなのだとされる。

「Wertverhältnis」という用語について、後続の第3章「貨幣または商品流通」第1節「価値の尺度」などでは、「価値比率 Wertverhältnis」（S.111, 訳 (1) 175頁）という訳語が充てられることもあるようである。いずれにしても、ある一定量の商品に相応しい別の商品の一定量（たとえば、20エレのリンネル＝1着の上着）があるということが念頭に置かれた概念であろう。マルクスによれば、こうした「価値関係」は、「価値表現 Wertausdruck」を包含するというのである。

では、「商品Aの価値表現」とは何か。それは、「この価値関係のなかでは商品Aの現物形態はただ使用価値の姿として、商品Bの現物形態はただ価値形態または価値の姿としてのみ認められている」ことである、と(1)の部分では述べられている。「20エレのリンネル＝1着の上着」という関係のなかで、20エレのリンネルはあるがままの「ただ使用価値の姿として」認められている *gelten* のに対して、1着の上着は「ただ価値形態 Wertform または価値の姿 Wertgestalt として」認められている *gelten* というのである。この関係のなかで、「20エレのリンネル」が知覚される通りのモノであるとすれば、ここで問題となりうるのは、「ただ価値形態または価値の姿としてのみ認められている」とされる「1着の上着」についてであろう。

(2)の部分で、この点が敷衍される。すなわち、「20エレのリンネル＝1着の上着」という関係に含まれるリンネル商品の価値表現において、なぜ、リンネル商品はあるがままの姿として認められ、上着商品のあるがままの姿はリンネル商品の「価値形態または価値の姿」として認められるのか。この問いに対してマルクスは、リンネル商品「のうちに包みこまれている使用価値と価値との内的な対立」が、「外的な対立」として現れるからだと答える。では、「商品のうちに包みこまれている使用価値と価値との内的な対立」とは何か。そしてそれが「外的な対立」として「表わされる *dargestellt*」とはどういうことか。マルクスは、(1)の内容を受けて、(2)で「内

的な対立 innere Gegensatz」と「外的な対立 äußere Gegensatz」という対比を提示する。さらに (3) の部分では、「現象形態 Erscheinungsform」という用語で、「内的な対立」が「外的な対立」として現れるという点について念押しがなされている。

しかし、商品の使用価値と価値との関係を「対立」として捉える観点は、【引用1】に先立つ部分で明確に述べられているわけではない。

### 3.2.2 「内的な対立」を探し求めて (1) (『資本論』第1章第1節・第2節)

■ 『資本論』第1章第1節 たとえば、『資本論』体系の文字通りの幕開けとなる第1部第1篇第1章第1節の見出しは「商品の二つの要因 使用価値と価値 (価値実体, 価値量) Die zwei Faktoren der Ware: Gebrauchswert und Wert (Werts substanz, Wertgröße)」となっており、その内容も、使用価値と価値との「対立」が説かれているようには読めない。両者の関係に焦点を絞って第1節の組み立てをごく簡単に確認しておくならば、「商品は、まず第一に、外的対象であり、その諸属性によって人間の何らかの種類の欲望を満足させる物」(S. 49, 訳 (1) 71頁)であるという観点から考察される。人間にとって役にたつという「物の有用性は、その物を使用価値にする」(S. 50, 訳 (1) 73頁)と規定され、直後に、「この有用性は、商品体の諸属性に制約されているので、商品体なしには存在しない。それゆえ、鉄や小麦やダイヤモンドなどという商品体そのものが、使用価値または財なのである」(S. 50, 訳 (1) 73頁)と補足される。人間にとって役にたち、「鉄や小麦やダイヤモンドなど」として知覚される「物」のことが「使用価値」と規定されているのだろう。マルクスによれば、資本主義において使用価値は、「交換価値」の「素材的な担い手」(S. 50, 訳 (1) 73頁)になる。

では、交換価値とは何か。「交換価値は、まず第一に、ある一種類の使用価値が他の種類の使用価値と交換される量的関係、すなわち割合として現われる」(S. 50, 訳 (1) 74頁)とされる。この割合は、「時と所によって絶えず変動する関係」(S. 50, 訳 (1) 74頁)であり、「偶然的なもの、純粋に相対的なものであるように見え、したがって、商品に内的な、内在的な交換価値というものも、一つの形容矛盾であるように見える」(S. 50-1, 訳 (1) 74頁)と読み手を誘う。ここからマルクスは、「商品に内的な、内在的な交換価値」を「価値」として規定するための工夫を凝らす。そこにはいくつかの説き方を別出できることが今日指摘されている<sup>5)</sup>。ただ、ここで取り急ぎ確認しておきたいことは、「商品の二つの要因」として規定された使用価値と価値との関係が、第1節の最後の部分で「どんな物も、使用対象であることなしには、価値ではありえない」(S. 55, 訳 (1) 82頁)と述べられている点である。

「使用対象 Gebrauchsgegenstand」という用語は、「実用品」と訳出することもできるようで、要するにここでいわれていることは、商品に内在的な価値があるといえるためには、その前提として、それが人間にとって役にたつ「物」つまり使用価値でなければならないということである

5) さしあたり小幡 [2013] 15-22頁を参照。

う<sup>6)</sup>。そこから読み取れる使用価値と価値との関係は、「対立」というよりも、価値に対する使用価値の基底的な関係である。

■ 『資本論』第1章第2節 では、第1節のあとに続く、第2節「商品に表わされる労働の二重性」において、使用価値と価値との関係はどのように捉えられているだろうか。第2節で扱われる論点についてマルクスは、「商品に含まれている労働の二面的な性質は、私をはじめ批判的に指摘したものである」(S. 56, 訳 (1) 83頁)とその独創性を自負するが、そこに示される使用価値と価値との関係としては、次の文言が挙げられよう。すなわち、「すべての労働は、一面では、生理学的意味での人間の労働力の支出であって、この同等な人間労働または抽象的人間労働という属性においてそれは商品価値を形成するのである。すべての労働は、他面では、特殊な、目的を規定された形態での人間の労働力の支出であって、この具体的有用労働という属性においてそれは使用価値を生産するのである」(S. 61, 訳 (1) 91頁)という文言である。

「労働」という人間活動は、「具体的有用労働」と「抽象的人間労働」という二側面から捉えることができるのであり、前者の側面には使用価値が、そして後者の側面には価値が対応すると説かれている。近年、商品に内在する価値という概念は、「労働」に言及することなく規定できるという有力説が提示されているが、その点についてここで立ち入ることはしない<sup>7)</sup>。ここで確認しておきたいことは、『資本論』における使用価値と価値との関係である。仮に、「具体的有用労働」と「抽象的人間労働」とが「対立」する関係としておさえられているのであれば、それに対応して、使用価値と価値との関係も「対立」として捉えられることになるだろう。

そのことを念頭に置いて『資本論』のテキストを辿ってみると、「生産力」という論点に絡めて、「具体的有用労働」と「抽象的人間労働」とが「相反する運動 *gegensätzliche Bewegung*」(S. 60, 訳 (1) 90頁)を示すことがありうると説かれている部分がある (S. 60-1, 訳 (1) 89-91頁)。そこでは要するに、「生産力」が増加して単位労働時間あたりに「生産」される「使用価値総量」が増えれば、その使用価値一単位に対象化される労働量は減少して「価値」量は減少するという趣旨が説かれている。しかし、【引用1】で指摘される「対立」が、このことを意味しているとは思われない。なぜなら、「生産力の変動」のある／なしに関係なく、商品に内在する価値は、「ただ相対的にしか、すなわち別の商品でしか表現されえない」(S. 63, 訳 (1) 95頁)という「外的な対立」が、【引用1】の(2)の部分では指摘されているからである。

第2節で論じられる「具体的有用労働」と「抽象的人間労働」との関係は、第1節の「商品の二つの要因」を受けてあくまで「労働の二重性」として説かれており、それらは、「商品のうちに包みこまれている使用価値と価値との内的な対立」を説明する組み立てにはなっていないと考えられる。

6) もとより、商品はその所有者にとっての使用価値ではなく、「他人のための使用価値」(S. 55, 訳 (1) 82頁)である。

7) 小幡 [2013] 第1章, 小幡 [2016] を参照。

### 3.2.3 「内的な対立」を探し求めて (2) (『資本論』第1章第3節)

では、【引用1】に至るまでの第3節「価値形態または交換価値」の叙述のうちに件の「対立」は論じられているのだろうか。そうした観点で第3節のテキストを辿ると、「対立する両端 entgegengesetzte Extreme」(S. 63, 訳 (1) 95頁)とか、「反対物 Gegenteil」(S. 70, 訳 (1) 108頁)といった用語が用いられるいくつかの論点に出あう。

たとえば、「単純な価値形態」が分析される冒頭部分「一 価値表現の両極 相対的価値形態と等価形態」では、「相対的価値形態と等価形態とは、互いに属しあい互いに制約しあっている不可分な契機であるが、同時にまた、同じ価値表現の、互いに排除しあう、または対立する両端、すなわち両極である」(S. 63, 訳 (1) 95頁)と述べられている。商品の価値表現は、自らの価値を表現する商品が相対的価値形態にあり、そこに材料を提供する別の商品が等価形態にあらねばならないという意味で、両形態は「互いに属しあい互いに制約しあっている不可分な契機である」というのであろう。他方、ある商品が相対的価値形態にあるときに、同時にその商品が等価形態にあることはできない<sup>8)</sup>という意味で、両形態は「互いに排除しあう、または対立する両端、すなわち両極である」のだという。それは、「商品のうちに包みこまれている使用価値と価値との内的な対立」を直接に論じるものではなく、その「外的な対立」としての現れの言及であるという点は留意されてよい。次項で考えてみるが、「内的な対立」の内容は、こうした認識可能な「外的な対立」から推測するよりほかはないというのが本稿の方針である。

それはともかく、ここでさしあたり確認しておくべきもう一つの論点は、「三 等価形態」の箇所に見出せる。そこでは、等価形態の三つの「特色」が、「反対物」という観点から説明される。すなわち、等価形態の一つ目の特色は、「使用価値がその反対物の、価値の、現象形態になる」(S. 70, 訳 (1) 108頁) ことであり、二つ目の特色は、「具体的労働がその反対物である抽象的労働の現象形態になる」(S. 73, 訳 (1) 122頁) ことであるとされる。そして、三つ目の特色は、「私的労働がその反対物の形態すなわち直接に社会的な形態にある労働になる」(S. 73, 訳 (1) 112頁) のだという。

この部分も、価値形態または交換価値という「外的な対立」が分析される箇所であり、そうした現れの根因となる「内的な対立」が直接に論じられているわけではないという点は留意されてよい。その上で、一つ目の特色は、等価形態にある上着商品の使用価値が、相対的価値形態にあるリンネル商品の「価値の、現象形態になる」のだという。使用価値の「反対物」として価値が捉えられているように読めるが、ここで「反対物」と位置付けられているのは、〈上着商品の使用価値〉に対する〈リンネル商品の価値〉である。繰り返しになるが、それは「外的な対立」の説明にはなりえても、上着商品またはリンネル商品といった一個の商品「のうちに包みこまれている使用価値と価値との内的な対立」を説明しているとはいえない。

8) 「リンネルの価値をリンネルで表現することはできない。20エレのリンネル=20エレのリンネルは決して価値表現ではない。この等式が意味しているのは、……二〇エレのリンネルは二〇エレのリンネルに、すなわち一定量の使用対象リンネルに、ほかならないということである」(S. 63, 訳 (1) 95頁)。

二つ目の特色も、その基本は同じ造りになっている。すなわち、上着商品に結実した労働の「二重性」が「反対物」として説かれているのではなく、上着商品の使用価値を縫製する「具体的労働」が、その「反対物」であるリンネル商品の価値を形成する「抽象的人間労働の現象形態になる」というのである。

そして、上着商品を縫製する「具体的労働」が、「無差別な人間労働の単なる表現として認められるということによって、それは、他の労働との、すなわちリンネルに含まれている労働との、同等性の形態をもつ」(S. 73, 訳 (1) 112頁) のだという。等価形態にある上着商品に結実した労働は、「互いに独立に営まれながらしかも社会的分業の自然発生的な諸環として全面的に互いに依存しあう」(S. 89, 訳 (1) 139-140頁) という意味で「私的労働でありながら、しかもなお直接に社会的な形態にある労働なのである」(S. 73, 訳 (1) 112頁) とされる。

この三つ目の特色については、上着商品に結実した労働が、「私的労働」であるとともに「直接に社会的な形態にある労働になる」というかたちで、まさに「反対物」として捉えられている。しかし、「私的労働」と「直接に社会的な形態にある労働」という「反対物」のそれぞれは、「使用価値」—「具体的有用労働」という配線と、「価値」—「抽象的人間労働」という配線とのいずれかに一意に接続できるわけではない。たとえば、リンネル商品に結実した労働は「私的労働」であるとしても、そこには「具体的有用労働」と「抽象的人間労働」という「二重性」が認められるはずで、そうであるとすれば、「私的労働」はいずれの配線にも接続しうることになり混線が生じるのである。このため、三つ目の特色として挙げられている「反対物」規定は、「使用価値」—「具体的有用労働」／「価値」—「抽象的人間労働」という対応関係からは切断して、等価形態にある商品に生じる「特色」としておさえておくほうがよいと考えられる。

### 3.3 貨幣形態の二つの方式

#### 3.3.1 商品に内在する価値のあり方

読み落としはあるかもしれないが、【引用1】に先立つ部分において、「商品のうちに包みこまれている使用価値と価値との内的な対立」という言説の意味を確定できそうな論点を検討してみた。価値表現における相対的価値形態と等価形態との「外的な対立」についての説明は確認できる一方で、「内的な対立」がどのような内容を意味するのか、今回の探索では探し当てられなかったというのが結論になる。ただし、【引用1】以降の『資本論』第1巻の叙述を射程に入れると、たとえば次の一節に出くわす。

#### 【引用2】

貨幣結晶は、種類の違う労働生産物が実際に互いに等置され、したがって実際に商品に転化される交換過程の、必然的な産物である。交換の歴史的な広がりや深まりとは、商品の本性のうちに眠っている使用価値と価値との対立を展開する。この対立を交易のために外的に表わそうという欲求は、商品価値の独立形態に向かって進み、商品と貨幣とへの商

品の二重化によって最終的にこの形態に到達するまでは、少しも休もうとしない。それゆえ、労働生産物の商品への転化が実現されるのと同じ程度で、商品の貨幣への転化が実現されるのである。(S. 101-2, 訳 (1) 160頁)

【引用2】は、『資本論』第1部第1篇第2章「交換過程」の第7段落全文である。基礎理論の組み立てとしては、「交換の歴史的な広がり」と深まり」といった歴史的な観点が反映されている点の是非が問われることになるが、ここでは、完全に他人のための使用価値になりきった純粋な商品を念頭に置いて読んでみる。

【引用1】と同様に、ここでも「商品の本性のうちに眠っている使用価値と価値との対立」という論点が提示されている。そして、そうした「内的な対立」は、「商品価値の独立形態に向かって進み、商品と貨幣とへの商品の二重化によって最終的にこの形態に到達するまでは、少しも休もうとしない」というかたちで、「外的な対立」として表されるのだという。「商品」のうちには「使用価値と価値との対立」があり、そのことは「商品価値の独立形態」を生じさせて、「商品と貨幣とへの商品の二重化」に帰結する、というのがその大意であろう。

商品の使用価値が、そのあるがままの姿を意味することを思い出すならば、「商品価値の独立形態」というのが「貨幣」に対応する用語であることも分かる。「商品と貨幣とへの商品の二重化」という独特の言い回しがなされており戸惑うが、要するに、「商品」が抱える使用価値と価値との「内的な対立」が、一方の極の使用価値（一般商品）と他方の極の価値（貨幣商品）という「外的な対立」として表されるということが説かれているのだろう。そこでは基本的に、価値形態論で提示された議論がなぞられていると読めるが、そうであるがゆえに、「内的な対立」が一体何を意味しているのかは依然よく分からない。「内的な対立」が「外的な対立」として表されると、相対的価値形態にある商品は使用価値として認められ、等価形態にある商品は価値として認められるとマルクスはいうが、筆者が知りたいのは、「外的な対立」として表わされざるをえない「内的な対立」の内容なのである。

商品の使用価値はそのあるがままの姿であると規定される一方で、商品の価値は「まぼろしのような対象性」(S. 52, 訳 (1) 77頁)であり、諸商品に「共通な社会的実体の結晶」(S. 52, 訳 (1))であるとされる。また、商品に価値があるということ<sup>9)</sup>は、「どうにもつかまえようのわからないしろもの」(S. 62, 訳 (1) 93頁)であり、「商品と商品との社会的な関係のうちにはしか現われえない」(S. 62, 訳 (1) 93頁)ともされる。さらには、人間の五感を通して知覚できる使用価値に対して、商品に価値があるということは「ある一つの商品をどんなにいじりまわしてみても、価値物としては相変わらずつかまえようがない」(S. 62, 訳 (1) 93頁)ともされる。

こうしたいわば次元の異なる使用価値と価値との「内的な対立」が、「商品のうちに包み込まれている」のだとマルクスはいう。しかし、そもそも両者の次元が異なるのであれば、その「対

9) 「商品の価値対象性 die Wertgegenständlichkeit der Waren」(S. 62, 訳 (1) 93頁)という用語をこのように変換してみた。

立」を云々してみてもはじまらない。もし、両者の「対立」を論じるのであれば、その前提として、「対立」という判定が行えるように一方の次元を他方の次元に変換しておく必要がある。商品に使用価値と価値との二要因があるというとき、一方の要因を他方の要因の言葉使用で説明することができれば、両者の関係は紛れのないかたちで規定できるように思われるのである。たとえば、商品には価値があるというが、そのあり方を、使用価値という用語を用いて説明することができれば、両者が「対立」しているのか否かを判定できるのではないかということである。その手掛かりとして、次の『資本論』の記述は参考になる。

### 【引用3】

(1) 商品はさしあたり金めっきもされず、砂糖もかけられないで、生まれたままの姿で、交換過程にはいる。交換過程は、商品と貨幣とへの商品の二重化、すなわち商品がその使用価値と価値との内的な対立をそこに表わすところの外的な対立を生みだす。この対立では、使用価値としての諸商品が交換価値としての貨幣に相対する。(2) 他方、この対立のどちら側も商品であり、したがって使用価値と価値との統一体である。(3) しかし、このような、差別の統一は、両極のそれぞれに逆に表わされていて、そのことによって同時に両極の相互関係を表している。(4) 商品は実在的には使用価値であり、その価値存在は価格においてただ観念的に現われているだけである。そして、この価格が商品を、その実在の価値姿態としての対立する金に、関係させている。(5) 逆に、金材料は、ただ価値の物質化として、貨幣として、認められているだけである。それゆえ、金材料は実在的には交換価値である。その使用価値は、その実在の使用姿態の全範囲としての対立する諸商品にそれを関係させる一連の相対的価値表現において、ただ観念的に現われているだけである。(6) このような、諸商品の対立的な諸形態が、諸商品の交換過程の現実の運動形態なのである。(S. 119, 訳 (1) 189頁, ただし (1), (2), (3), (4), (5), (6) の番号は引用者による)

【引用3】は、『資本論』第1部第1篇第3章「貨幣または商品流通」第2節「流通手段」の「a 商品の変態」第4段落全文である。その一つ前の第3章第1節「価値の尺度」では、価値形態論で扱った論点を確認し、価値尺度と価格の度量基準との違い等が説明される。その上でマルクスは、ある商品、たとえば鉄商品に価格を付けるためには、貨幣商品である「想像された金を商品に等置すればよい」(S. 118, 訳 (1) 186頁)と、価値尺度としての貨幣の役割を説明しつつ、「しかし、現実に鉄であると同時に現実に金であることはできない」(S. 118, 訳 (1) 186頁)として、鉄商品が価値の姿を纏うためには実際に「金と取り替えられなければならない」(S. 118, 訳 (1) 186頁)とする。こうして、「観念的な価値尺度のうちには堅い貨幣が待ち伏せしているのである」(S. 118, 訳 (1) 187頁)と、商品流通の領域へと考察が進められる。

その内容に沿って、【引用3】には(1)～(6)の番号を振った。このうち(1)の部分では、【引

用2] で検討した「商品と貨幣とへの商品の二重化」という論点が再録されている。

これを受けつつ (2) の部分では、「内的な対立」が「外的な対立」として表わされ、使用価値として認められる一般商品と、価値として認められる貨幣商品とについて、「この対立のどちら側も商品であり、したがって使用価値と価値との統一体である」と述べられている。商品には「使用価値と価値との内的な対立」が包み込まれているとされていたはずだが、この部分では、その「外的な対立」を示す相対的価値形態にある一般商品と、等価形態にある貨幣商品とのいずれの「商品」も、「使用価値と価値との統一体である」のだとマルクスはいう。

しかし、この二つの規定は、筆者には相反するものであるように思える。仮に、商品は「内的な対立」を抱える「統一体」であるというのなら、そのことは一商品のうちで完結するはずで、あえて「外的な対立」として表される必要はない。「内的な対立」を抱える「統一体」になりきれないがゆえに、「内的な対立」が「外的な対立」として表わされざるをえないということになるはずで、そうであるならば、「内的な対立」と「統一体」という二つの規定を同時に満たすことはできないということになる。

(3) 以降の部分では、この疑問に対する回答が敷衍される。筆者の解釈だが、まず (3) の部分で、使用価値と価値という互いに異なった要因の「統一」のされ方は、相対的価値形態にある一般商品と等価形態にある貨幣商品とでは逆写しになっており、そのことが「両極の相互関係を表している」のだという。

これを受けて、(4) の部分では、一般商品における使用価値と価値との「統一」のされ方が説明される。すなわち、一般商品は「実在的には使用価値であり、その価値存在 Wertseinは価格においてただ観念的に現われているだけである」のだという。「価値存在」以下の読み方はいくつかありうるかもしれないが、一般商品の価値は、観念的な貨幣商品（金）というあり方をすると言われていると筆者は読む。そのことは一般商品を、観念的ではない「実在の価値姿態としての対立する金に、関係させている」のだという。要するに、一般商品は価格を付けて買われるのを待っているというのであろう。まとめると、一般商品において、使用価値はあるがまます実在的なあり方をする一方で、その価値は観念的な貨幣商品というあり方をすると言われていると読める。

(5) の部分では、一般商品の使用価値と価値とのあり方が、貨幣商品においては逆写しになると説かれる。すなわち、貨幣商品のあるがまますの姿、つまり使用価値（「金材料」）は、一般商品の「価値の物質化として、貨幣として、認められているだけである」のだという。他方、貨幣商品において、相対的価値形態にある一般商品のあらゆる使用価値は、「ただ観念的に現われているだけである」というのである。ここも筆者の解釈だが、一般商品の使用価値と価値とのあり方は、貨幣商品においては、使用価値が観念的なあり方をする一方で、価値は実在的なあり方をすると言われていると読める。

(6) の部分では、相対的価値形態にある「商品のうちに包みこまれている使用価値と価値との内的な対立」は、このようなかたちの「外的な対立」として表わされることが、「諸商品の交

換過程の現実の運動形態なのである」と締め括られている。

【引用3】は、一般商品の貨幣形態を念頭に置いた文言であるため、その内容を、【引用1】の「単純な価値形態」の水準に変換してみるならば、次のようになるだろう。すなわち、相対的価値形態にある商品の使用価値はそのあるがままの姿で存在し、その価値は等価形態にある商品の姿で観念的に存在する、と<sup>10)</sup>。

では、こうした「20エレのリンネル=1着の上着」という価値関係に含まれるリンネル商品の価値表現によって示される「外的な対立」は、どのような「内的な対立」の現れなのだろうか。このことを、使用価値または価値のどちらかの観点で一本化して説明できれば、「商品のうちに包みこまれている使用価値と価値との内的な対立」ということの意味も、紛れのないかたちで判明するはずである。そこで、商品の使用価値があるがままの姿として規定されるという確実さに依拠して、商品に内在する価値のあり方を、使用価値の次元で説明してみることにする。そうすると、「20エレのリンネル=1着の上着」という「外的な対立」として表されるリンネル商品に内在する価値のあり方は、どのように規定できるだろうか。

この問題に対して筆者は、20エレのリンネル商品は〈20エレのリンネル：使用価値〉であると同時に〈1着の上着：価値〉でもある、ということだと回答する。もとより、20エレのリンネルはそれ以外の何かではありえないのだから、それと同時に1着の上着であることはできない。しかし、リンネルが商品として現れる環境においては、〈20エレのリンネル：使用価値〉であると同時に〈1着の上着：価値〉でもあるという不可能を、リンネル商品は強いられるのである。「商品のうちに包みこまれている使用価値と価値との内的な対立」とは、商品に内在する価値のこのようなあり方を意味しているのであり、こうした「内的な対立」を抱えられないために、「商品Aの現物形態はただ使用価値の姿として、商品Bの現物形態はただ価値形態または価値の姿としてのみ認められている」という「外的な対立」が生じざるをえないと筆者は理解する<sup>11)</sup>。

「一商品の単純な価値形態は、その商品に含まれている使用価値と価値との対立の単純な現象形態なのである」ということの意味をこのように捉えてみると、「単純な価値形態」のあとに

10) 「商品リンネルが、その価値を他の商品たる茶の使用価値で相対的に表現されるこの形式は、実はリンネルが商品として有する価値と使用価値との二要因を外部的に、われわれの眼に見える形で区別したものに外ならない。リンネルは現実的にはリンネルなる使用価値としてありながら、その所有者の観念においては価値として茶となっている」(宇野 [1950・52] 33-4頁)

11) 沖 [2012] 問奏I (101-114頁)では、価値形態論が譬喩(トロポロジー tropology)の観点から読み解かれている。そこでは、「『二〇エレのリンネル=一着の上着』という表現は『二〇エレのリンネルは一着の上着のようだ』と直喩的にいっているのではない。それは『二〇エレのリンネルは一着の上着である』と言っているのである」(沖 [2012] 103頁)と、「単純な価値形態」が隠喩として捉えられている。

他方、江原 [2017]では、「20エレのリンネル=1着の上着」の読み方である「20エレのリンネルは1着の上着に値する」を、「20エレのリンネルは1着の上着である」と読み替えることについて、「ここでは、„wert“ (値する) という末尾の形容詞を外してよい理由が述べられていないし、また価値表現の文章がその単語を欠いてもなお分析対象として成立するとは考えられない」(江原 [2017] 60-1頁 (注18))とされる。

本稿は、トロポロジーの観点から価値形態論を読んでいるわけではないが、価値形態として現れる「内的な対立」の内容を、結果として沖 [2012] にいわれる「隠喩」の読み方で読んでいることになる。

展開される二つの価値形態はどのように捉え直せるだろうか。

### 3.3.2 「展開された価値形態」と「一般的価値形態」

■ 「展開された価値形態」 マルクスは「単純な価値形態」について、「一商品Aの価値はただ一つの別種の商品で表現されるだけである。しかし、この第二の商品がどんな種類のものであるか、上着や鉄や小麦などのどれであるかは、まったくどうでもよい」(S. 76, 訳 (1) 118頁)とする。そして、「商品Aの可能な価値表現の数は、ただ商品Aとは違った商品種類の数によって制限されているだけである」(S. 76, 訳 (1) 118頁)として、「B 全体的な、または展開された価値形態」(以下「展開された価値形態」と略記)を組上に載せる。周知のように、その価値表現を含意する価値関係は以下のように示される。

z量の商品A = u量の商品B または = v量の商品C または = w量の商品D または = x量の商品E または = etc.

(20エレのリンネル = 1着の上着 または = 10ポンドの茶 または = 40ポンドのコーヒー または = 1クォーターの小麦 または = 2オンスの金 または 1/2トンの鉄 または = その他) (S. 77, 訳 (1) 118頁)

マルクスは、この「展開された価値形態」について、「ある一つの商品、たとえばリンネルの価値は、いまでは商品世界の無数の他の要素で表現される。他の商品体はどれでもリンネル価値の鏡になる」(S. 77, 訳 (1) 119頁)と評する。「展開された価値形態」は、リンネル商品の「いろいろな単純な価値表現のいくらかでも引き延ばせる列」(S. 76, 訳 (1) 118頁)であり、「またはoder」によってどこまでも連ねることができるというのである。そして、「いくらかでも引き延ばせる」という点に「展開された価値形態」の「欠陥」を見出し、「C 一般的価値形態」へと繋げるルートをマルクスは示す。

本稿の行論を見据えてごく簡単に確認しておけば、宇野弘蔵は、こうしたマルクスの「展開された価値形態」に異論を提示した。宇野は、「20エレのリンネル = 1着の上着」という「単純な価値形態」に対して、そもそもなぜリンネル商品は相対的価値形態にあるのかと問い、それは、リンネル商品の所有者が1着の上着を欲しているからだと応じた<sup>12)</sup>。こうした商品所有者の交換要求に即して価値形態論を再構成すると、「展開された価値形態」におけるリンネル商品の価値は、「己の欲する他の商品の使用価値の種々なる量をもって表現」(宇野 [1964] 33頁)されるはずで、「他の商品体はどれでもリンネル価値の鏡になる」わけではない。つまり、等価形態にある商品は、「または」によって「いくらかでも引き延ばせる」とマルクスはいうが、それは、商品所有者が欲する

12) 解説され尽くされた感のある論点だが、さしあたり宇野編 [1967] 121-7頁を参照。なお、宇野による価値形態論の再構成に基づくその後の展開については、江原 [2018] 57-9頁において簡潔に整理されている。

商品種の範囲によって限界が画されているというのである。「展開された価値形態」でマルクスが提示した、「『または』 oder が『および』 und の関係に置き換えられるべきだと事実上主張していることになろう」（小幡 [1988] 92頁（註29））と評される論点である。

他方、価値表現が行われる理由を商品所有者の交換要求に求める場合でも、「展開された価値形態」で等価形態にある諸商品は、「および und」ではなく「または oder」の関係にあると説く考え方もある。そこでは、自分が交換を申し込んだ上着所有者の欲する商品を「先回りして手に入れる」（小幡 [1988] 49頁）という推論がなされる。「すなわち、ここで等価形態に置かれる商品体はあくまでも目的物を獲得する手段にすぎないのであり、したがってそこには次々に無数の相手の欲求が取り込まれてゆく」（小幡 [1988] 50頁）とすれば、「展開された価値形態」で等価形態にある商品は、「または oder」で連ねられていく「外延を抽象的に含んでいるのだと見なすこともできよう」（小幡 [1988] 50頁）とされるのである。

リンネル商品の価値は、その所有者が「己の欲する他の商品の使用価値の種々なる量をもって表現」すると宇野のように考える場合でも、交換の申込先の商品所有者が何を欲しているかを調査し、それを先回りして手に入れようとする交換要求が生じるという推論に不合理な点があるとは思われない。商品には所有者がおり、商品の価値表現は、商品所有者の交換要求の「背後に結果的に現出する」（小幡 [2009] 35頁）ものと本稿もさしあたり考えるが、上記理由により、「展開された価値形態」において等価形態にある商品は、潜在的に自己を除くあらゆる商品種でありうる。

問題は、そのように理解する「展開された価値形態」が、相対的価値形態にある商品に内在する価値のどのようなあり方を示しているのか、という点にある。「単純な価値形態」の考え方を採用するならば、それは、20エレのリンネル商品が〈20エレのリンネル：使用価値〉であると同時に、〈1着の上着 または=10ポンドの茶 または=40ポンドのコーヒー または=1クォーターの小麦 または=2オンスの金 または1/2トンの鉄 または=その他：価値〉でもあるという「内的な対立」の、「外的な対立」としての現れであると考えられることになろう。商品に内在する価値は、特定の他商品種の姿だけでなく、自己を除くあらゆる商品種のどれかの姿で存在するというものであり、「展開された価値形態」は、商品に内在する価値を「外的な対立」として余すことなく示している。

■ 「一般的価値形態」 しかし、価値形態論は、そうした価値のあり方をもって閉じられるのではない。マルクスによれば、要するに「展開された価値形態」には、等価形態にある商品が統一されていないという「欠陥」がある<sup>13)</sup>。ただし、この「欠陥」は、「展開された価値形態」を「逆にすれば」（S. 79, 訳 (1) 123頁）、それまで相対的価値形態にあったリンネル商品が等価形態の位置に入れ替わり、それまで等価形態にあったリンネル商品を除くあらゆる商品種が相対的価値

13) 「展開された価値形態」においては、「各個の商品種類の現物形態が、無数の他の特殊的等価形態と並んで一つの特殊的等価形態なのだから、およそただそれぞれが互いに排除しあう制限された等価形態があるだけである」（S. 78, 訳 (1) 121頁）。

形態の位置に入れ替わるそうで、マルクスはこれを「C 一般的価値形態」(以下「一般的価値形態」と略記)と規定する。

「展開された価値形態」から「一般的価値形態」への「移行」を、マルクスのように逆転論を軸に行うことの是非は、「20エレのリンネル=1着の上着」という「単純な価値形態」が、「1着の上着=20エレのリンネル」という「逆関係を含んでいる」(S. 63, 訳(1))と考えるかどうかによる。「商品」は価格を付けて「貨幣」によって買われるのを待つ、という市場の基本的な仕組みを論理的に再構成する価値形態論において、この「逆関係」はあり得ないと筆者は理解するため、マルクスによる「移行」は成功していないと考える。こうした問題点を念頭に置き、商品所有者の存在を明示して「逆関係」を棄却する独自の展開が、宇野弘蔵を嚆矢として日本で探られてきた。

ここでその議論を追跡することはしない<sup>14)</sup>。ただ、件の「移行」を説明するには、価値形態論の説き始めに設定する「商品」と「商品所有者」という条件だけでは足りないことが示されるようになってきたという点は明記しておく必要がある<sup>15)</sup>。マルクスが説くように、「一般的価値形態」は、ただ商品世界の共同の仕事としてのみ成立する。一つの商品が一般的価値表現を得るのは、同時に他のすべての商品が自分たちの価値を同じ等価物で表現するからにほかならない」(S. 80, 訳(1) 125頁)というのはそうであるとして、では一体なぜ、「他のすべての商品が自分たちの価値を同じ等価物で表現する」のか。「商品世界の共同の仕事」が成立しているからだと循環論で回答すればそれまでだが、日本のマルクス経済学一派は、『資本論』の独自の解釈を通して、「商品世界の共同の仕事」がどのように成立するのか、という問題の論理的な説明を目指したのである。

その先鞭をつけた宇野の回答は、「マルクスのいわゆる拡大されたる価値形態の、各商品における展開は、必ずいずれの商品の等価形態にも共通にあらわれる特定の商品をもたらすことになる」(宇野 [1964] 35頁)というもので、個別商品所有者の交換要求の延長上に「一般的価値形態」を説くものであった。その後の展開を細かく見ると、「一般的価値形態」と「貨幣形態」との区別の明確化といった論点はあるものの、一つの方向は、個別商品所有者の交換要求に則り、〈多くの商品所有者から共通に等価形態に置かれる商品が存在する〉ならば〈あらゆる商品所有者から共通に等価形態に置かれる商品を導出できる〉、というかたちでの議論の精緻化であったといえてよい<sup>16)</sup>。前半の前提を受け入れるならば、後半の結論を拒絶する積極的な理由は見当たらない。しかし、各自の視点で周囲の世界を眺める個別商品所有者の集まりが、どのようにして〈多くの商品所有者から共通に等価形態に置かれる商品が存在する〉ということを知るのか。その妥当性を問うもう一つの方向が示されるようになった<sup>17)</sup>。

14) マルクスの「移行」に対する評価と、宇野以降の議論に対する筆者の理解については、泉 [2009] を参照されたい。

15) 基礎理論の体系的な展開 (= 経済原論) のなかでこの点が明記されたものとして小幡 [2009] を参照。また、価値形態論の最新の研究動向を概説したものとして泉 [2019a] を参照されたい。

16) 原論体系の一環としてこの点が明記されている教科書として、さしあたり日高 [1983] 21-4頁、山口 [1985] 19-7頁、伊藤 [1989] 30-33頁、菅原 [2012] 23-31頁を挙げる。

17) こうした方向への先駆的な取り組みとして、岡部 [1996] がある。

思い切って単純化すれば、それは、上記命題の裏（多くの商品所有者から共通に等価形態に置かれる商品が存在しない）ならば（あらゆる商品所有者から共通に等価形態に置かれる商品を導出できない）に対して、必ずしもそうとは限らないと応じる方向である。または、（多くの商品所有者から共通に等価形態に置かれる商品）を想定できないとしても、それは後段の（あらゆる商品所有者から共通に等価形態に置かれる商品）の導出には関係がないと切断する方向といってもよい。この方向では、「一般的等価形態」に置かれる商品を「ノミネート」（小幡 [2009] 44頁）する「何らかの外的条件」（小幡 [2009] 40頁）が必要とされ、「展開された価値形態」から「一般的価値形態」への「移行」は、（個別商品所有者の交換要求）+（外的条件）という組み合わせで説明されることになる<sup>18)</sup>。

個別商品所有者の交換要求のみで「一般的価値形態」を論理必然的に説明しようとする、かなりきつい想定を置く必要があり、筆者としてはその部分には「外的条件」の作用を想定すればよいと考える<sup>19)</sup>。ただ、いずれの方向にしても等価物の統一が射程に収められるわけで、本稿の問題関心は、そのことが商品に内在する価値のどのようなあり方を示すのか、という点にある。

「展開された価値形態」で示される商品に内在する価値のあり方は、自己を除くあらゆる商品種のどれかの姿で存在するというものであった。これに対して、「一般的価値形態」で示される商品に内在する価値のあり方は、「単純な価値形態」と同様に、特定の他商品種の姿ということになる。「単純な価値形態」との違いは、相対的価値形態にある多くの、または、いずれの商品種も、自己に内在する価値のあり方を共通の特定商品種の姿で示すという点にある。

### 3.3.3 貨幣形態の二つの方式

「一般的価値形態」の段階で等価物を単一に絞り込むのか、それとも複数種の等価物の併存と浮動とに目配りをするのかといった点で違いは出てくるものの、「展開された価値形態」とは対照的に、「一般的価値形態」では等価形態に置かれる商品種の絞り込みが行われる。「貨幣形態」は、こうした等価物の絞り込みの終着点として位置付けられるというのが価値形態論の基本的な組み立てである。そのことの帰結として、価値形態論から導出される「貨幣」は、他の諸商品種から共通に等価形態に置かれる特定の商品種というかたちに到着する。そうすると、論点は本稿の冒頭に採録した泉 [2012] 41頁の図式に還ってくる。

もちろん、しばらく前に試案として提示した図式に過度にこだわるつもりはない。とはいえ、本稿と同じ筆者が提示した図式ということで利用するならば、通常の価値形態論は、商品に内在する価値の「表現様式」として、他商品の使用価値（商品体）を用いるルート（「要商品体」）を

18) 小幡 [2009] 40-8頁を参照。そこで想定されているのは、あくまで諸商品種のなかから一般的等価物となる商品種を「ノミネート」する「外的条件」であり、商品ならざるモノを一般的等価物に「ノミネート」する「外的条件」ではない。

他方、岡部 [1996] では、後者の意味での「外的条件」が「商品経済の外部」（岡部 [1996] 239頁）として論じられているが、おそらくそれは論理体系の相違による。

19) その試論の内容については、泉 [2009] を参照されたい。

選択し、「貨幣」はその延長上に位置付けられることになる。そのように特定の商品種を本来の「貨幣」と規定し、その象徴や債権・債務関係なども用いて商品流通を駆動する方式（「流通方式」）と、現前の商品流通との間には埋めがたいギャップがあるように筆者には思われ、それはどのように考えれば乗り越えられるのだろうかということが此の間の問題関心であった。

貨幣商品が特定の商品種に絞り込まれた型の「貨幣形態」を前提するならば、価格の度量基準がその商品種の物量として規定されることに不合理な点はない。また、貨幣商品が特定の商品種として特定できる以上、そこから展開される信用論は、特定の貨幣商品の支払約束という基本を外すことはできない。このため、この型の「貨幣形態」に基づく信用貨幣は「兌換券方式」として説くよりほかなく、それは兌換銀行券に到着する。

翻って現実はどうか。現前の価格の度量基準（貨幣単位）に特定の貨幣商品の痕跡を認めることはできない<sup>20)</sup>。加えて、現代の不換銀行券制度のもとで、金融機構の内部で債権・債務関係を通じて形成される信用貨幣を遡求していても、特定の貨幣商品には辿り着けない。このように、基礎理論の領域で規定される「貨幣」と、現前の貨幣現象との間には大きな隔りがある。

もとより、資本主義の基礎理論を標榜する以上は、どれか特定の時代や地域の現象のみを説明できるだけでなく、およそ〈資本主義的〉と認識される諸現象を読み解ける汎用性が求められる。このため、「理論」と個々の「現象」との間にズレが生じるのはある意味当然である。しかし、「理論」にかすりもしない「現象」が生じているように見える場合には、「理論」の側の組み立てを改めて点検してみる余地もあろう。こうした問題関心から泉 [2012] では、他商品の使用価値（商品体）を用いるのとは異なる型の「表現様式」を規定できれば、現代の不換銀行券制度のもとでの貨幣現象も読み解けるかもしれないと考えた。そのことを、本稿の冒頭に採録した泉 [2012] 41頁の図式で「X」と示したわけである。その限りでは、「X」なるものは未だ論証されていない憶測に留まる。では結局のところ、商品価値のもう一つの「表現様式」となる「X」はありうるのか。最新の価値形態論研究に鑑みてありうる、というのが筆者の結論である。

では、それはどのようなルートなのか。そのことの説明を見据えて、ここまでの本稿の構成は、商品に内在する価値のあり方を捉え直すという回りくどい考察に充ててきた。終局に臨んで改めて振り返っておくべきことは、「展開された価値形態」と「一般的価値形態」とにおいて示される、商品に内在する価値のあり方である。

繰り返しになるが、「展開された価値形態」は、商品はそれ自身（使用価値）であると同時に、自己を除くあらゆる商品種のどれか（価値）でもあるという「内的な対立」の、「外的な対立」としての現れであった。「単純な価値形態」において示される、商品はそれ自身であると同時に特定の他商品種でもあるという価値のあり方から一歩進んで、「展開された価値形態」では、他商品種であれば何でもよいという、一商品に内在する価値のあり方としてはいわば満開を意味する一つの極限が示されているといつてよい。

20) 「通貨の額面価格の単位は円とし、その額面価格は一円の整数倍とする。」（「通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律」第2条第1項）

他方、「一般的価値形態」において示される「外的な対立」は、商品はそれ自身（使用価値）であると同時に、特定の他商品種（価値）でもあるという「内的な対立」に改められる。相対的価値形態にある一商品に即してみると、「単純な価値形態」と見分けはつかない。しかし、多くの、または、あらゆる商品種に内在する価値が、特定の同じ商品種として示される点に「一般的価値形態」の特徴があった。確かに、社会的な観点から見れば、等価値形態にある商品種が統一される方向に進むというのは、「展開された価値形態」からもう一段高次の「外的な対立」を示すものといえる。しかし、これを個々の商品種に即して捉え返してみると、他商品種であればなんでもよいというかたちで満開となった「外的な対立」が摘み取られ、特定の商品種というかたちに矮小化されているともいえる。加えて、「展開された価値形態」から「一般的価値形態」への「移行」の指標となる等価値形態にある商品種の絞り込みは、個別商品所有者の交換要求のみで論理必然的な確実さをもって遂行しきれるとは考え難く、そこには「外的条件」が作用する「開口部」の存在が考えられるのであった。本稿が探る「X」の可能性は、「開口部」に作用する「外的条件」の利き方を検討することで拓ける。

通常、「展開された価値形態」から「一般的価値形態」への「移行」に作用する「外的条件」は、特定商品種を一般的等価物に「ノミネート」するかたちが考えられてきた。先に確認したように、その帰結は、価格の度量基準が特定の商品種の物量として規定され、信用貨幣の落ち着き先は兌換銀行券になる。しかし、当該「開口部」に作用する「外的条件」の利き方は、これしか考えられないというわけではない。そもそも、貨幣商品が特定の商品種として絞り込まれてしまうから、その支払約束として信用貨幣を規定せざるを得なくなるのである。では、貨幣商品を特定できない型の「貨幣形態」が仮にあるとすれば、そうした「貨幣形態」に対応する価格の度量基準と信用貨幣とはどのように規定されるだろうか。〈あの商品種〉、〈この商品種〉というかたちで貨幣商品を特定できない以上、価格の度量基準を特定の商品種の物量として規定することはできなくなる。また、貨幣商品が特定できない以上、信用貨幣も、特定の商品種の支払約束として規定することは原理的にできなくなろう。もとより、そうした「貨幣形態」があればの話ではある。

ところが、「展開された価値形態」において示される価値のあり方を収拾させる方式を改めて考えてみると、この型の「貨幣形態」の可能性が提示できるのである。「展開された価値形態」は、商品に内在する価値のあり方を、自己を除くあらゆる商品種のどれかという「外的な対立」のかたちで示しており、個々の商品種に即してみれば、このように示される価値のあり方に欠けたところはない。しかし、これを社会的にみれば、諸商品種に内在する価値を統一的に示す様式を確かに欠いている。「一般的価値形態」を経由する型の「貨幣形態」は、この不統一を、特定の商品種を一般的等価物とすることで統一する。考えてみるべきは、この通常の「貨幣形態」とは異なる様式の有無なのである。

筆者の結論は、少なくとももう一つの統一の仕方<sup>21)</sup>があるというものだが、その糸口は、「展

21) 本稿では、商品の価値表現を個別商品所有者の交換要求の結果として捉えているが、泉[2019b]では、その論点を度外視してこの問題の究明を試みている。

開された価値形態」において示される価値のあり方にある。すなわち、使用価値の上では似ても似つかぬあらゆる商品種を包含する上位範疇として「X」を捉え、この集合「X」に対して個別商品所有者が交換要求を行うと考えてみるのである。そうすると、その内実はほぼ「展開された価値形態」のままでありながら、あらゆる商品種に内在する価値は、「X」という様式で統一的に表現されることになる<sup>22)</sup>。

もちろん、「X」を用いた価値表現は、いずれの商品種においても必ず、「20エレのリンネル＝20エレのリンネル」という類の、価値表現としての意味をなさない同義反復を一つだけ含む。それは、「X」があらゆる商品種を包含することから生じる。しかしこの特徴は、「一般的価値形態」を経由する型の「貨幣形態」が有する特徴と表裏の関係にある。「一般的価値形態」型の「貨幣形態」においては、貨幣商品を除くあらゆる商品種に内在する価値が統一的に表現される一方で、貨幣商品の価値についてはその表現様式を欠くという特徴がある。「X」を用いる型の「貨幣形態」は、前者の型が貨幣商品に集約させた特徴を、相対的価値形態にあるあらゆる商品種に分有させるため、そこには必ず一つだけ、価値表現としての意味をなさない同義反復が含まれることになるのである。それは、「一般的価値形態」型の「貨幣形態」の特徴とあくまで双対をなす特徴であり、「X」型の「貨幣形態」の不可能性を意味するものではない。

## おわりに：現代の不換銀行券制度と資本主義の歴史展開

このように考えてくると、「信用貨幣」が「不換券方式」としてしか規定されえない「X」型の「貨幣形態」を、まったくあり得ないものとして棄却する必要はないことになる。もちろん、個別商品所有者の交換要求を追跡すれば、そこから論理必然的にあらゆる商品種を包含する上位範疇「X」が出現するという関係にはおそらくない。そこには、あらゆる商品所有者が「X」を用いるよう「ノミネート」する「外的条件」が必要となる。ただ、「一般的価値形態」型の「貨幣形態」においても、特定の商品種を一般的等価物として「ノミネート」する「外的条件」が必要であるとすれば、ここでの「外的条件」はそのことと双対をなす。

また、あらゆる商品種が「X」という範疇で集計できるようになるということ、諸商品種全体の集合の外部から商品ならざるモノが投げ込まれるということとははっきりと区別しておく必要がある。ここで考えている「X」は、その出現に「外的条件」が必要であるとしても、あくまで出自は諸商品種全体の集合であり、それ以外の混じり気は一切ない。その意味で「X」型の「貨幣形態」と、「一般的価値形態」型の「貨幣形態」とは、商品に内在する価値に基づいて導出される「貨幣形態」として等位の関係にある。ただし、前者において「一般的等価形態」にある「X」は、後者において「一般的等価物」として特定できる固有性をもたない。個々の商品種はいずれ

22) 江原 [2018] では、貨幣価値の安定性という観点から、ある程度絞り込まれた「複数種の商品セット」を統合する「外的条件としての計算貨幣規定」が論じられている(江原[2018]62-4頁を参照)。本稿では、貨幣価値の不可知性にウェイトを置いて、あらゆる商品種を統合する「X」というルートを探っていることになる。

も「X」を構成する要素ではあるが、「X」はいずれの個々の商品種とも異なる。「X」は、〈あれ〉とか〈これ〉と指し示して知覚できる個々の商品種を〈商品なるもの〉というかたちで統合する上位範疇であり、そのものを知覚できないという意味で思弁的な〈商品〉なのである。

以上を要するに、こうした〈商品〉概念(=X)を認めるならば、資本主義において諸商品種に内在する価値のあり方を統一的に示す「貨幣形態」には、少なくとも二つの方式が考えられるということである。そうした理解は、価格の度量基準が抽象的な計算単位と化し、銀行券は不換化している現代の不換銀行券制度を、「一般的価値形態」型の「貨幣形態」ではなく、「X」型の「貨幣形態」に基づく貨幣現象として捉えることを可能にする。資本主義の原理像は、商品に内在する価値のあり方を統一的に示す回路のうちに「開口部」を有しており、そこに嵌る「外的条件」によって、少なくとも二様の「貨幣形態」を生じさせる配線が可能になるという見方になる。

今日の基礎理論研究の進展は、資本主義の原理像のうちにこれと同じ造りになっている領域がいくつかあることを解明している<sup>23)</sup>。資本主義は原理的に、そうした各「開口部」に嵌る「外的条件」の組み合わせによって、いくつかの取りうる状態のうちの一つが現象するというあり方でしか存在しえない。このような理解は、総体としての資本主義の変化を、基礎理論の次元の問題として追究する道を拓く。〈資本主義がある状態から別の状態に変化するのなぜなのか〉という問いに対して、「開口部」に嵌っていた元の「外的条件」が別のものに変更され配線の分岐が切り替わるからだ、という回答を用意できるからである。もちろん、こうした一般的な回答では何も分からない。上記の問いに実質的に回答しようとするれば、資本主義の原理像のどの部分に「開口部」はあるのか、それぞれの「開口部」に嵌る「外的条件」はいくつあり、他の領域とどのような配線で繋がるのか、また、それぞれの「開口部」に嵌る「外的条件」はどのように組み合わせると相性がよい／わるいのか、といった論点を少なくとも解明していく必要がある。

本稿は、「貨幣形態」に焦点を絞って、「開口部」に作用する「外的条件」がもたらす配線という問題を考察した。今後さらに進んで、総体としての資本主義が取りうるいくつかの状態を確定したいと考える。ただ、真に知りたい問題はその先にある。基礎理論の次元で解明される資本主義のいくつかの型は相互に対等な関係にあるとしても、現実の資本主義の歴史展開は、ある型から別の型への変化として生じる<sup>24)</sup>。こうした論点を部分領域の問題に矮小化することはできないが、たとえば、資本主義における貨幣のあり方は、「一般的価値形態」型の「貨幣形態」を前提として「X」型の「貨幣形態」へと変化したのであり、その逆ではないということである。それはなぜなのか。マルクス経済学が「『歴史を理論的に解明する』経済学」(小幡 [2012] はじめに i) であるならば、この問いに対する独自の見解と、さらに進んで、〈現代〉がどのような時代で

23) その全容は小幡 [2009] で体系的に論じられている。

24) 「開口部の分岐でAからBになる場合、Bは先行するAの影響を受け、 $B_{(A)}$ という刻印を帯びる。BからAにもなりうるが、この場合も、 $A_{(B)}$ はA一般にはみられない特性を帯びる。原理的な変容は等位であっても、歴史的な時間のなかで進むこうした遷移は、単純な往復運動ではない。「発展」というのは、こうした複数の開口部が連動することで、複雑な様相を帯びて進む状態遷移のことである」(小幡 [2012] 58-9頁)。

あるのかという現実問題に対する回答を提示できるはずである。

こうした問題関心に基づいて引き続き研究を進めていく。

【了】

〈参考文献〉

- 泉正樹 [2009] 「純粋資本主義論における一般的価値形態の成立：市場の成り立ちに関する一試論」『経済学論集』第171号，東北学院大学学術研究会，45-72頁
- 泉正樹 [2011] 「不換銀行券と商品価値の表現様式 (1) —現代の不換銀行券の原理的把握に向けて—」『経済学論集』第176号，東北学院大学学術研究会，111-139頁
- 泉正樹 [2012] 「不換銀行券と商品価値の表現様式 (2) —小幡道昭の貨幣・信用論に学ぶ—」『経済学論集』第178号，東北学院大学学術研究会，11-42頁
- 泉正樹 [2019a] 「商品貨幣論の現代的展開」，経済理論学会編『季刊 経済理論』第55巻第4号，7-17頁
- 泉正樹 [2019b] 「価値形態と現代の不換銀行券制度」，SGCIME編『マルクス経済学 市場理論の構造と転回』桜井書店，第4章 (2019年4月刊行予定)
- 泉正樹・結城剛志 [2016] 「貨幣・信用論をめぐる研究状況：Economy & Society誌における論争を手掛かりとして」『社会科学論集』第146・147合併号，埼玉大学経済学会，43-58頁
- 伊藤誠 [1989] 『資本主義経済の理論』岩波書店
- 宇野弘蔵 [1950・52] 『経済原論』岩波書店 {引用は宇野弘蔵著作集第一巻『経済原論I』岩波書店 (1973年) から行った}
- 宇野弘蔵 [1964] 『経済原論』岩波全書 {引用は岩波文庫版『経済原論』(2016年) から行った}
- 宇野弘蔵編 [1967] 『資本論研究I 商品・貨幣・資本』筑摩書房
- 江原慶 [2017] 「価値の量的表現論」『経済学論集』第82巻第1号，東京大学大学院経済学研究科，41-63頁
- 江原慶 [2018] 「価値形態論における計算貨幣」，経済理論学会編『季刊 経済理論』第54巻第4号，55-67頁
- 岡部洋實 [1996] 「貨幣『制度』生成の論理」，河村哲二編著『制度と組織の経済学』日本評論社，第9章
- 沖公祐 [2012] 『余剰の政治経済学』日本経済評論社
- 小幡道昭 [1988] 『価値論の展開：無規律性・階級制・歴史性』東京大学出版会
- 小幡道昭 [2006] 「貨幣の価値継承性と多態性—流通手段と支払手段—」『経済学論集』第72巻第1号，東京大学経済学会，2-29頁
- 小幡道昭 [2009] 『経済原論 基礎と演習』東京大学出版会
- 小幡道昭 [2012] 『マルクス経済学方法論批判：変容論的アプローチ』御茶の水書房
- 小幡道昭 [2013] 『価値論批判』弘文堂
- 小幡道昭 [2016] 「商品価値の内存在性——価値重心説批判」，経済理論学会編『季刊 経済理論』第53巻第2号，桜井書店，31-44頁
- 菅原陽心 [2012] 『経済原論』御茶の水書房
- 田中英明 [2017] 『信用機構の政治経済学：商人的機構の歴史と論理』日本経済評論社

日高普 [1983] 『経済原論』 有斐閣選書

山口重克 [1985] 『経済原論講義』 東京大学出版会

吉田暁 [2008] 「内生的貨幣供給論と信用創造」, 経済理論学会編『季刊 経済理論』第45巻第2号, 桜井書店, 15-25頁

Marx, Karl. [1890] *Das Kapital. Band I, 4. Aufl.*, in *Marx-Engels Werke*, Band 23, Dietz Verlag, 1962 (岡崎次郎訳『資本論』国民文庫, 第1～3分冊, 1972年)

# 財政と必要主義

井手 英 策

## はじめに

本論は、日本社会がなぜ引き裂かれるのかという問いから出発し、財政を支える「必要主義」の意味、「救済主義」との違い、そして、必要主義の可能性について論じていく。

僕はこれまで、日本の福祉国家のありようを勤労と儉約、貯蓄によって、自己責任で将来不安に備える「勤労国家」として位置づけてきた。そのうえで、1990年代に歴史的な賃金の下落圧力が加わり、1997年をピークとする所得水準の長期的な低下がこのレジームを機能不全化してしまったことを指摘した。また、日本の財政は個別利益の集合体であり、政府による財政危機宣言のち、小渕恵三政権の情報屈折をはさみながらも、厳しい予算制約のもとで予算削減の政治闘争が展開され、犯人探しと袋叩きの政治が横行したこと、そのことが、日本社会に深刻な分断状況を生みだしてしまったことを論じてきた<sup>1)</sup>。

一方、こうした現状認識のもと、財政構造を中心に、社会のあり方をどのように変革するかについての提案、理念の提示をおこなってきた。具体的にいえば、消費税を中心とする税のベストミックスを軸に低所得層も含めた幅広い層で負担をし、あわせて、すべての人びとを給付対象とする、いわば普遍主義的な財政への転換によって、近年の社会の分断状況を解消できるという見通しを示してきた<sup>2)</sup>。

本論は、これらの議論のなかで、十分に尽くせなかった論点を補完することを目的としている。とくに、日本社会の分断状況、そしてあるべき財政の姿を、思想史的、哲学的な観点から再検討することに焦点をあわせながら、以下、論を進めていくこととしたい。

## 日本社会の分断状況

まず、議論の前提として、日本社会の分断現象を示唆するいくつかの指標を確認しておきたい。「世界価値観調査 (World Values Survey)」という調査がある。この調査を用いて、社会的価値の分断状況について確認しておこう。

まずは公正さについてである。「国民の収入が平等になるよう国が統制する」という問いに対して、賛成した日本の回答者の割合は、60カ国のなかで55位である。きわめて低い順位である。ただ、ここで使われている「統制」という翻訳が、否定的な回答を引きだしている可能性もある。

1) Ide (2018), 井手 (2018a), 井手 (2015), 井手・松沢編 (2016) など。

2) 井手 (2018a), 井手・今野・藤田 (2018), 井手・古市・宮崎 (2016) など。

そこで別の質問を見てみる。「収入はもっと平等にすべきだ」を1,「個々人の努力を刺激するよりもっと収入の開きを大きくすべきだ」を10としたときの十段階評価の平均値を見てみると、収入の平等化をもとめた人の割合は、60カ国のなかで25位だ。ちなみに、この調査のなかでOECD加盟国は15カ国しかなく、大半は発展途上国である。先進国に限定して見れば15カ国中10位という順位だ。

平等以外にもさまざまな価値がある。例えば、自由への問いを見てみる。「あなたは、ご自分の人生をどの程度自由に動かすことができますか」という問いについて「全く自由にならない」から「全く自由になる」の十段階評価の日本の回答者の平均値は、60カ国中59位だ。愛国心はどうか。「あなたは進んでわが国のために戦いますか」という問いに賛成した人の割合は60カ国中最下位である。あるいは人権という価値もある。「どれくらい自国には個人の人権への敬意があるか」という問いに肯定的な回答をした人の割合は60カ国中34位である。

平等、自由、愛国心、人権といった価値は普遍的価値と呼ぶ。端的に言えば、いかなる国においても、それに一定の積極的な意義が見いだされるような価値だということである。しかし、以上の指標が示すのは、日本では、そうした価値を共有できないような社会状況が生まれようとしているということである。

もちろん、世界価値観調査だけで判断を下すのは早計である。そこで、いくつかのデータを確認しながら、いまの日本の社会的な価値の現状について考えてみたい。

「国際社会調査プログラム (International Social Survey Programme)」によると、「日本の所得の格差は大きすぎる」「所得の格差を縮めるのは、政府の責任である」という二つの問いにたいして賛成した人の割合は、それぞれ42カ国中30位、36位だった。

こうした所得格差をめぐる価値観は財政のあり方に鋭く反映される。OECDのレポート“Growing Unequal”を見てみると、日本の財政をつうじた所得再分配の力がきわめて貧弱であることが明らかになる。所得再分配は、低所得層への給付と富裕層への課税によって縮小可能である。だが、調査対象となったOECD21カ国のなかで前者の効果は19位、後者は最下位である。

所得格差の大きな社会は、他者と痛みが共有できず、貧しい人びとに対する関心が薄れている社会であることが予想される。これとの関連でいえば、OECDのSociety at a Glance 2011を見てみると、所得格差の大きな社会は、統計的に見て他者への信頼度が低いことが明らかにされている。一般的に考えて、信頼できない人たちに対して税を払い、生存を保障するインセンティブは弱いという意味では、もっともな話だといえるだろう。

日本社会の他者に対する信頼の低さを指摘したのは山岸俊男である<sup>3)</sup>。日本は集団主義的な価値観が強いとしばしばいわれる。だが山岸は、日米の比較実験をつうじて日本社会のなかに存在する個人主義的な傾向を明らかにし、そのうえで日本の社会的信頼の低さを指摘した。

ここで「国際社会調査プログラム」をふたたび見てみよう。すると、「他人と接するときには、相手の人を信頼してよいと思いますか。それとも用心した方がよいと思いますか」という問いに

3) 山岸俊男 (1999) (1998)。

表1

	日本	北欧諸国
中間層の税負担が高い	50.1%	32.3%
低所得層の税負担が低い	7.5%	1.3%
富裕層の税負担が低い	57.5%	49.6%

ISSP, Role of Government 2016より作成

たいし、信頼できると回答した人の割合は、調査対象国38カ国のうち日本は24位であることがわかる。「世界価値観調査」でも、「はじめてあった人をあなたはどれくらい信頼しますか」という問いにたいして、完全に、ある程度と回答した人の割合は、8.8%に過ぎず、59カ国のなかで55位というありさまだ。さらにPew Research Centerによると日本の社会的信頼度は先進国のなかでも最低レベルであり、アジアの各国のなかでもっとも低いことが明らかにされている<sup>4)</sup>。

財政とのかかわりから考えるとき、深刻なのは、人びとに対する一般的な信頼度の低さだけでなく、政府への不信感も非常に強いということである。「国際社会調査プログラム」では、「たいていの場合、政治家は正しいことをしていると信頼してよい」という問いに賛成した日本の回答者の割合は、38カ国中36位、「世界価値観調査」で「政府をどの程度信頼しますか」という問いに非常に、かなりと答えた人の割合は、60カ国中51位という低さだ。

政府を信頼できない人びとが政府に税を払うことを快く受け入れるだろうか。答えは否である。日本はOECD加盟国のうち34カ国のなかで国民負担率26位である。相対的に見て、かなり税や社会保険料の負担率が低いわけであるが、表1に示されるように、税が重たいことで知られる北欧諸国とくらべても、明らかに税の痛みが強いことがわかる<sup>5)</sup>。

このように僕たちの「社会」は、普遍的価値を共有できず、他者も信頼できず、低所得層に対する配慮も失いかけている。あえていえば、「社会」だとは表現するものの、「理念結合的な共同体」ではなく、「人間の集団」という性格を強めつつあるように見える。以下では、こうした認識のもと、「なぜ僕たちは引き裂かれるのか」という問いを立てながら、財政のあるべき姿、それを支える原理について考えてみたい。

## 思想史から読み解く国家と財政の淵源

冒頭でも指摘したが、日本社会が引き裂かれる理由にかんしては、まず、勤労と貯蓄を前提と

4) <http://www.pewglobal.org/2008/04/15/where-trust-is-high-crime-and-corruption-are-low/>

5) 内閣府「国民生活に関する世論調査」によると、回答者の93%が自らは中間層であると回答している。したがって表1が示しているのは、「自分の税は重い、自分以外の人間の税は軽すぎる」という国民の意識だということができる。このことは分断された社会状況を考えるうえで、非常に重要な事実である。

し、将来不安に自己責任で備える「勤労国家」レジームがあり、そのレジームが1997年をピークとする所得の連続的低下によって機能不全化した点を指摘してきた。

今回はこうした叙事的なアプローチとは距離を取り、背理法的なアプローチで課題に接近してみたと思う。以下では、ある現象Aを説明したいとき、それと反対の現象が成立する条件を考え、その条件が成立していないことを示すことで、Aが起きている理由を説明するという方法を取る。つまり、社会が分断されている状況を考えるために、まず分断されない社会の条件を考え、その条件が現在成立していないことを解き明かすことによって分断状況を解き明かすというアプローチである。

さて、本論が考察の対象とするのは財政である。神野直彦が指摘するように、財政はこれまで「公共経済」「国家経済」とし理解されてきたのであり、その国家が「貨幣による統治」を行うための手段としても財政は位置づけられている<sup>6)</sup>。では、財政の管理を行う国家は、いかなる条件のもとで存立可能なのであろうか。

古代ギリシャの哲学者アリストテレスは、この問いに対してこう回答している<sup>7)</sup>。「その生成理由はわれわれが生存するための必要によるものであったが、いまやそれはわれわれの生活をよくすることにある<sup>8)</sup>」「たしかに声を出すだけなら、快と苦を表示するものなのだから、他の動物にも出来ることなのである。つまりかれらの自然に与えられている生まれつきは、快苦を感じて、これを仲間同士に表示するところまではきているということである。しかし、言論というものは、利害を明らかにするためのものであり、したがってまた正邪を明らかにすることにもなるのである。というのは、善悪正邪その他のことを感じるという、このことだけですでに人間は、他の動物に対して独特のものをもつことになったのである。そしてこれらの利害正邪の共同がもとになって、家族や国家がつくられるのである<sup>9)</sup>」「国家とは、同等のもの共同体であり、可能なかぎり最善の生活にあずかることを、共通の目的としているのである<sup>10)</sup>」「国家は人間が偶然に集まっただけのものではなく、われわれが主張しているように、生活の必要のために自足する共同体でなければならない<sup>11)</sup>」。

財政が国家の経済活動をさす以上、ここで示された「われわれの必要」「利害正邪の共同」「最善の生活にあずかることを、共通の目的としている」「生活の必要のために自足する共同体」という国家存立の諸原理を経済的に実現する手段として財政は存在する。つまり、財政とは、個人ではなく、共同、共通の利益や必要を充足するための手段だということになる。

デカルトやライブニッツと並び称される近世合理主義哲学の代表者であるバールーフ・デ・スピノザは、国家にかんして、以下のように述べている。

6) 神野直彦 (2007) pp.6-7。

7) 以下、引用の下線は筆者が加えたものである。

8) アリストテレス (2009) p.16。

9) アリストテレス (2009) pp.17-18。

10) アリストテレス (2009) p.326。

11) アリストテレス (2009) p.327。

「国家状態は本来共通の恐怖を除去し、共同の不幸を排除するために建てられる<sup>12)</sup>」「民衆が一致してあたかも一つの精神によってのように導かれようと理性の導きによるのではなく、おのずから何らかの共通の感情によるのである・・・すなわち共通の希望によるなり、共通の恐怖によるなり、あるいは何らかの共通の損害に復讐しようとする願望によるのである。ところで何びとも孤立しては自己を守る力を持たないしまた生活に必要な品々を得ることができないから、孤立を恐れる念はあらゆる人々に内在している。このことから、人間は本性上国家状態を欲求し、人間が国家状態をまったく解消してしまうことは決して起こりえないということが帰結される<sup>13)</sup>」。

ここでは、国家の存立理由にかんして、「共同の不幸を排除する」というネガティブな面からの共通の利益、必要の重要性が指摘されている。また、「生活に必要な品々を得る」とあることに示唆されるように、「生活の必要」を説いたアリストテレスとまったく同じ視点が彼においても共有されている。

こうした人間に共通の利益、必要という視点は、ジャン＝ジャック・ルソーも重視していた。ルソーは国家を社会に置き換え、次のように指摘する。

「個々人の利害の対立が社会の設立を必要としたとすれば、その設立を可能なものとしたのは、この同じ個々人の利益の一致だ。こうしたさまざまな利害のなかにある共通なものこそ、社会のきずなを形づくるのである。そして、すべての利益がそこで一致するような、何らかの点がないとすれば、どんな社会も、おそらく存在できないだろう・・・社会は、もっぱらこの共通の利害にもとづいて、治められなければならぬ<sup>14)</sup>」。

政治理論家トマス・ペインは、エドモンド・バークの『フランス革命についての省察』を批判するために執筆した『人間の権利』のなかで、社会や政府が発生するメカニズムについて次のように述べた。ここで強調されているのもまた、「社会の共通利益」「共通の利害関係」である。

「諸政府がそこから発生し、そこに基礎を置いている大本・・・その大本はすべて、次の三つの項目に入れることができよう。第一に、迷信。第二に、権力。第三に、社会の共通利益と人間の共通の権利<sup>15)</sup>」「人間相互間に、また文明社会の各部分のあいだに存在する相互依存と互恵的利害関係とは、その社会を結び合わせるかの偉大な連鎖を作り出す<sup>16)</sup>」「人間には、そしてまた、人間以上に多種多様な能力と工夫の才を備えている社会にはなおのこと、どのような状況におかれようと、これに適応できる生来の順応性がある。形式的な政府が廃止されたとたん、社会は活動をはじめ、全体から成る連合が起こり、共通の利害関係が共通の保障を生む<sup>17)</sup>」。

財政社会学を世に知らしめる契機となったのは、ジョセフ・シュンペーターの『租税国家の危機』だった。同著のなかで、シュンペーターはいわば「共同需要の共同充足」ともいうべき共同

12) スピノザ (1976) p.39。

13) スピノザ (1976) p.63。

14) ルソー (1954) p.42。

15) ペイン (1971) p.72。

16) ペイン (1971) p.212。

17) ペイン (1971) p.214。

体、国家の基本原則を示し、この共同充足を租税によって行うという視点を提示することで、近代国家、近代財政に固有の原理を示すことに成功した。ここでもまた、国家の存立根拠をめぐる理解において、アリストテレスやスピノザ、ルソー、ペインらの指摘との共通性を容易に見て取ることができる。

「国家の発生には二通りある。ひとつは『共同の困難』からの発生・・・もうひとつのばあいは、ある種の目的——それはどのようなものであってもかまわぬ——が、新たに生じた個々の自立体の側で分担しようとしないうか、分担できないため、分裂しようとする包括的な共同体の任務としてそのまま保持されるという形で国家が発生する。それゆえ、国家はけっして自己目的ではなくて、つねに共同体目的のための機関にすぎないのである<sup>18)</sup>」。

最後に異なる角度から国家の役割について見ておきたい。国家による個人への介入を強く批判してきたのは「自由主義者」であるフリードリヒ・ハイエクである。国家を否定的に捉える彼は、どのように国家の任務や原理を説明するだろうか。じつは、意外に聞こえるかもしれないが、ハイエクは、国家の果たすべき機能について、レッセフェールを超えるものとしてそれを認識していた。

「一部の理論家のなかには、政府の活動を法と秩序の維持に限定すべきことを要求してきた者がいるけれども、そのような立場は自由の原則から見て正当化することはできない<sup>19)</sup>」「現代におけるいかなる政府もしばしば指摘されてきた『個人主義的最小限度』に自らを限定してはこなかったし、また政府活動のそのような限定は、「正統派」古典派経済学者によって支持されてもいなかった。あるゆる現代の政府は貧窮者、不運な者および障害者対策をおこない、健康問題と知識の普及に注意を払ってきた。これらの純粋な奉仕活動が富の成長とともに増加すべきでないとする理由はどこにもない。集合的行動によってのみ満たしうる、それゆえ個人的自由を制限することなく提供しうる共通のニーズがある<sup>20)</sup>」。

ハイエクのような自由主義者であっても、国家の存在は自由と矛盾するものとは考えられていなかった。そして国家の存立根拠を「集合的行動によってのみ満たしうる」「共通のニーズ」に求めている点は、すでに見てきた思想家とまったく共通するものである。

僕的能力には限りがあるが、さらに広い範囲で、国家や社会の原理についての文章を見つけてみたいという衝動にかられる。それほどに、国家や社会の存立根拠には、ある種の共通した見かたが存在することを知ることができる。以上できわめて限定的ではあるが見てきたように、置かれた時代、立ち位置の異なるさまざまな思想家の議論において、国家や社会の根底には共同性が存在しており、財政も含め、人間に共通の生存、生活の必要（ニーズ）を満たすために生まれたものだということが明らかになる。

ここで強調しておきたい点は、こうした理解のもとでは、また背理法アプローチのもとでは、

18) シュンペーター (1983) pp.32-33。

19) ハイエク (2007) pp.8-9。

20) ハイエク (2007) p.9。

分断された社会、引き裂かれた社会とは「人びとの間で目的や利益が共有されず、共同行為が成立していない状態」と定義できる、ということである。そして、このことは、国家や社会の存立そのものを脅かしかねない、危機的な状況をさしている。

人びとがともに生きているという「共在感<sup>21)</sup>」あるいは「情緒<sup>22)</sup>」をうしなえば、「痛みの分かちあい」である税への抵抗が生まれる。なぜならば、近代国家における税とは巨大な共同行為なのである一方、共同行為の成立しない社会では、個別の利益主体へと社会が引き裂かれ、税への抵抗が強まり、租税負担の押しつけ合いがはじまらざるを得ないからである。結果として財政赤字は常態化する。

いわば、日本に積みあがった政府債務は、所得の低下とともに個人が生活防衛に走った結果であり、共同行為が成立しなくなった分断社会の病理現象だということができるだろう。財政危機を克服するためには、単に歳出を削減し、歳入を増やすことで、収支尻をあわせればよいのではない。財政をもう一度「社会の共同行為」として作り直し、増税への合意形成が可能な政策環境を整えていかなければならないのである。

だからこそ、僕は、税をつうじて共同需要の共同充足を実現するという財政の保障の原理に立ち返ることとした。消費税を軸として低所得層も、富裕層も、すべての人びとが痛みを分かち合い、同時にすべての人びとが受益者となることで、あらゆる層の人びとを生活不安から解放する財政モデルを提示した。それは、富裕層から奪い、低所得層に分配する「救済主義」とは異なる、「万人への保障」を求める財政の原理にもとづいた提案だったのである。

## 必要主義、救済主義、そして財政

すべての人が負担者となり、同時に受益者となる財政モデルについての詳細は、別の著作にゆずる<sup>23)</sup>。ここでは、それらの著作で考察することのできなかつた、「必要主義」という考え方の定義、そしてそのことの持つ哲学的な含意について考えてみたいと思う<sup>24)</sup>。

ここで提示した必要主義は普遍主義から出発している。普遍主義についての的確な定義を与えたのはヨーゲン・ゴール・アンダーセンである<sup>25)</sup>。

1. 適格性と資格は厳密に定義された権利であり、重要性や裁量性ではない
2. ルールはすべての適切な受益者となりうる市民／居住者に適用される
3. 受益は一般的には税で、きわめてまれに拠出金によってまかなわれる
4. 受益はすべての市民に対してほぼ同じであり、少なくとも、所得審査によってだれも排除され

21) 井上達夫 (1999)。

22) 小林秀雄・岡潔 (2010)。

23) 井手 (2018) pp.83-89。

24) 必要原理については井手・古市・宮崎 (2016) のなかで言及したことはある。

25) Goul Andersen (2012) pp.164-171。

ない

## 5. 受益は十分である

ここでは、所得や年齢、性別等で市民の扱いを区別せず、すべての人びとを十分な受益者とし、そのために必要な財源を税によってまかなうという原則が示されている。とりわけ、所得審査によって、受益者が特定されないという点は、普遍主義の性格を考えるうえできわめて重要である。

以上は、村落共同体のなかで充足されていた共通のニーズにかんして、これを税によって代替的に充足するようになっていったという財政の成り立ちからして、妥当な定義だといえる<sup>26)</sup>。別言すれば、共同体の共通ニーズは、すべての人びとが汗をかき、すべての人びとを受益者にすることで提供されてきたという意味で、財政は、本来、普遍主義的な原理＝保障の原理によって成立したものだったということである。

ただし、そもそもの普遍主義は、法や人権、宗教などにおよぶ広い概念である。また、国や制度が導入されるタイミングによっても、普遍主義が実際に意味するところは違ってくる<sup>27)</sup>。それは、イギリスのそれと北欧のそれとで大きく違っていることから類推可能だし、おそらく、日本でユニバーサルという言葉を使えば、障がい者のノーマライゼーションの文脈で理解されるだろう。もし、宗教的な普遍主義を語れば、これまで述べてきた財政の原理とは異なる、「救済」の問題として議論されることもあるだろう。

そこで、ここでは、だれもが必要とする以上、すべての人たちに現金やサービスを給付する<sup>28)</sup>、そのための財源も可能な限り広く、みなが負担するという財政の理念を「必要主義」と定義しておきたい。いわば、普遍主義を人びとの生存、生活にかかわる財政ニーズとその財源に限定して用いるわけである。

ここでいう必要主義は、医療や教育、介護、子育て、障がい者福祉などにかかわる、すべての人びとが必要とする／必要とするサービスや現金の分配のありようを問題としている<sup>29)</sup>。一方、必要主義と対極にあるものを「救済主義」と定義しておこう<sup>30)</sup>。これら必要主義と救済主義の比較を行ううえで、井上達夫の主張するリベラリズムの「反転可能性」のテストは、僕たちに有益

26) 井手 (2018) pp.77-80。

27) Anttonen & Sipilä (2014) p.15。

28) より正確にいうならば、現金をすべての人びとに給付するのは、すべての人びとの生存という共通のニーズを満たす時に限定されることとなるだろう。だが、この場合は、財源制約を考えた際、実現可能性はきわめて乏しいものとなる。したがって、現金給付は生存保障を目的として、基本的に選別的、救済主義的な給付となる。しかし、そうした給付にあっても、児童手当に象徴されるように、選別的な給付を普遍主義的に、すべての子どもたちに給付することも考えられる。というのも、子どもたちはみな、自力で生存する力を持たないからである。

29) もちろん、その際、どの程度の水準のサービスを提供するのかという別の問題が発生することとなる。また、なにが社会的ニーズであり、なにが個人的なニーズなのか、という問題も同時に発生するだろう。それは民主主義的な意思決定過程において決定される問題である。したがって、ここでは、給付水準については、議論の対象としない。

30) これは、これまで選別主義 (selectivism)、残余主義 (residualism) などと呼ばれてきた領域を総称するものとして定義している。

な示唆を与えてくれる<sup>31)</sup>。

井上は、リベラリズムの前提として、自分が相手の立場に立っても自分の主張に賛成できるか、というテストをくぐらなければならないという。典型的な事例は生活保護だろう。不正受給への批判が強まるにつれ、生活保護の給付水準を削減すべきだという主張が勢いを増している。だが、仮にもし自分が貧しくなったとき、この生活保護給付水準の切り下げという主張に同意することができるだろうか。おそらく大勢の人びとはこうした主張に同意できないだろう。したがって、個人の自己決定権を重視するリベラリズムの立場においても、必要主義とは異なる救済主義の必要性、あるいは一定の正当性が存在することとなる。

だが、話はそう簡単ではない。ときにはただの強弁にすぎないかもしれないが、自分は自己責任で生きていくから、生活保護を削減すべきだと主張する人がいるとすれば、この人を説得することはできないし、リベラリズムの立場からはすれば、説得する必要もない。

さらにいえば、困っている人を「救済」することは、そもそもよいことなのかというより本質的な問題も存在する。ジョナサン・ウルフのいう「恥ずべき暴露 (shameful revelation)」の問題がこれである<sup>32)</sup>。救済主義における救済の対象は、当然のことながら、低所得層である。そして、救済を求める人たちには、自分がいかにまずしいか、生存する力を持ち得ていないのかを証明する義務がつきまとう。他方で、それを審査する行政は、性悪説の立場から、申請者が事実を隠蔽しながら申請を行っている可能性を追及せねばならない。そのうえ、救済される低所得層と救済されない低所得層が生み出される<sup>33)</sup>。ここに社会的分断の土壌が存在することはいうまでもない。

「困っている人」が必ずしも低所得層だけではないという問題もある。富裕層における障がいのある人は困っていないのか。金銭的には余裕があっても、出産を理由に職やこれからのキャリアを諦めなければならない女性は困っていないのか。あるいは、所得はあっても、死亡後のリスクが理由で転居先が見つけられない高齢者は困っていないのか。金銭的に貧しい人たちには生活保護が準備されている。では、こうした非金銭的な困窮者への対応は十分だろうか。こうした人びとへの配慮は不要だろうか。

ようするに、救済主義においては、救済される人びとは失格者の烙印を押され、「恩着せがましき」や「哀れみ」を背負って生きねばならない。また、救済された人が生まれるのと同時に、救済されない人が貧しい人たちの間、貧しい人とそうではない人たちの間に生みだされ、そのことへの怒り、救済された者への嫉妬、疑心暗鬼が必ずもたらされることとなる。ここに救済主義の大きな限界がある。

必要主義が求めるのは、すべての人びとを受益者とし、受益者を選別しないことによって、救済主義の持つ、社会的分断のメカニズムを解消することである。このことを裏側から眺めれば、

31) 井上 (2017)。

32) Wolf (1998)。

33) 祐成 (2016) では、相対的に豊かなものは、公営住宅から退出すべきだという主張を取りあげ、「ルールを守れ」というロジックによって、低所得層のなかに分断線が引かれ、弱者がさらなる弱者への批判を強めるような構造が生まれる可能性について指摘している。

共同体——それが村落共同体であれ、国民国家であれ——の内部の統合を図るうえで、分断を生まない手法が求められることを意味している。だからこそ、受益者や負担者を限定しない「共同需要の共同充足」という原理が歴史貫通的に観察されるのであり、統治の手段である財政にとって、必要主義こそが、本来、抛るべき原理だということになるのである<sup>34)</sup>。

## 必要主義、救済主義と承認欲求

必要主義と救済主義の関係を考えるうえで無視できない問題がもうひとつある。それは「個人の尊厳」の問題である。人間の生のあり方をめぐって、これまでさまざまな議論が展開されてきた。ジョン・ロールズによれば、各人が自分で人生目標を設定し、能動的に社会の協働に参加できること、自分の能力におうじて労働を分担することが人間の自由と深く関わっており、そしてこの自由こそが「自尊」の感情を生むと説いた<sup>35)</sup>。

だが、こうした見かたには、チャールズ・テイラーやアクセル・ホネット、マイケル・サンデルらから強い批判が寄せられた<sup>36)</sup>。彼らによれば、すべての人間が自分の生を選びとれるわけではない。サンデルがロールズの据えた人間像を「負荷なき自我」と断じたことは広く知られている。テイラーは、個人の尊厳を考えるうえで、普遍的権利の重要性和同時に、他者から「承認」されることが重要だと指摘した。ホネットもまた、福祉国家の行う規制をつうじて確保される「承認」の場の重要性を強調した。以下では、紙幅の都合からホネットの主張にもとづいて「承認」論を簡単に要約し、これと必要主義、救済主義の関係を考えてみたい。

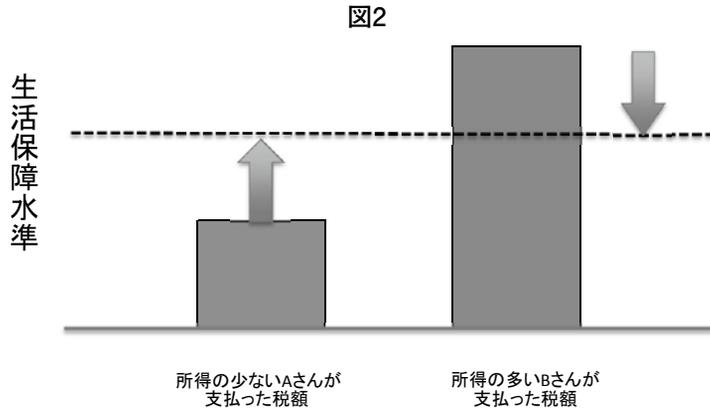
ホネットは3つの承認のかたちを示した。一つ目は、愛あるいはケアにおける承認である。人は、他者から十分な愛を注がれることで、自分の存在が無比であること確信することができ、自己への信頼を強化することができる。二つ目は、法と諸権利における承認関係である。人は、等しく取り扱われ、他者と同じく道徳的責任を持ち、これを果たしていると確信することによって、自己尊重の精神を育むことができるようになる。三つ目は、連帯＝共同体における承認である。共同体の内部で、自分の能力や仕事が、属する集団のメンバーや社会に認められることで、自己への評価を高めることができる。

ところで、以上の承認をつうじたアイデンティティの獲得と財の分配がいかなる関係にあるのかは判然としない。社会的地位を安定させることと財の分配のあり方とは、互いに切っても切れ

34) Anttonen & Sipilä (2014) でも指摘されているように、普遍主義（あるいは本論の定義では必要主義）を採るからといって、現金・サービス給付において選別主義や残余主義といった救済主義をいっさい認めないわけではない。さまざまな事情によって就労できない人が存在する以上、あらゆる国において、救済主義的な給付は存在することとなる。この領域を可能な限り限定的にしていこうとする点に必要主義や普遍主義の現実的な意味がある。

35) ロールズ (2010) (2004)。

36) テイラー (1996)、ホネット (2003)、サンデル (2010) (2009)。なお、以下に述べる「承認論」の整理については田中 (2016) が、承認論と福祉国家の関係については武川 (2007) が参考になる。



ない関係にある。これがナンシー・フレイザーから寄せられた批判だった<sup>37)</sup>。たしかに、ロールズにおいては、もっとも低い厚生水準にある最下層の人びとの生活水準や境遇の最善化、いわゆる格差原理が示されていた。しかし、承認論においては、承認された状態の実現のために、いかなる分配構造が必要となるのかがはっきりとしない。

繰り返し述べてきたように、必要主義が求めているのは、広く負担を分かち合いながら、すべての人びとを受益者にしていく方向性である。ロールズの格差原理の問題は、給付面における配分原理は示されているものの、負担面における配分の原理が不明確な点である。とりわけ、所得水準が恒常的に上昇していかない局面では、格差原理を満たすために中高所得層が負担を受けられる保証はない。また、図2に示しているように、必要主義にもとづく課税と給付は原理的にいって格差を小さくするし、また、生活扶助の強化と住宅手当の創設をセットにすれば、増税による低所得層の負担を相当程度緩和することができる。

では、必要主義と承認の関係はどうなるか。必要主義は、社会の分断を阻止し、連帯を強化するための原理である。あるいは、社会の分断を阻止し、連帯を強化するために、国家や社会が生まれ、存在してきたと言い換えてもよい。所得制限を設けずにすべての人びとを等しく取り扱うことによって、いかなる環境に身を置くことになろうとも、個人は他者との支え合いのなかに位置づけられることとなる。さらに、負担面でも他者と痛みを分かち合うことによって、低所得層は社会における道徳的責任を果たすことができ、他方で、他者から救済されるという「恥ずべき暴露」からも解放される。

将来不安からの人間の解放は、一方で、企業における労働者の地位に大きな変化を与えるだろう。なぜならば、万一、失業の危機に直面したとしても、それが直接に生存、生活の恐怖に直結しなくなるからである。いわゆる労働力の脱商品化の問題である。同時に、将来不安からの解放と労働における自己決定権の強化が共存すれば、家族や友人、コミュニティとの関係構築に多くの時間を割くこともできるようになるだろう。これらがすべて承認欲求の充足と深く結びついていくことはいうまでもない。

37) フレイザー&ホネット (2012)。

あえて指摘するまでもないかもしれないが、救済主義は以上と正反対のベクトルを持っている。人びとに平等ではない取り扱いをおこない、救済する人間と救済される人間の線引きがなされる。さらに、免税や租税負担の軽減をつうじて社会における道徳的責任を果たす自由を奪われる。救済の見返りに、低所得層は、恩着せがましさを背負い込むこととなる。その結果、自己への信頼・尊重・評価は、当然、毀損されることとなるだろう。

## おわりに

本論では財政における必要主義を定義するため、それがいかなる思想的根拠を持つのか、人間が尊厳を維持していくうえでいかなる機能を果たしうるのかについて考えてきた。こうした原理にもとづいて財政が編成されている国が北欧諸国である。したがって、本論の提案に対して、北欧モデルへの回帰かという疑問があるかもしれない。

しかし、正確にいうならば、北欧モデルへの回帰ではなく、財政の保障原理、必要主義にもっとも忠実な制度設計を行ってきたのが北欧諸国だということである。この必要主義を具体的にどのように制度化していくかによって、北欧モデルとの分岐もまた生ずるだろう。くわえて、かつてのような経済成長がむつかしいこと、1990年代以降、北欧モデル自身、修正が加えられつつあることを念頭におけば、税をつうじた受益と負担の問題だけではなく、政府を補完する地域社会のありようも含めて理論化していく必要が生じるだろう<sup>38)</sup>。

そもその話、である。村落共同体の内部で充足されてきた生活ニーズを代替する過程で近代国家や近代財政が発展してきたという歴史的経緯から考えれば、生活ニーズの充足を政府にのみ委ねなければならない必然性はない。そして、そうした変化の可能性は、近代の終焉とも直結する重要な問題である。

だが、1990年代の福祉ミックス論の帰結を見ればわかるように、供給者の多様化だけを論じてしまうと、それは福祉の丸投げ、政府の責任放棄、あえていえば、新自由主義的な政策志向への道を再び切りひらくことになりかねない。また、生存保障は、近代国家の生み出した重要な基本的人権の保障でもある。だからこそ、地域に存在する互助組織や民間企業も含めた包括的な生活ニーズの充足と同時に、税をつうじた政府のニーズ充足をセットで議論しておくことが不可欠なのである。

必要主義にもとづくサービス給付とこれを補完する十分な生活扶助の提供、住宅手当の創設は、生存、生活の土台を保障することとなる。だが、さらにその先にある「よりよい生」を考え、実現していくためには、行政サービスを越えた地域の多様な主体によるニーズ充足が欠かせない。それは、先にも触れたように、生存や生活の保障を国家の任務として吸収し、その負担を租税によってまかなってきた「租税国家」のあり方をも、大きく揺るがしていくことになるだろう。よ

38) 井手 (2018a) (2018b) では「公・共・私のベストミックス」という概念を提示している。こうした着想の基礎には、互酬と再分配、交換の調和が重要であることを理論的、実証的に検討した井手・菊地・半田 (2011) での議論がある。

り深く地域の実態に接近しながら、政府の果たすべき役割を考える、そして同時に、そこでの観察、思考をてがかりに、社会を理論化していくことが求められる所以である。

## 参考文献

- 井手英策 (2018a) 『幸福の増税論 財政はだれのために』 岩波書店。
- 井手英策 (2018b) 『富山は日本のスウェーデン 変革する保守王国の謎を解く』 集英社。
- 井手英策 (2015) 『経済の時代の終焉』 岩波書店。
- 井手英策・今野晴貴・藤田孝典 (2018) 『未来の再建—暮らし・仕事・社会保障のグランドデザイン』 筑摩書房。
- 井手英策・古市将人・宮崎雅人 (2016) 『分断社会を終わらせる—「みんなが受益者」という財政戦略』 筑摩書房。
- 井手英策・松沢裕作編 (2016) 『分断社会・日本—なぜ私たちは引き裂かれるのか』 岩波書店。
- 井手英策・菊地登志子・半田正樹 (2011) 『交響する社会—「自律と調和」の政治経済学』 ナカニシヤ出版。
- 井上達夫 (2017) 『自由の秩序』 岩波書店。
- 井上達夫 (1999) 『他者への自由—公共性の哲学としてのリベラリズム』 創文社。
- 神野直彦 (2007) 『財政学 改訂版』 有斐閣。
- 祐成保志 (2016) 「住宅がもたらす分断をこえて」『分断社会・日本—なぜ私たちは引き裂かれるのか』 岩波書店。
- 武川正吾 (2007) 『連帯と承認—グローバル化と個人化のなかの福祉国家』 東京大学出版会。
- 田中拓道 (2016) 『承認—社会哲学と社会政策の対話』 法政大学出版局。
- 山岸俊男 (1999) 『安心社会から信頼社会へ』 中央公論社。
- 山岸敏男 (1998) 『信頼の構造』 東京大学出版会。
- アクセル・ホネット (2003) 『承認をめぐる闘争—社会的コンフリクトの道徳的文法』 法政大学出版局。
- アリストテレス (2009) 『政治学』 中央公論新社。
- シュンペーター (1983) 『租税国家の危機』 岩波書店。
- ジョン・ロールズ (2010) 『正義論 改訂版』 紀伊国屋書店。
- ジョン・ロールズ (2004) 『公正としての正義 再説』 岩波書店。
- スピノザ (1976) 『国家論』 岩波書店。
- チャールズ・テイラー (1996) 「承認をめぐる政治」『マルチカルチュラリズム』 岩波書店。
- トマス・ペイン (1971) 『人間の権利』 岩波書店。
- ナンシー・フレイザー&アクセル・ホネット (2012) 『再分配か承認か?—政治哲学論争』 法政大学出版局。
- フリードリヒ・ハイエク (2007) 『自由の条件III—福祉国家における自由』 春秋社。
- マイケル・サンデル (2010) 『民主政の不満—公共哲学を求めたアメリカ』 勁草書房。
- マイケル・サンデル (2009) 『リベラリズムと正義の限界』 勁草書房。
- ルソー (1954) 『社会契約論』 岩波書店。
- Eisaku Ide (2018) "The Rise and Fall of the Industrious State, Why Did Japan's Welfare State Differ from European-Style Models?," *Worlds of Taxation: The Political Economy of Taxing, Spending*

*and Redistribution since 1945*, Gisela Huerlimann, W. Elliot Brownlee and Eisaku Ide eds, Palgrave Macmillan, 217-243.

Jørgen Goul Andersen, (2012) "Universalization and de-universalization of unemployment protection in Denmark and Sweden," *Anttonen A., Häikiö L. & Stefánsson K. (eds) Welfare State, Universalism and Diversity*, Cheltenham: Edward Elgar, 162-186.

Jonathan Wolf (1998) "Fairness, Respect and the Egalitarian Ethos," *Philosophy & Public Affairs*, Vol. 27, No. 2, 97-122.

# アダム・スミスの正義論と統治論

遠藤和朗

## 1. はじめに

近代的な個人が社会秩序を形成する論理を説く、スミス (Smith, Adam, 1723-90) 以前の学説としては、ホッブズ (Hobbes, Thomas, 1588-1679) やロック (Locke, John, 1632-1704) の社会契約説、ヒューム (Hume, David, 1711-76) のコンヴェンション (convention) 論などがある。

ホッブズとロックにおいて共通しているのは、市民社会の成立を合理的・論理的に説明することである。内容は異なるが共に自然状態や自然権を想定し、その自然状態の矛盾あるいは不便さを克服する道として、自然法の要請によって、契約による国家が成立し市民社会が創設されるというのである。つまり、両者においては、社会契約によって主権が成立したときに、市民社会の秩序は成立することになる。したがって、彼らの論理においては、社会における個人が主体的・自律的に相互的な道德秩序を確立して市民社会を形成するという道は閉ざされることになる。

ヒュームは、ホッブズやロックのいう社会契約説の「自然状態」を「哲学的虚構」(philosophical fiction) として斥け、コンヴェンション (convention) に基づく社会秩序の成立を主張する。コンヴェンションとは「共通利益の一般的な感覚」のことである。それは、各人の利益のために各人の利己心の自己抑制を促して結ぶ、社会の全構成員の慣習的とりきめであり、正義の法を成立させるものである。しかし、ヒュームの場合には、コンヴェンションに基づく正義の法の成立を前提に同感の原理に基づく正義の徳が論じられており、正義の法が正義の徳に優先させる論理をもつことになる。したがって、ヒュームの場合には、正義の法と正義の徳とは対立することなく一体化され、実定法批判としての正義の根拠を示すことはできなかったのである。正義の法の成立を前提に、その公共的効用に対する同感の結果として、正義の徳が論じられているのである。

スミスは、のちに詳しく述べるように、ヒュームと同様に社会契約説を批判するのであるが、同時にヒュームの正義論を批判することになる。スミスに至って、国家や政府の権力に頼ることなく、利己的な個人が互いに一定の道德(社会)秩序が成立するとする、市民社会の自律性が『道德感情論』において明らかにされることになる。その市民社会形成の原理が同感である。彼の課題は、倫理学と法学を明確に区別することである。すなわち、まず『道德感情論』において同感の原理に基づく自律的な市民的倫理の理論を確立して、「自然的正義」(natural justice) を導き、それに基づいた法体系を準備することにあつた。これは、ヒュームの正義論の構造と全く異なるところである。スミスは、道德としての正義と法としての正義を明確に区別し、正義とは何かという正義のあり方を追求したのである。

スミスにおいて、個人相互の同感現象の集積から導かれる「自然的正義」は、「すべての国

民の諸法をつらぬき、それらの基礎であるべき、一般的諸原理についての理論<sup>1)</sup>」(TMS, p. 341, 訳(下) 399頁), すなわち自然法学(natural jurisprudence)の樹立を指向するものであるが、彼は、『道徳感情論』においては、これ以上のことは論じていない。しかし、実定法と自然法学の関連については次のように述べているのである。

「実定法の各体系は、自然法学の体系にむかっの、あるいは、正義の個別的諸規則の列挙にむかっの、多かれ少なかれ不完全な試みとみなしていい。正義の侵犯は、人びとが相互にけっして甘受しようとししないものであるから、公共的為政者は、この徳の実践を強制するために、公共社会の力を使用する必要にせまられる。」(TMS, p. 340, 訳(下) 397頁)

この目的のために、民法および刑法がつくれ、そして裁判官が任命されるのであり、ここにスミスにおける法と統治の問題が生じることになる。この課題は主として『法学講義』や『国富論』において論じられることになる。

本稿では、『道徳感情論』における「自然的正義」の成立を踏まえて、それと法と統治の問題が、どのように関連付けられて展開されているのかを検討するとともに、『道徳感情論』第6版改訂と統治の問題との関わりについても考察することにした。

## 2. 「自然的正義」の成立

スミスは、『道徳感情論』において、自己と他人との調和をはかり、利己的個々人を社会へ統合する原理として同感を導いた。彼は、同感を人間行為のさまざまな道徳現象に適用して社会秩序を形成しようとしたのである。すなわち、他人の行為の道徳的判断や自分自身の行為の道徳的判断の集積から道徳上の「一般的諸規則」を導出し、それを「諸行為を方向づけることができる、唯一の原則」として尊重し遵守するところに、人間社会の存立が可能になることを明らかにしたのである。

「一般的諸規則」は、個々の同感現象の集積として形成されたものであるが、そのなかでも社会秩序にとってもっとも重要なのが「最高度に正確であり、諸規則自体とおなじように正確に決められようようなもののほかは、なんの例外も調整も許さない」ところの正義の徳である。

1) 本稿で主として用いるスミスの文献は以下のとおりである。引用にあたっては文中に略記してページ数を表示し、あわせて邦訳の頁数も記すことにする。

① *The Theory of Moral Sentiments*, Edited by D.D. Raphael and A.L. Macfie, Glasgow Edition, 1976. (TMSと略記する)。邦訳は水田洋訳『道徳感情論』(上)(下)岩波文庫, 2003年による。

② *Lectures on Jurisprudence*, Edited by R.L. Meek, D.D. Raphael, and P.G. Stein, Glasgow Edition, 1978. (LJ(A), LJ(B)と略記する)。邦訳はLJ(A): *Lectures on Jurisprudence: Report of 1762-63*, 水田洋・篠原久・只腰親和・前田俊文訳『アダム・スミス法学講義1762-1763』名古屋大学出版会, 2012年, 及びLJ(B): *Lectures on Jurisprudence: Report dated of 1766*, 水田洋訳『法学講義』岩波文庫, 2005年による。

③ *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, Edited by R.H. Campbell and A.S. Skinner; textual editor W.B. Todd, Glasgow Edition, 2vols, 1976. (WNと略記する)。邦訳は水田洋監訳・杉山忠平訳『国富論』1-4, 岩波文庫, 2000年-2001年による。

スミスによれば、「正義は、大建築の全体を支持する主柱である」から、人間社会存立の根本原理であり、それなしには社会の存在はありえないのである。したがって、正義の徳は、慎慮や慈恵の徳のように、その発動が個々人の思慮分別にまかされるのとは異なり、われわれ自身の意志の自由にまかされず、力づくで強制されてもよく、それへの侵犯は処罰の対象になる法の世界との関わりをもつものである。

「…正義の侵犯は侵害であって、それは、否認されるのが自然な諸動機から、ある特定の人びとにたいして、現実的で積極的な害をなすのである。したがってそれは、憤慨の、そして憤慨の自然的帰結である処罰の、正当な対象である。」(TMS, p. 79, 訳(上) 208頁)

こうして、正義は、道徳の領域と法学の領域との接点に位置づけられていることが明らかになった。スミスにとっては、道徳としての正義と法としての正義を明確に区別することが重要であった。すなわち、彼が『道徳感情論』において主題とした正義は、個々人の同感現象の集積の結果として形成される「自然的正義」であって、実定法の基礎をなす道徳の世界における正義に他ならなかったのである。

「実定法の諸体系は、さまざまな時代と国民における人類の諸感情の記録として、最大の権威にあたいするとはいえ、それでもけっして、自然的正義の諸規則の正確な諸体系とみなされることはできないのである。」(TMS, p. 341, 訳(下) 399頁)

見られるように、スミスは実定法と「自然的正義」を明確に区別するのであるが、ここにはヒュームの正義論に対する批判がこめられている。スミスの目的原因(final cause)と作用原因(efficient cause)とを区別せよという主張は、ヒューム正義論に対する批判である。すなわち、ヒュームの正義論は、はじめに正義の法がコンヴェンションによって確立した後、「公共的利益への同感」によって徳としての正義が成立するものとされていた<sup>2)</sup>。したがって、ヒュームの場合、正義の法と正義の徳は一体化していたのである。しかし、スミスの場合、道徳としての正義は、法としての正義の領域とは独立して、公共的利益=目的原因を意識しない個々人の同感現象の集積として導かれるものである。換言すれば、法を前提とすることなく個々人の道徳感情の世界=作用原因から生まれるのが道徳としての正義であり、実定法の正当性の根拠を人間本性に即して追求しようとしたものである。その論理が憤慨感情を支える同感の原理なのである。

「中立的な観察者の目には、企てられた不正、あるいはじっさいにおかされた不正にたいする、適切な憤慨だけが、われわれがなんらかの点でわれわれの隣人の幸福を害したり妨げたりするのを正当化しうる、唯一の動機である。他のどんな動機からでもそうすることは、それ自体が正義の諸法の侵犯である<sup>3)</sup>」(TMS, p. 218, 訳(下) 108頁)

2) ヒュームの正義論については、拙稿「効用(Utility)をめぐるヒュームとスミス」『東北学院大学論集経済学』104号、1987年、参照。

3) 『法学講義』においても同様のことが述べられている。

「侵害は当然、観察者の憤慨をかきたてるし、侵犯者の処罰は、利害関心のない観察者がついていけるかぎり、妥当である。これが処罰の自然の尺度である。注意すべきは、処罰にたいするわれわれの最初の同感、ふつうにその基礎とされている公共的効用への関心にもとづくのではないということである。真の原理は、被害者の憤慨にたいするわれわれの同感である。」(LJ(B), p. 475, 訳233頁)

かくして、スミスの目的原因と作用原因とを区別せよという主張は、ヒューム正義論における法を前提としての「公共的利益への同感」という、いわば人びとが法のもつ公共的効用を知覚するから法を遵守し、その法の正当性を主張する論理に対する批判だったのである。スミスによると、われわれ人間は、目的原因＝公共的利益などを意識しなくても良い。作用原因のなかでの理解で十分だということである。

「ひとりの人が侵害されたり破滅させられたりするばあいに、われわれがかれにたいしてなされた悪事について処罰を要求するのは、社会の一般的利害への関心からであるよりも、侵害をうけたまさにその個人への関心からなのである。」(TMS, p. 90, 訳(上) 232頁)

スミスにおいては、法のもつ公共的効用を知覚することによって法の正当性が主張されるのではなく、それとは独立して個々人の同感現象の集積から形成される道徳としての正義、すなわち「自然的正義」の成立が重要なのである。その正当性の根拠は、公共的効用ではなく、個々人のいさぐ憤慨感情なのであった。ここにスミスは、道徳的適宜性に基づく個々人の同感現象の集積から正義の徳を見だし市民社会の自律性を認識する論理を把握しえたのである。また、同時に現存する実定法批判のよりどころを確立することができたのである。

「すべてのよく統治された国家においてはまた、諸個人の争論を決定するために裁判官たちが任命されているだけでなく、それらの裁判官の諸決定を規制するために、諸規則があらかじめ定められている。そして、これらの規則は一般に、自然的正義の諸規則に一致することが、意図されている。」(TMS, p. 340, 訳(下) 398頁)

ところで、スミスの正義論においても、公共的効用の観点は全く斥けられているのではない。すなわち、彼においても正義は社会の大黒柱であり、正義がなければ社会の維持は不可能であることが強調されている。言わば、正義が社会全体の安全と幸福にとって重要であることが示されている。したがって、正義が公共的効用の観点から考察される場合のあることを彼自身も認めている。

スミスによれば、社会に秩序があり繁栄している状態は快適であるが、社会の混乱や破壊は嫌悪の対象になるという。また、自分自身の生存や幸福、利害が社会の維持に依存していることを知っているのだから、社会の存立を脅かすようなすべての事象を阻止するためにあらゆる手段をとるのであろうという。そして、このような説明はうたがいがなく真実であって、「われわれはしばしば、処罰の適宜性と適合性についてのわれわれの生まれながらの感覚を、それが社会の秩序を維持するためにいかに必要であるかを反省することによって、確認する機会がある」(TMS, p. 88, 訳(上) 228-9頁)ということである。

このように、スミスは、社会の必要性に対する顧慮から正義の侵犯に対する処罰の正当性を確認することもありえることを表明しているのである。つまり、正義は公共的効用の観点からも説明しえるのである。この場合、公共的効用の観点は、同感の原理と両立あるいは補完関係にあるものと考えられる。

また、彼によると、「若干のばあいにわれわれが、社会の一般的利害関係への考慮だけから、

処罰と処罰の是認との双方をするのはたしかであって、その一般的利害関係の安全がそれ以外のやり方では保障されないと、われわれは想像するのである。治安または軍規と呼ばれるものの蹂躪にたいして課せられる、すべての処罰はこの種類に属する。」(TMS, p. 90, 訳(上) 233頁) すなわち、市民警察制度や軍隊規律などに対する違反の場合等である<sup>4)</sup>。

以上のように、スミスの正義論においても公共的効用は全く無視されているわけではなく、間接的に公共的効用の観点も入り込んできていることが明らかである。しかし、スミスが強調していることは、正義の起源や根拠を説明するものは人間本性に基づく同感の原理であって、けっして公共的効用ではないということである。効用は二次的説明として受け入れられているに過ぎないのである。

「この効用は、われわれがそれを見るようになると、疑いなくそれらに新しい美しさを附与し、その理由でそれらをさらに、われわれが明確に是認するようにすすめる。」(TMS, p. 192, 訳(下) 43頁)

この場合、この新しい美は、人類の多くの人びとの自然的感情に基づくのではなく、主として反省と思索の人びとによって知覚されるというのである。こうして、スミスにおける効用の観点は、正義論においても一定の役割をもっていることが明らかになった。またのちに述べるように、統治論においては、服従の義務として効用の原理があげられている。さらには、為政者の政治的動機と、またその危険性の説明においても効用は大きく関わってくるのである。実に、効用はスミスの学説において、きわめて微妙な位置づけを保っているといえる。

### 3. 法と政府の起源

個々人の同感現象の集積から導かれる「自然的正義」は、「すべての国民の諸法をつらぬき、それらの基礎であるべき、一般的諸原理についての理論」(TMS, p. 341, 訳(下) 399頁)、すなわち自然法学の樹立を指向するものであるが、これらの課題の具体化は、『法学講義』や『国富論』において展開されることになる。

スミスは『法学講義』のなかで、「法学とは、国々の統治civil governmentがそれによって導かれるべき諸規則についての理論のことである。それはさまざまな国のさまざまな統治体制の基礎を示し、さらに、それらがどこまで理性にもとづいているかを示すことを目指している」(LJ(A), p. 5, 訳1頁) また「法学は、すべての国民の法律の基礎であるべき一般諸原理を研究する学

4) 見張りをしている歩哨が眠ってしまったような過失を伴う場合の処罰である。むろん、過失に対する処罰は苛酷すぎる場合が多く、しかもこの場合の処罰は、個々人の生命や財産・権利を侵害された場合に正当化される我々の憤慨感情に基づく処罰とは異なっている。

『法学講義』においても次のように述べられている。

「同じようにして、軍法は立哨中に眠りにおちた歩哨を死刑にする。これはまったく公益の考慮にもとづくものであり、われわれはおそらく、少数者の安全のために一人を犠牲にすることを承認できるとはいえ、そのような処罰が実際に科せられたときのわれわれの受け取り方は、残酷な謀殺犯その他の凶悪犯の場合と非常に違ったものである。」(LJ(A), p. 105, 訳108頁)

間である」(LJ(B), p. 397, 訳17頁)と述べている。

このような法学の課題を明らかにするために、スミスは、ミラー (Millar, John, 1735-1801) が伝えているように、「公法と私法の双方において法学の漸進的な進歩を未開な時代から最も洗練された時代に至るまで辿ろうとし<sup>5)</sup>、」具体的には、狩猟民の時代、牧畜民の時代、農業の時代、商業の時代のいわゆる四段階論 (four stages theory) の考察を通じて「国々の統治が導かれるべき諸規則の理論」を究明しようとしたのである。

さて、スミスによると、「法の四大目的は、司法 (Justice), 生活行政 (Police), 公収入 (Revenue), 軍備 (Arms) である。」(LJ(B), p. 398, 訳23頁) 司法 (正義) の目的は、侵害に対する安全保障であり、それは市民政府の基礎である。生活行政の目的は、商品の安価と公安と清潔であり、この項目の下に国家の富裕を考察することである。公収入は、政府の費用と租税に関するものである。軍備は、外国の侵略と攻撃に対して自国民を守るためのものである。

これらの法の四大目的のうち、周知のように生活行政、公収入、軍備に関しては、『国富論』として結実し、司法 (正義) が彼の道徳哲学第三部法学に相当するものである。『道徳感情論』第6版序文において、スミスは次のようにいう。「…法学の理論 (theory of jurisprudence) は、私にながいがいだ想をねりながら以下の著作の改訂を妨げてきたのとおなじ仕事によって、これまで実行を妨げられてきたものである。」(TMS, p. 3, 訳 (上) 20頁) 結局、彼は法学について、公刊することはできなかったが、今日『法学講義』として学生のノートが2種類残されている<sup>6)</sup>。

そして、スミスは、『法学講義』のなかで、政府の起源と成立について、正義の実現、侵害からの防止という政府の機能との関連で次のように説明している。

「あらゆる統治体制の第一の主要な目標は、司法 (正義) justiceを維持することであり、その社会を構成する人々が、相互に所有propertyを侵犯したり、自分のものではないものを掌握したりすることを防ぐことである。」(LJ(A), p. 5, 訳1頁) また「司法の目的は、侵害にたいして安全を保障することである。人はさまざまな点で、侵害されうる。第一に人間として、第二に家族の一員として、第三に国家の一員として」(LJ(B), p. 399, 訳25頁)。

彼によれば、上記のそれぞれが私法、家族法、公法に対応することになる。スミスはこのように述べて、さらに一人の人間としてもつ権利への侵害について考察を進めている。

「人間としては、自分の身体 (body), 評判 (reputation), あるいは財産 (estate) を侵害されうる。」(LJ(B), p. 399, 訳25頁)

5) Stewart, Dugald, 'Account of the Life and Writing of Adam Smith, LL. D.' in *Essays on Philosophical Subjects*, Edited by W.P.D. Wightman, J. C. Bryce, and I.S. Ross, Glasgow Edition, 1980, pp. 274-5.

6) LJ(A)とLJ(B)との関連については、水田洋訳『法学講義』岩波文庫、2005年、解説511-4頁参照、及び田中正司『アダム・スミスの自然法学—スコットランド啓蒙と経済学の生誕—』第2版、御茶の水書房、2003年、125-6頁参照。

なお、LJ(A), LJ(B) 両ノートの論理構成についてスミスは次のように述べている。「民法学者たちは、統治の考察からはじめて、そのあとで所有権およびその他の権利をとりあつかう。この主題について書いたその他の人びとは、後者それぞれからはじめて、そのあとで家族と国内統治を考察する。これらの方法には、それぞれ固有の長所がいくつかあるが、全体として民法の方法がまさっている。」(LJ(B), p. 401, 訳31頁)

第一の身体に関しては、それを傷つけたり殺害したり、あるいはその自由を拘束したりするばあいである。第二の評判に関しては、他人をさして窃盗や強盗よばわりするとか、人の価値をおとしてその地位不相応にこれを引き下げればあいである。

第三の財産に対する侵害は、財産権である対物権と対人権への侵害である。対物権は、「対象が実在のものであり、あらゆる占有者にたいして主張しうる権利である。」(LJ(B), p. 399, 訳27頁) 占有物、家屋、家具のような、すべてが対象であり、所有権・地役権・質権・排他的特権に区分される。対人権は、特定の人物に対して訴訟によって要求しうるものであり、負債と契約がそうである。その支払いあるいは履行は、特定の人物からしか要求できないものである。対人権は、契約・準契約・不法行為に区分される。

スミスは、財産に対する人間の権利を「取得権」(acquired right) と呼び、身体や評判に対する権利を「自然権」(natural right) と呼んで区別している。そして彼は、自然権の起源は非常に明白であるとして、問題を財産に対する権利である重要な所有権に集中させる。すなわち、彼によると、身体や名声については、侵害を受けた人は損害をこうむるが、侵害する人はなんの利益も受けない。ねたみとか悪意あるいは恨みは、人びとの自然権を侵害する情念であるが、大多数の人びとが常にこのような情念にうごかされることはないし、大多数の人びとは通常はこのような情念を抑制することになる。したがって、人びとは、たとえこういう情念から自分たちを保護してくれる司法官僚が全然いなくても、かなり安全に社会生活を営むことができるであろうというのである。

ところが、財産に対する侵害は事情が違う。「侵害する人の利益は、しばしば、侵害される人の損失に等しい。」(WN, vol. 2, p. 709, 訳(3) 374頁) しかも、財産の成立とともに社会には不平等が生じるから、「金持ちの貪欲と野心、貧乏人の労働への嫌悪と現在の安易や欲望充足への愛好は、財産の侵略をうながす情念であり、さきの情念よりもはるかに着実に作用し、はるかに広範に影響する情念である。大きな財産のあるところでは、どこでも大きな不平等がある。…金持ちの豊かさは貧乏人の怒りを刺激し、彼らはしばしば欠乏に駆り立てられ、ねたみにそそのかされて、金持ちの所有物を侵略する。」(WN, vol. 2, pp. 709-10, 訳(3) 374-5頁) したがって、所有権の保障がスミスの最大関心事であった。

ところで、スミスによれば、所有権を獲得する方法には、先占、添付、時効、相続、意思による譲渡の5つがあるという。そして、このような所有権の根拠とその侵害に対する処罰の説明に『道徳感情論』における正義論と同様に中立的な観察者による同感理論が用いられているのである。例えば、先占への適用として、ある人がリンゴをもぎとることによって生じる、そのリンゴ

に対する権利と他人を排除することの正当性等についての説明である<sup>7)</sup>。

さて、スミスにおいては、このような所有権を保護するために政府が必要とされるのであった。

「所有権と国内統治は、相互におおいに依存する。所有権の保存と占有の不平等が、最初にそれ（国内統治）を形成したのだし、所有権の状態はつねに、統治の形態とともにかわったにちがいない」(LJ(B), p. 401, 訳31頁) のであった。それゆえ、彼は、この政府の成立を経済社会発展の四段階論を通じて明らかにするのである。

スミスによると、狩猟民の時代には、所有が占有を超えて広がらないので統治は存在しないという。「狩猟民族のあいだには、正規の統治は存在せず、かれらは自然の諸法にしたがって生活するのである。」(LJ(B), p. 404, 訳40頁)

牧畜民の時代になると、家畜群が飼育されるようになり、所有は非常に重大な範囲に及び、相互に侵害する機会も多くなり、被害者にとってはきわめて危険である。それゆえ、多くの法律と規制が追加されたのである。こうして、所有の概念の拡大とともに財産の不平等がもたらされ、富者と貧者の区別ができ侵害される危険性の増大に伴って、正規の統治が最初に成立したのである。「所有がないかぎり、統治というものはありえないのであり、その目的はまさに、富の安全を保障し、貧者にたいして富者を防衛することなのである。」(LJ(B), p. 404, 訳40頁) 『国富論』においても次のように述べられている。

「国内統治は、財産の安全のために設置されるものであるかぎり、実際には、貧者にたいして富者を防衛するため、あるいはいくらかの財産をもつ人びとを、なんの財産ももたない人びとから防衛するために、設置されているのである。」(WN, vol. 2, p. 715, 訳 (3) 382頁)

このように、スミスによれば、いわゆる経済社会発展の四段階論のなかの第二番目の牧畜民の段階において政府が成立したというのである。しかし、牧畜民の時代の統治は「不完全で粗野な形態」(LJ(A), p. 244, 訳256頁) であった。

7) 『法学講義』において、次のように説明されている。

「人が林檎をもぎとることによって、その林檎に対する権利と、すべての他人を排除する力をもつと考えられるのはどうしてなのか。—しかも、そういう対象が占有者から取り去られると、侵害がなされたと考えられるのはなぜなのか。諸君は私が、すでに説明した体系から次のように言ったのを思い出すだろう。それは、ある人が侵害されたという意見を中立的な観察者がもったときに、われわれは、何かの侵害がその人に対してなされたと考えていいのであり、彼の関心に同調し、彼が占有している対象を暴力的な攻撃から守るとき、あるいは彼の手からそのようにして不当にもぎとられたものを力づくで取り戻そうとするときに、彼についていくのだ、ということである。これはいま述べた事情にあてはまるだろう。最初の占有者が侵害された場合には、観察者は、いま述べたように防衛し復讐さえすることを正当とするだろう。観察者と占有者とのあいだのこの同感あるいは同調の原因は、観察者が占有者の思考のなかに入り、彼がその果実を…好きなように使用することについて合理的な期待を形成していいという、その意見に同調することである。」(LJ(A), pp. 16-7, 訳14頁)

「先占は、私がおのれがその対象を占有することによって、観察者がついていくことができ、私が自分の占有を實力でまもることを是認するというばあいには、十分に根拠があるように思われる。もし私がある野生の果実を集めたならば、私がそれをすきなように処分することは、その観察者にとっては妥当だとおもわれるだろう。」(LJ(B), p. 459, 訳188頁)

以上のように、スミスは、先占による所有権の根拠と侵害に対する排除の説明において同感理論を用いているが、先占に限らず時効等においても適用されている。「この時効の権利は、実際は先占の権利と同一の原理から引き出された。」(LJ(A), p. 32, 訳30頁)

農業の時代になると所有の対象もさらに広がり、法律も多くなったという。「土地の所有は、所有の最大の拡張であった。」(LJ(A), p. 23, 訳20頁) この農業の時代には土地私有の広がりとともに、添付の観念、相続権や地役権等の権利に関する観念も発展し所有権も拡大したのであった。そして、封建時代に至って国王の権力は明らかに増大され、統治は秩序正しく運営されたのである。「ウィリアム征服王が突然、自由保有地統治を封建的統治に変え、…このときから国王の権力は…大きく増大し、統治は整然と行われるようになったのである。」(LJ(A), p. 252, 訳264頁)

さらに商業の時代には、分業と商品交換が社会全体だけでなく他国民とのあいだにも広がっていくことになる。いうまでもなく所有の対象が非常に増加するので、正義を維持し、所有の侵犯を阻止するのに必要な法律も規制もかなり多くなったのであった。商業社会においては、財産の不平等はあるが個々人の独立と自由を保つことができたのである。『道徳感情論』の世界は、この商業社会を道徳哲学の観点から描いたものである。

以上のように、スミスは、政府の起源を所有権の成立如何にあることを明らかにするのであった。所有権は、文明社会において最も侵害されるものであるから、侵害からの防止という政府の役割もきわめて重要なものになる。

「法律と統治もまた、このこと以外の目的を旨ざしているとは思われないのであって、それらは、自分の所有を拡大した個人の安全を保障して、かれが平和にその果実を享受できるようにするのである。法律と統治によって、すべてのさまざまな学芸技術がさかんになり、それがひきおこす財産の不平等は、十分に維持される。法律と統治によって、国内の平和は享受され、外国の侵略者にたいする安全が保障される。知恵と徳もまた、これらの必需品の供給から光をひき出す。なぜなら、法律と統治の確立は、人間の慎慮と知恵の最高の努力であるので、原因の影響がその効果の影響とちがうものではありえないからである。」(LJ(B), p. 489, 訳268-9頁)

スミスによれば、あらゆる国家は社会の人びとが相互の幸福を害したり妨げたりしあうことがないように諸規則を樹立し、民法や刑法を準備し裁判官たちを任命しているという。そして、国家による力の行使は、人びとの道徳感情に基づく正義に反しない限りにおいてのみ権威付けられることになる。

「すべてのよく統治された国家においてはまた、諸個人の争論を決定するために裁判官たちが任命されているだけでなく、それらの裁判官の諸決定を規制するために、諸規則があらかじめ定められている。そして、これらの規則は一般に、自然的正義の諸規則に一致することが、意図されている。」(TMS, p. 340, 訳(下) 398頁)

しかし、彼によれば、歴史上の政府はかならずしも人びとを侵害しなかったわけではないという。「人類の支配者たちの暴力と不正は昔からの悪徳であり、これにたいしては、ほとんど是正の余地がないのではないかと私は思う。」(WN, vol. 1, p. 493, 訳(2) 373頁)

したがって、スミスにおいては政治的権威の正当性が問題になる。すなわち、私有財産の成立とともに政府の発生が見られたが、政府の成立は、主権者と臣民との間に権威と服従の関係を

生ぜしめることになる。「国内統治は一定の服従を前提する」(WN, vol. 2, p. 710, 訳 (3) 376頁)のである。それでは、臣民が主権者に服従するのはどのような理由に基づくのであろうか。また、主権者としての権威の源泉は何であらうか。このような政治的権威の正当性の問題と政治的義務の問題は統治理論の基礎をなすものである。

#### 4. 統治原理とブリテンの統治

スミスは、『法学講義』において、法と統治の成立と発展が人びとの生存様式に関連するとして、四段階論に基づく法と統治の自然的進歩を構想した。したがって、自然状態を構想して市民社会の成立を説く原契約 (original contract) 説を否定することになる。

スミスは、「自然状態は単なる哲学的虚構であって、未だかつて実在しなかったし、また決して実在できなかった<sup>8)</sup>」とするヒュームの原契約説批判を踏襲しながら次のように述べている。

「自然状態というものとは存在しないのだから、そこで成立するだろうという諸法を論じたり、どのような手段で所有の継承が行われたかを論じたりしても、じっさいには何の役にも立たないのである。」(LJ(B), p. 398, 訳21頁)そしてヒュームと同様な主旨の説明をしている。第一に、原契約の思想のまったくないところでも統治はおこなわれているし、人びとが服従の理由として契約をあげることはないという。第二に、原契約は、信託した人びとの子孫までには及ばないし、また人びとは生まれた国にとどまるからといって、別に契約に同意したわけではないのである。

以上の理由によって、原契約説を批判したスミスであるが、原契約説が認めていた抵抗権については、「国王と議会の権力に抵抗するのが合法あるいは容認可能なのは、いつなのか」(LJ(A), p. 315, 訳336頁)と自ら問題を提起しつつも、ヒュームと同様に抵抗権を認めている<sup>9)</sup>。

「臣民のこの服従の基礎についてはしばしば論争されてきた。しかし、それが何であれ、主権者の権力にはある限界があり、もし彼が限度を超える場合には、臣民が抵抗するのは正当なことなのである。」(LJ(A), p. 315, 訳337頁)

スミスは、以上のように原契約説の批判と抵抗権を認めた上で「義務の基礎が、人類がまったく知らない原理だということは、ありえない」(LJ(B), p. 403, 訳37頁)として、人びとが政府に服従する原理として「権威の原理と効用の原理」(principles of authority and utility)をあげている。

「ふたつの原理が、人びとを市民社会にはいらせる。それらをわれわれは、権威の原理と効用の原理とよぶことにする。」(LJ(B), p. 401, 訳32頁)

これらの両原理は、政治的権威と政治的義務を説明するものである。まず権威の原理は、すぐ

8) Hume, David, *A Treatise of Human Nature*, ed., by L.A. Selby-Bigge, Oxford, 1955, (THNと略記する) p. 493. 大槻春彦訳『人性論』岩波文庫, (4) 67頁。

9) ヒュームによれば、服従の原理は社会から得られる利益にあるのだから、この利益のないところでは統治組織はもはや存在することはできない。したがって、人びとの統治組織に服従する義務もなくなるのである。「市民的治政者たちが、甚だしく圧迫して、その権威に全く耐え難くさせるほどになれば、我々はもはや、かような権威に服従するようには、縛られないのである。原因がなくなった。従って、結果も亦なくならなければならないのである。」(Hume, THN, p. 551, 同訳 (4) 151頁)

れた人あるいは従うに値する人間として人びとがうけいれる人間の自然的性向に関連している。「各人が自然に、誰であれ他人のなかにある確立された権威と優越を尊重する傾向があることを知っている。若者は老人を尊敬し、子どもたちは彼らの両親を尊敬し、弱者は能力と体力に秀でた人々に敬意を払うのが普通である。統治の基礎が何であろうと、これはきわめて大きな効力を有している。」(LJ(A), p. 318, 訳339頁)

スミスは、権威の原理の源泉として、年齢の優越、心身能力の優越、家柄の古さ、そして富の優越をあげているが、このなかでも富の優越に権威と服従の最大の根拠をみている<sup>10)</sup>。富の大小によって階級の起源や区別が明らかになり社会秩序が保たれるのである。

「富裕な人びとおよび有力な人びとのすべての情念についていくという、人類のこの性向のうゑに、諸身分の区別と社会の秩序とがきずかれるのである<sup>11)</sup>。」(TMS, p. 52, 訳(上) 134頁)

さらに、財産の所有は人びとの称賛と尊敬の対象になるものであり、それはまた競争心をも刺激するものであった。

「競争心、すなわちわれわれ自身が優越したいという熱心な欲求は、もともと、他の人びとの卓越にたいするわれわれの感嘆に、基礎をもっている。」(TMS, p. 114, 訳(上) 380頁)

こうして、富者はすぐれた人として見なされ、しかも彼らの生活はすべての者にとっての憧れとなるのである。スミスによると、かかる権威の原理の基礎は、同感の原理によって支えられているとして次のように述べている。

「この原理は、『道徳感情論』でくわしく説明されていて、そこではそれが、上位者にたいするわれわれの同感が、同等者あるいは下位者にたいするより大きいことから生じるのだということが、示される。われわれは、かれらの幸福な境遇に驚嘆し、よろこんでそれにはいりこみ、それを促進しようと努力するのである。」(LJ(B), p. 401, 訳32-3頁)

人びとは、富者を尊敬し富者の願望や喜びを自分のものと感じ、なんの報償もなくとも彼ら自身のために彼らに奉仕したいと望むようになるのである。ここに、人びとのうちに富者に対する

10) 『国富論』においては次のように述べられている。

「自然に服従を引き起こす原因または事情(は)、…4つであるように思われる。…第一は、個人的資質、すなわち身体の強さ、美しさ、敏活さと、精神の知と徳、慎慮、正義、堅忍、抑制の優越である。…第二は年齢の優越である。…年齢は、議論の余地のない、明白でわかりきった資質である。…第三は、財産の優越である。…財産の権威は、富裕で文明化した社会においてさえ、きわめて大きい。その権威が年齢の権威あるいは個人的資質の権威よりもはるかに大きいことは、財産の多少とも大きな不平等が可能なすべての時代の社会の、たえざる不満であった。…第四は、生まれのよさである。生まれのよさとは、それを主張する人の家族が古くから財産家だったということである。」(WN, vol. 2, pp. 710-13, 訳(3) 376-9頁)

「生まれと財産が、主として、ある人を別の人の上におく二つの事情であることは明らかである。それらは人と人との差別の二大源泉であり、したがってまた人びとのあいだに自然に権威と従属を確立する主要な原因である。」(WN, vol. 2, p. 714, 訳(3) 380頁)

11) この文の意味するところは、社会の平和と秩序の形成が人間の知恵や徳性に依存するよりも、誰にも理解できる人間の自然的感情に基づくように自然が導いている結果だということである。

「自然は賢明に、諸身分の区別、すなわち社会の平和と秩序が、目にみえず、しばしば不確実な英知と徳のちがいに依存するよりも、明白で熟知できる出生と財産のちがいに依存するほうが、安全だろうと判断した。」(TMS, p. 226, 訳(下) 127頁)

奉仕の精神が生じるのである。

このように、富者への称賛と尊敬は、人間の自然的性向に基づくものであるから、富者の政治的権威も正当化されるのであった。「国王たちは人民の召使であって、公共の便宜の求めるままに服従され抵抗され廢位され処罰されるべきものだ、というのは理性と哲学の学説である。しかしそれは自然の学説ではない。自然はわれわれに、かれら自身のためにかれらにたいして従順であるように、かれらの高い地位のまえにふるえひれ伏すように、かれらの微笑を、いかなる奉仕を償うにも十分な報酬とみなすように、そして、かれらの不機嫌を、そのほかにどんな害悪ともなわなないにしても、すべての落胆のなかでももっともつらいものとみなすように、教えるのである。」(TMS, p. 53 訳(上) 135-6頁)

こうして、権威の原理は、人間の自然的性向に基づく服従の原理として説明されるのである。

効用の原理は、政府の機能に関する公共的効用についての国民の意識に関連するものである。スミスは次のようにいう。

「人々を為政者に服従させる第二の原理は、効用である。すべての人は、その社会の正義と平和を維持するのに、この原理が必要であることに気づいている。政治的諸制度によって、もっとも貧しいものも、もっとも富裕でもっとも有力なものからうけた侵害の、償いをうけることができる。個々のばあいにはいくらか不正常なことがありうるし、うたがいはなくじっさいにあるのだが、それでもわれわれは、より大きな害悪をさけるために、それらの制度に服従する。」(LJ(B), p. 402, 訳34頁)

この場合、重要なことは、人びとを政治的諸制度に服従するように動かすのは、「私的な効用よりも公的な効用である。」(LJ(B), p. 402, 訳34頁)つまり全体の利益を尊重するから、われわれは、政府の決定に従うのである。私的な効用の立場から言えば、政府の転覆を願うほうが私の利害関心にあうかもしれない。しかし、他人が私とはちがう意見を持ち、この私の企図には賛同してくれないことを私は十分知っているので、全体の利益のために政府の決定に従うのである。

「この安全保障は、正規の統治がなければ獲得できないことを彼らは分かっている。それゆえ、可能な最善のやり方で処理されていないと考えているかもしれないにせよ、確立された統治に服従することがきわめて賢明であると誰もが考えるのである。」(LJ(A), p. 318, 訳340頁)

以上のように、効用の原理は、社会の平和と正義の実現という公共的効用についての国民の意識に関連するものである。この公共的効用を政府に対する忠誠・服従の原理とするという考え方は、ヒュームの所説を継承するものである。

ヒュームは、『政治経済論集』(1758)のなかの「原始契約について」において、次のように述べている。「もしも政府に服従しなければならない義務の理由を問われたら、わたくしは、即座に、そうしなければ社会が存続できないからだ、と答える。そしてこの答えは、明快で人類のすべてにわかり易いものである<sup>12)</sup>。」「われわれを政府に服従させる一般的義務は、社会の利益と必要で

12) Hume, David, *Essays, Moral, Political, and Literary*, ed. by E.F. Miller, revised edition, Liberty Classics, 1987, (EMPLと略記する) p. 481, 田中敏弘訳『ヒューム政治経済論集』御茶の水書房, 1983年, 256頁。

ある。したがって、この義務はきわめて強力なものである<sup>13)</sup>。」

ところで、スミスは、正義についての一次的・基礎的説明において公共的効用を斥けたが、正義が社会の必要性に対する顧慮からも有用であるということを否定してはいなかったのである。したがって、正義においては効用と適宜性が両立あるいは補完関係が成り立つことはすでにみたとおりである。効用の原理は、正義に関する公共的効用の意識であり、人びとが政府に従う要因のひとつなのである。

「為政者たちが所有に安全保障を、法に力を与えていること、それらがなければすべてのことが混乱に陥るに違いないことを誰もが分かっている。それゆえ、確立された統治が、普通の制度と許容できる品性をもって機能している場合は、それに服従することが彼自身の利益であり、それ以外のすべての人々の利益であるように思われる。…人はときに統治に不都合があると考えるのであろうが、それを変更しようと試みることから生じる大きな困難と動乱があることも理解しているに違いない。…司法は、最も完璧なやり方ではなくとも、我慢できるようにうまく運用されている。…この場合…権威の原理は、効用あるいは共通利益の原理の基礎なのである。」(LJ(A), p. 322, 訳344頁)

以上のように、権威の原理と効用の原理を市民社会の統治原理として説明したスミスは、次に、政体の違いによって、これらの二つの原理が支配する程度に差があること、また当時のブリテンでは両原理が支配的であることを次のように述べている。

「すべての統治にはこれらの原理の双方が、ある程度成立するのであるが、君主政治では権威の原理が優勢であり、民主政治では効用の原理がそうである。混合統治のブリテンでは、しばらくまえにウィッグとトーリーという名称で形成された党派は、それらの原理の影響をうけていた。すなわち、前者は政府にたいして、その効用とそれからかれらがひきだした利益のために服従し、他方で後者は、政府は神聖な制度であって、それにさからうことは、子が親に反逆するのにひとしく犯罪的なのだと主張した。」(LJ(B), p. 402, 訳35頁)

このように見てくると、スミスは権威の原理と効用の原理のどちらに重きをおいたか定かではないが、両原理の結合の形態にあるブリテンの政体に満足感を表明するのであった。

ブリテンにおいては、議会の権威が確立されており、国民は、公収入の運営についてまったく安全を保障され、「統治の正当に抑制されたさまざまな形態の幸福な混合と、自由と所有についての完全な安全保障がある」(LJ(B), pp. 421-2, 訳88頁)とする、いわゆる「自由の合理的体系」(rational system of liberty)が確立されているという現実の統治に対する満足感である。すなわちスミスは、権威と効用の双方の原理が十分に調和し均衡しているところに、「自由の合理的体系」が出現し社会の安定と幸福な生活をもたらされていると考えているのである。スミスは、具体的に当時のブリテンにおいては、次のような自由に対する安全保障があることをあげている。

第一に、裁判官は終身官であり、国王から独立している。第二に、大臣たちは執政について下院の弾劾にさらされている。第三に、臣民の自由に対する安全保障である人身保護律がある。第

13) Hume, EMPL, p. 486, 同訳261頁。

四に、選挙の方法と、あらゆる選挙について判断する権限が下院にある。第五は、諸裁判所が開設されている。また、イングランド法における陪臣員に関する規定については、「つねに自由の味方であるイングランド法は、中立的な陪審員についての注意ぶかい規定について、他のどのようなばあいにもまさって称賛にあたいする」(LJ(B), p. 425, 訳98頁)と述べている。

こうして、ブリテンにおいては、人びとの生命、自由、所有についての安全保障が確立されているのであった。これはひとえにブリテンの統治体制によるものであった。行政、立法、司法の諸権力のバランスが安定しているのである。

「ブリテンでは、国王が絶対的な行政・司法権力をもつ。しかしながら下院はかれの大臣たちを弾劾することができるし、かれが任命する裁判官は、その後かれから独立する。立法権力は国王と議会にあって絶対的である。しかしながら、あるばあいにはうたがいのなく抵抗を合法的なものとするような一定の乱用が、どのような統治の基礎原理によっても、存在するのである。」(LJ(B), p. 434, 訳123頁)

かくして、ブリテンにおいては、権威と効用の双方の統治原理が調和し均衡して政治的安定がもたらされ、また人びとの自由、平等、所有権が保障され、繁栄へと導かれているというのであった。

「各人が自分の労働の果実を享受することについて、グレート・ブリテンの法律が与えている保障は、これさえあれば、これらおよびその他20ものばかげた商業上の規制にもかかわらず、どの国でも繁栄させるのにそれだけで十分であって、この保障は、その奨励金が創設されたのとはほぼ同時期の革命によって完全なものとした。…グレート・ブリテンでは、産業は完全に安全であって、それは完全に自由であるというには遠いにしても、ヨーロッパの他のどの地方とも同じくらい、またそれ以上に、自由である。」(WN, vol. 1, p. 540, 訳(3) 77-8頁)

このようにスミスは、当時の名誉革命体制を称賛し、その枠組みを擁護しようとしていたのである<sup>14)</sup>。

## 5. 統治原理に内在する危険性

スミスは、法と統治が人間社会の幸福の実現のためには不可欠であると強調し、その統治原理として権威の原理と効用の原理を説いた。そしてその双方の原理の調和・均衡するところに安定

14) 名誉革命に関して『法学講義』においては、次のような記述がある。ジェイムズ二世は、①議会の法律を無視して課税を企てたこと、②法王との断絶や国王至上権宣言等について議会と対立したこと、③軍隊と枢密院にカトリック教徒を採用し、また大学の諸特権を踏みにじったこと、④司教たちが抗議しただけでロンドン塔に送られたこと等が記されており、そして、次のように結論している。「こうしたやりかたによって革命がひきおこされ、その家系が除外されたのは、何もふしぎではなかった。というのは、全国民がオレンジ公を支持しようという気持ちになったからである。…王位をかれの二人の新教徒たちの娘たちに与えたのであった。かれらの兄は、法王の宗教で教育されていたため、法王派だという疑いのために、除去された。現在の王家は、もっとも近いプロテスタントの継承者たちなので、議会の法律によって、統治者として定められ、プロテスタントでなければいかなる王侯もブリテンの王座につくことはできない、と法定された。このようにしてジェイムズ王が、政治体を侵犯したために反対され拒否されたのは、世界のすべての正義と公正にかなっていた。」(LJ(B), p. 436, 訳129-30頁)

した政治が実現し、人びとの自由と所有権の安全が保障されると主張したのである。これが当時のブリテンの様相であった。

ところが、スミスは、のちに権威と効用の双方の原理に内在する危険性を認識するようになった。すなわち、権威の原理のもつ危険性には、富者への称賛と尊敬が生む道徳感情の腐敗があげられる。効用の原理のもつ危険性としては、統治体系のもつ効用の美しさを追求するあまり、為政者が人びとの道徳感情を無視し、人びとの諸権利を侵害する場合である。

このような権威と効用の双方の原理がもつ危険性については、『道徳感情論』第6版において論じられることになる。

#### (1) 道徳感情の腐敗

スミスは、『道徳感情論』第6版の改訂において次のように述べている。

「富裕な人びと、有力な人びとに感嘆し、ほとんど崇拜し、そして、貧乏でいやしい状態にある人びとを、軽蔑し、すくなくとも無視するという、この性向は、諸身分の区別と社会の秩序を確立するのにも維持するのにも、ともに必要であるとはいえ、同時にわれわれの道徳諸感情の腐敗の、大きな、そしてもっとも普遍的な、原因である。富と地位とは、しばしば、英知と徳だけにふさわしい尊敬と感嘆とをもって見つめられ、悪徳と愚行だけが固有の対象であるあの軽蔑が、しばしばきわめて不当に貧困と弱さにあたえられる、ということは、あらゆる時代の道徳学者たちの、不満であった。」(TMS, pp. 61-2, 訳(上) 163頁)

見られるように、富裕な人びとや有力な人びとを感嘆し崇拜するという人間の自然的性向は、社会の身分の区別と秩序を保つ権威の原理の源泉ではあるが、同時にわれわれの道徳感情の大きな腐敗の原因になるというのである。スミスにおいては、欺瞞理論に見ることができるように、「富と地位の快樂」を求める人間の自然的性向が、人びとを富裕に導く経済的動機の原因でもあった。『国富論』における人間像は、このような人びとの富を追求する行為が道徳的に是認されるとともに、一国の生産力を高め社会の富裕を導くものとして描かれてきたのである。しかし、『道徳感情論』第6版の改訂における道徳感情の腐敗の強調は、現実の経済社会の進展のなかで、富や地位を求める人間の行為が徳への道に結びつかない危険性のあることを、スミス自身が感じとった結果であると思われる<sup>15)</sup>。

スミスによれば、ここでの富と地位の感嘆者は、称賛に値することよりも称賛そのものを欲し、名誉のみを追及する人びとであり、高慢な野心をもち虚栄心が強く貪欲な性格を示しているのがあった。貪欲や野心、虚栄は人間生活の悲惨と混乱の源である。

「人間生活の悲惨と混乱との双方の、大きな源泉は、ひとつの永久的境遇と他のそれとのちがいを過大評価することから、生じるように思われる。貪欲は、貧困と富裕のちがいを過大評価し、野心は、私的な地位と公的な地位のちがいを、虚栄は、無名と広範な名声のちがいを過大評価する。それらの誇張的な情念のうちのどれかの影響下にある人物は、かれの実際の境遇において悲

15) 田中正司『アダム・スミスの倫理学—『道徳感情論』と『国富論』』下巻、御茶の水書房、1997年、123-38頁参照。

惨であるだけでなく、しばしば、かれがそのように愚かにも感嘆する境遇に到達するために、社会の平和を乱そうという気持ちになる。」(TMS, p. 149, 訳(上) 433頁)

このような貪欲や野心・虚栄に満ちた社会は腐敗した社会であり、富と徳とは一致せず、「この羨望される境遇に到達するために、財産への志願者たちはあまりにもしばしば、徳への道を放棄する」(TMS, p. 64, 訳(上) 170頁) ことになるのである。

そこで、このような道徳感情の腐敗を匡正するために、スミスが『道徳感情論』第6版の改訂で強調したのが、是認されることの願望だけでなく、是認に値することを自らの願望とする「良心」の判断を強調したのである。

「かれは、称賛だけでなく、称賛にあたいすることを、すなわち、だれによっても称賛されないとしても、それにもかかわらず称賛の自然で適切な対象であることを、欲求する。かれは、非難だけでなく、非難にあたいすることを、すなわち、だれによっても非難されないとしても、それにもかかわらず非難の自然で適切な対象であることを、恐れる。」(TMS, p. 114, 訳(上) 379頁)

このように、良心は、称賛に値することへの欲求と非難に値することへの嫌悪に基づくのであるから、他人を尊重し自己をよく規制するので道徳的判断において見知らぬ人びとである「中立的な観察者」よりも優位な位置を占めることになる。無実の罪を問われたカラス事件にみるごとく良心と世論の対立する場合、良心に従うことが強調されたのである。良心の作用は人間をして現実の称賛を得たいという欲求以上に、称賛に値したいと欲するように導くというのである。世論の欲求は、人間を社会に適するような概観を装わせるに過ぎないが、良心の欲求は、人間を真に社会に適したいという願望に結びつけるものであった。晩年のスミスが取り組んだ問題は、単に世論の声を気にする社会的存在としての人間の生き方ではなく、自分自身の「胸中の偉大なる同居者」である良心の声に従って生きようとする主体的な人間の生き方を示そうとしたことであった。

こうして、『道徳感情論』第6版の改訂において、スミスは良心を強調し、自己規制の徳を説くのである。

「こうしてそれは自己規制という偉大な学校にはいり、それは、ますます自己自身の主人となることを学び、もっとも長い生涯の慣行でさえも、まったくの完成にもたらずに十分であることがきわめてまれな規律を、自己自身の諸感情にたいして行使しはじめる<sup>16)</sup>。」(TMS, p. 145, 訳(上) 423-4頁)

以上のように、スミスは、人びとに自己規制の徳の担い手である良心に従うことを求めて、改めて中下層階級における富と徳の一致を願い、「慎慮の徳」を強調するのである。ここには、自然の欺瞞によって、富と地位を求める人間が「高慢な野心と人目をひく貪欲な性格」におちいることなく、ささやかな自分自身の境遇の改善に努力する姿が描かれることになる。彼らは、「か

16) 自己規制については次のようにも述べている。

「真に恒常不動の人、すなわち自己規制の偉大な学校であるこの世間の雑踏と事業のなかで十分に教育されてきたし、おそらく、分派の暴力と不正および戦争の困難と冒険にさらされてきた、賢明正義の人は、あらゆるばあいに、かれの受動的諸感情にたいするこの制御を保ちつづける。」(TMS, p. 146, 訳(上) 426頁)

がやかしい業績についての目がくらんだ感嘆にみちびかれるのではなく、謙虚、分別、善行についての厳粛な尊敬にみちびかれる」(TMS, p.214, 訳(下) 98頁)のであった。

こうして、スミスは『道徳感情論』第6版の改訂において、権威の原理の源泉である富者への称賛と尊敬という人びとの自然的性向に対して、一定の自己規制に基づく良心の作用を強調したのであった。自己規制の実現と良心の働きによってのみ、社会秩序の安定と繁栄が約束されるのである。

## (2) 「体系の人」

社会における人びとは、確立された統治体系によってのみ、われわれの生存と自由、所有権の保障が確立されていることを知っている。それゆえ、統治がある程度の節度と品性が保たれているかぎり、自分自身にとっても社会にとっても服従することが利益なのである。

このような統治体系のもつ公共的効用については、『道徳感情論』においても、効用は「美の主要な源泉」としてスミスが賛意を示しているところである。すなわち、彼によれば、ヒュームのいうように、明らかにある制度や機械がある目的をもってつくられた場合、その目的に適合しているということはそれらが有用で便利であるということであって、美や快感の源泉になるというのである。しかし、スミスは、目的に適合する手段としての効用を重視する考え方に対して、手段そのものの美しさが本来の目的とは独立して重視せられ、手段の厳密な調整に人びとが努力するという事実を指摘する。すなわち、手段である制度や組織それ自体の完全性や美しさが、目的とは離れて重視されるという傾向である。

そしてスミスは、このような手段それ自体の完全性や美しさを、本来の目的とは独立に重視する人間の性向が、「公私双方の生活のもっとも真剣で重要な諸追求の、ひそかな動機」(TMS, p. 181, 訳(下) 16頁)となりえることを指摘する。私生活の動機としては、周知の欺瞞理論に見ることができるように、社会のなかでの個々人がなぜ富や権勢を求めて努力するのかという問に対する回答を与えている。いわば、資本主義社会における個々人の経済的動機を説明するものとして取り上げられる。

われわれの課題である公的生活においては、為政者の政治的動機になることを強調するのである。すなわち、制度や組織それ自体の効用のもつ美しさは、主として反省と思索の人びとによって知覚されるものであるところから、手段そのものの完全性を本来の目的とは独立して重視する人間の性向が、公的生活においては「公共の安寧を促進する諸制度の制定を勧告する上に役立つ」ことになる。

「同一の原理、同一の体系ごのみ、秩序の美や技術と工夫の美への同一の顧慮は、しばしば、公共の福祉を促進する傾向のある諸制度が、好まれるようになるのを助ける。…生活行政の完成、商工業の拡張は、高貴で壮大な目的である。それらを構想することはわれわれを愉快にするし、われわれはそれらを推進することになりうるすべてに、利害関心をもつ。それらは、統治の大きな体系の一部分をなし、政治機構の車輪は、それらによって、いっそう調和的に容易に、動くように思われる。われわれは、そのように美しく雄大な体系の完成を眺めて喜び、そして、その諸

運動を最少にでも攪乱したり妨害したりしうのような、どんな障害でもわれわれが除去するまでは、われわれは不安なのである。」(TMS, p. 185, 訳(下) 25-26頁)

本来、統治の役割は人びとの幸福を促進することであり、そのことによつてのみ評価されるべきものであるが、スミスによると、為政者は人びとの幸福に直接関心を寄せるのではなく、「一定の体系の精神から、技術と工夫への一定の愛好」から、政治制度の完成とか秩序を整えるということに注意を向けるというのである。しかし、そのほうが、直接社会全体の利益を目指すより有効に目的を促進し、結果的に人びとの幸福を促進することになるという。

ここではスミスは、政治制度や行政機構の完全性を追求する為政者の政治的動機を肯定的に捉えているが、他方では、そのゆきすぎの危険性を『道徳感情論』第6版の改訂において指摘する。すなわち、自分の理想的な統治計画を追求するあまり、現存の政治制度を破壊しようとする為政者、すなわち「体系の人」のもつそのゆきすぎの危険性である。「体系の人は、…自分ではひじょうに賢明なつもりになりがちであり、かれは、自分の理想的な統治計画の、想像上の美しさに魅惑されるため、そのどの部分からの最小の偏差も我慢できないことがしばしばである。」(TMS, pp.233-4, 訳(下) 144頁)そして、国民を自分の野心のために、あたかも「チェス盤のうへのさまざまな駒を配置する」かのように扱うのである。したがって、「体系の人」は、人びとの道徳感情や慣習を無視し、人びとの反対を押しきってまで現存の統治制度や法律の改革を遂行しようとする為政者である。

このように、スミスは、為政者の政治的動機の陥りやすい誤りを指摘しているのであるが、このばあいには、為政者の行為は社会全体の利益に資することなく、むしろ個人を抑圧し社会の自然的秩序を損なうことが強調されている。それゆえに、スミスは、為政者に対しては世論を重視し、人間愛と慈愛に基づく公共精神を発揮することを望み、政治的動機のゆきすぎの匡正を強調するのである。「その公共精神がまったく人間愛と慈愛によって促進されている」為政者は、既存の諸権威を尊重し、制度の改革が必要なきにも理性と説得によってなしえるように努力し、人びとの習慣や道徳感情を重視して改良の精神を基本原理とするから、そのばあいに限って、為政者のもつ体系への愛好の精神が、社会的利益を実現するものとして是認されるのである<sup>17)</sup>。

17) スミスは、理想的な為政者像について次のように述べている。

「その公共精神がまったく人間愛と仁愛によって促進されている人は、既成の諸権力と諸特権を、個人のものであっても尊重するであろうし、国家が分割されている大きな諸階層と諸社会のものであれば、なおさらであろう。かれが、それらのうちのどれかを、ある程度悪用されているものとみなすとしても、かれは、大きな暴力なしには絶滅しえないことがしばしばであるものを抑制することで満足するであろう。かれが人民のなかに根づいている諸偏見を、理性と説得によって征服しえないときは、かれはそれらを力づくで屈服させようとはこころみないで…ある。…かれは、かれの公共的な諸調整を、できるかぎり、人民の確認された諸慣行と諸偏見に順応させるであろうし、人民が服従しながらない諸規制の欠如から生じうる諸不便を、できるかぎり匡正するだろう。かれが正しいことを樹立しえないばあいに、かれは、まちがったことの改良を軽視しないで、ソロンのように、最善の法体系を樹立しえないばあいには、人民が耐えうるかぎり以最善のものを、樹立しようと努力するだろう。」(TMS, p. 233, 訳(下) 143-4頁)。

以上から明らかなように、スミスは、統治体系のもつ美しさを追求するという為政者の政治的動機を人間本性に即して分析することによって、その有用性ととも危険性をも指摘し、為政者にも自己規制の徳の重要性を強調したのである。すなわち、為政者には「上級の慎慮」の担い手として行動すべきことを説いたのである。

「…おおくのもっと偉大でもっとすばらしい徳と、すなわち、武勇、広汎で強力な仁愛、正義の諸規則への神聖な顧慮と結合されていて、これらすべては適切な程度の自己規制によってささえられている。この上級の慎慮は、最高度の完成に到達させられたばあいは、必然的に、あらゆる可能な事情と境遇においてもっとも完全な適宜性をもって行為するという、技術、才能、慣行または性向の存在を想定させる。それは必然的に、すべての知的な、そしてすべての良俗的な徳の、最大の完全性を想定させる。」(TMS, p. 216, 訳(下) 103頁)

こうして、スミスは、『道徳感情論』第6版の改定において、為政者に対しては、公共精神の発揮と自己規制にささえられた完全な適宜性をもつことを期待したのである。すなわち、スミスが為政者に期待したものは、国家の基本構造や統治体系を根本的に変革しようとする「体系の人」の精神ではなく、上級の慎慮の担い手としての漸進的な改良の精神であった。ここには、フランス革命の影響を読み取ることができるが、為政者の政治的動機の陥りやすい誤りを指摘して自制を促したのである。

## 6. むすび

アダム・スミスは、『道徳感情論』において、利己的個々人が自律的に社会秩序を形成する原理として同感を導いた。その同感現象の集積から導出されたのが「自然的正義」である。「自然的正義」の成立によって社会の道徳秩序が確立し、市民社会が形成される。このようなスミスの論理の展開は、ホッブズ、ロックの社会契約説やヒュームの正義論の批判の上に確立されたものである。しかし、「自然的正義」は、あくまでも道徳の世界での正義であり、法の世界の正義のよりどころとなるものであった。法の世界の正義は「自然法学」の樹立に関わる問題であるが、それは『法学講義』と『国富論』において論じられることになる。ここに法と統治の問題が生じる。

法と統治の問題においてスミスは、いわゆる経済社会発展の四段階論の考察を通じて、「国々の統治が導かれるべき諸規則の理論」を究明しようとしたのである。私法・家族法・公法等の成立である。そのなかで彼は、経済社会発展の第二段階の家畜群の私有が財産の不平等を生む牧畜民の時代において、所有権を保護するために政府が成立したことを明らかにした。そしてその時代以降の段階においては所有権の範囲も一層拡大し、また法律も沢山できるようになって、侵害からの防止という政府の役割も増大したのであった。なお、スミスにおいては、所有権の根拠とその侵害に対する処罰の正当性の説明に、『道徳感情論』における正義論と同様に中立的な観察者による同感の原理が適用されている。

政府の発生は当然、主権者と臣民との間に権威と服従の関係を生ぜしめることになる。その統

治原理として、スミスは権威の原理と効用の原理をあげて説明している。権威の原理の源泉としては、年齢の優越、心身能力の優越、家柄の古さ、富の優越の4つをあげており、このなかでも富の優越に権威と服従の最大の根拠をみている。こうして権威の原理は、優れた人あるいは従うに値する人間として人びとが受け入れる人間の自然的性向に基づくものである。これは『道徳感情論』における学説でもある。

効用の原理は、政府の機能に関する公共的効用についての国民の意識に関連するものである。すべての人は、社会の正義と平和を守るために政府が必要であることを知っているのであり、少々の不都合がある場合もあるけれども、大きな害悪をさけるために政府に従っているのである。

当時の混合政体のブリテンにおいては、権威と効用の双方の原理のバランスが良く、いわゆる「自由の合理的体系」が実現されていたのであった。ブリテンの統治体制の下では、人びとの生命、自由、所有についての安全保障が確立されているのである。しかしスミスは、統治原理として掲げた権威の原理と効用の原理に内在する危険性をのちになって認識することになった。このことをスミスは、『道徳感情論』第6版の改訂において指摘するとともにその改善策を掲げたのである。これは、当時の商業社会の秩序を脅かしているものをスミス自身が認識した結果であると思われる。

すなわち、権威の原理がもつ危険性には、富者への称賛と尊敬が生む道徳感情の腐敗があげられる。効用の原理がもつ危険性には、統治体系の効用がもつ美しさを追求するあまり、為政者が人びとの道徳感情を無視し人びとの諸権利を侵害する場合である。スミスは、権威の原理がもつ危険性に陥らないためには、称賛に値することへの欲求と非難に値することへの嫌悪に基づく良心の優位性を強調して、自己規制の徳を説いたのである。効用の原理の危険性の典型は「体系の人」である。「体系の人」は自分の理想的な統治計画を追求するあまり、現存の政治制度を破壊しようとする人である。したがって、スミスは為政者に対しては世論を重視し、人間愛と慈愛に基づく公共精神を発揮することを望み、政治的動機のゆきすぎの匡正を強調するのであった。為政者には自己規制を具えた上級の慎慮の担い手になることを要求したのである。

元来、スミス自身の世界観の基本的な考え方は、「人間社会は、われわれがそれを一定の抽象的で哲学的な見方でながめるときは、その規則的で調和ある運動が無数の快適な効果をうみだす、偉大で巨大な機械のようにみえる」(TMS, p. 316, 訳(下) 336頁)という哲学であり、その論証が自己と他人との調和をはかる同感の原理であり、作用原因と目的原因との区別の論理であり、そして「見えざる手」であり、「自然的自由の体系」の実現なのである。しかし、スミス自身が構想する統治の世界においては、権威の原理と効用の原理の調和・均衡に治まりきれない現実の世界の不規則な危険性に直面し、スミス自身を悩ますことになったものと思われる。そして、その改善策を強調することによって、彼自身の世界観と構想する統治の世界との調和を図ることが、『道徳感情論』第6版改訂の意義のひとつにあげられるのではないかと考えられるところである。

参考文献

- 1) 石井幸三「アダム・スミス『法学講義 (A)』における法思想」『龍谷法学』16巻4号, 1984年。
- 2) 遠藤和朗「効用 (Utility) をめぐるヒュームとスミス」『東北学院大学論集経済学』第104号, 1987年。
- 3) 遠藤和朗『ヒュームとスミス-道徳哲学と経済学-』多賀出版, 1997年。
- 4) 太田可夫著・水田 洋編『イギリス社会哲学の成立と展開』社会思想社, 1971年。
- 5) 田島慶吾『アダム・スミスの制度主義経済学』ミネルヴァ書房, 2003年。
- 6) 田中正司「アダム・スミスの正義論」『横浜市立大学論叢』第26巻第1・2合併号, 1974年。
- 7) 田中正司『アダム・スミスの倫理学-『道徳感情論』と『国富論』-』下巻, 御茶の水書房, 1997年。
- 8) 田中正司『アダム・スミスの自然法学-スコットランド啓蒙と経済学の生誕-』御茶の水書房, 第2版, 2003年。
- 9) 田中正司『経済学の生誕と『法学講義』-アダム・スミスの行政原理論研究-』御茶の水書房, 2003年。
- 10) 田中秀夫『社会の学問の革新-自然法思想から社会科学へ-』ナカニシヤ出版, 2002年。
- 11) 角田猛之「A.スミスの統治論-新版“Lectures on Jurisprudence”に依拠して-」日本法哲学会編『法と言語』, 有斐閣, 1980年。
- 12) 角田猛之「アダム・スミスのJurisprudence- 若干の主要問題」『阪大法学』121号, 1982年。
- 13) 角田猛之「アダム・スミスの所有権論」『阪大法学』124号, 1982年。
- 14) 新村 聡『経済学の成立-アダム・スミスと近代自然法学-』御茶の水書房, 1994年。
- 15) 水田 洋「アダム・スミスの法学-ホーコンセンの所説にふれて-」『名城商学』37巻3号, 1987年。
- 16) 山崎 怜『アダム・スミス』研究社, 2005年。
- 17) Brown, Vivienne., *Adam Smith's Discourse: Canonicity, Commerce and Conscience*, Routledge, London and New York, 1994.
- 18) Campbell, T.D., *Adam Smith's Science of Morals*, Allen & Uniwin, London, 1971.
- 19) Campbell, T.D. and Ross, I.S., 'The Utilitarianism of Adam Smith's Policy Advice', *Journal of the History of Ideas* vol. 42, 1981.
- 20) Evensky, Jerry, 'The Role of Law in Adam Smith's Moral Philosophy: Natural Jurisprudence and Utility', in *Adam Smith and the Philosophy of Law and Economics*, Edited by Robin Paul Malloy and Jerry Evensky, Kluwer Academic Publishers, 1995.
- 21) Fitzgibbons, A., *Adam Smith's System of Liberty, Wealth, and Virtue: The Moral and Political Foundations of The Wealth of Nations*, Clarendon Press, Oxford, 1995.
- 22) Frazer, Michael L., *The Enlightenment of Sympathy: Justice and the Moral Sentiments in the Eighteenth Century and Today*, Oxford University Press, 2010.
- 23) Haakonssen, K., *The Science of A Legislator: The Natural Jurisprudence of David Hume and Adam Smith*, Cambridge University Press, 1981. 永井義雄・鈴木信雄・市岡義章訳『立法者の科学-デイヴィド・ヒュームとアダム・スミスの自然法学-』ミネルヴァ書房, 2001年。
- 24) Lindgren, J.R., *The Social Philosophy of Adam Smith*, Martinus Nijhoff, The Hague, Netherlands, 1973.

- 25) Smith, Craig, *Adam Smith's Political Philosophy: The invisible hand and spontaneous order*, Routledge, London and New York, 2006.
- 26) Teichgraeber III, R.F., '*Free Trade*' and *Moral Philosophy: Rethinking the Sources of Adam Smith's Wealth of Nations*, Duke University Press, Durham, 1986.

# 経済思想のなかのリカードウ

小 沼 宗 一

## 目次

- I はじめに
- II 生涯と時代背景
  - 1. 生涯
  - 2. 時代背景
- III 価値と分配の理論
  - 1. 価値論
  - 2. 地代論
  - 3. 賃金論
  - 4. 利潤率低下論
  - 5. リカードウの方法
- IV むすび —自由貿易と価値論—

## I はじめに

経済学の歴史は経済についての理論と思想の歴史であり、諸体系の批判史である。経済学体系は、ヴィジョンと理論から構成される。ヴィジョンは、事実によって反証されても不変的なハード・コアである。理論は、反証可能性のある可変的なプロテクティブ・ベルトである。ヴィジョンとは経済において何が最も重要かという分析以前の基本的な思想であり、経済理論とはそのための工具箱である。理論は単に事実と反するというだけでは倒れない。古い理論を倒すためには、それに代わる新しい理論を提示しなければならない。

経済学の歴史を学ぶ意味は2つである。1つは、現在休眠状態にある経済学体系でも、ハード・コアは不変的であるので、新しい理論を装備して支配的な体系として復活する可能性があるという点である。これは理論的な意味である。2つは、経済学の歴史は真理へ向けての連続的な進歩ではなく、非連続的な発展の歴史であったという点である。非連続的な発展には、経済的知識の面で、正と負の遺産がある。過去の経済学体系における正と負の遺産を正確に理解することにより、生産至上主義という現代の人類史的な危機的状况の中で、よく考えてよく生きるための何らかの示唆を見出すことができる。これが思想的な意味である。

本稿は、デイヴィッド・リカードウ (David Ricardo, 1772-1823) の経済学体系における理論と思想の関係を取り扱う。本稿は次のように構成される。IIでは生涯と時代背景を概観し、1815

年穀物法批判という時論的課題について考察する。Ⅲでは『経済学および課税の原理』（初版1817年、第2版1819年、第3版1821年、以下『原理』と略称）における価値と分配の理論を取り上げる。賃金・利潤の相反関係論と穀物価値論とは、穀物の自由貿易というヴィジョンを主張するための新しい理論として提示された、ということを明らかにする。

## Ⅱ 生涯と時代背景

### 1. 生涯

リカードウは1772年4月18日にロンドンで生まれた。父エイブラハム・リカードウ（1733-1812）はポルトガル系ユダヤ人の証券仲買人であった。エイブラハムはオランダのアムステルダムで証券仲買人を営んでいたが、七年戦争（1756-63）で英国証券への投資が増加する中、1760年にロンドンへ移り証券取引業者として成功した。ロンドンでのユダヤ系証券仲買人の定員は12名に限られていた。エイブラハムは1769年にポルトガル系ユダヤ人のデルヴェルの娘・アブゲイルと結婚したが、1772年に英国に帰化し、翌年、取引所会員として証券仲買人となった。11男6女を儲けた。長男は帽子商となり、次男には知的障害があり、三男のデイヴィッドが後継者となった（中村、2009、3）。

11歳のデイヴィッドは、アムステルダムの伯父の家に預けられ、13歳まで商業教育を受けた。帰国後、地質学、鉱物学、化学、数学を熱心に学んだ。1786年に14歳のデイヴィッドは父の証券業務の仕事を手伝うようになり、6年後に証券業務で独立した。1793年に21歳のデイヴィッドは、クエーカー教徒の外科医ウィルキンソンの長女・プリシラ（1768-1849）と結婚した。ユダヤ教徒もクエーカー教徒も宗旨外の者との結婚は禁じられていた。両家の父は激怒し、デイヴィッドの母は終生彼を許さなかったという（同、12）。

1799年に27歳のリカードウは、保養地のバースで偶然スミスの『国富論』を読む。1806年まで公債引受はイングランド銀行を含む主要銀行により独占されていた。1807年にデイヴィッドは3人の証券業者と公債引受に成功する。その後数年は不成功であったが、1811年から15年まで連続して公債引受に成功する。戦争終結までリカードウは公債引受業者として証券業務を遂行した。1811年にリカードウは妻プリシアの望みでロンドンの大邸宅に住まいを移す。グロブナー・スクエアのアップパー・ブルック街56番地の住居である。現在はアメリカ大使館の一部である。プリシラ夫人は派手好きで上昇志向の強い姉さん女房であった（同、13）。リカードウは夫人との間に3男5女の子女を儲けた。

1810年に38歳のリカードウは『地金高価論』を出版した。これが『商業擁護論』（1808年）の著者ジェイムズ・ミルの目に留まり親交がはじまった。ジェイムズ・ミルは、1808年からジェレミー・ベンサムとの親交を始めていた。『人口論』（1798年）の著者トマス・ロバート・マルサスとの親交は、1813年8月10日付のリカードウからマルサスへの手紙ではじまった。1814年にリカードウはロンドンの住居とは別にギャトコム・パークの邸宅を購入し、ジェントルマンとしての余

生を過ごすことを考えた。1815年の公債引受によりリカードウは巨額の富を得た。

ナポレオン戦争が終結した1815年のイギリスは、大陸諸国からの安価な穀物の流入によって穀物価格が暴落し、農業不況となった。議会の支配権を握る地主階級は、1815年穀物法を制定し、安価な外国穀物の輸入に対する高率関税政策によって、高い穀物価格の維持と地代の確保を図ろうとした。1815年、論敵マルサスは『地代論』と『外国穀物輸入制限政策に関する見解の根拠』の2著をあいついで公刊し、穀物法＝穀物輸入制限政策に賛成する立場を明確にする。リカードウは、『利潤論』（1815年）を公刊して穀物法を批判し、穀物の自由貿易論を主張した。地主階級の階級的利己心に対するリカードウの批判と穀物の自由貿易という政策論は、後に『農業保護論』（1822年）で具体的に展開される。

1817年、リカードウはJ.ミルからの強いすすめを受けて『経済学および課税の原理』を出版した。リカードウは、ベンサムやJ.ミルから学んだ功利主義と民主主義に基づいて、議会改革運動を推進した哲学的急進主義者のひとりであった。リカードウの経済思想の特徴は、個人的ないし階級的利益のみ求めることなく、ベンサム主義者として、「最大多数の最大幸福」の実現を政策提言の目的として設定した上で、それを達成するための原理の探求を重視するというものであった（吉澤，1987，298）。1819年、リカードウはJ.ミルのすすめで下院議員となり、当時の地主階級が支配する議会を民主主義的に改革するために、少数派の改革派として議会改革の活動を行った。1823年、耳の病で51歳の生涯を閉じた。

## 2. 時代背景

リカードウの経済学体系には2つの時代背景があった。イギリス産業革命とナポレオン戦争である。1760年代から1830年代まで、当時のイギリスは産業構造の大転換期を迎えていた。イギリスは対フランスとナポレオン戦争を戦う戦争の時代を迎えていた。1789年にはフランス革命が勃発した。革命はやがて急進化し、イギリスは、1793年に、プロイセン、スペイン、ポルトガル、スウェーデン、ドイツ諸国と対仏大同盟を組織し、フランスに対して反革命戦争を仕掛けた。フランスでは1795年にナポレオンが登場して、この戦争はナポレオン戦争と呼ばれるようになる。ナポレオン戦争は、フランスにとって防衛から侵略へと戦争の性格を変えて、1815年まで20年余も続いた（小沼，2007，50）。1815年穀物法に関して、マルサスはこれを擁護し、リカードウはこれを批判した。マルサスとリカードウとの穀物法論争は、イギリス社会の階級対立を反映していた。イギリスでは、1688年の名誉革命の後、穀物輸出奨励金制度が成立していた。穀物の輸入制限と輸出奨励により、地主の地代が擁護されていた。農業保護政策により、18世紀中葉までのイギリスは、穀物輸出国の地位を保っていた。イギリスでは農業技術の改良や耕作面積の拡張という農業革命が進行していた。産業革命と農業革命とが社会を変えていった。

18世紀のイギリスでは、工業化に先行する形で、大土地所有制度に基づく農業資本主義が、地主支配体制のなかで展開していた。地主、借地農業経営者＝農業資本家、農業労働者という3階級社会である。17世紀末期から18世紀前半に、農産物価格は大幅に低落した。農産物価格が低下

した最大の理由は、国内需要の低迷であった。イングランドの南東部では、大土地所有制度に基づき、多数の農業労働者を雇用する大規模農業経営が支配的であり、借地農業経営者は比較的長期の借地契約を結び、相対的に高い地代を地主に支払っていた。農業労働者を雇用する農業資本家にとっては、賃金上昇はコスト増加を意味した。18世紀のイギリス農業は、穀物の低価格と労働コストの上昇という課題を、農業技術の改良と生産量の増大によって解決していった。

リカードウの時代のイギリスでは、特にイングランドの南東部では、大土地所有制度に基づく農業資本主義が、工業化に先行する形で展開していた。大陸の農業国フランスでは、1806年にナポレオンが大陸封鎖政策を実施した。これはイギリス国内の農業をかえって保護する結果となり、戦争末期近くまで高い穀物価格が維持されて、劣等地耕作が進展した。イギリスは18世紀中葉から19世紀初頭にかけて、穀物輸出国から穀物輸入国へと転換していた。農業革命によって農業生産力は上昇したが、急激な人口増加があり、穀物需要が増加したためである。

1813年にイギリスでは大豊作となり穀物価格は低下した。ナポレオン戦争の終結が予想される中、大陸の農業国フランスから安価な穀物が流入し始めた。1815年穀物法は、農業不況と穀物価格の下落という農業資本家にとっての危機を回避するために制定された。国内の穀物価格が一定限度以上（小麦1クオータ当たり80シリング）にならない限り、外国穀物の輸入を認めないという1815年穀物法は、イギリス国内の農業保護を目的としたものであった。

1823年にリカードウは51歳で逝去する。イギリスでは地主支配階級と産業資本家階級との階級対立が続き、やがて産業資本家階級が政策決定の主導権を握ることになる。1840年代、農業階級であった開明的な地主たちは、炭坑、鉱山、鉄道、交通などにも利害を有するようになり、農業技術の改良が農業生産力の向上をもたらすことを認識するようになる。1846年に穀物法は撤廃されて自由貿易体制が確立する。1860年代のイギリスは、「世界の工場」として工業生産を飛躍的に増大させる。イギリスの自由貿易政策は国際平和の実現をもたらすことはなかった。イギリスは後進国に対して、可能ならば平和的にしかし必要ならば武力を用いて、自由貿易政策を強要した。1840年から1842年までの中国清朝とアヘン戦争はその典型である。この時代は自由貿易帝国主義の時代であった（村岡・木畑, 1991, 90-100）。

### Ⅲ 価値と分配の理論

#### 1. 価値論

リカードウは、『原理』第3版（1821年）の第1章「価値について」において、次のようにいう。「社会の初期段階においては、これらの商品の交換価値、すなわち1商品のどれだけの分量が他の商品との交換において与えられなければならないかを決定する法則は、ほとんどもっぱらそれぞれの商品に支出された相対的労働量に依存している」（*Works*, I, 12, 上19。『リカードウ全集』の邦訳には原典のページ数も記されている。以下、原典の巻・ページ数を、I, 12. と示す。羽鳥・吉澤訳、上下の巻・ページ数を併記する）。また、「生産された商品の交換価値は、その生

産に投下される労働に比例するのであり、つまり、その商品の直接の生産に投下される労働だけではなく、労働を実行するのに必要なすべての器具や機械——これらの器具や機械はその特定の労働にあてがわれるのだが——に投下される労働にも比例するだろう」（I, 24. 上34）。

リカードウ価値論の基本命題とは、商品の交換価値はほとんどもっぱらそれぞれの商品に支出された相対的労働量に依存して決定される、というものであった。リカードウは、こうした価値論の基本命題を提示する場合に、「社会の初期段階」を想定していた。「社会の初期段階」とは、次のような3条件を備えた理論モデルであり、「顕著な場合」であった。①各産業において、固定資本（機械）と流動資本（労働）との割合が等しい、②各産業において、固定資本の耐久力が等しい、③各産業において、流動資本の回収時間が等しい。リカードウの方法論的特質は、「顕著な場合」を想定して、「主たる原因は何か」を問うという点にあった。

リカードウは「社会の初期段階」を想定して、次のようにいう。「漁業者の丸木舟および漁具が100ポンドの価値をもち、耐久期間10年と見積られるが、彼は10人を雇用して、その年々の労働に100ポンドを費やし、彼らの労働によって、1日に20尾の鮭を取得するものと仮定しよう。また、狩猟業者が使用する武器も100ポンドの価値を持ち、耐久期間10年と見積られるが、彼も10人を雇用して、その年々の労働に100ポンドを費やし、彼らによって1日に10頭の鹿を取得するものと仮定しよう」（I, 26-27. 上69）と。

リカードウの生産体系は、次のように表すことができる。

丸木舟・漁具 (100ポンド, 耐久期間10年)	+10人の労働 (100ポンド)	→	20尾の鮭
弓矢 (100ポンド, 耐久期間10年)	+10人の労働 (100ポンド)	→	10頭の鹿

この場合、自然的交換比率は、1頭の鹿=2尾の鮭である（菱山, 1979, 113）。リカードウは、価値論の基本命題を確立することにより、分配理論の基本命題を提示することができるようになった。分配理論の基本命題とは、賃金上昇→利潤低下という、賃金・利潤の相反関係のことである（羽鳥, 1982, 212-219）。リカードウにおいては、必要とされる相対的労働量に変化がない限り、労働の賃金のいかなる変動も、これらの商品の相対価値には少しも変動を引き起こさない（I, 28. 上71）とされた。

リカードウは、『原理』第3版初出の第6節「不変の価値尺度について」の末尾において、次のようにいう。「それらの商品の価値は相互に対して1に対する2であり、それらはこの比率で交換されるだろう、ということであった」と。また、「私が確言するのはただ、諸商品の相対価値は、その生産に投下される相対的労働量によって支配されるだろう、ということだけである」（I, 47. 上96）と。リカードウ価値論の主題は相対価値論であった、ということができであろう（筒井, 1973, 73. 千賀, 1989, 197）。

ところで、スミスの構成価格論によれば、商品価格は賃金と利潤と地代という3つの部分から構成される。構成価格論からの系論として、賃金・価格連動論がある。賃金・価格連動論によれば、

賃金上昇→商品価格上昇となる。この点、リカードウの賃金・利潤の相反関係論によれば、賃金上昇→利潤低下である。理論は単に事実に反するというだけでは倒れない。古い理論を倒すためには新しい理論を提示する必要がある。リカードウの賃金・利潤の相反関係論は、賃金・価格連動論を批判するための代替理論として提示された、ということができる。

リカードウにおいては、賃金が増しても、賃金は両方の職業において同時に高いか低いかわる（I, 27. 上70）。彼は、貨幣量の追加なしには、全商品が同時に騰貴するはずはない（I, 105. 上149）とした。彼は、貨幣数量説を想定していた。リカードウによれば、相対的労働量に変化がない限り、賃金が増したとしても商品の価格に変化はなく、賃金上昇は利潤を低下させるだけである。また仮に、全商品の価格が増する場合でも、利潤低下という効果は同じである（I, 127. 上180）。

## 2. 地代論

リカードウは『原理』第2章「地代について」において、地代上昇の主たる原因は劣等地耕作の進展であるという差額地代論を提示した。リカードウによれば、地代とは資本蓄積と人口増加につれて劣等地耕作が進展する場合に優等地に成立し増大する差額である。これを差額地代論という。「地代はつねに2つの等量の資本と労働の投下によって獲得される生産物の差額である」（I, 71. 上108）というのである。リカードウはいう。

「第1, 第2, 第3等地が、同量の資本と労働の投下によって、穀物100, 90, 80クォータの純生産物を産出すると仮定しよう。人口に比較して肥沃地が豊富に存在し、したがって第1等地の耕作のみが必要であるにすぎない新国においては、純生産物は全部耕作者に帰属し、彼が前払する資本の利潤となるであろう。労働者の維持分以外には90クォータしか得られない第2等地の耕作を必至にするほど、人口が増加するや否や、地代は第1等地に始まるであろう。というのは、農業資本に対して2つの利潤率が存在しなくてはならぬか、あるいは第1等地の生産物から10クォータ、または10クォータの価値が、ある他の目的のために、引き去らねばならぬか、どちらかであるからだ。第1等地を耕作したのが土地所有者であろうと、他の誰であろうと、どちらにしても、この10クォータは等しく地代を構成するであろう。なぜなら、第2等地の耕作者は、地代として10クォータを支払って第1等地を耕作しようと、なんらの地代も支払わずに引き続き第2等地を耕作しようと、どちらにしても、その資本を用いて同じ結果を得るであろうからだ。同様に説明しうることだが、第3等地が耕作に引き入れられると、第2等地の地代は10クォータ、または10クォータの価値であるはずだが、一方、第1等地の地代は20クォータに上昇するであろう」（I, 70-71. 上107）。

ここでの暗黙の制約条件は次の2つである。①同一量（100単位とする）の固定資本と労働を投下する時、収穫逡減の法則が作用する、②農業資本の競争原理により平均利潤が成立する。固定資本は過去の労働であるので、100単位の固定資本と労働の投下を、100単位の投下労働と表現することにする。

第2等地が耕作される場合。第1等地の純生産物は100で地代は10，第2等地の純生産物は90で地代は0である。純生産物＝地代＋利潤，総生産物＝純生産物＋賃金である。第2等地での1クォータ当たりの投下労働，すなわち穀物価値は， $100 \div 90 = 1.11$ 単位である。第1等地では， $100 \times 1.11 = 111$ 単位の価値の生産が行われ，11単位の超過利潤が発生する。超過利潤は地代に転化する。

第3等地が耕作される場合。第1等地の純生産物は100で地代は20，第2等地の純生産物は90で地代は10，第3等地の純生産物は80で地代は0である。穀物価値は，第3等地での1クォータ当たりの投下労働で， $100 \div 80 = 1.25$ 単位に上昇する。「劣等な土地が耕作されるようになると，原生産物の交換価値は，その生産に，より多くの労働が必要になるから，騰貴する」（I, 72. 上109）。

リカードウは『原理』において，資本蓄積と人口増加によって穀物価値は上昇することを明らかにした（吉澤，1978，83）。『原理』段階におけるリカードウは，劣等地耕作の進展→穀物価値の上昇→地代の上昇，という因果関係を論理的に説明することができるようになった。『利潤論』段階では穀物価値論は未確立であった。『原理』における穀物価値論は，スミスの構成価格論とその系論としての地代・価格連動論を批判するための代替理論として提示された，ということができる。

リカードウはいう。「原生産物の相対価値が騰貴する理由は，最後に収穫される部分の生産に，より多くの労働が投下されるからであって，地主に地代が支払われるからではない」（I, 74. 上112）と。リカードウによれば，「地代が支払われるから穀物が高価なのではなく，穀物が高価だから地代が支払われるのである」（I, 74. 上112）。リカードウにおいては，「地代は商品価格の構成要素ではない」（I, 78. 上116）。地代は蓄積の基本ファンドではない。蓄積の基本ファンドは利潤のみである。穀物法論争以来の穀物の自由貿易というリカードウの基本思想は，穀物価値論という新しい保護帯によって理論武装されることになった。リカードウは，『原理』において穀物価値論を理論的基礎として，劣等地耕作の進展→穀物価値の上昇→地代の上昇，という因果関係を理論的に提示した。リカードウは，穀物価値論という新しい理論を装備することにより，スミスの構成価格論からの系論としての地代・価格連動論を理論的に批判することができるようになった。

### 3. 賃金論

リカードウは『原理』第5章「賃金について」において，賃金には労働の市場価格と労働の自然価格との2つがあるという。労働の市場価格（市場賃金）は，労働市場における需要と供給によって決まる。労働需要は資本（労働維持手段）の増加によって，労働供給は人口増加（人口法則）によって規定される。これに対して，労働の自然価格（自然賃金）は，穀物価値に大きく依存する。リカードウはいう。「食物および必需品の価格騰貴とともに，労働の自然価格は騰貴するだろう」（I, 93. 上135）と。労働の自然価格は，その生産費（投下労働量）で決まる。食物たる穀物の価値が上昇すれば，労働の自然価格は上昇する。しかし，穀物価値の上昇→自然賃金の上昇という場合，労働者の状態は改善しない，すなわち何ら幸福（実質的な富の支配）の増加をもたらさ

ない。

リカードウによれば、労働者の状態が改善されて幸福な場合とは、労働の市場価格（市場賃金）が労働の自然価格（自然賃金）を超えるような場合に限られる。労働者がより大きな割合の生活の必需品と享楽品を支配する力を持ち、したがってまた健康で多数の家族を養う力を持つ場合とは、「労働の市場価格が自然価格を超える場合」（I, 94. 上136）だけである。労働者が幸福になるのは、急速な資本蓄積（雇用増）が起こり、人口増加が追いつかないために、市場賃金が自然賃金を上回り、賃金価値の上昇が実質的に支配できる富を増大させるような場合であるから、資本蓄積の急速な進展こそ労働者には望ましいとリカードウは考えたのである（千賀、2006, 86）。

資本蓄積が持続的に進行する場合には、人口の継続的増加が引き起こされる。しかし、その増加した労働供給をさらに上回る労働需要の増大が常に生ずることにより、労働の市場価格は、労働の自然価格を超える状態が持続する。リカードウはいう。「賃金にはその自然率に一致する傾向があるにもかかわらず、その市場率は、進歩的社會（improving society）では、ある不確定期間、つねにそれを超えているかもしれない。というのは、増加した資本が新しい労働需要に与える刺激が応じられるや否や、直ちに別の資本増加が同じ効果を生ずるかもしれないからである。こうして、もしも資本の増加が漸次的かつ恒常的に行われるならば、労働に対する需要はおそらく人口の増加に対して継続的な刺激を与えるであろう」（I, 94-95. 上137）と。リカードウの進歩的社會のイメージとは、市場賃金が自然賃金の上方で波動しながら持続するというものであった（吉澤、1978, 86）。

リカードウは、労働者状態改善の2つの場合について論じている。第1の場合とは、市場賃金も上昇するが自然賃金も上昇する場合である。第1の場合には、市場賃金と自然賃金という両者の「一致は最も速やかに果たされるだろう」（I, 96. 上138）。労働者の状態は改善されるが、しかし大した改善ではない。食物と必需品の増加した価格が、増加した賃金の大部分を吸収し、少しばかりの労働供給、つまり、わずかな人口増加が、直ちに労働の市場価格を、その時の増加した労働の自然価格にまで引き下げることになるからである。

第2の場合とは、市場賃金は上昇するが自然賃金は不変のままか下落する場合である。「第2の場合には、労働者の境遇は大いに改善されるだろう」（I, 96. 上138）。第2の場合には、労働者は増加した貨幣賃金を受け取るが、消費する商品に対して、なんら増加した価格を支払う必要がない。おそらくは減少した価格を支払う場合すらある。市場賃金が自然賃金まで再び下がるのは、人口に大きな増加が起こった後のことである。

市場賃金が自然賃金の上方で波動する状態の持続性は、自然賃金の水準に依存する。第2の場合の持続性は、過剰人口の防止という、労働者の選択の問題である。リカードウはいう。「人類の友が願わないではいられないのは、すべての国で労働階級が安楽品や享楽品に対する嗜好をもち、それらの物を入手しようとする彼らの力があらゆる合法的手段によって刺激されることである。過剰人口を防ぐには、これにまさる保障はありえない。労働階級が最小の欲望しかもたず、最も安い食物で満足している国々では、人民は最もひどい浮沈と困窮にさらされている」（I,

100. 上138) と。

労働者が、増加した賃金を家族を殖やすことに用い続けている限り、穀物需要の増加による穀物価値の上昇を避けることはできない（第1の場合）。労働者は、家族を殖やすことではなく、安楽品や享楽品の消費拡大という選択をすることが必要である（第2の場合）。過剰人口の防止なくして、労働者の状態の改善、すなわち幸福（実質的な富の支配）の増加はありえない、とリカードウは考えていたのである。

リカードウの賃金論は、彼が穀物法を批判する際の理論的な道具の1つであった、ということが出来る。穀物価値の上昇が国民経済の発展の阻止要因となるのは、自然賃金が穀物価値に大きく依存しているからである。

#### 4. 利潤率低下論

リカードウは『原理』第6章「利潤について」において、「利潤は賃金の高低に依存し、賃金は必需品の価格に、そして必需品の価格は主として食物の価格に依存する」（I, 119. 上170）と述べて、次のような利潤率低下の基本図式を提示した（羽鳥1982, 中村2009, 千賀1989）。資本蓄積→人口増加→穀物需要の増加→劣等地耕作の進展→穀物価値の上昇→地代の上昇・賃金の上昇→利潤率低下。ここでの暗黙の制約条件は次の3つである。①外国貿易の捨象（穀物の自由貿易がない）、②収穫逓減の法則（労働生産力の向上がない）、③マルサスの人口法則（遠藤, 2012, 71）による人口増加が継続すること。

制約条件を解除した場合、人間の主体的な選択の問題は次の3つである。第1は、穀物法の撤廃に賛成するか反対するかである。穀物法を撤廃した場合には、穀物輸入の自由化→過剰な劣等地耕作からの農業資本の引き揚げ→穀物価値の低下→労働の自然価格の低下となる。第2は、資本の蓄積による機械化に賛成するか反対するかである。資本の蓄積による機械化に賛成した場合には、資本の蓄積→機械化の促進→労働生産性の向上→穀物価値の低下→労働の自然価格の低下となる。第3は、教育の普及によって過剰人口の増加を防止することに賛成するか反対するかである。教育の普及により、人口増加率が資本増加率を上回らないようにする→労働の市場価格の上昇となる。資本の蓄積によって労働需要が増加し、教育の普及による過剰人口の減少によって労働供給が減少すれば、労働の市場価格は上昇する。リカードウはいう。「より幸福な状態になるために彼らに必要なのは、より良い政治と教育のみである。なぜなら、人口の増加を超える資本の増加が、その必然的結果となるだろうからだ」と。また、「人口が生存手段を圧迫しているときには、その唯一の救済策は、人口の減少か、より急速な資本の蓄積か、そのどちらかである」（I, 99. 上141-142）と。

リカードウは3つの暗黙の制約条件を想定した上で、利潤率低下の基本図式を提示した。人間が何もしなければ、利潤率は低下して停止状態となることは不可避である。しかしリカードウのねらいは、主体的な選択の問題を提起することにあった。リカードウの政策提言は次の3つであった。①穀物法を撤廃して、穀物輸入の自由化を促進すること。②資本の蓄積による機械化を促進

して、労働生産性の向上を図ること。③教育の普及により、過剰人口を防止すること。政策①・②によって労働の自然価格は低下し、政策③によって労働の市場価格は上昇するであろう。3つの政策を同時に実施することができれば、労働者の幸福（実質的な富の支配）は増大するであろう。リカードウにおいて、労働者の境遇が順調で幸福な場合とは、「労働の市場価格が労働の自然価格を超える場合」のことだからである。こうした3つの政策を実施することにより、利潤率低下は阻止することができて、労働者の幸福な状態は実現可能であるというのが、リカードウの進歩的社會像であった。

## 5. リカードウの方法

マルサスとリカードウは、1813年の往復書簡において、外国貿易の増大は利潤率を増大させるかという「貿易・利潤率論争」を行った（中村，2009，29）。その際マルサスは、利潤率低下の阻止要因として、①低廉な外国穀物の輸入、②機械の改良、③外国貿易の増大、という3要因を並列的に考慮した。マルサスの複合原因論では、低廉な外国穀物の輸入が利潤率低下を阻止することは認めるとしても、利潤率を増大させる方法は他にもある。機械の改良や、「新市場の発見」による外国貿易の増大はその1つであるとされた。

これに対して、リカードウの単一原因論では、利潤率低下の主たる阻止要因は、低廉な外国穀物の輸入ただ1つである。低廉な外国穀物の輸入自由化がない限り、機械の改良や外国貿易の増大があっても、農業部門から資本が引き揚げられることはない。過度に耕作されていた最劣等地から農業資本が引き揚げられることにより、農業利潤率は上昇するのである。

マルサスの方法論的特質は、利潤率低下を阻止する諸要因を複数指摘し、複数の要因を並列的に考慮する点にある。マルサスの複合原因論は、マルサス地代論の中にも見出すことができる（佐々木，2001，70）。リカードウの方法論的特質は、「顕著な場合」を想定して主たる原因は何かを問う点にある。リカードウは単一原因論を駆使して、穀物法を批判し、穀物の自由貿易を主張したのである。

## IV むすび —自由貿易と価値論—

リカードウは『利潤論』（1815年）から『原理』第3版（1821年）まで、一貫して1815年穀物法を批判し、穀物の自由貿易へと政策転換する必要性を主張した（小沼，2007，97）。『原理』第6章「利潤について」においてリカードウはいう。「ある国がどんなに広大であろうと、土地の質がやせていて、しかも食料の輸入が禁止されていれば、最も緩慢な資本の蓄積が、利潤率の著しい低下と、地代の急速な上昇を伴うであろう。これに反して、小さいが肥沃な国は、とくに食料の輸入を自由に許可すれば、資本の巨額の貯えを蓄積しても、利潤率の著しい低下も、土地の地代の著しい上昇も、伴うことはないだろう」（I, 126. 上179）と。

また、『原理』第19章「貿易経路上の突然の変化について」の中で次のようにいう。「ある商業

国において諸国家の通商を中断する戦争は、穀物がわずかの費用で生産できる国々から、それほど恵まれた状態にない他の国々へ輸出することを、しばしば妨げる。こうした事情の下では、異常な分量の資本が農業に引き寄せられる。そして従来は輸入していた国が外国の援助から独立するようになる。戦争の終結と共に、輸入に対する障害が除去され、自国の穀物生産者にとって破壊的な競争が始まる。彼はその競争から引き下がるためには、彼の資本の大部分を犠牲にしなくてはならないのである。国家の最良の政策は、自国の穀物生産者にその資本を漸次土地から引き上げる機会を与えるために、ある限定された年数の間、外国穀物の輸入に対して、時々減額されるような租税を課すことである」（I, 266. 下77-78）と。

このように、漸次的に自由貿易政策へと移行するというのが、リカードウの政策的な提言であった。「農業と製造業とにおけるすべての改良、および機械のすべての発明」（I, 271. 下83）に努力すれば、「たとえ部分的損失を引き起こそうとも、全般的幸福を増加させることになる」（I, 271. 下83）というのが、リカードウの考え方であった。リカードウは、1819年から1823年まで、下院議員として、当時の地主階級が支配する議会を民主主義的に改革するために、少数派の改革派として議会改革の活動を行った。リカードウの経済学体系は、イギリス産業革命とナポレオン戦争という時代背景の中で形成された。リカードウは、ジェレミー・ベンサムやジェイムズ・ミル（父ミル）からの影響を受けて、功利主義と民主主義の思想に基づき、産業資本家的な議会改革運動を推進した哲学的急進主義者であった。

リカードウ『原理』の基本構成は、次のように整理できる。リカードウは、『原理』第1章において賃金・利潤の相反関係論を提示し、第2章において穀物価値論を提示した。賃金・利潤の相反関係論と穀物価値論を主たる理論的基礎として、資本蓄積→人口増加→穀物需要増加→劣等地耕作の進展→穀物価値の上昇→地代の上昇・賃金の上昇→利潤率低下という、利潤率低下の基本図式が提示された。

ところで、スミスの構成価格論によれば、商品価格は賃金と利潤と地代という3つの部分から構成される。構成価格論からの系論として、賃金・価格連動論がある。賃金・価格連動論によれば、賃金の上昇→商品価格の上昇となる。リカードウの賃金・利潤の相反関係論によれば、賃金の上昇→利潤の低下である。リカードウの賃金・利潤の相反関係論は、賃金・価格連動論への代替理論として提示された。

また、スミスの構成価格論からの系論として、地代・価格連動論がある。地代・価格連動論によれば、地代の上昇→商品価格の上昇となる。リカードウの穀物価値論によれば、穀物価値の上昇→地代の上昇である。リカードウの穀物価値論は、地代・価格連動論への代替理論として提示された。『原理』においてリカードウは、「原生産物の相対価値が騰貴する理由は、最後に収穫される部分の生産に、より多くの労働が投下されるからであって、地主に地代が支払われるからではない」ということを明らかにした。地代が支払われるから穀物が高価なのではなく、穀物が高価だから地代が支払われるのである。リカードウは、「地代は商品価格の構成要素ではない」ことを、穀物価値論によって明らかにし、構成価格論を批判したのである。

経済思想の歴史のなかでリカードウを位置付けようとする場合には、次の2点が重要である。第1に、穀物の自由貿易というヴィジョンは不変的なハード・コアであったという点である。第2に、賃金・利潤の相反関係論と穀物価値論は、穀物の自由貿易というヴィジョンを保護するための理論であったという点である。

リカードウは、『原理』第3版の最終章「マルサスの地代論」において次のようにいう。「地代および賃金の上昇と利潤の低下とは、一般に同一の原因 — 食料に対する需要の増加、その生産に必要な労働量の増大およびその結果である食料の高価 — の不可避の結果である」（I, 411. 下255）と。リカードウの見解は次のように整理することができる。利潤低下の主たる原因は、賃金の上昇である。賃金が上昇する主たる原因は、劣等地耕作の進展である。劣等地耕作の進展→穀物価値の上昇→賃金の上昇→利潤の低下である。1815年穀物法は劣等地耕作の進展を容認するものに他ならない。

リカードウの主たる政策提言は、穀物法の漸次的撤廃であった。リカードウにおいて、国富の増大とは資本蓄積のことであった。穀物の自由貿易により、ナポレオン戦争中に過度に耕作された劣等地から農業資本は引き揚げられる。その結果、穀物価値は低下し、賃金は低下する。賃金の低下により利潤は上昇する。リカードウにおいては、資本蓄積の基本ファンドは利潤のみである。蓄積の基本ファンドである利潤は、賃金低下によって増大する。賃金低下をもたらす穀物価格の低下は、国民経済の発展をもたらす。穀物輸入制限の撤廃による穀物の自由貿易こそは、必要でありかつ望ましい政策である。リカードウの経済学体系における不変的なハード・コアは、穀物の自由貿易というヴィジョンであった。『原理』における賃金・利潤の相反関係論と穀物価値論とは、穀物の自由貿易というヴィジョンを主張するためのプロテクティブ・ベルトであり、構成価格論への代替理論として提示されたものであった。

#### [参考文献]

- Ricardo, D. 1951. *On the Principles of Political Economy, and Taxation*, Vol. I, in *The Works and Correspondence of David Ricardo*, edited by Piero Sraffa, 11vols, Cambridge University Press.
- 堀 経夫訳『経済学および課税の原理』『リカードウ全集』I, (全11巻) 雄松堂, 1972年。羽鳥卓也・吉澤芳樹訳(上・下), 岩波文庫, 1987年。
- スミス, A. 1776. 『国富論』I～III, 大河内一男監訳, 中央公論社, 1976年。
- マルサス, T.R. 1798. 『人口論』永井義雄訳, 中公文庫, 1973年。
- マルサス, T.R. 1820. 『経済学原理』上・下, 小林時三郎訳, 岩波文庫, 1968年。
- 内田義彦. 1989. 『内田義彦著作集(第2巻) 経済学史講義』岩波書店。
- 遠藤和朗. 2012. 『マルサスとスミス』多賀出版。
- 小沼宗一. 2007. 『増補版 イギリス経済思想史』創成社。
- 佐々木憲介. 2001. 『経済学方法論の形成』北海道大学図書刊行会。
- 千賀重義. 1989. 『リカードウ政治経済学研究』三嶺書房。

- 千賀重義. 2005. 「デイビッド・リカードウ」 鈴木信雄編『経済学の古典的世界1』日本経済評論社。
- 千賀重義. 2006. 「D.リカードウとT.R.マルサス」 大田一廣他編『新版 経済思想史』名古屋大学出版会。
- 筒井 徹. 1973. 『リカード研究』中央経済社。
- 中村廣治. 2002. 「市場経済の構造と発展モデル：D.リカードウ」 高 哲男編『自由と秩序の経済思想史』名古屋大学出版会。
- 中村廣治. 2009. 『リカードウ評伝』昭和堂。
- 羽鳥卓也. 1982. 『リカードウ研究』未来社。
- 羽鳥卓也. 1995. 『リカードウの理論圏』世界書院。
- 菱山 泉. 1977. 『リカード』日本経済新聞社。
- 真実一男. 1983. 『増補版 リカード経済学入門』新評論。
- 馬渡尚憲. 1990. 『経済学のメソドロジー』日本評論社。
- 村岡健次・木畑洋一編. 1991. 『イギリス史』第3巻（近現代），山川出版社。
- 吉澤芳樹. 1978. 「マルサスとリカードウ」 水田 洋・玉野井芳郎編『経済思想史読本』東洋経済新報社。
- 吉澤芳樹. 1987. 「解説」『経済学および課税の原理』下，岩波文庫。

# 共同体的編成原理と社会の規模

菊地 登志子

## 1. はじめに

社会的再生産が可能な持続可能社会について、社会編成原理をもとにした議論が多くの論者によってなされてきた。K.ポラニーが「西ヨーロッパで封建制が終焉を迎えるまでの、既知の経済システムは、すべて互惠、再分配、家政、ないしは、この三つの原理の何らかの組合せにもとづいて組織されていた」<sup>1)</sup>と論じたことを始めとし、G.エスピン-アンデルセンの市場・福祉国家・家族、A.ギデンズの市場経済、政府、市民社会にもとづく議論などである<sup>2)</sup>。

また、社会編成の三原理について、半田は以下のようにまとめている。

人間社会の歴史を辿ってみると、その時々々の社会の再生産が成り立ってきたのは、共同体的な人間関係とそれに基づく社会編成、権力的な人間関係（支配—被支配の階層関係）とそれに基づいた社会編成、および商品経済の人間関係とそれに対応する社会編成、という社会編成の三原理のその時々々の組み合わせが存したからであることがわかる。<sup>3)</sup>

このような議論を具体的なシミュレーションで示し、現代社会に対するオルタナティブの提起を試みたのが『交響する社会』<sup>4)</sup>であった。シミュレーションでは、社会における三つの編成原理を、市場的編成原理、強制的編成原理、共同体的編成原理ととらえ、三つの編成原理を組み合わせつつ、それぞれのバランスを保つことが社会的再生産、すなわち持続可能社会の実現につながることを示した。しかも、三つの編成原理のなかでも、共同体的編成原理が持続可能性の要となることも明らかにした。

さらに、半田はオルタナティブの構想に際して、「資本主義経済システムにおいてはメイン・システムをなす商品経済（市場経済）をサブ・システムの一つに転化させること」、そして「共同体（的編成原理）を社会構成体の主軸にすえる方向」を示唆する。そこでは、共同体的編成原理に対応するものとして、「農村共同体」を起点とした「地域社会」と、「自立した個人」が財やアイデアを交換することで生み出される都市的<共>（コモン）＝「都市共同体」に言及している。この「都市共同体」に共同体的編成原理をどのように組み込むのかについて、半田は不特定多数の人々の紐帯を担保するために「入会制度」にヒントを得た共同的自治活動をあげている。<sup>5)</sup>

1) Polanyi, 1957=1975, p.72

2) 詳細は半田（2011）を参照。

3) 半田, 2004, p.36

4) 井手, 菊地, 半田, 2011

5) 半田, 2013, p.10, p.16

しかし、このような共同的自治活動は「不特定多数の人々の紐帯を担保する」とされているが、この「不特定多数の人々」には規模の臨界点のようなものが存在するのではないかという問題があり得る。なぜなら、「入会制度」に手がかりを得た共同的自治活動は、小さな「都市共同体」でも、巨大な「都市共同体」でも、持続的に機能するのは難しいと考えられるからである。やや観点は異なるが、E. F. Schumacher は、時には大規模な組織の統一・整合という秩序も必要だが、今日の問題を解決するには、無数の小規模な自治組織のもつ自由が必要であり、その組織には個人、家族、小集団との緊密なつながりを保証する政治的・組織的な構造が求められると主張している<sup>6)</sup>。また、規模には臨界点があるとするL. Kohr は、社会が安定性を保つためには「政治や経済システムを変えるのではなく、社会の規模を人間の身丈けと釣り合う程度に縮小すること」とし、「社会規模を臨界状態から臨界“以下”のものに縮小すること」を説いている<sup>7)</sup>。これらは、社会の安定性の維持には緊密なつながりをもった小規模な自治組織が必要であり、その組織には適正な社会規模が存在するという議論である。グローバリゼーションがさまざまな問題を引き起こしている現在、さらなる拡大では問題は解決せず、適正な規模へ縮小することが重要という指摘は十分検討に値する議論と考えられる。

先の「地域社会」、「都市共同体」にも、同様のことが言える。半田は、例えば「特定の用途に供しない空地、いわゆるオープンスペースとして共同利用する仕組み」によって人々の紐帯を担保するとしている。このオープンスペースという限られた環境のなかでは、「入会」して共同利用可能な人数には自ずと限界が生まれる。L. Kohrが指摘するように、ビルが高層になればなるほど多くのエレベーターにスペースが奪われてしまうように<sup>8)</sup>、人数が増えれば自由なスペースが縮小し自由な活動も損なわれていく。また、人数が少なくなればなるほど、その活動も縮小され、自由に活動することがこれも難しくなる。そこに、規模の臨界点<sup>9)</sup>が存在する。

本稿では、共同体的編成原理が持続可能性の要となるとした三つの編成原理の人工社会モデルを用いて、共同体的編成原理と社会の規模について検討する。ただし、L. Kohrも述べているように、「規模の問題すべてについていえるように、その答えは、あるものが果たすはずの機能次第で違ってくる」<sup>10)</sup>。人工社会においても、共同体的編成原理を含めた人工社会モデルをどのように構築するかで適正規模はさまざまと考えられる。ここでは、臨界点に着目し、一定の条件のもと、規模を拡大しても、縮小しても社会の持続可能性が悪化することを示すこととする。

6) Schumacher, 1973=1986, pp.82-98

7) Kohr, 1977=1980, pp.9-11

8) Kohr, 1977=1980, pp.52-53

9) 規模の臨界点については、E. F. Schumacherも『スモール・イズ・ビューティフル再論』で触れており、「どんな組織にもそれが効力を失ってしまう直前の「臨界規模」がある」(p.90)と述べている。ここでは、この効力を失ってしまう直前の点を臨界点と表している。

10) Kohr, 1977=1980, p.24

## 2. 人工社会モデル

人工社会とは、コンピュータ上に構築された社会モデルである。そこにはさまざまな初期状態と行動ルールをもったエージェントが存在し、エージェント同士が相互作用しながら活動している。この人工社会に社会編成の三原理を組み込み、それを社会の規模を検討する人工社会モデルに拡張する。

### 2.1 社会編成の三原理

この人工社会では、社会編成の三原理を次のように具体化している。

(i) 市場的編成原理（市場的人間関係）

財を生産し消費するエージェントが、蓄えた財をもとに自らの効用を最大化するために相対取引を行う。

(ii) 強制的編成原理（権力的人間関係）

エージェントの所得に対する課税と取引に対する課税を行い、税収により弱者を救済する。これは再分配にあたる。

(iii) 共同体的編成原理（共同体的人間関係）

ここでの共同体は、協同組合、コミュニティ、家族など、やや広い意味でとらえ、そこで行われる無償の行為を共同体の人間関係とする。具体的には、多くの所得が得られたエージェントが弱者への分配を行うという利他的な行動をさす。

これら3つの編成原理を組み合わせた人工社会を「3つの編成原理の社会」とし、そこでは多くの持続可能社会がもたらされることをすでに示した<sup>11)</sup>。次節では、この「3つの編成原理の社会」の概要を述べる。

### 2.2 「3つの編成原理の社会」の人工社会モデル

「3つの編成原理の社会」は、市場的編成原理、強制的編成原理、共同体的編成原理の3つが組み合わされた人工社会モデルである。コンピュータ上に、エージェントを配置するセル空間を設定し、そこに個性をもった、すなわちそれぞれ初期値の異なるエージェントを配置し、さらに社会編成の三原理を組み込んでいく。ここではMセルからなるループ状の1次元セル空間を設定し、そこに4つの内部状態（生産量、消費量、財産、視野）をもつNエージェントをランダムに配置する。エージェントは2種類の財（財1、財2）のいずれか一方だけを生産して財産に加え、生存するために財産から2財をとともに消費する。エージェントの内部状態には、それぞれ予め設定された下限値、上限値の範囲内の一様乱数が初期値として与えられる。ただし、生産量には生産のつど平均0、分散 $\sigma^2$ の正規分布 $N(0, \sigma^2)$ に従う変動量を加え、消費量に対する余剰、不足が毎回一定の値にならないよう設定する。

11) 菊地, 2011, pp.17-48

さらに、2.1の社会編成の三原理を以下のように具体化する。

### 2.2.1 市場的編成原理

エージェントは保有する財産をもとに、取引ルールに従い視野内のエージェントと取引を行い、自らの効用の最大化をはかる。視野はエージェントがいるセルの左右、すなわち（-視野）から（+視野）の範囲のセルを指す。

取引ルールとして、J. Epstein らが提案したSugarscape<sup>12)</sup>の取引ルールを用いる。取引するエージェントA, Bは、それぞれが保有する財産の内部評価を、(1)式の限界代替率(MRS)に基づいて計算する。

$$MRS \equiv (w_2/m_2)/(w_1/m_1) \quad (1)$$

ただし、 $w_1, w_2$ は財1, 財2の保有財産、 $m_1, m_2$ は財1, 財2の消費量を表す。取引はMRSの低いエージェントから高いエージェントへ財1が移動し、逆の方向へ財2が移動することで行われる。交換する量は、(2)式で計算される価格 $p$ に基づいて決定される。

$$p = \sqrt{MRS_A \cdot MRS_B} \quad (2)$$

具体的には、 $p \geq 1$ の場合は財1の1単位と財2の $p$ 単位、 $p < 1$ の場合は財1の $1/p$ 単位と財2の $1$ 単位が交換される。さらに、エージェントの効用関数は(3)式で表される。

$$U(w_1, w_2) = w_1^{m_1/m_T} \cdot w_2^{m_2/m_T} \quad (3)$$

ただし、 $m_T = m_1 + m_2$ とする。価格 $p$ に基づく交換によって双方の効用関数の値が大きくなり、かつMRSの大小関係が反転しないならば取引を行う。大小関係が反転すればその時点で取引を終了し、そうでなければ取引後のMRSを再度計算し取引を継続する。取引によって得た財を財産に加え、それぞれの消費量に従って2財をともに消費する。

各エージェントの取引の相手が常に同じエージェントにならないよう、全エージェントが視野内のエージェントと取引を行うのを1期とし、期ごとに1次元セル空間へのエージェントの配置をランダムに変更する。

### 2.2.2 強制的編成原理

エージェントに課税と再分配を行う。弱者（財1, 財2いずれかの財産が消費量より少ないエージェント）はそのままでは死亡するため、再分配によりこれらの弱者をすべて救済する。救済の

12) Epstein, 1996=1999, pp.95-109

表1 人工社会の所得税率

	税率(%)
所得 $\leq 12 * L$	0
$12 * L < 所得 \leq 19 * L$	5
$19 * L < 所得 \leq 24 * L$	10
$24 * L < 所得 \leq 38 * L$	20
$38 * L < 所得 \leq 45 * L$	23
$45 * L < 所得 \leq 77 * L$	33
$77 * L < 所得 \leq 156 * L$	40
$156 * L < 所得$	45

(L : 2財の消費量下限値の合計)

原資は、エージェントの所得に課税する所得税と、取引に課税する消費税である。

所得税は、各期の所得を12期ごとに集計し、表1の税率にしたがって課税する。所得は生産と取引によって得た財の合計である。消費税は、取引が行われるごとに課税される。税率をtax、価格をpとすると、 $p \geq 1$ では1単位の財1と、p単位の財2が交換されるが、財を提供する側は $(1 + tax)$ 単位の財1と $p(1 + tax)$ 単位の財2を提供し、財を取得する側は1単位の財1とp単位の財2を取得する。そして、tax単位の財1と、 $p \cdot tax$ 単位の財2は税として徴収される。同様に、 $p < 1$ では、 $1/p$ 単位の財1と1単位の財2が交換されるが、 $1/p \cdot tax$ 単位の財1とtax単位の財2が税として徴収される。

これらの税収から弱者への再分配が行われるが、財源となる税が枯渇した場合、財政は赤字としてエージェントの救済を優先する。また、税の残額は赤字でない限り12期ごとに各エージェントに均等に再分配され、次期への繰越はしない。

### 2.2.3 共同体的編成原理

取引によって多大な所得を得たエージェントが、所得の一部をまわりの弱者に分配するという利他的行動をとる。具体的には、エージェントが自らの消費量のn倍を超える所得を得た場合、所得から消費量を差し引いた残りの財を、視野のr倍の領域にいる弱者へ均等に分配する。nはどの程度の所得を得たエージェントが利他的行動をとるのかを決定し、nが大きな値の場合はごく一部の富裕なエージェントのみが利他的行動をとり、nが小さな値の場合は少しでも余剰ができれば利他的行動をとる社会となる。rは救済するエージェントを抽出する領域の大きさを決定し、rが小さい場合ごく身近な領域の弱者を、rが大きい場合は広く社会全体の弱者を救済の対象とする。

なお、期ごとに1次元セル空間へのエージェントの配置をランダムに変更していることから、各エージェントが救済する弱者は毎回異なっている。2.1で、共同体は協同組合、コミュニティ、家族など、やや広い意味でとらえるとしたが、救済する弱者が毎回異なることと、救済の範囲を

決定する $r$ によってこれを実現している。

### 2.2.4 「3つの編成原理の社会」

上記の社会編成の三原理を組み合わせた「3つの編成原理の社会」では、市場的編成原理に基づいた取引の後、強制的編成原理に基づいた課税、共同体的編成原理に基づいた利他的行動による弱者救済、それでも救済されない弱者には、徴収された税から消費量にあたる財が給付される。

「3つの編成原理の社会」では、再分配により全エージェントの生存が保障されている代わりに、弱者救済のための税収が不足すると財政が赤字に陥る。よって、「3つの編成原理の社会」における社会的再生産可能な社会、すなわち持続可能な社会とは、財政黒字が維持可能な社会となる。

### 2.3 規模を検討するための人工社会モデル

社会の規模を検討するために、「3つの編成原理の社会」を1つの地域とし、複数の地域をもつ人工社会モデル「規模の人工社会」を構築する。エージェントはいずれかの地域に属し、それぞれの地域内、すなわち「3つの編成原理の社会」内で2.2に示した取引、課税、利他的行動、再分配を行う。エージェントの移動も地域内に限られ、取引を行う範囲も、利他的な救済の範囲も地域内のみが対象となる。

この「規模の人工社会」には、1つの中央政府エージェントと、地域となる「3つの編成原理の社会」ごとに地方政府エージェントが存在する。地方政府エージェントは、地域内で発生した取引に消費税を課し、地域内のエージェントの所得に所得税を課す。さらに、税収をもとに地域内の弱者を救済するための再分配を行う。ただし、税収の2/3は地方政府に、1/3は中央政府の歳入とする。地方政府が再分配により財政赤字に陥ると、中央政府は赤字補てんのために地方へ財を交付する。従って、地方政府の財政は赤字になることはないが、中央政府は地方の財政が悪化すれば財源が不足し赤字に陥る。よって、「規模の人工社会」における社会的再生産可能な社会、すなわち持続可能な社会とは、中央政府が財政黒字を維持できる社会となる。

「規模の人工社会」の大きさ $M$ は120,000セル、エージェント数 $N$ は40,000とする。地域となる「3つの編成原理の社会」は、9000、15000、21000、30000、45000セル（合計120,000セル）の5つの領域とし、各領域に3000、5000、7000、10000、15000エージェント（合計40,000エージェント）をランダムに配置する。

規模の臨界点を検討するために、先ず「規模の人工社会」の持続可能性を検証する。そして、この財政黒字となる持続可能な「規模の人工社会」を対象に、5つの地域を財政収支、経済活力、格差の3つの観点から比較する。この比較から、社会の規模に臨界点が存在するのかを検証する。

### 2.4 経済活力と格差

人工社会における経済活力と格差は、これまでもシミュレーション期間中の取引数と、シミュレーション終了時のジニ係数で測ってきた。モノの交換が活発に行われる社会は経済活力の高い

社会と解釈できることから、エージェント間で発生した取引数<sup>13)</sup>を経済活力としている。格差は、所得が累積された財産をもとに測る。人工社会では、消費や利他的分配に当てた財を除いた所得が財産に累積されている。従って、制度やエージェントの行動が生み出す格差をとらえるには、所得格差よりも財産をもとにした資産格差を見るほうが適している。そこで、シミュレーション終了時にエージェントが保有している財産をもとに、(4)式で表されるジニ係数により資産格差を求めらる。

$$g = \frac{1}{2N(N-1)\bar{x}} \sum_{i=1}^N \sum_{j=1}^N |x_i - x_j| \quad (4)$$

ただし、Nはエージェント数、 $x_i$ は*i*人目のエージェントの財産、 $\bar{x}$ は財産の平均である。

### 3. シミュレーションの条件

各エージェントの内部状態には、表2に示した範囲内の一様乱数を初期値として設定する。2.2で示したようにエージェントは財1、財2のいずれか一方だけを生産するため、各エージェントの2財の生産量には、1.0からprの範囲内の一様乱数と、0.0がそれぞれ設定される。さらに、0.0ではない生産量には生産のつど平均0.0、分散0.5の正規分布に従う変動量を加える。消費は2財とともに消費することから、消費量は財1、財2のいずれにも表2の範囲内の一様乱数が設定される。

消費税の税率taxは、0%、5%、10%、15%、20%の5通りとする。また、利他的行動は、自らの消費量のn倍（n=2, 3, 4, 5, 6, 7, 8）を超える所得を得たエージェントが、所得から自らの消費量を除いた余剰を、視野のr倍（r=10, 50, 100, 300, 500, 地域全体）の領域にいる弱者へ分配する。この分配領域は、エージェントの左右のセルそれぞれに設定される。

「規模の人工社会」を構成する地域、すなわち「3つの編成原理の社会」では、生産、取引と消費税課税、利他的行動による弱者救済、税金による弱者救済、消費、12期ごとの税金残額の再分配と所得税課税が、それぞれ600期繰り返される。

表2 エージェントの内部状態の初期値

	下限値	上限値
生産量	1.0	pr
消費量	1.0	3.0
財産	6.0	6.0
視野	1	8

13) この人工社会では、1回の取引で交換される財の量は、財1、財2のいずれか一方が1単位に固定されているため、取引数は取引量とほぼ同じとみなされている。

## 4. シミュレーション結果

「規模の人工社会」では、生産量上限値 $pr$ の値ごとに、消費税率、 $n$ ,  $r$ , の異なる210通りの人工社会が構築される。消費税率（0%, 5%, 10%, 15%, 20%）の5通り、利他的行動の $n$ 倍（ $n=2, 3, 4, 5, 6, 7, 8$ ）の7通り、利他的な分配をする視野の $r$ 倍（ $r=10, 50, 100, 300, 500$ , 地域全体）の6通り、合計210通りである。この「規模の人工社会」を用いて、異なる乱数列による5回のシミュレーションを行った。最初に、210通りの人工社会ごとに、財政収支、経済活力、格差について5回のシミュレーションの平均値による分析を行う。

### 4.1 平均値でみた財政収支、経済活力、格差

初期値の異なる5回のシミュレーション結果から、210通りの人工社会ごとに、財政収支、経済活動を表す取引数、格差を表すジニ係数の平均値を求めた。財政収支は生産量に対する比率で表し、その値をGDP比と表記している。また、生産量上限値 $pr$ の値は、7.6, 7.7, 7.8, 7.9, 8.0と変化させ、生産量と固定された消費量の差、すなわち余剰が次第に増加するシミュレーションを行った。

当然、「規模の人工社会」における中央政府の財政収支は、生産量上限値 $pr$ の増加とともに改善される。生産量上限値 $pr$ ごとにみた中央政府の210通りの財政収支は、表3に示すように財政黒字の人工社会が $pr$ に比例して増加している。

財政黒字の「規模の人工社会」から得られる財政収支（GDP比）、取引数の最大値、およびジニ係数の最小値を、5つの地域ごとに示したのが図1である。ただし、取引数はエージェント数に応じて増大するため、1エージェント当たりに換算している。

生産量上限値 $pr=7.6, 7.7, 7.8$ とした余剰（=総生産量－総消費量）が少ない社会では、5000エージェントの「3つの編成原理の社会」で財政収支（GDP比）の最大値が得られている。ただ、余剰が増大すると、規模の大きい10000または15000エージェントの「3つの編成原理の社会」の方が、財政収支の面からは優位になる。経済が成長し、余剰の多い社会では、規模の拡大が財政を豊かにすると言える。

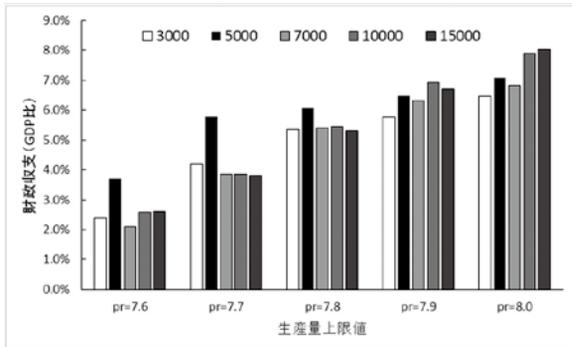
経済活動を表す取引数をみると、 $pr$ の増加とともに取引数が増大し、余剰の多い人工社会では活発な取引が行われていることがわかる。 $pr$ ごとにみると、財政収支と同様、 $pr=7.6, 7.7, 7.8$ とした余剰が少ない社会では、5000エージェントの「3つの編成原理の社会」で取引数の最大値が得られている。やはり、余剰が増大すると、10000または15000エージェントの「3つの編成原理の社会」の方が優位になる。

格差は $pr$ の増加とともにジニ係数が減少し、余剰の増大が格差縮小につながる事がわかる。

表3 財政収支が黒字になる「規模の人工社会」

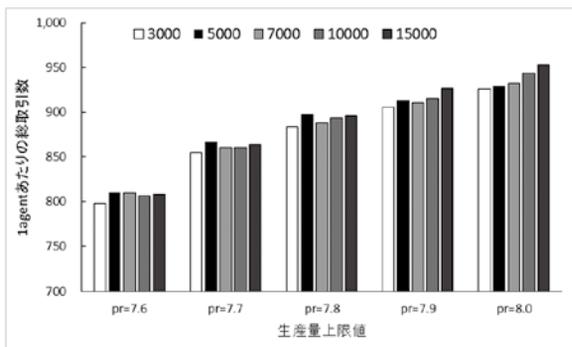
	$pr=7.6$	$pr=7.7$	$pr=7.8$	$pr=7.9$	$pr=8.0$
財政黒字の人工社会の数	6	54	93	123	144
割合	2.9%	25.7%	44.3%	58.6%	68.6%

財政収支（平均値）の最大値



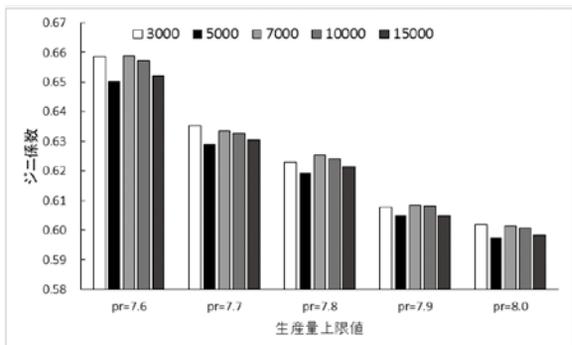
	pr = 7.6	pr = 7.7	pr = 7.8	pr = 7.9	pr = 8.0
3000	2.39%	4.20%	5.35%	5.77%	6.46%
5000	3.71%	5.77%	6.07%	6.49%	7.09%
7000	2.09%	3.85%	5.41%	6.32%	6.82%
10000	2.57%	3.85%	5.44%	6.93%	7.88%
15000	2.61%	3.80%	5.32%	6.71%	8.04%

取引数（1Agent あたりの平均値）の最大値



	pr = 7.6	pr = 7.7	pr = 7.8	pr = 7.9	pr = 8.0
3000	797.98	854.83	884.10	905.41	925.87
5000	810.37	866.61	897.83	913.21	929.67
7000	810.11	860.25	887.78	910.61	932.43
10000	806.58	860.27	893.14	914.97	943.18
15000	808.32	863.65	895.85	926.24	953.40

ジニ係数（平均値）の最小値



	pr = 7.6	pr = 7.7	pr = 7.8	pr = 7.9	pr = 8.0
3000	0.6586	0.6352	0.6230	0.6078	0.6020
5000	0.6504	0.6291	0.6194	0.6050	0.5975
7000	0.6588	0.6335	0.6253	0.6085	0.6014
10000	0.6572	0.6326	0.6242	0.6083	0.6008
15000	0.6521	0.6305	0.6215	0.6048	0.5983

図1 規模の異なる地域ごとにみた財政収支，取引数，ジニ係数

ただ、財政や経済活動とは異なり、pr=7.9以外はすべて5000エージェントの「3つの編成原理の社会」がジニ係数最小となっている。

5000エージェントの「3つの編成原理の社会」では、活発な経済活動と格差の縮小が両立しており、これが財政収支（GDP比）の値を上昇させていることがわかる。

余剰の少ない（pr=7.6, 7.7, 7.8）5000エージェントの「3つの編成原理の社会」では、財政収支

も取引数も最大で、ジニ係数も最小となった。5000エージェントという規模を拡大しても、縮小しても、それらは悪化する。すなわち、余剰の少ない ( $pr=7.6, 7.7, 7.8$ ) 「規模の人工社会」では、5000エージェントの「3つの編成原理の社会」を規模の臨界点とみなすことができる。一方、余剰が増大すると、規模の大きい「3つの編成原理の社会」が財政の面からも、経済活動の面からも最善となる。これは豊かな余剰による取引が、財政収支、経済活動を活発にし、格差縮小につながることを示している。このような「規模の人工社会」では、規模の拡大が優位と考えられる。しかし、適正な規模が問題となるのは余剰が豊富な社会ではなく、むしろ少ないなかでいかにして持続可能な豊かな社会を生み出していくかにあると考えられる。ここでは、5000エージェントの「3つの編成原理の社会」が規模の臨界点となっている。

#### 4.2 規模の臨界点における三つの編成原理のバランス

すでに『交響する社会』において、市場的編成原理、強制的編成原理、共同体的編成原理の三つの編成原理を組み合わせつつ、それぞれのバランスを保つことが持続可能社会の実現につながることを示した<sup>14)</sup>。ここでは、消費税率や利他的行動が、財政収支、経済活動、格差にどのような影響を与えているかをみることで、規模の臨界点における三つの編成原理のバランスについて検討する。

財政収支が黒字となる「規模の人工社会」を対象として、財政収支 (GDP比) と、消費税率および利他的行動をとるエージェントを決定する  $n$  の値の関係を、生産量上限値  $pr$  ごとに示したのが図2である。同様に、取引数と、消費税率および  $n$  の値の関係を示したのが図3、ジニ係数と、消費税率および  $n$  の値の関係を示したのが図4である。グラフは5つの地域別に表示し、臨界点とした5000エージェントの「3つの編成原理の社会」は▲で表示している。

図1では、財政収支、取引数は最大値のみ、ジニ係数は最小値のみを示したが、図2から図4は中央政府の財政収支が黒字となる「規模の人工社会」の5つの地域すべての数値をグラフに表示している。ただし、紙面の都合上、グラフは  $pr=7.7$  のみを掲載し、最大値または最小値の値と、それが得られた「3つの編成原理の社会」の消費税率、 $n$ 、 $r$  の値を図中の表に示している。

図2の財政収支 (GDP比) は消費税率が高くなればなるほど増加し、財政黒字の豊かな「3つの編成原理の社会」となっている。一方、利他的な行動をとるエージェントを決定する  $n$  の値別にみると、 $n=4$  で財政収支 (GDP比) の最大値が得られ、 $n$  が4より大きくても小さくても財政収支は悪化している。この傾向は、他の  $pr$  の値でもみられる。図2の表をみると、 $pr=7.6$  では、6つの「規模の人工社会」しか財政黒字とならないため、 $pr=7.7$  以上とは異なる結果になっているが、 $pr=7.6$  以外はすべて消費税率20%、 $n=4$  で財政収支が最大になっている。消費税率を高めることが財政収支の改善につながることは当然だが、利他的行動をとるエージェントを決定する  $n$  の値にも臨界点が存在することがわかる。

次に、1エージェントごとにみた取引数についてみてみる (図3)。エージェントは消費税を負

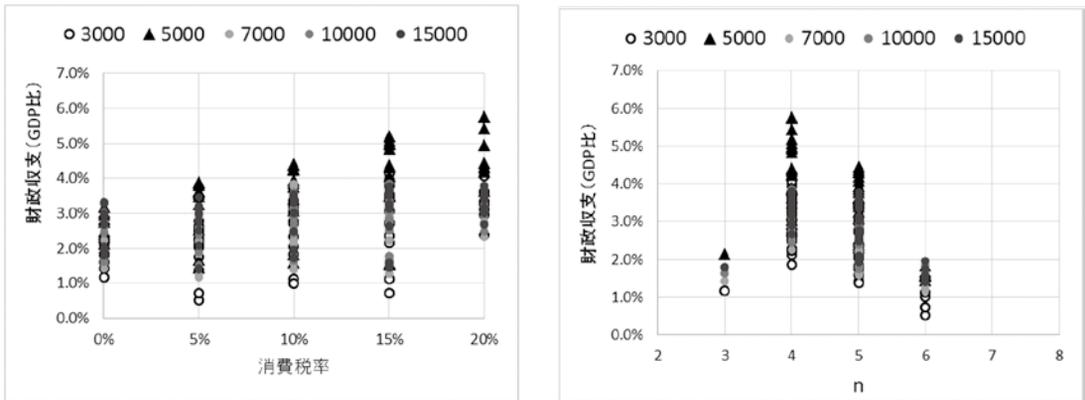
14) 菊地, 2011, pp.32-39

担しても効用関数が改善される取引しか行わないため、消費税率の上昇とともに取引数が減少する。よって、いずれのprの値においても、消費税率0%から取引数の最大値が得られている。nの値ごとにみた取引数も、消費税率によってグループ化されており、財政収支のような明確な傾向は見られないが、図3の表をみるとやはりn=3, 4で取引数の最大値が得られている。

図4のジニ係数は、消費税率の低いところ（0%、5%）で最小値が得られ、税率が10%以上では税率の上昇とともに、税率ごとにみたジニ係数最小値が増大していく。また、図4の表をみると、pr=7.6以外はいずれもn=6で最小値が得られ、それより大きな値、小さな値ではジニ係数が増加し格差が拡大する。

余剰の少ない「規模の人工社会」では、財政黒字が6つしか得られなかったpr=7.6を除くと、財政収支最大値が消費税率20%、n=4、取引数最大値が所得税のみ（消費税率0%）、n=3,4、ジニ係数最小値が消費税率5%、n=6とした5000エージェントの「3つの編成原理の社会」で得られている。n=2のように、消費量の2倍を超える所得が得られたエージェントが利他的行動をとるとい利他的な社会でもなく、また、n=8のように、消費量の8倍を超えるような所得が得られたエージェントだけが利他的行動をとる社会でもないところで最善の「3つの編成原理の社会」が得られ、nの値がそれより大きくても、小さくても、財政収支、経済活動、格差は悪化する。規模の臨界点である5000エージェントの「3つの編成原理の社会」においても、共同体的編成原理が市場的

pr=7.7 : 54 (財政黒字の人工社会数) × 5 (地域数) = 270 の「3つの編成原理の社会」

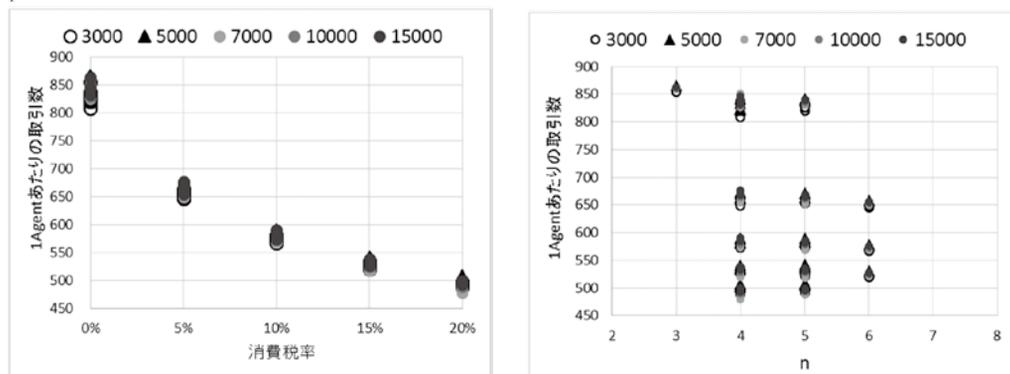


pr ごとにみた財政収支（平均値）の最大値

	財政収支	Agent 数	tax	n	r
pr = 7.6	3.71%	5000	10%	5	300
pr = 7.7	5.77%	5000	20%	4	100
pr = 7.8	6.07%	5000	20%	4	300
pr = 7.9	6.93%	10000	20%	4	300
pr = 8.0	8.04%	15000	20%	4	300

図2 地域、消費税率、nの値ごとにみた財政収支（平均値）

pr=7.7

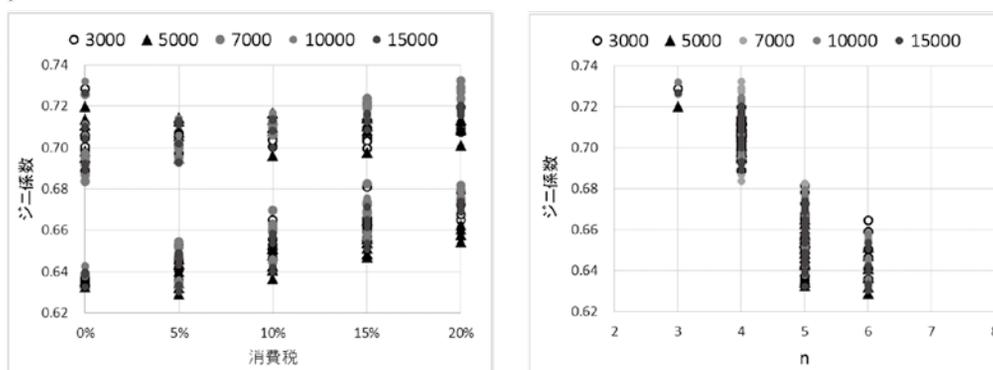


pr ごとにみた 1 エージェントあたりの取引数 (平均値) の最大値

	取引数	Agent 数	tax	n	r
pr = 7.6	810.37	5000	0%	4	300
pr = 7.7	866.61	5000	0%	3	10
pr = 7.8	897.83	5000	0%	4	10
pr = 7.9	926.24	15000	0%	3	10
pr = 8.0	953.40	15000	0%	3	10

図3 地域, 消費税率, nの値ごとにみた取引数 (平均値)

pr=7.7



pr ごとにみたジニ係数 (平均値) の最小値

	ジニ係数	Agent 数	tax	n	r
pr = 7.6	0.65038	5000	5%	5	地域全体
pr = 7.7	0.62910	5000	5%	6	300
pr = 7.8	0.61941	5000	5%	6	100
pr = 7.9	0.60478	15000	0%	6	300
pr = 8.0	0.59753	5000	0%	6	100

図4 地域, 消費税率, nの値ごとにみたジニ係数 (平均値)

編成原理，強制的編成原理を調和させ，結果として三原理のバランスを保つ役割を果たしていることがわかる。

### 4.3 規模の臨界点における共同体的編成原理の作用

4.1で示したように，生産量上限値 $pr$ が7.6, 7.7, 7.8では，5000エージェントの「3つの編成原理の社会」が規模の臨界点となった。さらに，4.2では，この規模の臨界点では，共同体的編成原理が市場的編成原理，強制的編成原理を調和させ，結果として三原理のバランスを保つ役割を果たしていることを示した。ここでは，この共同体的編成原理に基づく利他的行動に着目し，規模の臨界点である5000エージェントの「3つの編成原理の社会」では，どのような利他的行動が行われているのかについて検討する。ただし， $pr=7.6$ では財政黒字の「3つの編成原理の社会」は6つしか得られないこと，また余剰が少ない方が違いが顕著になるため，ここでは $pr=7.7$ の結果を示す。また，ここまでは，財政収支，経済活動，格差を初期値の異なる5回のシミュレーションの平均値でみてきたが，各エージェントの利他的行動を検証するため，以降では個々のシミュレーション結果について検討する。

#### 4.3.1 規模の臨界点における財政収支最大となる「3つの編成原理の社会」

$pr=7.7$ とした規模の臨界点である5000エージェントの「3つの編成原理の社会」で，初期値の異なる5回のシミュレーション中，財政収支（GDP比）が最大となるのは消費税率20%， $n=4$ ， $r=300$ の9.40%であった。この消費税率20%， $n=4$ ， $r=300$ とした「3つの編成原理の社会」で，どのような利他的行動が行われたのかをみるために，各地域における弱者の救済についてみてみる（図5）。図5の各項目名は，以下の内容を表している。

税	救済回数	：	各エージェントが税金による救済を受けた回数の平均値
利他	救済回数	：	各エージェントが利他的行動による救済を受けた回数の平均値
利他	行動回数	：	各エージェントが利他的行動を行った回数の平均値
税	救済量	：	各エージェントが税金による救済で受け取った救済量の平均値
利他	救済量	：	各エージェントが利他的行動による救済で受け取った救済量の平均値

図5をみると，規模の臨界点とされた5000エージェントの「3つの編成原理の社会」では，税金による救済量がもっとも少なく，利他的行動による救済量が最大となっている。3000エージェントから15000エージェントの「3つの編成原理の社会」の財政収支，取引数，ジニ係数を比較すると，5000エージェントの「3つの編成原理の社会」では財政収支のみならず取引数も最大で，ジニ係数も最小となっている（表4）。

これらの地域で，各エージェントが受けた利他的行動による救済量を，救済量の昇順に並べて

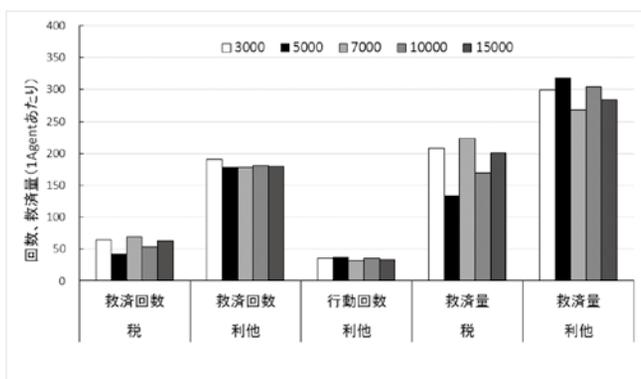


図5 規模の臨界点における利他的行動の比較 (財政収支最大)

表4 規模の臨界点で財政収支が最大となる「3つの編成原理の社会」の地域の比較

	3000	5000	7000	10000	15000
財政収支	2.64%	9.40%	2.58%	3.65%	3.45%
取引数	485.28	524.24	475.28	507.80	487.78
ジニ係数	0.72253	0.70057	0.73085	0.70715	0.72531

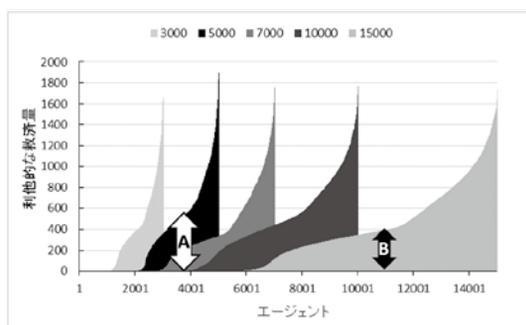


図6 各エージェントが利他的行動による救済で受け取った救済量の分布 (財政収支最大)

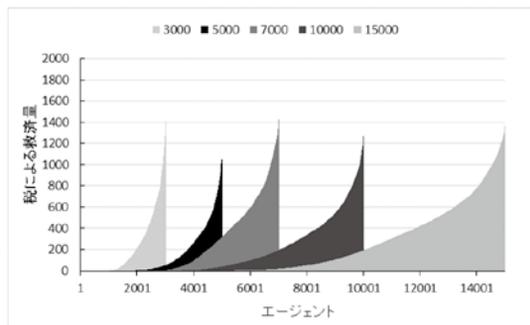


図7 各エージェントが税金による救済で受け取った救済量の分布 (財政収支最大)

グラフにしたのが図6である。いずれの地域もまったく救済を受けていないエージェントが35%程度存在しているが、それ以降の救済量の増加の傾向が地域によってやや異なっている。15000エージェントの「3つの編成原理の社会」では、多くの弱者も存在するが、同時に多くのエージェントが利他的行動をとる。しかし、救済量は図6の矢印Bに示すように弱者へ薄く配分され、その分税金による救済が増加している (図7)。一方、5000エージェントの「3つの編成原理の社会」では、図6の矢印Aに示すように他地域より手厚い救済が行われており、かつ救済量の最大値も得られている。税金による救済も最小になっており (図7)、共同体的編成原理に基づく利他的行

動が5000エージェントの「3つの編成原理の社会」でもっともよく機能しているのがわかる。

ここでは、規模の臨界点である5000エージェントの「3つの編成原理の社会」で、財政収支が最大となる消費税率20%、 $n=4$ 、 $r=300$ の「3つの編成原理の社会」をみてきた。この規模より小さくても、また大きくても、財政、経済活動、格差が悪化することと、ここでは共同体的編成原理に基づく利他的行動がもっともよく機能していることが明らかになった。

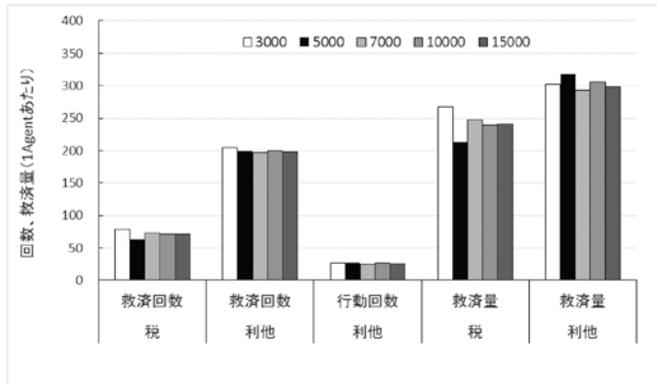


図8 規模の臨界点における利他的行動の比較 (ジニ係数最小)

表5 規模の臨界点でジニ係数が最小となる「3つの編成原理の社会」の地域の比較

	3000	5000	7000	10000	15000
財政収支	-0.53%	2.48%	0.40%	1.49%	1.06%
取引数	642.18	676.83	641.86	660.17	649.71
ジニ係数	0.63417	0.61904	0.63396	0.62731	0.63167

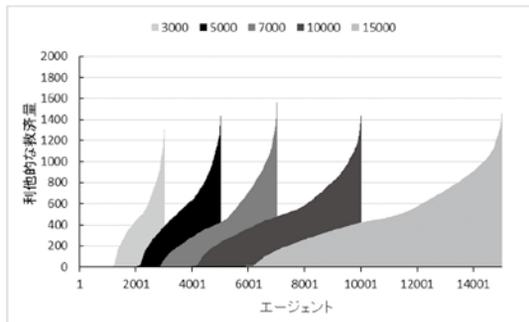


図9 各エージェントが利他的行動による救済で受け取った救済量の分布 (ジニ係数最小)

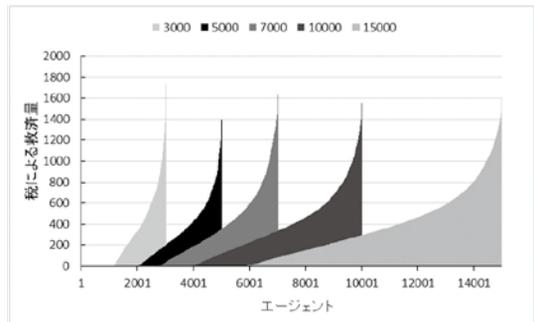


図10 各エージェントが taxation による救済で受け取った救済量の分布 (ジニ係数最小)

#### 4.3.2 規模の臨界点におけるジニ係数最小となる「3つの編成原理の社会」

『交響する社会』では、ジニ係数が最小となる「3つの編成原理の社会」が、財政収支、取引数の最大値が得られる「3つの編成原理の社会」と遜色ない人工社会であることを示した<sup>15)</sup>。そこで、ここでも、ジニ係数が最小となる「規模の人工社会」において、規模の臨界点となる5000エージェントの「3つの編成原理の社会」の共同体的編成原理の作用について検討し、財政収支が最大となる4.3.1の結果と比較する。

$pr=7.7$ とした5000エージェントの「3つの編成原理の社会」で、初期値の異なる5回のシミュレーション中、ジニ係数が最小となるのは消費税率5%、 $n=6$ 、 $r=300$ の0.61904であった。図8に、各地域における弱者の救済について示す。4.3.1の財政収支最大と同様、規模の臨界点とされた5000エージェントの「3つの編成原理の社会」では、税金による救済量が最小で、利他的行動による救済量が最大となっている。3000エージェントから15000エージェントの「3つの編成原理の社会」の財政収支、取引数、ジニ係数を比較すると、これも4.3.1と同様、5000エージェントの「3つの編成原理の社会」で財政収支、取引数が最大となり、ジニ係数も最小となっている(表5)。

また、各エージェントが受けた利他的行動による救済量を、救済量の昇順に並べてグラフにしたのが図9である。いずれの地域も、まったく救済を受けていないエージェントが40%程度存在し、財政収支最大の4.3.1の結果より多い。また、救済量の最大値は7000エージェントの「3つの編成原理の社会」から得られており、5000エージェントは2番目となっている。ただ、図6の矢印Aと同様に、他地域より手厚い救済が行われている傾向はみられ、共同体的編成原理に基づく利他的行動がやはりかなりよく機能していると言える。その結果、税金による救済も最小となっている(図10)。

規模の臨界点である5000エージェントの「3つの編成原理の社会」の財政収支最大、ジニ係数最小の「3つの編成原理の社会」を比較すると、財政収支最大は利他的行動による救済への依存度が高く、ジニ係数最小は税金による救済への依存度がやや高い。財政収支の値はそれを反映していると言える。しかし、取引数をみるとジニ係数最小の方が多く、ここでは活発な経済活動が行われ、経済の活性化と格差縮小が両立している。財政収支は赤字に陥らなければ問題はなく、黒字を最大にすることは目的ではない。それより、経済の活性化と格差縮小が両立するジニ係数最小となる「3つの編成原理の社会」の方が望ましい社会と考えられる。いずれにしても、5000エージェントの「3つの編成原理の社会」の利他的行動のこのような他地域との違いが、財政収支、経済活動、格差を最善に導くことにつながっている。すなわち、5000エージェントという規模の臨界点は、共同体的編成原理に基づく利他的行動によってもたらされていると言える。

## 5. むすび

エージェント間の相互作用を取り入れた人工社会モデルは、エージェントの初期値に対する依存性かなり強い。誰と取引をするか、誰を救済するかによって、取引数や財政収支の結果がか

15) 菊地, 2011, pp.37-39

なり異なってくる。そこで、本稿では、異なる乱数列による5回のシミュレーションの平均値から、財政収支、経済活動、格差を分析した。その結果、規模を拡大しても、縮小しても人工社会の財政収支、経済活動、格差が悪化する、規模の臨界点が存在することを示した。

結果として、生産量上限値を7.6, 7.7, 7.8とした余剰の少ない「規模の人工社会」では、5000エージェントの「3つの編成原理の社会」が規模の臨界点となり、共同体的編成原理が、市場的編成原理、強制的編成原理とのバランスを保つ役割を果たしていること、共同体的編成原理に基づく利他的行動がもっともよく機能していることも明らかにした。

最初に指摘したように、共同体的編成原理を含めた人工社会モデルをどのように構築するかで臨界点とされる規模はさまざまと考えられる。本稿の5000エージェントという規模はあくまでこのモデルでの臨界点であり、5000エージェントという規模が普遍性をもつものでは決していない。言えることは、規模をこれ以上拡大しても、縮小しても財政収支、経済活動、格差が悪化する臨界点が存在するという点だけである。人口減少に見舞われる地方は合併による拡大ばかりに目を向けがちだが、必ずしもそうではない可能性もある、そういう視点で規模をととらえることも重要なのではないだろうか。L. Kohrの「身の丈と釣り合う程度に縮小する」という発想は、極めて含蓄するところ大であると考えられる。

半田の「地域社会」、「都市共同体」における共同体的編成原理は、不特定多数の人々の共同的自治活動とされている。固定されたメンバではなく、その都度メンバが入れ替わるなかで行われる本稿の利他的行動は、その点では一致している。ただ、半田は「不特定多数の人々の紐帯」に着目しており、これが共同的自治活動の根底にある。利他的な行動が人々のつながりを強固にする可能性は高く、つながりによって行動が変化するのが現実の社会とも言える。この人工社会モデルにエージェント間の紐帯を導入し、紐帯を担保しつつ不特定多数の人々を対象とした共同体的編成原理に基づく利他的行動をとるモデルは検討に値すると考える。ここから、規模の臨界点が内生的に創出される可能性もある。今後の課題としたい。

## 文献

- 半田正樹 (2004) 「情報化する〈資本主義〉の歴史的文脈」, 『アソシエ』 No.13, pp.35-48, 御茶の水書房
- 井手英策, 菊地登志子, 半田正樹編著 (2011) 『交響する社会—「自律と調和」の政治経済学』, ナカニシヤ出版
- 半田正樹 (2011) 「第2章 社会構成体の機制」, 『交響する社会—「自律と調和」の政治経済学』, pp.49-73, ナカニシヤ出版
- 菊地登志子 (2011) 「第1章 社会編成の三原理—エージェント・シミュレーションによる接近」, 『交響する社会—「自律と調和」の政治経済学』, pp.17-48, ナカニシヤ出版
- 半田正樹 (2013) 「共同体的編成原理の射程」『季刊経済理論』, 第50巻, 第3号, pp.7-19, 桜井書店
- Polanyi, K. (1957) *The Great Transformation : The Political and Economic Origins of Our Time*, Beacon Press.

- 吉沢英成, 野口建彦, 長尾史郎, 杉村芳美訳 (1975) 『大転換—市場社会の形成と崩壊』 東洋経済新報社
- E. F. Schumacher (1973) *Small is Beautiful A Study of Economics as if People Mattered*, Blond & Briggs.
- 小島慶三, 酒井懋訳 (1986) 『スモール・イズ・ビューティフル: 人間中心の経済学』 講談社
- L. Kohr (1997) *The Overdeveloped Nations —The Diseconomies of Scale—*, Christopher Davies Ltd.
- 藤原新一郎訳 (1980) 『居酒屋社会の経済学: スモール・イズ・ビューティフルの実現をめざして』, ダイヤモンド社
- J. Epstein and R. Axtell (1996) *Growing Artificial Societies Social Science from the Bottom Up*, Brookings Institution Press.
- 服部正太, 木村香代子訳 (1999) 『人工社会—複雑系とマルチエージェント・シミュレーション—』, 共立出版

# 1994年以前の保育需要調査

## —保育所待機児童に関する一考察—

熊 沢 由 美

### I. はじめに

#### 1. 研究の目的

保育所待機児童（以下「待機児童」）は、対策が繰り返し取られてきたにもかかわらず、解消されないでいる問題である。2018年4月1日時点での待機児童は4年ぶりに減少したものの、約2万人であった（厚生労働省 2018, 3）。児童福祉法の制定から数えても、保育所には約70年の歴史がある。そもそも、待機児童はいつから存在したのであろうか。これまで待機児童にはどのように取り組んできたのであろうか。待機児童解消のためのより良い対策のためには、歴史を総括し、そこから示唆を得ることも重要であろう。

ただし、国が待機児童数を公表するようになったのは、1995年である。1994年以前については、「待機児童」という言葉も使われておらず、待機児童の調査もおこなわれていなかったようである。しかし、1994年以前にも、保育所を必要としながら入所<sup>1)</sup>できない児童が存在し、保育所不足が保育をめぐる一つの問題であったことは、さまざまな文献からも容易に推察される。待機児童と単純に同一視することはできないけれども、1994年以前にも同様の児童たちが存在したことを明確にし、待機児童についての研究に資することが本稿の目的である。

#### 2. 先行研究

保育の歴史についての研究としては、日本保育学会（1968-1975）、植山・浦辺・岡田編（1978）、岡田・久保・坂元ほか編（1980ab）がある。いずれも、制度や保育内容など、保育の歴史について幅広くまとめられているものである。ただし、保育所不足や保育所に入れない児童については、例えば、川越（1978）のように、保育所づくり運動についての記述は比較的多く見られるものの、保育需要の調査や保育所不足への対策に着目してまとめられたものは岡田（1980b）しか見受けられない。

近年においても、中村（2009）が戦後の保育政策の特質を明らかにし、松島（2015）が地域差に着目して幼稚園・保育所の普及を検討した。しかし、これらも、待機児童や保育需要の視点で歴史をまとめたものではない。猪熊（2014, 64）も『「待機児童」の歴史』で「待機児童はいつから発生したのか」との間を立てたものの、「正確なデータが発掘できないのだが、国が待機児童数を初めて発表したのは1995年」と述べ、主としてエンゼルプラン以降の政策に言及すると

1) 保育所は本来「入所」ではなく「通所」であるが、当時の用語や児童福祉法に合わせ、本稿でも「入所」を用いている。

どまった。近年でもさまざまな研究成果をあげている日本保育学会について見てみると、例えば、日本保育学会（2016）で、戦後の幼保「一元化・一体化政策」の動向についてまとめたもの（村山2016）などが見られる。しかし、待機児童や1994年以前の保育需要に着目し、保育の歴史をまとめられたものは見受けられない。

### 3. 研究の方法

以上みてきたように、待機児童が公表されていなかった1994年以前については、同時代的に保育需要調査や保育所不足の問題が取り上げられてきたものの、それらを総括し、現在の待機児童と関連づけて考察しようとするものはなかったように見受けられる。そこで、本稿では、厚生省がおこなった調査を中心に、1994年以前に行われた保育需要の調査を取り上げ、整理していくことにしたい。保育所入所を必要としながら入所できなかったと考えられる児童たちが、どのように、どのくらい把握され、どのように対策が取られてきたのかを整理していく。

待機児童に関する歴史的な分析をおこなおうとするのであれば、国の調査や政策のみでなく、保育の直接の責任を課された市町村の対策、また、保育所数や定員の推移、市町村の財政状況、保育士の充足状況、保育の質、保育所以外の施設の動向などにも目を配るべきであろう。しかし、限られた紙幅でこれらすべてを分析することは現実的ではない。本稿は、こうした歴史的な分析に資するためのささやかな試みとして、1994年以前に行政のおこなった保育需要調査とその対策を整理しようとするものである。

## II. 要保護児童の調査と児童福祉法改正

### 1. 1949年「各種要保護児童調」

厚生省は、「各種要保護児童調」（厚生省児童局監修、日本社会事業協会編 1950, 5, 以下「1949年調査」）の中で、「保育所に入所を要する児童」を公表している。待機児童のように、保育所入所を必要としながら入所していない児童の数としては、これが戦後初のようなものである。第二次世界大戦終戦後に保育所は激減したものの、母親が外で働く、内職をする、配給を受けるなど、保育需要は高まっていた。そうした中で、児童福祉法が1947年に制定、1948年に施行され、保育所の整備が急速に進んだ<sup>2)</sup> 時期である。

この調査は、1949年8月1日現在で、全国の民生委員が担当区域内の児童について行ったものとされている。ただし、「戸別に調査したものではないので、保護を要する程度の軽いものは計上されておらず、また調査漏れもかなりあるものと思われる」との注が付いている。

2) 例えば、1944年度に2184カ所あった保育所は、1946年度には873カ所と半数以下になっていた（厚生省児童局編 1959, 78）。児童福祉法施行直前の1948年3月には1476カ所であったが、1950年6月には2971カ所と、約2年でほぼ倍増した。入所児も1948年3月には13万5503人であったものが、1950年6月には25万6690人と、こちらも倍増に近かった（厚生省児童局編 1959, 359）。

この調査で「要保護」とされた児童は、「要養護」「不良化児童」「白痴」「肢体不自由児」「盲児」「ろうあ児」「保育所に入所を要する児童」であった。「保育所に入所を要する児童」はさらに「保護者の労働の為」「保護者の疾病その他のため」に分類されている。「保育所に入所を要する児童」以外もすべて「要収容」「否」に分けられていることから、この調査は施設の需要調査としての意味があったものと考えられる。

前述の注と合わせて考えると、「保育所に入所を要する児童」とは、保育所へ行かずに家庭にいる児童のうち、保護者の労働や疾病などのために「保育所に入所を要する」と民生委員が判断した児童であると考えられる。あくまで民生委員が把握している範囲の児童であり、また、当事者の申請ではなく民生委員の判断という点で待機児童とは異なるものである。しかし、この調査が施設の需要調査としての意味があったとすると、待機児童のように、保育所整備の際に参考とされる数字であった可能性がある。

1949年調査で、都道府県ごとに集計され、合計された「保育所に入所を要する児童」は、「保護者の労働の為」9万9369人、「保護者の疾病その他のため」1万2350人で、計11万1719人であった。調査の精度は高くないとはいえ、児童福祉法施行翌年の1949年には、保育所入所が必要でありながら入っていない児童が11万人以上もいると把握されたのであった。

## 2. 1950年「要保護児童調査」

1950年6月15日現在で、厚生省は「要保護児童調査」（中央社会福祉協議会 1951, 46-58, 以下「1950年調査」）をおこなった。この調査において、厚生省は「親の労働のため保育所に入所させる必要のある児童」「親の病気等のために保育所に入所させる必要のある児童」の数を公表した。

この調査は、全国から1/10を抽出して調査し、その集計結果を、記入不備のために除外した調査票の分を含めて10.1倍し、要保護児童の全国総数を推計したものである。「『要保護児童』は果して、どの位そんざいするものであろうか。（中略）厚生省児童局に於いてもそういった資料がなくて不便であったので」調査したという。これが戦後初の本格的な「要保護児童」の調査のようである。この調査の中で、「保育所に入所させる必要のある児童」の数も推計された。

この調査において「要保護」とされた児童は、「1 適切な保護を欠く児童」「2 不良化している児童」「3 いわゆる白痴の児童」「4 肢体不自由児」「5 親の労働のため保育所に入所させる必要のある児童」「6 親の病気等のために保育所に入所させる必要のある児童」「7 通学のため他人の家庭に同居している児童」「8 雇われているために他人の家庭に同居している児童」「9 7.8.以外の理由のため他人の家庭に同居している児童」であった。これらの児童について、まず総数が、次いで「施設に収容保護を必要とする児童」数が推計されている。この調査についても、施設需要が重要な調査項目であったと考えられる。

調査の結果は、以下の通りである。「要保護児童」の総数は、40万3707人であった。このうち、「5 親の労働のため保育所に入所させる必要のある児童」は8万2628人、「6 親の病気等のために保育所に入所させる必要のある児童」9615人で、合計すると9万2243人であった。これは、「要保護児

童」の約23%になる。これらのうち、「施設に収容保護を必要とする児童」とされたのは、「5 親の労働のため保育所に入所させる必要のある児童」が6万7812人、「6 親の病気等のために保育所に入所させる必要のある児童」が7090人で、合計7万4902人であった。

この調査結果について、厚生省児童局企画課長であった川嶋（1951, 219）は「現に存する保育所の収容総人員は収容定員を上回り」、「現に保育所へ入所する必要はありながら放置されている（中略）児童のすべてを入所させるには絶対数が不足している」と述べた。児童福祉法が施行され戦後の保育政策が始まった当初から、保育所に入所できない児童が多数存在し、それを厚生省も認めていたのであった。

### 3. 1951年 児童福祉法第五次改正

親の労働や病気のために「保育所に入所させる必要のある児童」の数が把握されたものの、保育所整備計画は特には立てられなかったようである。関連するものとしては、保育所の規定（第三十九条）に「保育に欠ける」の文言を挿入した1951年の児童福祉法第五次改正があげられる。

措置とは別に、幼稚園のない地域で幼稚園代わりに保育所を利用する児童などが見られ、「自由契約」「私的契約」と呼ばれた。そして、「保育所の一部には特に保育に欠けるとはみとめがたい児童を措置によらないで入所させ、しかもその地区には真に入所の必要ある児童が放置されるというような現象がみられた」（川嶋 1951, 220）という。

これに対し、厚生省はくりかえし保育所入所の厳格化を求めた。例えば、1949年の通牒「保育所入所の措置等について」では、「第一順位として、市町村長が措置した児童を入所させることが原則で、自由契約による児童が在所している為に要措置児童が入所出来ないような現況はなるべく速やかに是正して行かなければならない」（児童福祉法研究会編 1979：463）と述べた。翌1950年の『保育所運営要領』でも「保育所に近い地域の中の、これらの対象児童が全部措置されて後、もし定員に余裕があれば『これに準ずる乳児、又は幼児』が私的契約として入所できる」（厚生省児童局 1950, 5）と述べた。

こうした厚生省の指導にもかかわらず、状況は改善されなかった。いわゆるシャープ勧告に基づいて、1950年に保育所国庫補助制度が地方平衡交付金化されると、私的契約児童の優先入所を含めて、保育料をより多く徴収できるような世帯の児童を優先的に入所させるという問題が全国各地で発生した（中村 2009, 78-79）。

そのため、1951年6月の児童福祉法第五次改正では、「保育所は『保育に欠ける』児童を入所させるものであることをあきらかにして、幼稚園との混同をさける」（高田 1951, 17）よう、第三十九条に「保育に欠ける」の文言が挿入された。厚生省は単に幼稚園との区別を明確にしようとしただけでなく、「保育に欠ける」児童をより確実に入所させることで、「保育所に入所させる必要のある児童」を減らそうとする意図もあったと考えられる。

#### 4. 1953年「全国要保護児童調査」

1950年調査がおこなわれた1950年6月には、保育所2971カ所、入所児25万6690人であった。その後、保育所は増加し続けた。例えば、1952年12月には、保育所5573カ所、入所児53万8274人、1953年12月には保育所6856カ所、入所児64万3697人に増加した（厚生省児童局編 1959, 359）。1950年6月～1952年12月では保育所2602カ所、入所児28万1584人、1950年6月～1953年12月では保育所3885カ所、入所児38万7007人という大幅な増加であった。1950年調査において、親の労働や病気のために「保育所に入所させる必要のある児童」は7万4902人であったから、この間の保育所の増加は、それを解消できる十分な量であるように思われる。

1953年6月1日現在で、厚生省は「全国要保護児童調査」（厚生省児童局 不明、以下「1953年調査」）をおこなった。この中で、「親が労働又は病気のため保育に欠ける児童」の数が公表された。「保護者が労働病気その他の事情で昼間保育に欠ける（世話が十分にできない）乳児、幼児又はその他の児童」という「児童の種類の説明」も加わった。

この調査は、各都道府県の児童福祉主管課が責任者となり、調査該当地区を管轄する市町村に調査の実施を委託し、調査地域を担当する児童委員を調査員に委託した。全国基礎人口総数8644万人を調査地区内総人員数81万1816人で除した106.48を係数として調査結果に乗じた後、100以下について49以下を切り捨て、50以上を切り上げて全国推計数を求めた。1950年調査との比較表もあり、その延長線上にあるものと考えられる。

この調査で「要保護児童」とされたのは、「精神薄弱児」「盲児」「ろうあ児」「肢体不自由児」「身体の虚弱な児童」「不良化している児童」「親が労働又は病気のため保育に欠ける児童」「適切な用語を欠く児童」であった。1950年調査の「保育所に入所を必要とする」が「保育に欠ける」に変わった。これは、前述1951年の児童福祉法第五次改定の影響であると考えられる。また、「児童委員の指導を要する者」「保健所に於て保健指導を必要とする者」など、「施設に収容保護」以外の保護方法についての結果も公表された<sup>3)</sup>。

1953年調査では、「要保護児童」は74万3300人と推計された。そのうち、26万600人が「親が労働又は病気のため保育に欠ける児童」であった。これは、「要保護児童」の約35%に当たる。その中で「保育所に入所させる必要のある児童」は18万3000人であった。1950年調査との比較では、「親が労働又は病気のため保育に欠ける児童」は16万8357人の増加、「保育所に入所させる必要のある児童」は10万8098人の増加であった。保育所が増え、入所児も増えたにもかかわらず、「保育所に入所させる必要のある児童」は解消せず、むしろ大幅な増加が見られたのである。「保育所に入所させる必要のある児童」は4歳児と5歳児がほぼ同数で最多であった。これには第一次ベビーブームの影響が考えられるが、毎年保育所を増やしても待機児童がなかなか減らない、という近年の待機児童の状況を彷彿とさせる結果である。

3) 1950年調査においても、「調査結果について注目すべき点」では施設収容以外の保護についても言及されているため、施設収容以外の保護に関する調査自体は実施されていたようである。

### Ⅲ. 「市町村別保育所整備計画調」と「保育所緊急整備五カ年計画」

#### 1. 1964年「市町村別保育所整備計画調」

厚生省は1964年6月1日現在で要保育児童の調査を行い、これに基づいた保育所整備計画を作成することになった。高度経済成長期に入り、有配偶女性の雇用労働者が増加したことにより、保育ニーズがますます高まった時期である。この時期には、保育所を求める運動も盛り上がりを見せ、例えば、1963年発行の「新日本婦人の会」のパンフレットに「ポストの数ほど保育所を」のスローガンが登場し（橋本 2006, 188）、普及していった。これに対し、『児童福祉白書』（厚生省児童局編 1963）などで示されたのは、「母親よ家庭へ帰れ」であった。これには批判も起こり、鷺谷（1966, 154）によれば、現実には、保育所や学童保育に対する要求はかえって高まり、地方自治体もそれらの要求に何らかの形で対応せざるをえなくなったという。

こうして実施されたのが「市町村別保育所整備計画調」（厚生統計協会 1972, 78、以下「1964年調査」）であった。それまでの「要保護児童」調査の一環ではなく、保育所の需要を単独で調査したものようである。調査方法も異なる。乳幼児（0～6歳）965万6824人のうちの「要保育児童」を推計し、保育所定員を引いて「要充足定員」を算出する、というものであった。

なお、「要保育児童」とは、厚生省が1961年に示した「児童福祉法による保育所への措置基準」に該当する「保育に欠ける児童」（206万7315人）のうち「僻地に居住しているか、保育所が設置されても余りに遠くて通うことの困難な状況にあるか、あるいは保育に欠ける状況が一時的なものであって、保育所に入所させるという方法でなく、他の方法によって、保育に欠ける状況を解決することのできるもの」を除いた「一定規模の保育所に措置することのできる児童」（岡田 1980, 207）のようである。さらに、乳幼児に占める「要保育児童」の割合として、「要保育率」も算出された。

1964年調査の結果は以下の通りであった。「保育に欠ける児童」は206万7315人（岡田 1980, 207）で、そのうち「要保育児童」は121万431人であった。「要保育児童」から1966年度末現在の保育所定員91万1913人を引いた「要充足定員」は29万8518人であった。「要保育率」は12.5%であった。「要充足定員」が実際の保育所の入所申請と関連づけられているかどうかは確認できないが、保育ニーズが高まっていたこの時期には、保育所入所を必要としながら入れない児童が約30万人もいると把握されたのであった。

#### 2. 1966年「保育所緊急整備五カ年計画」

1964年調査をもとに、厚生省は「保育所緊急整備五カ年計画」（1967-71年度、以下「第一次計画」）を1966年に策定した。厚生省児童家庭局母子福祉課長であった岩佐（1967, 80-83）によると、第一次計画は「四十一年度末においても受託し得ないおよそ三十万人の要保育児童を受け入れるために、保育所三、九四〇カ所の増設を必要とするので、緊急にこの必要を充足しようという」もの、つまり、1964年調査で明らかにされた「要充足定員」（1966年度末時点の不足分）を1967-

71年度で整備しようとするものであった。

具体的には、市町村立保育所で3550カ所26万9000人分（新設3300カ所26万4000人分、増設250カ所5000人分）を整備し、事業所保育所や日本住宅公団等の団地保育所に390カ所3万1000人分新設の協力を求めるというものであった。市町村立保育所とその定員が計画の約90%を占める、公立保育所を中心とした計画であった。

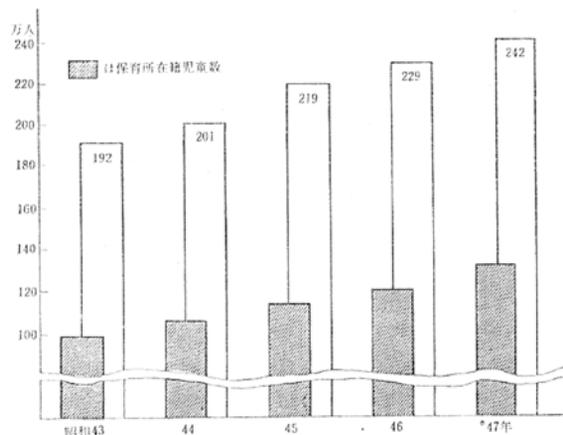
厚生統計協会（1972, 79）によると、第一次計画の整備実績は、計画を上回るものであった。1970年度末には保育所定員は125万人となり、目標の121万人を上回った。最終年度の1971年度には、134万人となった。この時期、保育所や入所児も大幅に増加した。1966年末～1971年末の累積で、保育所は3190カ所（うち公立2077カ所）、入所児も33万1235人（うち公立19万1417人）増加したのであった（厚生省 各年版b）。

### 3. 『厚生白書』と『婦人労働の実情』

第一次計画は目標を上回る成果をあげたものの、保育所不足は解消しなかった。『昭和46年版厚生白書』（厚生省 1971, 108）では、全国で保育所が年々整備されているとしながらも、「全国でなお相当数の保育に欠けている児童が存在しているものと推定される」とし、1970年の国勢調査をもとに「保育に欠けている児童」を49万人と推計した。

労働省も、第一次計画後に「なお保育所不足は深刻であるといわれている」と述べた。図表1は労働省が作成したものである。「保育所入所対象児童」つまり「保育所への入所を必要とする児童」とは、「児童福祉法による保育所への入所措置基準に基づいて試算した児童」である（労

図表1 保育所入所対象児童数の推移（各年12月末現在）



自治省—公共施設状況調  
厚生省—社会福祉行政業務報告

(注) 児童福祉法による保育所への入所措置基準に基づいて試算した児童数

出所：労働省婦人少年局（1973, 62）

働省婦人少年局1973, 61-62)。これは、厚生省の1964年調査の「保育に欠ける児童」と同様のものと考えられる。

労働省婦人少年局（1973, 61-63）によると、「既婚婦人の雇用増大に伴って」第一次計画の間も「保育所入所対象児童」は増加し続け、1972年12月末には「保育所入所対象児童」は約242万人に増えた。「保育所在籍児童」も増加したものの、約129万人で、「保育所入所対象児童」との差は約113万人であった。労働省はこの差をもって「保育所不足」と述べた。

1972年12月末について、第一次計画と同様に、保育所定員も用いてみよう。「保育所入所対象児童」と保育所定員約145万人（厚生統計協会 1976, 118）との差は、約97万人となる。差は小さくなるものの、100万人近い人数である。保育所が不足していて、入所できない児童が相当な数存在していたことは明らかであろう。

前述のように、第一次計画は1966年度末時点の不足分を5年間で整備しようとする計画であった。第一次計画が保育所不足を解消できなかった原因の一つはここにある。5年の間に保育ニーズが高まることを想定していなかったのである。

#### IV. 「全国要保育児童等実態調査」と「第二次保育所緊急整備五カ年計画」

##### 1. 1967年「全国要保育児童等実態調査」

厚生省も第二の保育所整備計画が必要であるとし、地区を抽出して、要保育児童の実態を把握する全国調査を行った（岡田 1980, 218）。第一次計画の進行中、1967年8月1日現在で行われた「全国要保育児童等実態調査」（厚生統計協会 1976, 118, 以下「1967年調査」）である。1964年調査と同様の調査方法であったようで、乳幼児（0～6歳）1023万7500人を母数とし、「要保育児童」「要充足定員」「要保育率」が算出されている。

1967年調査では、「要保育児童」は148万4100人と推定された。「要保育児童」から「保育所定員」96万8300人を引いた「要充足定員」は51万5800人、「要保育率」は、14.5%であった。1964年調査との差を単純に計算すると、「要保育児童」は27万3669人の増加で、「保育所定員」が5万6387人増えたものの、「要充足定員」は21万7282人も増加であった。「要保育率」も2ポイントの上昇である。

##### 2. 1970年「第二次保育所緊急整備五カ年計画」

厚生省は、社会福祉施設緊急整備計画の一環として、1970年に「第二次保育所緊急整備五カ年計画」（1971-75年度、以下「第二次計画」）を策定した。1975年度末に保育所定員162万5000人を確保することが目標であった（厚生省五十年史編集委員会 1988, 1226）。

寺脇（1975, 97）によれば、整備目標の162万5000人という数字は、1967年調査の「要保育児童」の出現率一四.五%をもとに、五〇年の推計乳幼児数から算出したもので、計画達成時には要保育児童はほぼ全員入園可能で、保育園不足は解消するはず」というものであった。第一次計画

とは異なり、第二次計画は、計画最終年度の要保育児童を推計して策定された。しかし、1964年調査と1967年調査では「要保育率」が上がっていたことを考えると、第二次計画の進行中に「要保育率」が上昇することが想定されていなかったことには、注意が必要である。

厚生統計協会（1976, 117-118）によれば、第二次計画による保育所整備も順調に進んだ。第二次計画4年目の1974年末には、保育所定員が167万6690人となり、目標を上回った。1975年末には、保育所定員は178万2134人となった。この時期、保育所と入所児も増加した。1970年末～1975年末の累積で、保育所は4137カ所（うち公営2728）、入所児も49万9664人（うち公営31万1946人）増加した<sup>4)</sup>。その結果、1975年末の保育所は1万8238カ所、入所児は163万1025人となった（厚生省 各年版b）。

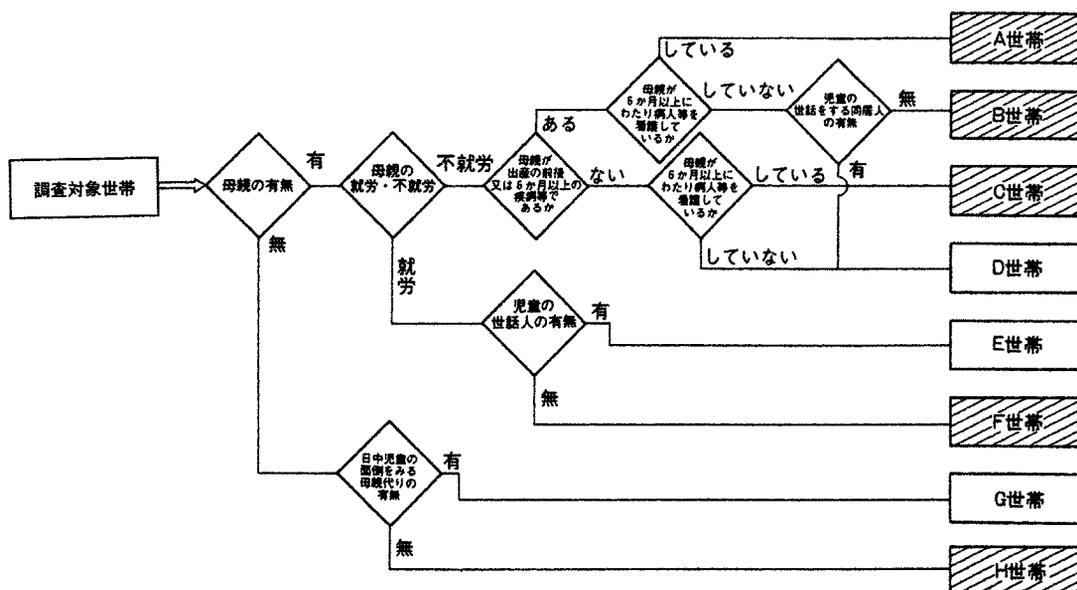
## V. 「昭和51年度保育需要実態調査」

### 1. 1976年「昭和51年度保育需要実態調査」

1976年に、厚生省は「昭和51年度保育需要実態調査」（以下、「1976年調査」）を行った。この調査では、「要保育児童」の数が公表された。

厚生省児童家庭局（1978, 33-40）によると、この調査は「全国の学齢前児童の保育の状況とその母親の保育意識を調査し、要保育児童の実態等を明らかにすることにより、児童福祉行政推

図表2 1976年調査における世帯の区分



出所：厚生省児童家庭局（1978, 35）

4) 厚生省（各年版b）では、1971年までは公立・私立、1971年以降は公営・私営となっているため、ここでは、公立と公営、私立と私営を連続させている。

進の基礎資料を得ることを目的」としていた。調査対象は全国の学齢前児童とその世帯で、図表2のように区分し、5種類の世帯を保育所入所措置基準に該当する「要保育該当世帯」とした。その世帯にいる学齢前児童が「要保育児童」である。「要保育該当世帯」の推計がある点で、それまでの調査とは異なっている。また、「就労母親の職業種別」「就労母親の働いている理由」など、母親に関する調査項目が多いことも違いとしてあげられる。

調査の客体は、1976年の厚生行政基礎調査の調査地区から無作為に抽出した約900の調査地区に居住する調査対象で、客体数は学齢前児童1万4315人、1万246世帯であった。調査の実施は都道府県及び指定都市に委託され、1976年7月1日現在で本調査が行われた。各項目について、集計値に人口比を乗じ、全国推計値が算出された。

「要保育児童」に関する結果は、以下のとおりである。全国の学齢前児童12212千人のいる世帯8741千世帯のうち、「要保育該当世帯」は、全国で1677千世帯と推計された。学齢前児童のいる世帯に対する「要保育該当世帯」の割合は、19.2%であった。「要保育該当世帯」にいる学齢前児童「要保育児童」は、2266千人と推計された。全学齢前児童に対する「要保育児童」の割合として「要保育率」18.6%も算出された。算出の仕方は異なるようであるが、1967年調査でも算出されていた「要保育児童」「要保育率」と比較してみると、「要保育児童」は78万1900人の増加、「要保育率」は4.7ポイントの上昇であった。1967年から1976年にかけても、保育ニーズが高まっていたと思われる。

1964年調査・1967年調査と違い、1976年調査では「保育所定員」や「要充足定員」への言及がない。厚生省は1976年の厚生白書で「51年度においても、要保育児童の実態に即し引き続きその整備を行う」（厚生省 各年版a, 400）と述べたが、1976年調査後に保育所の整備計画が立てられることはなかった。1964年調査・1967年調査は、第一次計画・第二次計画の整備目標を定めるための調査であったと考えられ、その点が1976年調査と異なるのであろう。

1976年時点でののおおよその「要充足定員」を算出してみよう。厚生省（各年版b）によると、1976年10月1日現在の保育所定員は180万2336人であった。1976年調査とは調査時点が異なるのであるが、単純に比較すると「要保育児童」との差は約46万人である。1967年調査の「要充足定員」は51万5800人であったから、その時点よりは「要充足定員」が減少していたものと考えられる。それでも、「要充足定員」は46万人近くいたであろうから、第二次計画により保育所の整備は進んだものの、高まる保育ニーズには充分対応できていなかったと考えるべきであろう。

## VI 保育政策の転換と保育需要

### 1. 保育政策の転換

1980年代は、第二次ベビーブームによる保育所不足が一段落した時期として整理されることが一般的である。例えば、厚生省五十年史編集委員会（1988, 1762）は「昭和四十九年以降続いていた出生率の低下の影響は、児童数の減少として昭和五十年代半ばごろから保育所にも波及し始

めた」と、1980年代に入る頃から保育所をめぐる状況は変化したとする。すなわち、「保育所は既に量的にはほぼ十分な水準に達していたところへ、保育所の入所児童数が減少したため、人口急増地域等の一部の地域を除き、保育所の新設は著しく減少する一方、地域によっては、いわゆる『定員割れ』の保育所も散見されるようになった。こうして施設整備については、これまでも増して適正配置が求められるようになった」とする。

厚生省も、保育所整備に慎重な姿勢を見せるようになる。1980年の厚生白書では、児童福祉の新たな問題の第1として出生率の低下傾向をあげ、「幼少人口の減少により、保育所、精神薄弱児施設等の整備にはより慎重な配慮が必要となって」いるとした（厚生省 各年版a, 423）。1981年の厚生白書では、保育所について「人口の増加の著しい地域等一部の不足している地域を除き、極端な施設不足の状況は解消している」（厚生省 各年版a, 421）と述べた。

さらに、同1981年に発足した臨時行政調査会（第二次臨調）は、同年7月に第一次答申をおこなった。その中で、保育所の新設については「地域の実情に配慮しつつ、全体として抑制する」（臨時行政調査会 1981）こととされた。こうして、1980年代には、保育所の整備は、促進から抑制へと転換していく。

厚生省（各年版b）によれば、1980年代には保育所の数にも変化が見られた。1979年から保育所の増加幅が縮小し、1985年には減少に転じた。その後、1994年までの期間でも、減少が続いた。この減少傾向は、公営保育所において特に顕著であった<sup>5)</sup>。第一次計画と第二次計画の際には、公立・公営の保育所が中心になって数を増やしたが、この時期の減少もまた公営保育所から始まったのであった。

## 2. 1980年代の保育需要

一方、日本子どもを守る会（1981, 151）は、「保育所は基本的に充足してきている」という厚生省の主張は「まったくのウソ」とする。自治省の調査によれば、1980年で55万人もの子どもが「保育に欠ける」とされながら保育所に入れないでいると指摘し、さらに、保護者が申請を諦めたり、申請書を受け付けてもらえなかったりする状況が一般的に見られたことから、控えめに見ても、保育に欠けながら保育所に入れないでいる子どもは、100万人はくだらないと推定した。

実際に、1980年代には、保育入所を必要とする児童はみな、保育所に入れるようになっていたのであろうか。1976年調査の後、厚生省による調査は見当たらない。このことは、前述、保育所不足が解消してきているという厚生省の認識を表しているのであろう。

1980年代とその前後の状況を明らかにするため、本稿では自治省「公共施設状況調」を用いて考えてみたい。図表3は、1977年から1994年までの保育所の対象者数、収容定数、および入所児童数をまとめたものである。「対象者数」とは、保育所の入所措置基準に基づく児童数である。これは、日本子どもを守る会（1981, 153）によれば、「『保育に欠ける児童』として入所申請を書

5) 公営保育所は、1985年には減少に転じ、その後も減少がつづいた。私営保育所は1989年に減少に転じたが、1990年・1991年は再び増加するなど、増加の年もあった。

図表3 保育所の対象者数, 収容定数, 入所見数の推移 (各年10月1日現在)

(人)

年	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985
対象者数 (a)	2748160	2753553	2703706	2636303	2530297	2455663	2367360	2289597	2227101
収容定数 (b)	1975665	2067725	2149337	2205298	2235415	2232093	2211824	2176358	2139606
入所見数 (c)	1832269	1913140	1974886	1996082	1982530	1956725	1925006	1880122	1843550
(a)-(b)	772495	685828	554369	431005	294882	223570	155536	113239	87495
(a)-(c)	915891	840413	728820	640221	547767	498938	442354	409475	383551
年	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994
対象者数 (a)	2177257	2128884	2090517	2047507	2006340	1982307	1962643	1938236	1918093
収容定数 (b)	2109784	2087082	2069219	2051372	2038606	2027579	2015380	2000734	1989686
入所見数 (c)	1808303	1784193	1767275	1745296	1723775	1709148	1699149	1685862	1675877
(a)-(b)	67473	41802	21298	-3865	-32266	-45272	-52737	-62498	-71593
(a)-(c)	368954	344691	323242	302211	282565	273159	263494	252374	242216

対象者：1977-88年は「昭和36年2月20日付け児発第129号厚生省児童局長通達による保育所への入所措置基準に基づく児童数」、1989年以降は「昭和62年1月13日付け児発第21号厚生省児童家庭局長通知により各団体が定めた保育所入所措置条例の入所措置基準に基づく児童数」である。

収容定数：都道府県知事の認可の際に認められたもので、市町村立、一部事務組合立、市町村立以外の合計である。

資料出所：対象者数、収容定数は自治省財政局（各年版）、入所見数は厚生省・厚生労働省（各年版）をもとに筆者作成。

類上、受理された数」であるという。

厚生省が1964年調査と1967年調査で「要充足定員」を算出した方法に準じて計算したものが、図表3の「対象者数」と「収容定数」の差「(a)-(b)」である。1977年には77万2495人であったものが、1981年になると29万4882人に減少している。その後も減少し続け、1989年にはマイナスに転じた。つまり、1989年には「対象者数」を上回る「収容定数」が確保されたことになる。

これについては、以下3点を指摘したい。1点目は、1981年が29万4882人、つまり、約30万人であったことである。「要充足定員」が「約30万人」というのは、厚生省の1964年調査と同じである。出生率の低下傾向など、時代背景には違いがあると考えられるものの、「保育所の緊急整備は現下社会開発の重要な課題」（岩佐 1967, 80）といわれた時と同じ水準であったことは注目値する。前述のように、1981年の厚生白書では「極端な施設不足の状況は解消している」とされたが、あくまで「極端な施設不足」の解消であって、「施設不足」の解消ではなかったと考えるべきではないだろうか。

2点目は、「要充足定員」が1988年までは存在したことである。1970年代後半から1980年代にかけて、「要充足定員」は減少した。しかし、1988年までは何十万人、何万人という「要充足定員」が存在した。保育所を必要とする児童や保護者にとって、保育所不足はなるべく早く解消されることが必要なものであって、10数年後に解消されることは意味をもたないように思われる。そう考えると、「要充足定員」は減少していたとはいえ、やはり1980年代においても「施設不足」であったということではないだろうか。

3点目に、厚生省も保育所の「適正配置」を問題にしてきたように<sup>6)</sup>、全国の集計で定員を確保すれば保育所不足は解消し、みな保育所に入れるようになるわけではない。そこで、労働省のように、「対象者数」と「入所児数」の差「(a)-(c)」に着目してみよう。1977年は91万5891人で、「収容定数」を用いた場合より14万人以上多い。また、1989年は30万2211人と減少してはいるものの、1980年代にその差は解消してはいないし、1994年においても24万2216人であった。1970年代に比べれば減少しているものの、保育所は量的には十分、とは言いがたい数字ではないだろうか。日本子どもを守る会（1981, 153）の言葉が正しければ、これは、保育所の入所申請を受理されながら保育所に入所していない児童の数になるのであり、待機児童にも比較的近いものと考えられる。

## VI. おわりに

1994年以前におこなわれた保育需要の調査は、待機児童とは異なる調査方法であった。保育所入所を必要としながら入れない児童の調査は、「要保護児童」の調査の一環として開始された。1949年調査、1950年調査、1953年調査で「保育所に入所させる必要のある児童」といった分類の児童である。これらの調査に共通していると思われるのは、民生委員や児童委員が調査員となっている点である。この、保護をする側である民生委員などの判断によるという点が、「要保護児童」の調査としての特徴を表しているように思われる。児童福祉法や児童憲章が成立していたとはいえ、「児童福祉」ではなく「児童保護」であった実態を表しているように思われるのである。

1960年代以降になると、保育所の需要が独立して調査されるようになる。1964年調査、1967年調査、1976年調査である。1964年調査、1967年調査の方法の詳細は不明であるが、その前後の調査からしても、抽出した地区の結果をもとに全国推計がおこなわれたものと考えられる。

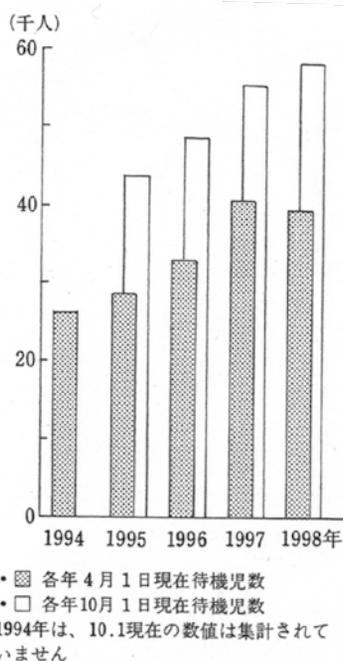
つまり、1994年以前のほぼすべての調査に共通しているのは、抽出した地区の結果をもとに全国推計をおこなう、という方法である。さらに言えば、これらの調査で明らかにされた「保育所に入所させる必要のある児童」「要充足定員」などは、それを上回る数の保育所定員が整備されても解消されることがなかった。このことが、実際の申請数を集計するという待機児童の調査方法が採用される一つのきっかけになったのではないだろうか。

最後に、待機児童がいつから存在したのか、という問いについて考えてみよう。待機児童と同じ方法で調査がおこなわれていなかった時期には、厳密には、待機児童の存在は確認できない。

6) 前掲川嶋（1951, 219）もすでに、保育所の偏在に言及している。

ただし、これについては2点指摘したい。第一に、児童福祉法の施行直後から、保育所不足が解消したとされた1980年代以降まで、「保育所に入所させる必要のある児童」「要充足定員」が存在し続けたことである。少なくとも、保育所入所を必要とする児童がみな入所できるような状態は、1994年以前においても実現できていなかったことは確実であろう。第二に、図表4によれば、1994年には、厚生労働省は同様の方法で集計を始めていたようである。少なくとも、1994年には、待機児童が存在したと言えよう。こうした、待機児童の集計方法の確立や公表にいたる過程などについても、今後の研究課題としたい。

図表4 待機児数の推移



出所：日本子どもを守る会（1999，110）

【文献】

中央社会福祉協議会編（1951）『児童福祉事業関係資料』中央社会福祉協議会  
 橋本宏子（2006）『戦後保育所づくり運動史』ひとなる出版  
 猪熊弘子（2014）『「子育て」という政治』KADOKAWA  
 岩佐喜久枝（1967）「保育所緊急整備計画の概要」『保育』22(2)，pp.79-83  
 自治省財政局（各年版）『公共施設状況調』自治省財政局指導課  
 児童福祉法研究会編（1979）『児童福祉法成立資料集成 下巻』ドメス出版  
 川越すずの（1978）「母親運動のなかの保育所づくり」植山つる・浦辺史・岡田正章編（1978）『戦後保育所の歴史』全国社会福祉協議会，pp.136-142

## 1994年以前の保育需要調査

- 厚生労働省 (2018) 『保育所等関連状況取りまとめ (平成30年4月1日)』 (<https://www.mhlw.go.jp/content/11907000/000350592.pdf>, 最終検索日2018年10月30日)
- 厚生省 (各年版a) 『厚生白書』 大蔵省印刷局
- 厚生省 (各年版b) 『社会福祉施設調査報告』 厚生省大臣官房統計調査部
- 厚生省五十年史編集委員会 (1988) 『厚生省五十年史 (記述編)』 財団法人厚生問題研究会
- 厚生省児童局 (不明) 『全国要保護児童調査結果』 (網野武博・柏女霊峰・新保幸男編 (2007) 『児童福祉文献ライブラリーシリーズ2児童養護 第6巻』 日本図書センター)
- 厚生省児童局監修, 日本社会事業協会編 (1950) 『児童福祉関係資料集』 不明
- 厚生省児童局編 (1950) 『保育所運営要領』
- 厚生省児童局編 (1959) 『児童福祉十年の歩み』 日本児童問題調査会
- 厚生省児童局編 (1963) 『児童福祉白書』 厚生問題研究会
- 厚生省児童局編 (1978) 「昭和51年度保育需要実態調査結果の概要」 『厚生指標』 25(2), pp.33-40
- 厚生統計協会 (各年版) 『厚生指標 国民の福祉の動向』 厚生統計協会
- 松島のり子 (2015) 『「保育」の戦後史』 六花出版
- 村山祐一 (2016) 「戦後の『一元化論』・『一元化・一体化政策』の動向と課題」 日本保育学会編 『保育を支えるしくみ-制度と行政』 東京大学出版会, pp.51-89
- 中村強士 (2009) 『戦後保育政策のあゆみと保育のゆくえ』 新読書社
- 日本保育学会 (1968-1975) 『日本幼児保育史 第1巻~第6巻』 フレーベル館
- 日本保育学会編 (2016) 『保育を支えるしくみ-制度と行政』 東京大学出版会
- 日本子どもを守る会 (各年版) 『子ども白書』 緑星社ほか
- 日本社会事業協会 (1949) 『社会事業関係資料集』 日本社会事業協会
- 岡田正章 (1980) 「保育所整備計画と保育所の拡大」 岡田正章・久保いと・坂元彦太郎ほか編 『戦後保育史 第二巻』 フレーベル館, pp.207-218
- 労働省婦人少年局編 (1973) 『婦人労働の実情 昭和48年』 大蔵省印刷局
- 植山つる・浦辺史・岡田正章編 (1978) 『戦後保育所の歴史』 全国社会福祉協議会
- 鷺谷善教 (1966) 『私たちの保育政策』 文化書房博文社

# 半田正樹氏の学説，その軌跡<sup>1)</sup>

## ——現代資本主義の所在をめぐる——

佐藤 滋

### 1. 情報資本主義から亜資本主義へ

2016年に公刊された「現代『資本主義』の歴史的種差性——段階論再考」（以下、半田 2016b）は、半田現代資本主義論の現時点での到達点を示している。半田 2016bの特質は、自身がこれまで形作ってきた現代資本主義論との系譜関係を意図的に切断し、新たな地平を切り開こうとしたものだという点に尽きる。本稿では、理論上の重要な転換点となった半田 2016bを中心に、半田の学説の特質と意義を論じていきたい。

半田はそれまでの論考においては、「歴史段階説」の立場に基づき、独自の現代資本主義論＝情報資本主義論の構築を試みてきた（同、143頁）。それはひとえに、宇野弘蔵に端を発する現代資本主義論が、第一次世界大戦・ロシア革命後の世界史をあくまで社会主義への「過渡期」にすぎないものとして片付けたことで、強靱に「進化」を遂げる資本主義のリアリティを十分に解き明かすことができないということが念頭にあったためである。このことは半田が、「過渡期説」に対して次のように述べていたことから裏付けられる。いわく、

…資本主義のダイナミズムこそ読み解かれなければならないテキストというべきであろう。  
（半田 2005, 15頁）

…資本の強靱性がむしろ止目されるべきではないだろうか。（半田 2009, 197頁）

しかしながら、半田 2016bでは自らの「立場の再考」（同、143頁）を表明したうえ、現時点での資本主義を「資本主義とは整合しない過程に入った」（同、145頁）と全く異なる認識を示している。なぜか（同、144頁）。

現代の金融資本としてのグローバル企業には、ないしグローバル企業を軸とする資本蓄積体制には、“資本主義”の組織化をはかる〈意思〉も〈力〉も欠落している…（略）…いいかえれば社会的再生産に基づく“資本主義”の組織化からはるかに隔たったものとしてそのダイナミズムが展開されてきているのである…（略）…それは「亜資本主義」とでも呼ぶべき経済社会システムにほかならない。

---

1) 2018年3月31日、半田正樹氏が東北学院大学経済学部を退職された。本稿は半田氏の退職を記念するために用意したものである。

ここに見られるように、半田はこれまでのように資本主義の強靱性ではなく、その脆弱性や不安定性を強調し、亜資本主義説を展開するようになっていく。ここに大きな変化が見られることは明らかである。なお、亜資本主義説は、「資本主義とは整合しない過程に入った…(略)…という点において『過渡期説』と重なり、他方でその延命の源泉を——国家とその政策——に焦点を絞る時に『歴史段階説』に合流する」(半田 2016b, 145頁)とも述べられている。これまでの経緯を踏まえれば、この説は歴史段階説から過渡期説へと一定程度、比重を移すことによって形成されたものと捉えることも可能であろう。

加えて、この論文では次のような重要な変化が見られた。オルタナティブ社会の構想を必要なものだというにとどまらず、必然的なものとして位置付けるようになった点である(同, 125～126頁)。

現代「資本主義」が、解消されるべき深刻な社会問題を堆積している「現状」にあることを認めない者はいないだろう。「格差」と「貧困」、雇用の構造変化・労働市場の流動化、およびただしい数の労働現場が放つ諸矛盾(過重労働・過労死)、環境破壊等々。また、こうした問題に対処すべき政府それ自体がかかえる財政危機がある。そして大状況として、日本において2011年3月11日に発生した「複合厄災」(大地震・巨大津波・地盤沈下・原発災害)が、近代社会総体の根源的・文明的転換の必然性と必要性を明らかにしたことがさらに重なるのはいうまでもない。すなわち、現代「資本主義」の「現状」は、まさに根源的に、そのオルタナティブ社会を必然として要請する歴史的な脈にあるといえる。

「オルタナティブ社会を必然として要請する歴史的な脈にある」。実は、ここまで強い可能世界に向けた渴望とも言える言明は、かつての半田論文にはみられなかったものである<sup>2)</sup>。このことは、論文の「はじめに」において、経済学研究が「“しかるべき提供先”という問題意識をもつことなく、いわば自己完結型・自己充足型の作業として行われるにいたった」(同, 125頁)という、「苛立ち」ともリンクするものである<sup>3)</sup>。

情報資本主義から亜資本主義へ——オルタナティブ社会の構想をも含みつつ生じたこのような理論上の変化は、一体どのようなものにもたらされたものなのか。これまでの論考に閑説しつつ読み解いていくことにしよう。

- 
- 2) 事実、以前の論文においてオルタナティブ社会の構想の「必要性」を説いた文章は、次のようなものであった。「互助・相互扶助・互酬を基礎とし、利他心を心性の核とする共同体原理を社会構成体の主軸においた構想こそがもとめられているというべきかもしれない」(半田 2011, 69頁)。「かもしれない」と「必然として要請する」との差は自明であろう。
- 3) 半田はかつて、経済学研究とあるべき社会の構想との関係について次のように禁欲的に述べている。「資本主義社会というシステムが1つの社会として聳立することにもなって発生させている様々な矛盾や問題に対して、いかなる解決策を用意するのかという問題は、〈進化する資本主義〉のオルタナティブをどう構想するのかということと同様、経済学とは次元を異にする問題というべきであろう」(半田 2007, 15頁)。

## 2. 情報化とハイパー工業化

半田はこれまで、独自の現代資本主義論として情報資本主義論ないしハイパー工業化論を彫琢してきた。半田の学説は端的に言って、「工業の発達」と相即不離な関係を保って進展してきた資本主義が（半田 2007, 11頁）、情報化によってどのような変容を迫られているのか、その評価をめぐる論争のなかで形成されたものであった。例えば、次のような文章をみよ（半田 2005, 23頁）。

ところでICを装着した設備の普及、すなわち生産手段のIC装着化は、基本的には生産のオートメーション化と相即するものであり、いわゆる直接労働の排除につながる動きである。そこで注目すべきなのが、製造業就業者が絶対的にも相対的にも減少することが「脱工業化」であり、その裏面が「経済のサービス化」にほかならず、さらには「知識経済化」であるという議論の是非である。

情報化が「脱工業化」「知識経済化」を引き起こすのであれば、これにこれまでとは異なる資本主義の様相を見出す者がいても不思議ではない。事実、半田が検討した北村洋基の論は、労働手段の変容を重視する観点から、コンピュータ・ネットワークシステムの発達がもたらした生産過程のオートメーション化（＝プログラム制御・フィードバック制御）が従前の労働手段とは質的に異なる特質を認めるべき事態であること、したがってそこに資本主義の新たな画期を見出す必要性を強く主張している（＝「機械を超える労働手段」説）。すなわち北村は、情報資本主義を「機械制大工業を超えた資本主義的生産様式」と捉える。

半田はこうした見解に対して、機械そのものの制御があくまで人間によって「外部」から行われる以上、情報化はあくまで「機械体系の延長上に位置づけられるべきもの」と評価している（半田 2007, 9頁）。すなわち、生産プロセスのオートメーション化は、人間労働の関与をより間接的なものにシフトさせる（た）ものにすぎない、半田はそのように考えていた。関連して、情報化がもたらす「脱工業化」「サービス経済化」という論点に対しても、製造業に不可欠な労働をサービス業部門からたんにアウトソーシングしているにすぎないことをもって、「非工業部門の工業的再編」という論点を打ち出す。要は「脱工業化」なるものは、工業部門と密接に関連する情報労働が、サービス産業として統計の上で処理されている事態を捉え違えたものにすぎない。こう言うのである。

半田によれば情報資本主義とは、「〈情報化〉に支えられた『高度工業化モデル』」あるいは「『ハイパー工業化』」の重要な一貫をなす『工業の高度化』」であり、「〈知識労働〉」を核とする生産者サービスに支えられた、いわばモノ依存を完成する生産システム内蔵型の現代資本主義にほかならない」（同, 14頁）。情報化という、一見すると非メカ的な事象のなかにメカ的な事象を見出すというのが半田説の要諦といえよう。

なお、別稿で半田はこうした「ハイパー工業化」の進捗度について、2004年の時点で次のように評価している（半田 2004b, 46頁）<sup>4)</sup>。

現代の社会経済システムの〈情報化〉は…（略）…ITを十全に活用する高度ネットワーク社会のいわばゲートウェイを探っている段階ということになるのではないかと思われる。工業に寄り添ってきた資本主義が、いわば〈機械的＝メカ的〉ネットワークを基盤とするハイパー工業を軸とした「情報資本主義」段階によりやく到達したと言い換えてもよい。

情報資本主義がとば口に立ったばかりなのであれば、その強靱性・頑健性が強調されてもおかしくはない。だからこそ半田は、情報化に「脱工業化」の契機を見出し、ここから一足飛びに「ポスト資本主義」<sup>5)</sup>を強調する大内秀明のような論に対しても、「『過渡期説』と通底している」と批判している（半田 2005, 16頁）。半田によれば、「情報資本主義としての現代資本主義は、近代を完成させながら〈進化する資本主義〉として立ち現れている」（半田 2007, 15頁）からである。

ハイパー工業化論＝情報資本主義論によって現代資本主義の強靱性を示し、もって過渡期説へと対抗すること——半田の問題意識がこのようなものであったのは、以上から明らかとなろう。

### 3. 東日本大震災以後

こうして半田が徐々に彫琢してきた情報資本主義論はしかし、突如として後景に退くことになる。実際に、金融資本段階を3つのサブステージ（＝古典的帝国主義段階、福祉国家段階、競争国家段階）へと分節化したうえ、「情報資本主義段階は1970年代以後の競争国家段階に照応する」（半田 2007, 11頁）とさえ述べていたのにも関わらず、半田 2016bにおいてこの立論は、グローバル資本主義論へと再編成されてしまっている<sup>6)</sup>。そのことに伴い、情報資本主義の位置づけは、「情報『資本主義』」と「新金融『資本主義』」としてやや形を変え、グローバル資本主義を構成する「サブカテゴリー」の役割を担うものへといわば格下げされていった。なお、ここで資本主義に括弧が付されている理由は、現状の経済システムが「いまなお資本主義とアイデンティファイすることが適切なのか」（半田 2016b, 145頁）との認識に基づくものであり、これが先述の現状＝亜資本主義を導出する理論装置となる。

半田がグローバル資本主義論を彫琢するにあたって、新たに金融「資本主義」という論点が「接

4) この文言は、半田 2005の結論においても一言一句変わらずトレースされている。定見となっていたと考えてよいであろう。

5) 半田は資本主義後の経済社会システムを「ポスト資本主義」と「オルタナティブ社会」の二つの用語で示している。以下では、「オルタナティブ社会」として統一して表記したい。

6) もっとも、半田 2004では現代資本主義を「グローバル資本主義」という用語で捉えている。しかしながらこれは、渡邊寛の追悼記念号で用意された原稿であったこともあって、半田の現代資本主義論に体系的な意味で影響を及ぼしたとは言えない。翌年に公刊され、自身の現代資本主義論をまとめた半田 2005においては、野口眞の説によりつつ政策的な基準によって段階を区分しているからである。

ぎ木」されている点は重要である。半田2016bにおいて金融「資本主義」は、労働力の金融化と金融市場の「カジノ」化によって、資本主義の脆弱性・不安定性を導くという理論上の役割を担っている。これはおそらく、情報資本主義論のみだと「ハイパー工業化」論を導き出してしまい、結果として資本主義の強靱性に逢着せざるを得ないという事情があったためではないかと思われる。

なお、金融「資本主義」論が「接ぎ木」されたと述べたのは、これまでの論考との関係上、この操作が異質なものに映るからである。なぜなら、半田は金融グローバリゼーションの帰結として生じた二〇〇八年恐慌後、「ケインズ主義の復活」について喧しい議論が行われていた2009年時点においても、「資本の強靱性がむしろ止目されるべき」と述べていたからである（半田2009, 197頁）。要するに半田は、資本主義の強靱性に代わってその脆弱性のある瞬間から強調する必要に迫られ、ために金融「資本主義」論を導入せざるを得なかったものと整理できる<sup>7)</sup>。

変化のきっかけは、2011年3月11日に生じた東日本大震災によって与えられた。震災後に書かれた『「3.11」とは何か——グローバル資本主義を相対化する視座』の中には次のようにある（半田2011c, 87頁）。

それ（＝震災：筆者注）から受けるダメージがかくも莫大なレベルに達するというのは、現在の人間社会に何らかの脆弱性が伏在しているからではないかと考えることが理にあってい  
るのではないだろうか。ここでは、現代社会すなわち現代資本制経済社会に宿る脆弱性を解  
き明かすカギは〈グローバリゼーション〉にあるととらえておこう。

震災から人間社会はかくも甚大なダメージを受けた。それは、社会に何らかの脆弱性が人間社会に「伏在」しているためである——このように考えるのが「理にあってい  
る」と半田は考えた。金融「資本主義」論を「接ぎ木」したのも、震災による「ダメージの大きさ」を説明するために  
行われた理論的操作だと言ってよいであろう。

震災を受け、半田がなぜ自身の理論構成をかくも大きく変化させたのかについては分かりようもない。しかしながら、次の文章がそのヒントになるだろう（半田2014, 57頁）。

「3.11」で大津波にさらわれて瓦礫となった物体のなかに、かつての高度経済成長を象徴した耐久消費財が多く含まれていたことがきわめて強烈な印象を与えた。わたしたちは、クルマは家電製品等とともに瓦礫と化すことによって近代文明を鋭く問い返したのだと考えたい。大自然が、現在の社会を構成してきた種々の「財」を一瞬のうちに瓦礫という「非財」にかえてしまった歴史的意味を過不足なく受け止めなければならない。

7) もっとも、かつて半田1997では情報化と金融化との相互影響関係を鑑み、現代資本主義＝「金融〈情報〉資本主義」というコンセプトを打ち出したことはあった。しかしながらそれはあくまでも一時的なものにすぎなかった。その後、半田の段階論は情報資本主義論として体系化されていくことになる。

ここには、「ハイパー工業化論」の分析対象となった工業製品がことごとく「非財」へと転化し、文字通り瓦礫化したことの「衝撃」が直截的に示されている。半田が震災によって現代資本主義論の変更を迫られた理由は、ここからある程度推測できるように思われる。なお、半田 2011bには、「小論のゲラ校正の作業に入ろうかという時点で『東北関東大震災』に遭遇し」、ために「通信環境が完全にアウトになった」（半田 2011b, 78頁）という興味深い「注」が添えられている。情報環境が「非財化」し、そこから物理的に遮断されたという身体的な経験が、情報資本主義論の「アウト」をももたらしたとは考えられないだろうか。実際に、震災以降、半田は情報資本主義論についてまとまった論考を残していない<sup>8)</sup>。

#### 4. 国家論の変容

資本主義の脆弱性を論ずるにあたって、半田は金融「資本主義」論を「接ぎ木」したほか、国家に対する評価も変えている。後述するように、国家に対する立ち位置の変化は、オルタナティブ社会論の変化をももたらしたという点で重要である。この点についても見ていくことにしよう。

半田はこれまで、資本主義存立の根拠を経済過程の自立的展開として狭く定義する過渡期説的な理解からは距離をとり（半田 2005, 15頁）、市場経済と非市場経済との関係から社会構成体の変遷を解き明かそうとする一種の共同体史観に立脚していた。これは後に、社会のあり様を、共同体的・商品経済的・強制的という三つの編成原理の組み合わせとその変遷によって論じるものとして体系化されることになる（半田 2011a）。オルタナティブ社会の構想においても、「これらの三つの編成原理を取り入れ、しかもそれぞれのバランスをとることが、いいかえれば一つの原理の突出を抑えることがポイント」（半田 2012a, 115頁）とした<sup>9)</sup>。半田が杉浦克己の論を引きつつ、革命を「トータルなもの否定」と捉える理解を批判し、体制の「部分的変更」（半田 2011a, 68頁）を許容していたのもこのためである。

当然、社会の「バランスをとる」うえで国家は積極的な役割を果たすこととなるが、半田 2016bではこうした立場が変化していることが読み取れる。次の文章を見よ（半田 2016b, 144～145頁）。

わたしたちは、この「亜資本主義」が、つまるところは国家のいわば統合機能によって維持されていることをおさえる必要がある。「小さな政府」が絶対善と唱道されるなかで、国

8) 震災後に情報資本主義論を展開した論考として半田 2013aがあるが、これは震災前のテキストであった半田 2010をリバイズしたものである。この原稿は、半田 2010の「機能的な合理性を追求する近代のプロジェクトが、まさに完成の域をさらに近づいたことを示唆するとも考えられる」（半田 2010）と同様の結論を引き継いでいる。半田 2013cもあることから、少なくとも2013年時点では、理論上の変化は体系的に整理できていなかったものと思われる。なお、半田 2013aをリバイズした半田 2017では、上記の結論が削除されている。

9) 半田 2012aは震災後に書かれたテキストであるとはいえ、引用部分は半田 2011を振り返って自身の立場を要約的に述べた箇所である。

家はそのプレゼンスを背景に退く様相を示しながらも実は却って体制の維持・統合の役割を強化しているのである。もちろん、現代の国家は、(支配的)資本と直結した政策を行うというのではなく、多面的な調整機能を発揮することがもとめられることから、財政政策(好況期における基幹税の増税回避etc.)、金融政策(異次元の金融緩和etc.)、輸出政策(原発輸出・武器輸出の解禁etc.)などいずれにしても、体系性を欠いた場当たりの(アドホック)な政策となることがむしろその特徴となる。わたしたちは、こうした国家による対症療法ないし弥縫策というべき施策によって活力を注入されている「資本主義」、すなわち亜資本主義のなかにいるのである。

半田のバランス論からは、いずれかの社会編成原理を優先させる権利は理論上は生じ得えない。そのため、ここで半田が国家の統合機能を「場当たりの」「対症療法」「弥縫策」のように否定的に評価している点は、興味深く、議論の余地のある箇所といえる。しかしながらより重要なのは、「わたしたちは、こうした国家による対症療法ないし弥縫策というべき施策によって活力を注入されている『資本主義』、すなわち亜資本主義のなかにいる」という言明であろう。ここでは、国家がオルタナティブ社会へ移行する際の障害物のように描かれているからである。「『市場経済』を制御する」(半田 2011a, 67頁)とされた国家に対する評価に変化があったことは明らかかなように思われる。

金融「資本主義」論の導入と同様、このような変化についても半田は特に説明はしていない。ただし、これもまた震災を契機としていたとはいえる。この点について、半田は次のように率直に述べているからだ(半田 2012c, 132頁)。

震災時の“無力な国家”、“頼りにならない国家”とは、この国においても構造改革の掛け声のもとに追求されてきた「小さな政府」と関わる点に止目する必要がある…(略)…国民の生存保障・体制維持を本質とする「共同体」としての国家がその役割を全うする姿勢を鮮明にできなかったこと、このことがむしろ問題というべきである。それは大震災・大津波による被災に対して、またそれ以上に福島第一原発災害の被災に対して明瞭である。

察するに半田は、震災体験からオルタナティブ社会における国家の役割について再考を迫られ、これを「対症療法」「弥縫策」を行うにすぎない存在へと「格下げ」したのではないか。

半田のオルタナティブ社会論については後述するとして、一点、国家の「格下げ」という論点について補足しておきたい。実は半田は、震災前に原稿が準備された半田 2011aにおいても、オルタナティブ社会では「互助・相互扶助・互酬を基礎として、利他心を心性の核とする『共同体原理』を社会構成体の主軸においた構想こそがもとめられている」(同, 69頁)と述べている。半田 2011aを震災後に振り返った原稿においても、「むしろ共同体の編成原理を活用する」(同上)と答えていることを合わせると、実は半田はバランス論に、共同体的編成原理(≡地域共同

体) >強制的編成原理 (≡国家) >商品経済的編成原理 (≡市場) のような「階層性」をひそかに導入していたことを伺わせる。そのため、国家の役割が「格下げ」されたといっても、より正確には、震災によって半田がこれまで暗黙的にとってきた考え方を、理論的な変容を迫る点にまで後押ししたと整理できるのではないかと考えられる。

なお、こうした判断はおそらく、半田が国家を関係的にではなく、実体的に捉えてきたこととも関係していると思われる。この点、国家に関する唯一のまとまった論考である半田 1979において、権威主義的国家観を代表するポロック、ホルクハイマー、ノイマンといった初期フランクフルト学派のものを対象としていたことの影響もあろう。いずれにせよ半田による国家の説明は次のようなものであった (同, 63頁)。

市場における自由で自立した経済主体の取引関係を法的に保障するのが「法治国家」の役割だとすれば、その法的規範に対する侵犯や逸脱の行為があれば、これを「強制的」に排除し処罰する仕組みがあって、はじめてシステムとして十全なものとなるのはいうまでもない。こうした強制力を裏付ける実体として機能するのが、官僚制であり、司法機関であり、警察や軍隊である。

たしかに、国家を官僚制・司法機関・警察・軍という強制力を有する実体的な諸機関に重ねてしまえば、これを軸にオルタナティブ社会を構想することにはそれなりの困難が伴うものとなるだろう。

## 5. 友愛のコミュニケーション

半田 2016bでは、オルタナティブ社会の内実までは明らかにされていないので、その他の論考を見ることでこれを補っておこう。半田は、震災によって「国家の無力さ」を看守する一方で、「協同の力」の重要性を感じとっている (半田 2012b, 136頁)。

協同の力の威力は、震災復興のなかのいたるところで見出される… (略) …その際に、復旧・回復は個人だけでは不可能と認識したことの必然をおさえることが不可欠である。それは、被災地現場にいるからこそ、その現場のいわば原構造・原風景を熟知し心得ているからこそ共同でなければ復興への道が開かないことを直感したのではないかと思われるからである。

こうした立論は、市場に対して主として地域共同体を対置させ、これをもって社会のあり様を変容させるという「静かなる革命」論と繋がっている (半田 2011e)。「静かなる (冷静な)」と形容するのは、グランドデザインを描きながらも、社会を構成する各領域の現存から出発しつつ、小さな改良・改変の積み重ねを何よりも重視し、「生活の原点、人間社会の原点にもどりつつ、

社会構成体そのものを革める根源的な改革をめざす」(同, 98頁)との考え方を反映したものである。市場原理主義を相対化する体制の「部分的変更」という従来の論旨を維持しながらも、従前よりも明示的に「生活の場」を重視した論となったと捉えられよう。

これを「革命」と冠することに対して奇異な印象を受ける者もいるかもしれないが、レベッカ・ソルニットの『災害ユートピア』を引き合いに出すまでもなく、災害を契機として社会に大きな変容・変革をもたらされてきたことは紛れもない歴史的な事実属する。そして震災後、半田とほぼ平行な議論を提示した論者もいた。ここでは大澤真幸を挙げておこう。彼は、メキシコシティ大地震後のメキシコ民主化の事例や、チェルノブイリ原発事故後に生じたソ連崩壊等の事例に触れつつ、災害と革命との不可分性について指摘したうえで、次のように述べている(大澤 2011, 308～309頁)。

災害においては、「ユートピア」が、つまり「法外な共同体」が生まれるからである。…(略)…災害時には、人びとは通常よりもはるかに利他的になり、家族や身内はもちろんのこと、見ず知らずの他人に対してさえも思いやりを示し、互いに助け合おうとするのだ。私はこれを「友愛のコミュニオン」と呼びたい…(略)…友愛のコミュニオンが、災害の衝撃が生々しく感じられている短期間においてのみ成立しているだけではなく、そのまま定着し、存続したらどうなるだろうか。それこそ、まさに革命ではないか。災害と革命との内在的な関係は、こうして生ずる。

半田の「静かなる革命」論は要するに、大澤と同様、災害時に生じた「法外の共同体」すなわち「友愛のコミュニオン」を持続・拡張させることによって社会変革を目指そうとしたものにほかならない。このことは半田が、人々の協同を、「復興までの暫定的なものに終わらせず、将来に向けていかに持続できるか、このことが問われている」(半田 2012c, 136頁)と述べていることから明らかであろう。

オルタナティブ社会については、半田 2011e, 大内・田中・半田 2012, 半田2012a, 半田 2012b, 半田2012c, 半田2013b, 半田2014, 半田 2016a, 半田 2018などで具体的な事例を交えつつ散発的に書かれているが、半田 2013bではこの問題が独自の経済表を示すことでより原理的に論じられている。以下ではこれを参照しつつ半田のオルタナティブ社会論について論じていこう。

半田 2013bは基本的に、関根友彦の論によりつつ新たな社会像を模索したものとなっている。一言でいえばそれは、地域社会・企業・公共体・都市が連携しつつ、質的財、量的財、生産的労働用役、非生産的労働用役、土地用役、公共用役を相互に交換することで総体としての社会生活を保障するものとして考えられている。なお、地域社会が共同体的編成原理を、企業が商品経済的編成原理を、公共体が強制的編成原理を、都市が商品経済的編成原理と共同体的編成原理を合わせもつものとされていることから(半田 2013b, 10頁)、オルタナティブ社会論がこれまでのバランス論の延長線上に考えられていることは明らかである。

これらのうち特に重要な役割を与えられているのは、地域社会である。地域社会は「自然的生態系にもとづいた自立的再生産が可能、場の固有性をもつ範囲に形成される社会（＝共同体）」であり、「全体の大部分の人々が生活日常を送る空間」「食料を含む農産物や様々な財についていわゆる『地産地消』を原則」とする場であるという（同、11頁）。注目されるのは、関根の論と同様、地域社会が「絶対的優位を保つための条件」として、「全国の土地を分有する」ことが挙げられている点である（同）。このことによって地域社会は他部門に対して土地の借地契約の更新の可否を通じて「市場原理主義の行き過ぎ、公共体の専横を抑制することが可能」であり、ここに「共同体的編成原理を『主軸』とする社会構成体（オルタナティブ社会）の方向性が浮かび上がってくる」と考えられているからである（同、12頁）。なお、各々の地域社会の規模については、関根にならい「複雑な官僚制なしに自治行政が可能という点で人口規模10万～15万人」（半田 2013b, 11頁）だとした。

半田の経済表では、地域社会は土地用役＝土地使用権と質的財（＝最終消費財）を他部門へと提供する代わりに、他部門から量的財（＝生産者向けの中間財）、生産的労働用役、非生産的労働用役、公共用役を受け取る関係にある。こうした財の交換において注目されるのは、あくまで最終消費財＝質的財を生産するのが地域社会だとされている点であろう。というのも、最終消費財＝質的財は、人口の大部分が居住する地域社会の中で消費されるがゆえに「品質の面での信頼性」が問われること、そしてこれが「働く者すべてが事業の運営に対等に関わり、労働そのものも協同のもとで行われ、賃金の自己決定を原則とする」「協同労働」によって生産されると考えられているからである（同、11頁）。

半田は、「労働力商品化」によって「商品経済による『生産の軸心』の包摂」がなされ、結果として資本主義経済システムが生成したという認識を有している（同、10頁）。このような認識に立てば、「『労働力商品』の廃絶」「賃労働解体」を意味する協同労働は、「資本主義経済システムの相対化」にとって要諦をなすことになる（同）。地域社会が、オルタナティブ社会を構想するにあたって極めて重要な位置づけを与えられていることが分かるであろう。

以上の構想についてはその現実性を問題視する者もいるかもしれないが、部分的にはすでに実践されているともいえる。トランジション・タウン運動の発祥地として知られるイギリスのトットネスではすでに、コミュニティ・ランド・トラストと呼ばれる民間非営利組織が寄贈・買収によって土地を取得し、住民の共同利用のために提供することに成功しているからだ（枝廣 2018, 182頁）。トットネスではこのほか、食・エネルギー・通貨の面でも「リ・ローカリゼーション」が進展しており、半田の構想とも重なるところがある。また、日本でも岡山県のあば村、宮城県の丸森町などで住民出資の事業体が立ち上げられており（同、129～137頁）、半田のいう協同労働の波は静かに広まりつつあるところである。

さて、他部門へと生産者向けの中間財を生産する企業、警察・消防・医療・教育・福祉などの公共サービスを提供する公共体については比較的明確なのでここでは詳しく触れないが、一点、説明を要するとすれば都市の役割である。既述の通り、人口の大部分は地域社会に居住すること

になるが、都市には企業で仕事をする人々のほか、「高度専門知識活用型の仕事に従事する人（科学者・技術者・医者etc.）、表現者・芸術家・教育者などが住む」（同、12頁）のだという。そして半田は、ネグリ＝ハートやD. ハーヴェイの議論に依拠しつつ、「人々が生活し、資源を共有し、コミュニケーションを交わし、財やアイデアの交換を行なう場」としての都市に、「人工的な〈共〉」を生産する役割を付与している（同、14頁）。

都市への言及という意味では、知識・技術の探求の場としてこれを論じた関根の論を発展させたものとなっているが（関根 1995a, 175頁）、半田の場合は都市により大きな役割を期待していることが特徴的といえる。これは、地域社会、地域共同体の重要性を論じつつも、自身が仙台という都市空間に身を寄せる経験が反映されているのであろうか。いずにせよ半田は、都市と地域社会との連帯のなかに、アソシエーションイズムとコミュニタリアニズムといういわば反目しあう思想・哲学が「ちょうど響き合う関係」（同、17頁）を見出している。

協同労働をベースに生成される共同領域としての地域社会、そして、自立的な個人がオープン・スペースのなかで相互交流することで生成される都市。この二つの連携・連帯の可能性を論じるというのが震災後の半田オルタナティブ社会論の要諦であったといえよう。

## 6. アリアドネの糸

以上の論旨については、もちろん疑問がないわけではない。それらのうち、国家論が原則として不在であることに伴って、「資本主義の再起動」の問題が軽んじられている点を挙げておこう。

半田が上記の経済表を考案するうえで直接参照を求めているのは関根 2005である。実は、この論考は関根 1995aをベースにしているにも関わらず、かつて重視されていた対外貿易の問題が捨象されている。関根 1995aでは、「資本主義のような全面的市場経済の起源は地域内的な交換ではなく、長距離貿易」であり、この長距離貿易こそが「伝統的な地域社会を破壊しこれを全面的商品経済のなかに埋没せしめた」（関根 1995a, 173～174頁）とする。そのため、ポスト資本主義社会において、「地域社会はその独立を確保するためには当然、対外貿易を規制せざるをえない」（同）と論じていた。しかしながら、関根 2005では国際貿易や投資の問題については「細目」であるとして全く触れていない（関根 2005, 229頁）。

長距離貿易を捨象している点は、半田 2013bでも同様である。この点、経済表において国家について一切触れていないことも影響しているのではないと思われる。対外貿易の規制は当然、国家の役割となるからである。一見すると公共体が国家にあたりそうではあるが、既述の通り公共体は警察・消防・医療・教育・福祉などの公共サービスを提供するものであり、現実に対応するものとしては地方自治体に相当する。このことは前節で論じたように、理論面における国家の「格下げ」の結果、対外貿易を起点とする「資本主義の再起動」の論点について思考することが妨げられたのではないかと考えられる。

また半田は、公共体を地域社会と区別して配置しているが、関根においては半田の言う意味で

の「公共体」は「地域の政府」として地域社会に包摂され、その範囲内では国民通貨とは異なる地域通貨が流通することが想定されている（関根 1995b, 198頁）<sup>10)</sup>。そのため関根の論では地域通貨の果たす役割が半田の論よりも大きく見積もられている。対して半田の論では、公共体の財政機構を通じた徴税、現金給付の支払いを通じた国民通貨流通の範囲は広く、そのため「資本主義の再起動」の余地が大きくなっているものと考えられる。関根は貨幣の問題に触れつつ「資本主義に逆戻りする」可能性について警戒していたが（同）、半田はこうした論点について一切触れていない。対外貿易の問題と同様、ここにも国家論が大きく欠けていることの影響が垣間見えよう。なお、歴史的には近代財政と資本主義が相補的に発展してきたことを申し添えておきたい。

論点は異なるが、公共体が地域社会と区別して配置されたことに関連して、地域社会の人口規模を「10万～15万人」としたことについても疑問である。宮城県で言えば石巻市に相当する人口規模の地域社会を、一切の権力機構（＝代表制＋官僚機構）抜きに運営することは本当に可能なのだろうか。半田のオルタナティブ社会論は震災後、アソシエーションイズムとコミュニタリアニズムが交錯するところに可能性を見出すものとなっていることはすでに見た。そのことの利点は認めたくて、国家論・権力論についての言及が相対的に薄くなることで、かつてのバランス論が持っていた利点が失われた部分があることは否めない。

これら議論すべき点がありつつも、私は半田の学者としての軌跡に感銘を受けた。半田は、経済危機と震災が重なる場所に生じた人類史的危機を驚異的な速度で受け止め、その様相を誠実な形で示そうとした。そして半田は震災後、これまで培ってきた議論に一切拘泥することなく、人間社会の可能性を論じるために今も全力を尽くしている。こうした大胆とも言える理論的変容を遂げた様からは、この「現状」を前に私たち自身がどう応答するのかという「問い」が、極めて鋭利な形で突きつけられているように思えてならない。このことを念頭に置きながら最後に、半田 2016bの末尾に置かれた一節を引用しておきたい（半田 2016b, 145頁）。

資本主義としての発展という視点からすれば、すでに臨界点に達したといえる。したがって、そのオルタナティブ社会への転形に閾値はないというべきであり——いつでも変わりうるのであり——ただ、そのなかに身を置く者が自発的かつ自己言及的に変革の意思を示すことが問われるだけである。したがって、“アリアドネの糸”をもつのは誰かの答えは明白であるべきであろう。

## 参考文献

枝廣涼子（2018）『地元経済を創りなおす——分析・診断・対策』岩波書店。

大内秀明・柴垣和夫編（1979）『現代の国家と経済』有斐閣。

大内秀明・田中史郎・半田 正樹編（2012）『協同の力で復興を 「東北の」豊かな資源を活かす—10・8仙

10) 半田も地域通貨の使用について述べているが、これは地域社会の内部のみで用いられるものである（半田 2013b, 12頁）。

台シンポジウムの報告』変革のアソシエ。

大澤真幸 (2011) 『社会は絶えず夢を見ている』朝日出版社。

関根友彦 (1995a) 「エントロピー問題と人間社会」, 『経済学の方角転換——広義の経済学事始』東信堂, 158 ~ 179頁。

関根友彦 (1995b) 「生命系と社会主義の経済生活」, 『経済学の方角転換——広義の経済学事始』東信堂, 182 ~ 198頁。

関根友彦 (2005) 「グローバリゼーションと資本主義を超えて」, 丸山真人・松原 望編『アジア太平洋環境の新視点』彩流社, 215 ~ 231頁。

半田正樹 (1979) 「フランクフルト学派の国家論」, 大内秀明・柴垣和夫編『現代の国家と経済』有斐閣, 193 ~ 204頁。

半田正樹 (1996) 『情報資本主義の現在』批評社。

半田正樹 (1997) 「現代資本主義とサイバースペース」『経済と社会』(11), 7 ~ 18頁。

半田正樹 (2004a) 「多(超)国籍企業問題」, 半田正樹・工藤昭彦編『現代の資本主義を読む——「グローバリゼーション」への理論的射程』批評社, 66 ~ 80頁。

半田正樹 (2004b) 「情報化する〈資本主義〉の歴史的文脈」『アソシエ』(13), 35 ~ 48頁。

半田正樹 (2005) 「情報資本主義としての現代資本主義」, 村上和光・半田正樹・平本 厚編『転換する資本主義: 現状と構想』御茶の水書房, 5 ~ 31頁。

半田正樹 (2007) 「〈情報化〉を視軸に現代資本主義をみる」『季刊経済理論』44 (2), 5 ~ 17頁。

半田正樹 (2009) 「降旗『現代資本主義論』の射程」『情況』10 (3), 188 ~ 197頁。

半田正樹 (2010) 「情報化と経済・社会の変容」, SGCIME編『現代経済の解説』御茶の水書房, 235 ~ 256頁。

半田正樹 (2011a) 「社会構成体の機制」, 井手英策・半田正樹・菊地登志子編『交響する社会——「自律と調和」の政治経済学』ナカニシヤ出版, 49 ~ 73頁。

半田正樹 (2011b) 「情報資本主義の歴史的文脈」, 伊藤誠・本山美彦編『世界と日本の政治経済の混迷: 変革への提言』御茶の水書房, 69 ~ 79頁。

半田正樹 (2011c) 「『3.11』とは何か——グローバル資本主義を相対化する視座」『別冊Niche』(3), 85 ~ 93頁。

半田正樹 (2011d) 「震災を静かなる革命につなぐ」『変革のアソシエ』(6), 8 ~ 13頁。

半田正樹 (2011e) 「『地域共同体』の創発にむけて」『情況』11 (15), 95 ~ 99頁。

半田正樹 (2012a) 「復興のポリティカル・エコノミー」(工藤昭彦氏, 田中史朗氏との共著)『別冊Niche』(4), 57 ~ 122頁。

半田正樹 (2012b) 「東日本大震災・原発危機—『東北』萎縮からの解放に向けて」, 本山美彦・川元祥一・大野和興・三上 治・河村哲二・高橋順一・伊藤史実編『3.11から一年——近現代を問い直す言説の構築に向けて』御茶の水書房, 126 ~ 138頁。

半田正樹 (2012c) 半田正樹「対談 足場と主体をどう構想するか: 『東北』から発信する」(河村哲二氏との共著)『変革のアソシエ』(10), 6 ~ 20頁。

半田正樹 (2013a) 「情報化と経済・社会の変容」, SGCIME編『増補新版 現代経済の解説』御茶の水書房,

271～293頁。

半田正樹 (2013b) 「共同体的編成原理の射程」『季刊経済理論』50 (3), 7～19頁。

半田正樹 (2013c) 「デジタル資本主義の歴史的コンテクスト」『中小商工業研究』(116), 19～29頁。

半田正樹 (2014) 「地域からの視点 『東北』の再定義のために: 「三・一一」の歴史的意味」『変革のアソシエ』(16), 49～59頁。

半田正樹 (2016a) 「『東北』における地域循環型社会序説」『変革のアソシエ』(23), 80～90頁。

半田正樹 (2016b) 「現代『資本主義』の歴史的種差性一段階論再考」, SGCIME編『グローバル資本主義と段階論』御茶の水書房, 125～152頁。

半田正樹 (2017) 「情報化と経済・社会の変容」, SGCIME編『第3版 現代経済の解説』御茶の水書房, 281～303頁。

半田正樹 (2018) 「地域循環型社会としての新たなコミュニティの創発」, 大内秀明・吉野 博・増田 聡編『自然エネルギーのソーシャルデザイン——スマートコミュニティの水系モデル』鹿島出版, 163～190頁。

# 消費税率引き上げ延期に伴う財政負担に関する世代会計分析

佐藤 康 仁

## 目次

- 1 はじめに
  - 1.1 本研究の目的と背景
  - 1.2 本稿の構成
- 2 先行研究
- 3 研究方法
  - 3.1 世代会計の基本的な考え方
  - 3.2 推計の方法とデータ
  - 3.3 世代別の消費税負担額の推計
- 4 推計結果
  - 4.1 基本ケース
  - 4.2 延期ケース
  - 4.3 参考ケース
  - 4.4 推計結果の比較
    - 4.4.1 政府の潜在的債務残高
    - 4.4.2 純負担額
    - 4.4.3 各世代の純負担額の変化
- 5 軽減税率制度導入の影響についての試算
- 6 おわりに

## 1 はじめに

### 1.1 本研究の目的と背景

本研究の目的は、世代会計の手法を用いて、消費税率引き上げの延期（税率引き上げ時期の先送り）に伴い発生する財政負担を誰が（どの世代が）負うのかを明らかにすることである。

1989年に3%の税率で導入された日本の消費税は、1997年に5%、2014年に8%へと税率が引き上げられ、今後10%へと引き上げられることになっている。消費税率の10%への引き上げは当初2015年10月に行われる予定であったが、2014年11月に延期が表明され、2017年4月1日へと変更された<sup>1)</sup>。そして、2016年6月には消費税率の（10%への）引き上げを再度、2年半延期することが

1) 2014年11月18日、安倍内閣総理大臣記者会見。

表明された<sup>2)</sup>。すなわち、2017年4月1日に予定されていた消費税率の10%への引き上げは2019年10月へと再延期されたのである<sup>3)</sup>。再延期の理由としては新興国経済の落ち込みなど世界経済の下振れリスクに対する備え、日本の足踏み状態にある景気動向などがあげられた。

消費税率の引き上げに伴う消費税負担の増加あるいは物価上昇による実質所得の減少は家計の消費支出の抑制要因となり、マクロ経済に対してマイナスのインパクトをもつと考えられている<sup>4)</sup>。一方、急速に進む人口高齢化とそれに伴う社会保障関連支出の増加が予想され、また債務残高1,000兆円超といわれる厳しい財政状態にある日本にとっては消費税率の引き上げは財政状態の改善に寄与するものであり、不可避の政策とも考えられる。

消費税率引き上げの延期、すなわち増税時期の遅れ（先送り）はどのような意味をもつのだろうか。個々の消費者あるいは家計の視点からみた場合、増税時期の遅れ（先送り）は、短期的にみれば租税負担の軽減を意味し、望ましいといえるかもしれないが、その一方で中長期的には増税の先送り分だけ政府債務を増大させることともなり、結局のところ、消費者あるいは家計はその分の財政負担に将来直面することにならざるをえないと考えられる。これが本研究でいう消費税率引き上げの延期（すなわち、税率引き上げ時期の先送り）に伴い発生する財政負担である。その際、本研究の関心は将来の財政負担に直面するのが現存する世代である「現在世代」なのか、それともこれから生まれる「将来世代」なのかという点である。

本研究ではAuerbach et al. (1991) による世代会計の手法を用いて分析を行う。世代会計は政府の異時点間の予算制約式を満たすように、現在から将来にわたる政府の収入と支出を個人の負担と受益としてとらえ、それを割引現在価値化することで現在から将来にかけての政府を通じた個人の受益と負担を世代別に推計する手法である。これによって世代間の生涯純負担の差（世代間不均衡、世代間格差）の大きさを定量的に明らかにすることができるとともに、何らかの政策変更があった場合にその政策変更によって各世代の生涯純負担がどう変化するかをみることを通じて、政策の影響を世代別に明らかにすることもできる。本研究では、この世代会計の手法を用いて、消費税率引き上げの延期（税率引き上げ時期の先送り）によって発生する財政負担をどの世代が負うことになるのかについて分析する。

## 1.2 本稿の構成

本稿の構成は次の通りである。2節では先行研究を整理する。3節では本研究における研究方法

2) 2016年6月1日、安倍内閣総理大臣記者会見。

3) 消費税率の10%への引き上げを含めた税制改正関連法は2016年11月18日に可決、成立した。同時に、酒を除く飲食品の消費税率を低く抑える軽減税率や自動車の新税導入など、消費税率引き上げに合わせて予定されていた他の税制の見直しも見送られることになった。

4) たとえば2018年10月1日付の『日本経済新聞』では「(20) 14年の消費増税は個人消費の減退というトラウマを政権に残した。政府は住宅購入支援など5.5兆円の経済対策を講じたが、増税直後の14年4～6月期の個人消費は物価の影響を除く実質ベースで前期比年率17.2%減った。その後も景気の低迷は長引き駆け込み需要が起きる前の13年10～12月期の水準に戻るまで4年近くかかった」(カッコ内は引用者)と述べられている。

を説明する。4節では本研究における推計結果を示す。5節では軽減税率制度導入の影響について試算する。6節では本研究の結論を述べる。

## 2 先行研究

消費税率引き上げの延期の影響について世代会計の視点からとりあげた先行研究として、小黒（2016）、島澤（2016）、吉田（2016）がある。

小黒（2016）は内閣府「2005年度版・年次経済財政報告」付注を参考に試算した世代会計にもとづいて、消費税率引き上げの（再）延期によって将来世代1人あたり約44万円の負担増となるということを示した。また、島澤（2016）は消費税率引き上げの（再）延期によって、①現在世代は得をし、将来世代は損をする、②政府債務総額は現在価値でみて11兆円増加する、③将来世代1人あたり56万4千円の負担増となる、ということを明らかにした。小黒（2016）、島澤（2016）ではともに、現在世代が得をし（生涯純負担が減少する）、将来世代が損をする（生涯純負担が増加する）ということが示されており、消費税率引き上げの延期が世代間格差（世代間不均衡）を拡大するということが明らかとされている。

吉田（2016）は消費増税延期が本当に国民の負担を軽減することになるのかを世代会計の手法を用いて評価した。吉田（2016）では消費税率を引き上げなかった場合の世代ごとの今後の純税負担の変化を推計している。そして、増税延期はすべての世代で生涯税負担を軽減するが、増税延期に伴う税収の減少分を60歳未満の勤労現役世代の今後の消費増税で賄うとした場合にはこれらの世代で将来負担増が生じ、結局のところ「消費増税の延期により一時的に軽減されたようにみえる負担は、実際には50歳未満の世代および将来世代にとっては軽減にはならない」こと、とくに「29歳以下の世代や将来世代の負担増が著しい」ことを明らかにしている（吉田、2016）。すなわち、吉田（2016）では消費税率引き上げの延期によって得するのは現在の高齢世代であり、若年世代および将来世代は将来発生する負担増によって、生涯純負担が増加することが明らかとされている。

以上の通り、これまで行われた先行研究は推計の前提等が異なるため直接比較することはできないが、いずれにおいても消費税率引き上げの延期が将来世代の負担増をもたらすことが示されている。

## 3 研究方法

### 3.1 世代会計の基本的な考え方

本研究においても先行研究と同様、世代会計の手法を用いて消費税率引き上げの延期による影

響について分析する<sup>5)</sup>。本稿のはじめに述べた通り、世代会計とは政府の異時点間の予算制約式を満たすように、現在から将来にわたる政府の収入と支出を個人の負担と受益としてとらえ、それを割引現在価値化することで現在から将来にかけての政府を通じた個人の受益と負担を世代別に推計する手法である<sup>6)</sup>。

世代会計は将来にわたる政府収入で、将来にわたる政府支出と現在時点で存在する政府の純債務残高を賄うという政府の異時点間の予算制約式を出発点としている。 $k$ を各世代の生まれ年、 $t$ を推計の基準年とすると、政府の異時点間の予算制約式は以下の(1)式で示される。

$$\sum_{k=t-D}^t N_{t,k} + \sum_{k=t+1}^{\infty} N_{t,k}(1+r)^{-(k-t)} = \sum_{s=t}^{\infty} G_s(1+r)^{-(s-t)} + B_t \quad \dots (1)$$

ここで、 $N_{t,k}$ は $k$ 年生まれ世代の世代全体での生涯での純負担を現在世代は推計基準年時点、将来世代は生まれ年時点の価値で示したものである。 $G_s$ は $s$ 年における政府消費、 $B_t$ は推計基準年 $t$ 年における政府の純債務額である。 $r$ は利子率を、 $D$ は生存年齢の上限(寿命)をあらわしている。

各世代の純負担 $N_{t,k}$ は(2)式で示される。

$$N_{t,k} = \sum_{s=\kappa}^{k+D} (T_{s,k}P_{s,k}(1+r)^{-(s-\kappa)}) \quad \dots (2)$$

ここで、 $\kappa = \max(t, k)$ と定義される。また、 $T_{s,k}$ は $k$ 年生まれ世代1人あたりの $s$ 年単年における純負担であり、これは単年での各個人の政府に対する租税・社会保険料等の負担 $\tau_{s,k}$ と社会保障給付等の政府の移転支出による受益 $b_{s,k}$ の差、すなわち $T_{s,k} = \tau_{s,k} - b_{s,k}$ と定義される。

世代会計では(1)式で示される政府の異時点間の予算制約式にもとづいて、現在の支出構造を前提とした場合の将来の政府の財政収支を推計し、その結果にもとづいて将来世代の生涯純負担額が推計される。

### 3.2 推計の方法とデータ

推計の具体的な方法は次の通りである。日本の世代会計の推計では個人のマイクロデータを利用することが困難であることから、国民経済計算のマクロデータを基礎に家計調査や全国消費実態調査等の世帯データを用いて按分することで個人の受益、負担額を推計することが多い。本研

5) 最近年では過去の(すなわち、推計基準年以前の)受益や負担まで遡及して世代ごとの生涯純負担を求めるものが多いが、本研究では将来の消費税率の変更による影響を分析することが目的であるため、推計基準年以前の過去の受益や負担に遡及する必要はないといえることから、推計基準年以降の受益、負担についてのみ考慮する世代会計を用いる。

6) 世代会計の手法の詳細については、Auerbach et al. (1991), Auerbach and Kotlikoff (1999), 島澤 (2013), 水谷 (2013), 吉田 (2006, 2008) に詳しい。

究でもこれまでの研究と同様の方法をとる。すなわち、国民経済計算の一般政府の所得支出勘定、資本勘定・金融勘定のデータを基礎に、政府の収入を個人の負担、政府の支出（移転支出）を個人の受益と捉えて、各世代に配分し集計することで世代別の受益・負担額を推計する<sup>7)</sup>。

政府の収入・支出項目の世代間での配分は以下の方法で行われる。いま、第*i*番目の政府の収入・支出項目*H<sub>i</sub>*の第*j*歳階級（世代）への配分*H<sub>i,j</sub>*についてみると、

$$H_{i,j} = H_i \frac{\alpha_{i,j} P_j}{\sum_{j=0}^D (\alpha_{i,j} P_j)} \quad \dots (3)$$

で求められる。ここで*D*は生存年齢の上限であり本研究では94歳である。また*a<sub>i,j</sub>*は第*i*番目の政府の収入・支出項目の第*j*歳階級（世代）への配分に用いられる配分基準データであり、全国消費実態調査などの年齢別の所得、消費支出額などが用いられる。*P<sub>j</sub>*は*j*歳世代の人口数である。

この*H<sub>i,j</sub>*を当該世代人口数*P<sub>j</sub>*で除すことで1人あたりの受益・負担*h<sub>i,j</sub>*を求めることができる。つまり、1人あたりの受益・負担額は

$$h_{i,j} = \frac{H_{i,j}}{P_j} \quad \dots (4)$$

となる。

本研究では上述の考え方にもとづいて、政府の収入、支出項目の世代間配分を行う。具体的な政府収支の配分基準は表1の通りである。

その他、経済成長率、利子率についてはAuerbach and Kotlikoff (1999) に従い、経済成長率1.5%、利子率5.0%と仮定した。また、将来の人口については国立社会保障・人口問題研究所の『日本の将来推計人口（平成29年推計）』出生中位・死亡中位推計を用いた。

### 3.3 世代別の消費税負担額の推計

各世代の消費税負担額の推計は、世代別の消費税負担額に関する統計は存在しないため、全国消費実態調査の年齢階級別の消費支出データを用いて行う<sup>8)</sup>。

なお、本研究で分析に用いる世代会計の推計基準年は2010年であり、「2010年度国民経済計算」の一般政府の部門別勘定のデータをもとに、上述の世代間配分の方法にしたがって年齢階級別（世代別）の受益・負担額を求めたものである。したがって、算出された各世代の消費税負担額は5%の消費税率を前提としたものとなっている。そこで本研究ではこれを1.6倍、2倍することによ

7) 政府の支出は個人の受益に算入される支出（移転支出）と個人の受益に算入されない支出（非移転支出）と分類される。移転支出には社会保障給付費が、非移転支出には政府消費、政府投資などが含まれる。

8) 消費税は単一の税率であり、その負担額は消費支出額に比例するといえるため、妥当な方法と考えられる。

表1 政府収支の配分基準

		配分基準	配分に用いた資料	
生産・輸入品に課される税（受取）	固定資産税	住宅・宅地資産額	平成26年全国消費実態調査	
	消費支出に対する課税（消費税等）	消費支出額	平成26年全国消費実態調査	
(控除) 補助金（支払）		消費支出額	平成26年全国消費実態調査	
財産所得（受取）		家賃地代+負債現在高×3%	平成26年全国消費実態調査	
財産所得（支払）		財産収入	平成26年全国消費実態調査	
所得・富等に課される経常税（受取）	労働所得分	勤め先収入〔就業率で修正〕	平成26年全国消費実態調査	
	資本所得分	貯蓄現在高	平成26年全国消費実態調査	
社会負担（受取）	年金	勤め先収入〔就業率で修正〕	平成26年全国消費実態調査	
	医療	勤め先収入〔就業率で修正〕	平成26年全国消費実態調査	
	その他	勤め先収入〔就業率で修正〕	平成26年全国消費実態調査	
その他の経常移転（受取）		均等	平成22年国勢調査	
現物社会移転以外の社会給付（支払）	年金	公的年金給付	平成26年全国消費実態調査	
	医療	1人あたり医療費	平成22年度 国民医療費	
	その他	社会保障給付－公的年金給付	平成26年全国消費実態調査	
その他の経常移転（支払）		消費支出額	平成26年全国消費実態調査	
最終消費支出	(1) 現物社会移転（個別消費支出）	医療	1人あたり医療費	平成22年度 国民医療費
		教育	1人あたり学校教育費	文部統計要覧 平成25年版
		その他	社会保障給付－公的年金給付	平成26年全国消費実態調査
	(2) 現実最終消費（集合消費支出）	均等	平成22年国勢調査	
資本移転（受取）	資本税（＝相続・贈与税）分	受贈金	平成26年全国消費実態調査	
	その他	均等	平成22年国勢調査	
(控除) 資本移転（支払）		均等	平成22年国勢調査	
総固定資本形成		均等	平成22年国勢調査	
(控除) 固定資本減耗		【配分せず】		
在庫品増加		均等	平成22年国勢調査	
土地の購入（純）		均等	平成22年国勢調査	

て税率8%、10%のもとでの消費税負担額を算出している<sup>9)</sup>。

そのうえで当初の予定通りに2017年4月1日に消費税率が10%の引き上げられた場合の各世代の生涯消費税負担額の推計を行い、これと消費税率の引き上げが2019年10月に延期された場合の各世代の生涯消費税負担額の推計とを比較することで、消費税率引き上げの延期による影響について考察する。

## 4 推計結果

### 4.1 基本ケース

最初に、当初の予定通り2017年4月に消費税率を現在の8%から10%へと2ポイント引き上げた

9) もちろん年の途中で税率変更については、その分調整を行っている。

表2 基本ケース (2017年4月以降, 消費税率10%) (千円)

2010年時点の年齢	負担	受益	純負担
0	22710.3	12480.0	10230.4
5	26736.3	13518.0	13218.3
10	31479.9	15473.5	16006.4
15	35122.2	17214.8	17907.4
20	39989.5	19772.4	20217.1
25	42703.0	22607.8	20095.3
30	43445.8	24443.2	19002.6
35	42871.9	25160.4	17711.5
40	40629.1	23817.0	16812.2
45	37209.2	23637.1	13572.1
50	32148.8	24907.7	7241.1
55	25365.5	27653.2	-2287.7
60	18075.0	31356.3	-13281.3
65	13356.6	32850.0	-19493.4
70	10154.3	30360.8	-20206.4
75	7962.4	26330.2	-18367.8
80	5786.7	21774.9	-15988.2
85	3671.1	15917.3	-12246.2
90	1768.0	8867.0	-7099.0
将来世代	-	-	72136.4
世代間不均衡 (%)			605.1%
世代間不均衡 (絶対額)			61906.0

注：経済成長率は1.5%，利子率は5.0%と仮定。世代間不均衡 (%) は将来世代の追加負担額をゼロ歳世代の生涯純負担額で除したものである。

出所：筆者推計。

ときの世代会計を推計する<sup>10)</sup>。これを「基本ケース」と呼ぶ。推計結果を表2に示す。

当初の予定通り2017年4月に消費税率引き上げが実施されたとした場合の政府の潜在的債務残高は約1,472兆円と推計された。これは2010年時点の政府の純債務残高 (= 金融資産 - 負債, 約543兆円) の約2.7倍である。すなわち, 予定通り消費税率の引き上げが行われたとしても, 大きな潜在的債務残高が存在することがわかる。

世代会計では, この政府の潜在的債務をすべて将来世代が追加負担の形で負担するとみなす。つまり, 世代会計においては政府の異時点間の予算制約式が最終的に満たされることを前提とし

10) 世代会計では基準となる年の受益・負担構造を前提として, それが今後も継続するものとして推計を行うが, 法律等すでに決定されている政策変更等についてはその影響を考慮することになっている。本研究の世代会計では, 平成6年, 12年の年金改正による支給開始年齢の引き上げ, 平成16年の年金改正による保険料水準の引き上げ, マクロ経済スライドの導入による影響について反映している。

て、現在世代（現在生存している世代）には現行の税・社会保障制度等，現行政策が適用され，この先送りされた政府債務（政府の潜在的債務残高）はこれから生まれてくる世代である将来世代がすべて負担するとの仮定が置かれる。

計算の結果，将来世代1人あたりの追加負担額は6,191万円と推計された。したがって，現在世代（ゼロ歳世代）の生涯純負担額1,023万円に対して，将来世代の生涯純負担額は7,214万円となり，世代間不均衡の大きさは605.1%になることがわかった。この605.1%という数字は将来世代が現在世代（ゼロ歳世代）に比べて，約7倍の生涯純負担に直面するということを意味している。

以上の通り，仮に当初の予定通り2017年4月に消費税率の8%から10%への引き上げが行われたとしても，日本には大きな世代間不均衡が存在するということが世代会計による分析によって明らかにされる。

## 4.2 延期ケース

次に，消費税率の引き上げが2019年10月に延期された場合の世代会計を推計する。これを「延

表3 延期ケース（2019年10月以降，消費税率10%）

(千円)			
2010年時点の年齢	負担	受益	純負担
0	22695.4	12480.0	10215.4
5	26706.4	13518.0	13188.4
10	31434.4	15473.5	15960.9
15	35063.4	17214.8	17848.6
20	39913.3	19772.4	20140.9
25	42614.6	22607.8	20006.8
30	43343.9	24443.2	18900.7
35	42764.1	25160.4	17603.7
40	40510.5	23817.0	16693.5
45	37083.1	23637.1	13446.0
50	32028.4	24907.7	7120.7
55	25259.6	27653.2	-2393.6
60	17980.6	31356.3	-13375.8
65	13274.4	32850.0	-19575.6
70	10085.5	30360.8	-20275.2
75	7898.7	26330.2	-18431.5
80	5731.9	21774.9	-16043.0
85	3639.4	15917.3	-12277.9
90	1768.0	8867.0	-7099.0
将来世代	-	-	72447.9
世代間不均衡（%）			609.2%
世代間不均衡（絶対額）			62232.5

注：経済成長率は1.5%，利率率は5.0%と仮定。世代間不均衡（%）は将来世代の追加負担額をゼロ歳世代の生涯純負担額で除したものである。

出所：筆者推計。

期ケース」と呼ぶ。推計結果を表3に示す。

すでに述べた通り、2016年6月1日、消費税率の（10%への）引き上げを2年半延期することが安倍晋三・内閣総理大臣によって表明された。これによって消費税率10%への引き上げ時期は2017年4月から2019年10月へと（再）延期されたのである。そこで、ここでは2019年9月まで8%の消費税率が維持され、10月以降、10%に引き上げられるとしたときの政府の潜在的債務残高、各世代の純負担額を推計した。

その結果、政府の潜在的債務残高は基本ケースから11兆円増加し、約1,483兆円と推計された。また、各世代の純負担額は表3に示されている通りとなり、これを基本ケース（表2）と比較すると、消費税率の10%への引き上げが2年半延期されることで現在世代の純負担額が減少していることがわかる。すなわち、各世代の純負担額は90歳世代を除き、すべての世代で小さく（負担は軽く）なっている。ただし、その負担額の変化の大きさは（負担が軽くなる程度は）、年齢が高くなるほど大きくなるが、45歳世代を境として、それ以上になると年齢が高くなるほど消費税率引き上げ延期による純負担額の減少幅は小さくなっている。

表4 参考ケース（現行消費税率8%を維持）

（千円）

2010年時点の年齢	負担	受益	純負担
0	21922.8	12480.0	9442.9
5	25852.1	13518.0	12334.1
10	30504.3	15473.5	15030.7
15	34120.6	17214.8	16905.8
20	38962.8	19772.4	19190.4
25	41668.7	22607.8	19060.9
30	42428.0	24443.2	17984.7
35	41896.6	25160.4	16736.2
40	39720.0	23817.0	15903.0
45	36397.8	23637.1	12760.7
50	31454.1	24907.7	6546.4
55	24789.2	27653.2	-2864.0
60	17609.2	31356.3	-13747.1
65	12994.6	32850.0	-19855.4
70	9881.4	30360.8	-20479.4
75	7769.9	26330.2	-18560.3
80	5672.2	21774.9	-16102.7
85	3636.2	15917.3	-12281.0
90	1768.0	8867.0	-7099.0
将来世代	-	-	74562.9
世代間不均衡（%）			689.6%
世代間不均衡（絶対額）			65120.0

注：経済成長率は1.5%、利子率は5.0%と仮定。世代間不均衡（%）は将来世代の追加負担額をゼロ歳世代の生涯純負担額で除したものである。

出所：筆者推計。

他方、将来世代1人あたりの追加負担額は6,223万円となり、現在世代（ゼロ歳世代）の生涯純負担額1,022万円に対して、将来世代の生涯純負担額は7,245万円となり、世代間不均衡の大きさは609.2%（基本ケースと比べて4.1ポイント増加）となった。つまり消費税率引き上げの延期が現在世代の負担を減らし、将来世代の負担を増やしている、すなわち世代間不均衡（世代間格差）を拡大していることがわかる。なお、金額でみると、消費税率引き上げの延期によって、将来世代1人あたりの生涯純負担額は約31万円増加している。

### 4.3 参考ケース

さらに「参考ケース」として、消費税率の引き上げが行われず、現在の8%の消費税率が今後とも維持されるとする場合の世代会計についても推計する。これは消費税率引き上げの「凍結」ケースとも解釈できる。推計結果を表4に示す。

現在の消費税率8%を維持した場合の政府の潜在的債務残高は約1,580兆円と推計された。また、各世代の純負担額は表4に示されている通りとなり、世代間不均衡の大きさは689.6%と推計された。基本ケースの推計結果と比較すると、これは84.5ポイントの増大であり、消費税率の引き上げは将来世代の負担を軽減し、世代間不均衡の縮小に貢献していることが明らかとなる。

### 4.4 推計結果の比較

#### 4.4.1 政府の潜在的債務残高

表5は3つのケースそれぞれにおける政府の潜在的債務残高を比較したものである。

2017年4月に消費税率を10%に引き上げた場合（基本ケース）の政府の潜在的債務残高1,472兆円に対して、消費税率の引き上げを2019年10月に延期した場合（延期ケース）の政府の潜在的債務残高は1,483兆円であり、消費税率引き上げの延期によって政府の潜在的債務は約11兆円増加する。

なお、消費税率を現行の8%のまま維持した場合（参考ケース）の政府の潜在的債務残高は1,580兆円であり、消費税率を引き上げない場合、政府の潜在的債務残高は約100兆円増加する。

表5 政府の潜在的債務残高の比較

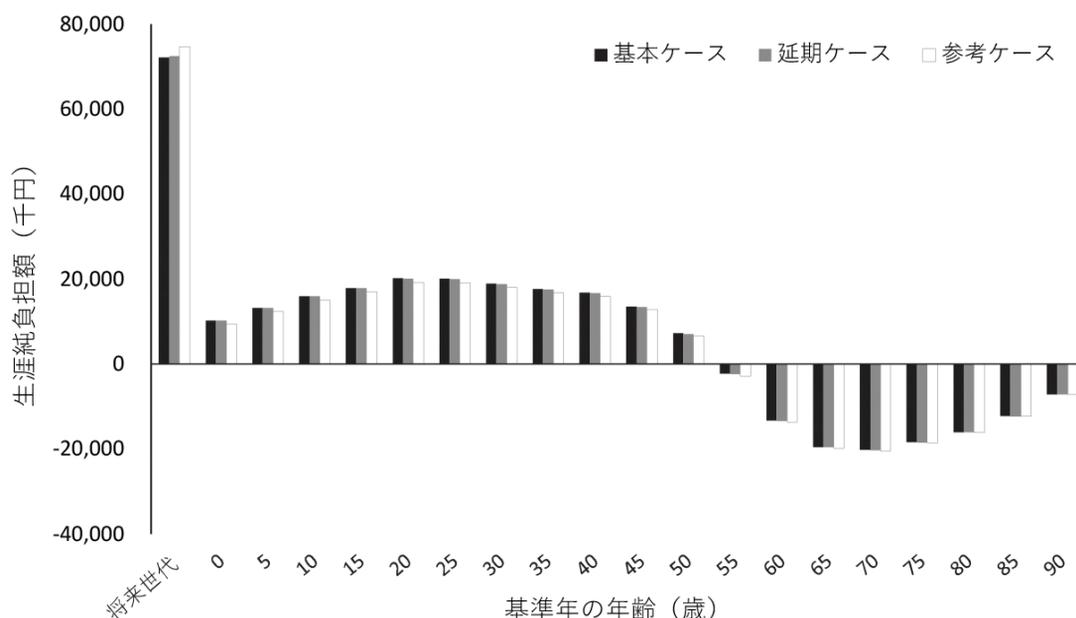
	政府の潜在的債務残高
基本ケース	1472兆4939億円
延期ケース	1483兆1756億円
参考ケース	1579兆6516億円

出所：筆者推計。

#### 4.4.2 純負担額

次に、3つのケースそれぞれにおける各世代の純負担額を比較する。図1は各世代の純負担額を並べたものである。

図1 各世代の純負担額の比較



出所：筆者推計。

現在世代の各世代の純負担額は基本ケース，延期ケース，参考ケースの順で大きい。すなわち，消費税率引き上げの延期によって現在世代の純負担額は減少している（55歳以上の世代では純受益額が増加している）。一方，将来世代の純負担額は現在世代とは逆である。参考ケース，延期ケース，基本ケースの順で大きい。すなわち，消費税率引き上げの延期によって将来世代の純負担額は増加している。

基本ケースと延期ケースを比較すると，消費税率引き上げの延期による影響は現在世代と将来世代とで異なっていることがわかる。すなわち，消費税率引き上げの延期によって，現在世代の純負担額は減少し，将来世代の純負担額は増加している。

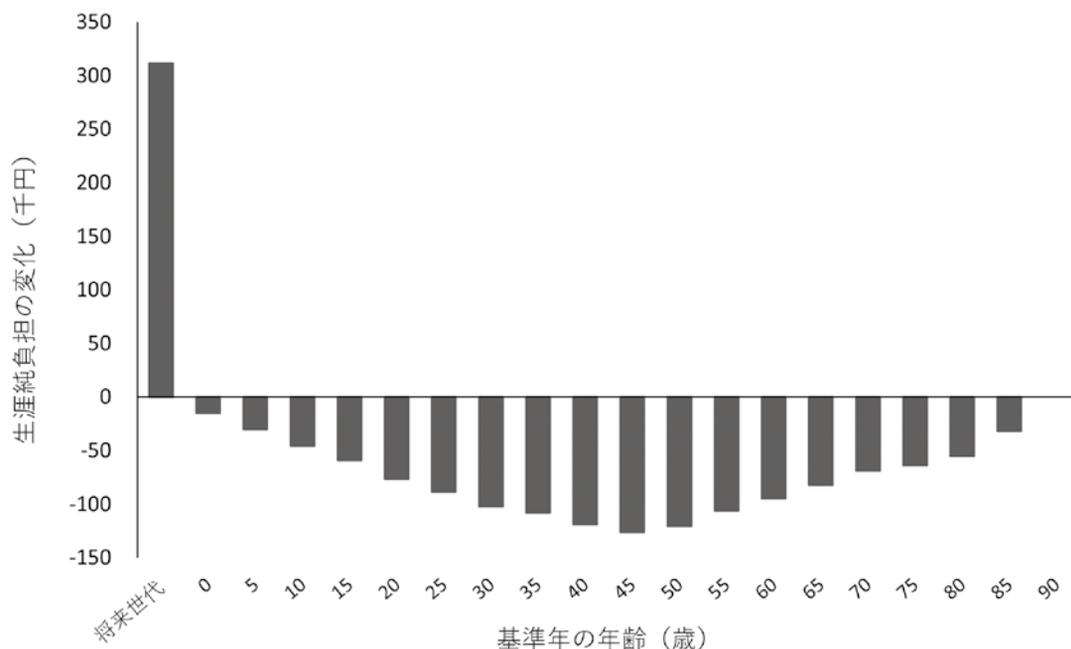
つまり，消費税率引き上げの延期（あるいは引き上げの凍結（＝「参考ケース」に該当））は現在世代の負担を軽くし，将来世代の負担を増大させることがわかる。

#### 4.4.3 各世代の純負担額の変化

それでは，消費税率引き上げの延期によってもっとも影響を受けるのはどの世代なのだろうか。消費税率引き上げの延期が各世代の純負担に及ぼした影響をみるために基本ケースの推計結果と延期ケースの推計結果を比較する。図2は基本ケースにおける各世代の純負担額と延期ケースにおける各世代の純負担額の差を示している。

図2から消費税率引き上げの延期によってもっとも影響を受けるのが将来世代であることは明白である。すなわち，消費税率引き上げの延期によって，現在世代の純負担額は（90歳世代を除

図2 消費税率引き上げ延期の影響（各世代の純負担額の変化）



出所：筆者推計。

き) すべての世代で減少しているのに対して、将来世代の純負担額は増加している<sup>11)</sup>。

消費税率引き上げの延期によって、現在世代の各世代の純負担額は0～13万円減少し、一方、将来世代の純負担額は31万円増加する。つまり、消費税率引き上げの延期が将来世代への財政負担の先送りであることが確認できる（世代間不均衡は605.1%から609.2%へと4.1ポイント拡大している）。

なお、消費税率引き上げの延期による純負担額の減少額をみると、45歳世代が最大となっている、すなわち45歳世代が消費税率引き上げの延期によってもっとも得をしているといえるが、これは次のような理由からである。

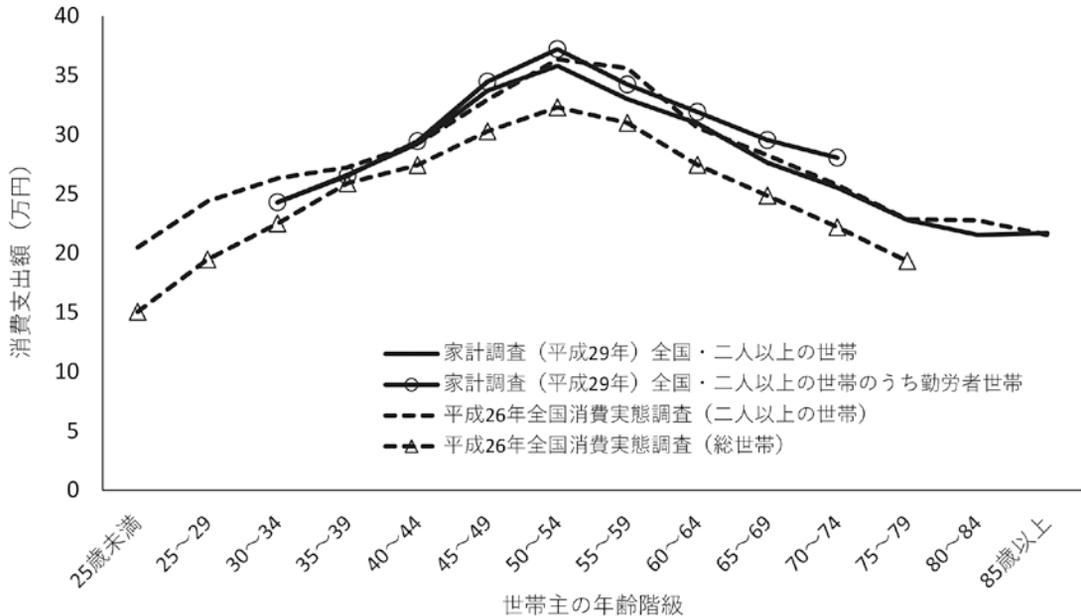
次の図3は家計調査、全国消費実態調査にもとづいて、世帯主の年齢階級別消費支出額を示したものである。ここから1ヵ月の世帯主の年齢階級別消費支出額は50歳前後でもっとも大きいことがわかる。消費税は消費支出に対して単一の税率で課税するものであるから、その負担額は消費支出額に比例するとみなすことができる。つまり、これは年齢階級別の消費税負担額は50歳前後（40～59歳）でもっとも大きくなることを意味する。

本研究で用いる世代会計では割引現在価値で評価されている。つまり、遠い時点の出来事は大きく割り引かれるが、近い時点の出来事はほとんど割り引かれることはない。

45歳世代にとっては45～59歳の間の税負担は近い時点の出来事であり、ほとんど割り引かれ

11) 90歳世代の純負担額の変化はゼロ。

図3 年齢階級別消費支出額



資料:『家計調査年報(家計収支編)平成29年(2017年)』、『平成26年全国消費実態調査』(ともに総務省統計局)より作成。

ることではない。それゆえ、45歳世代にとって、消費税率引き上げの延期は負担がさらに重くなることを回避できることを意味し、消費税率引き上げの延期による影響(恩恵)が大きくなっているのである。

## 5 軽減税率制度導入の影響についての試算

消費税率10%への引き上げにあたっては、消費税がもつ「逆進性」の影響の緩和を目的として、軽減税率制度が導入される予定となっている。当初、比較的小範囲にとどまる見込みだった軽減税率の対象はその後拡大し、酒類と外食サービスを除く飲食料品全般が含まれることになり、軽減税率の導入によって毎年の消費税収は1兆円規模で減少することが見込まれている<sup>12)</sup>。

本研究におけるこれまでの分析では軽減税率導入による影響については考慮に入れてこなかった。仮に、軽減税率導入による影響を考慮すれば、軽減税率制度によって政府の潜在的債務残高は軽減税率を導入しない場合と比べて増大することが見込まれる。これは本研究でこれまで考察してきた世代間不均衡の大きさを一層拡大することになると考えられる。そこで、ここでは軽減

12) 酒類と外食サービスを除く飲食料品全般以外では、定期購読契約にもとづく週2回以上発行される新聞が軽減税率制度の対象として含まれる(出所:『消費税の軽減税率制度に関するQ&A(制度概要編)』平成28年4月(平成30年1月改訂)、国税庁消費税軽減税率制度対応室)。また、軽減税率制度導入による減収額について、財務省は1兆円程度との統一見解を示している(『日本経済新聞』2016年1月19日付)。

税率制度による影響についても試算してみたい。軽減税率の導入が各世代の消費行動に及ぼす影響は明確ではないので、本研究では単純化し、軽減税率制度の導入による消費税収の減収分を各世代の消費税負担から一律に差し引き、その分だけ消費税負担を軽くする（小さくする）ことで軽減税率導入による影響を試算することとする。

財務省資料によれば消費税1%あたりの税収は2.7兆円程度とされる。したがって、消費税1%あたりの税収見込み額が変わらないものとするれば、今回の8%から10%への税率引き上げによって毎年5.4兆円の税収増が見込まれることになる。仮に軽減税率制度によって毎年1兆円規模の税収が減少するものとする、これは税率引き上げに伴う負担増の約19%にあたることになる<sup>13)</sup>。そこで本研究では税率引き上げによって生じた各世代の消費税負担増から毎年19%にあたる税負担が少なくなるものとして世代会計の試算を行った。推計結果は表6に示されている。

表6 軽減税率制度導入ケース

(千円)

2010年時点の年齢	負担	受益	純負担
0	22548.6	12480.0	10068.6
5	26544.1	13518.0	13026.1
10	31257.7	15473.5	15784.2
15	34884.3	17214.8	17669.5
20	39732.7	19772.4	19960.3
25	42434.9	22607.8	19827.1
30	43169.9	24443.2	18726.6
35	42599.3	25160.4	17438.9
40	40360.3	23817.0	16543.3
45	36952.9	23637.1	13315.8
50	31919.3	24907.7	7011.5
55	25170.2	27653.2	-2482.9
60	17910.0	31356.3	-13446.3
65	13221.2	32850.0	-19628.8
70	10046.7	30360.8	-20314.0
75	7874.2	26330.2	-18456.0
80	5720.6	21774.9	-16054.3
85	3638.8	15917.3	-12278.5
90	1768.0	8867.0	-7099.0
将来世代	-	-	72849.8
世代間不均衡 (%)			623.5%
世代間不均衡 (絶対額)			62781.1

注：経済成長率は1.5%、利子率は5.0%と仮定。世代間不均衡 (%) は将来世代の追加負担額をゼロ歳世代の生涯純負担額で除したものである。

出所：筆者推計。

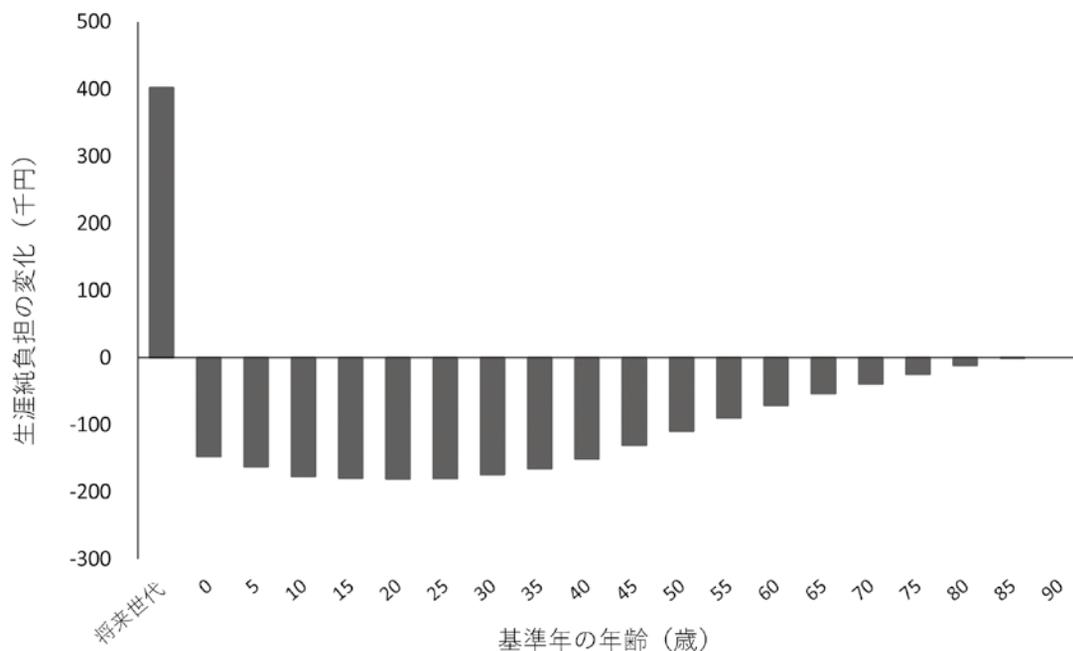
13) 約19% = 1兆円 ÷ 5.4兆円

軽減税率制度を導入した場合の政府の潜在的債務残高は軽減税率制度を導入しない場合と比べて18兆円増加し、1,502兆円と推計された。すなわち、軽減税率制度の導入によって政府の潜在的債務残高は1.2%増加する。また、軽減税率制度を導入しない場合（延期ケース）と比べて、現在世代の各世代の純負担額は0～18万円程度小さくなるが、将来世代の純負担額は40万円増加することがわかった（図4）。この結果、ゼロ歳世代と将来世代との間の世代間不均衡は14.3ポイント拡大し、623.5%となった。

つまり、ここでの試算から、軽減税率制度の導入は将来世代への負担（ツケ）の先送りを増加し、世代間の不均衡を拡大することがわかるだろう。

ただし、前述の通り、本研究における軽減税率制度の導入による影響の分析は非常に単純化されたものにとどまっている。したがって、その評価については留意する必要があることは言うまでもない。

図4 軽減税率制度導入の影響（各世代の純負担額の変化）



出所：筆者推計。

## 6 おわりに

本研究の目的は、消費税率引き上げの延期に伴い発生する財政負担を誰が（どの世代が）負うのかについて考察することであった。

本研究では2010年を基準年とする世代会計にもとづいて消費税率引き上げの延期に伴い発生す

る財政負担について推計した。その結果、消費税率引き上げの延期によって、政府の潜在的債務残高は約11兆円増加するとの推計結果が得られた。これは消費税率の引き上げが延期されることによって、(90歳世代を除く)すべての現在世代で純負担が減少することが原因である。つまり、消費税率引き上げの延期が将来への財政負担の先送りであることを意味している。

本研究における推計では、現在世代の純負担額は0～13万円減少する。一方、将来世代1人あたりの純負担は約31万円増加する。また、これにより、世代間不均衡は当初の予定通り2017年4月に消費税率引き上げが実施されたとした場合の605.1%から609.2%へと4.1ポイント拡大する。

もちろん、2年半の税率引き上げの延期であるから、1人あたりの純負担額の変化はけっして大きなものとはいえないが、本研究の分析から、消費税率引き上げの延期は将来世代への財政負担の先送りを意味し、世代間格差(世代間不均衡)を拡大させるということが確認できる。

### 参考文献

- Auerbach, Alan J., Jagadeesh Gokhale and Laurence J. Kotlikoff (1991), "Generational Accounts: A Meaningful Alternative to Deficit Accounting," in David Bradford (ed.), *Tax Policy and the Economy*, Volume 5, Cambridge, MA: The MIT Press, pp.55-110.
- Auerbach, Alan J. and Laurence J. Kotlikoff (1999), "The Methodology of Generational Accounting," in Alan J. Auerbach, Laurence J. Kotlikoff and Willi Leibfritz (eds.), *Generational Accounting around the World*, Chicago: The University of Chicago Press, pp.31-41.
- 小黒一正 (2016) 「数字は語る 世代会計が浮き彫り 消費増税再延期で将来世代への負担増」『週刊ダイヤモンド』104 (25), 2016年6月25日号, p.26.
- 佐藤康仁 (2013) 「2005年と比較した2010年の日本の世代間不均衡」, 『経済学論集』(東北学院大学), 第181号, pp.43-61.
- 佐藤康仁 (2014) 「経済成長率, 利子率と世代会計: 感応度分析」, 『経済学論集』(東北学院大学), 第182号, pp.125-139.
- 佐藤康仁 (2016) 「世代間格差」, 野崎明 (編著), 前田修也・熊沢由美・佐藤康仁・阿部裕二・楊世英・千葉一 (著) 『格差社会論』同文館出版, 第3章, pp.61-88.
- 島澤諭 (2013) 『世代会計入門—世代間格差の問題から見る日本経済論』日本評論社。
- 島澤諭 (2016) 「消費税率引き上げ再延期が世代間格差に与える影響に関する試算～再延期のコストを負担するのはどの世代か?～」, <https://news.yahoo.co.jp/byline/shimasawamanabu/20160531-00058302/>, 2016年5月31日。
- 増島稔・田中吾朗 (2010) 「世代間不均衡の研究I～財政の持続可能性と世代間不均衡～」, ESRI Discussion Paper Series, No.246.
- 水谷剛 (2013) 「世代会計の手法面の展開と類型」, 『滋賀大学経済学部研究年報』, 第20巻, pp.23-40.
- 水谷剛 (2016) 「世代会計における受益・負担の世代間分配手法の頑健性の検証」, 『彦根論叢』, 第408号, pp.34-51.

- 吉田浩（2006）「世代間不均衡と財政改革—世代会計アプローチによる2000年基準推計結果」, 高山憲之・斎藤修（編）『少子化の経済分析』東洋経済新報社, pp.173-196.
- 吉田浩（2008）「世代会計による世代間不均衡の測定と政策評価」, 貝塚啓明+財務省財務総合政策研究所（編著）『人口減少社会の社会保障制度改革の研究』中央経済社, pp.257-296.
- 吉田浩（2016）「(経済教室) 世代会計で考える（上）消費増税延期, 「将来」に重荷」, 『日本経済新聞』2016年4月27日付。

# アダム・スミス・コレクションの性質と書誌に関する一考察

高橋秀悦\*

## はじめに

東北学院大学図書館蔵のアダム・スミス・コレクションは、*The Theory of Moral Sentiments* (1759年の初版から1880年のnew editionまでの10シリーズ及び1817年のアメリカ版・1830年のフランス語版第2版)、*An Inquiry Into the Nature and Causes of the Wealth of Nations* (1776年の初版から1863年のnew edition revisedまでの32シリーズ、1790年から1859年までのフランス語版7シリーズ及び1861年・1933年のドイツ語版)、*Essays on Philosophical Subjects* (1795年ダブリン初版)、及び*The Works of Adam Smith* (1811-1812年版)から構成されている<sup>1)</sup>。加えて、本学には遠藤和朗先生を中心に収集してきたアダム・スミス関連の稀少図書等も多数あることから(遠藤(1985)、(2001)を参照のこと)、本稿では、これらも含めた「広義」のアダム・スミス・コレクションを論考の対象とする。

アダム・スミスの著作は、周知の*The Theory of Moral Sentiments*と*An Inquiry Into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*に尽きる(以下、それぞれ、『道徳感情論』、『国富論』と呼ぶ)。スミスは、1790年に逝去するが、死の直前にあらゆる草稿を焼却させたと伝えられているが、『*Essays on Philosophical Subjects*』(『哲学論文集』)は焼却から免れ、1795年に出版された遺著である。このほかスミスの著作として残されているものは、『*The Life of David Hume, Esq.*』(『ヒュームの生涯』)に採録されたスミスの手紙や、国富論草稿、雑誌に掲載された数編の論文、数冊の講義ノート(グラスゴー大学での講義とエジンバラでの公開講義に関する学生等による筆記録)、ハミルトン詩集への短い序文、アメリカ問題に関する覚書、数通の手紙等に過ぎない。

こうしたスミスの著作の希少性に着目すると、その中心となる『道徳感情論』と『国富論』の書誌探求は、スミスの思想の本質や考え方の神髄に迫るものではないことは明らかであるが、彼の著作の外延的發展過程や普及過程を知る上できわめて重要である。とりわけ、『国富論』は、1776年にロンドンで発行されてまもなく、ダブリンでも発行され、ドイツ語翻訳版も発行されている。その後も、各地で次々に非正規版が発行される状況になっていたからである。

\*アダム・スミス研究の第一線でご活躍された遠藤和朗先生のご退職にあたり、ご厚誼を賜りましたことに対して、アダム・スミス・コレクションに関するこの書誌的考察を捧げます。また、本稿を作成するにあたり、馬場幸栄氏(一橋大学社会科学古典資料センター助教)、大胡真人氏(OAGドイツ東洋文化研究会シーボルト・ゼミナール・コーディネーター)、石井美樹氏・太田潤氏(明星大学図書館)、及び小野寺洋子氏(東北学院大学図書情報課)・坂本藍氏(東北学院大学図書館)には、資料閲覧等に関し、多大なる助力を賜りました。また、栗林野一氏(東北学院大学研究機関事務課)には、写真撮影等のご協力をいただきました。ここに記して感謝申し上げます。

1) この「狭義」の東北学院大学図書館蔵のアダム・スミス・コレクションは、遠藤和朗先生を研究代表者とし、平成12(2000)年の文部省私立大学研究設備整備費助成を受け、3,570万円(各版55点、計138冊)で購入したものである。

本稿の主たる目的は、東北学院大学図書館のアダム・スミス・コレクションに収められた貴重書を、書誌的に、時系列的に考察することによって、その性質と特徴を明らかにすることにある。また、本稿の従たる目的は、1) J. タッシーによるアダム・スミスの肖像メダリオンと出版物との関係、2) 『国富論』初版の校合違いの問題、3) 著作権をめぐる諸問題について考察することにある。

これらの目的を達成するために、第1節～第13節では、『国富論』についての書誌的考察を行っている。『国富論』の文献学的意義（第1節）、『国富論』の日本国内での所蔵状況（第2節）、本学所蔵の『国富論』初版の特徴（第3節）、他大学所蔵のバリエーションと変造本（第4節）、本学所蔵1776年ダブリン版との比較（第5節）、出版事業としての『国富論』（第6節）、A. リンカーンの署名入り本学所蔵フィラデルフィア版（同じく第6節）、出版事業としての『国富論』（第7節）、著作権と出版競争（第8節）、ゴールドスミス・クレス文庫所蔵書と本学所蔵書との関係（第9節）、『国富論』1863年版と『経済説略』（第10節）、我が国最初の『国富論』翻訳、人間関係あれこれ（第11節）、『国富論』海外翻訳版（第12節・第13節）等のトピックを通して、本学のアダム・スミス・コレクションの性質と特徴を明らかにする。

第14節は、『道徳感情論』についての書誌的考察を行うとともに、日本国内での所蔵状況にも言及している。第15節は、『哲学論文集』、『アダム・スミス著作集』等についての書誌的考察を行っている。

これらの考察の結果、『国富論』初版第1巻の日本国内での所蔵数は、36大学49冊であることや『道徳感情論』初版の所蔵数は、19大学・24冊であることが判明した。また、1779年の『国富論』スウェーデン語版は、ゴールドスミス・クレス文庫にも収められておらず、日本国内では本学図書館のみが所蔵していることも判明した。

これらの知見にとどまらず、本稿の第8節、第12節及び第15節では、本学図書館所蔵の「J. タッシーによるアダム・スミスの肖像メダリオン（1787年制作）」の書誌的な意味を探求している（ちなみに、2007年3月から、イギリス20ポンド紙幣には、タッシーのメダリオンをもとにしたスミスの肖像が印刷されている）。

さらに、本稿では、複数の『国富論』初版を比較すると、これらに校合・製本の違いが見られることから、第3節ではこれについて考察している。さらに、第8節等において、アン女王法による著作権保護と著作権切れ後の出版者の事業者的対応についての試論も展開している。

## 1. 『国富論』初版～第6版等の文献学的意義

『国富論』の初版は、スミスのスコットランド人の友人ウィリアム・ストラーンによってロンドンで印刷された。平易な文章で書かれ、また、当時としては衝撃的な著作の内容ということもあって、印刷された500部（一説に1,000部）は完売された<sup>2)</sup>。好調な売れ行きから、ロンドン以外でも印刷・出版されるようになり、アイルランドのダブリンでも非正規版も出版されるに至った。

2) 500部発行は、Todd (1976), p.15による。1,000部発行は、三邊 (1940), 水田 (1968) のp.160及び遠藤 (1985) による。

『国富論』は、スミスの存命中に、1776年の初版から1789年の第5版までが刊行され、第6版は、スミス自身が校正を行ったものの、逝去翌年の1791年に刊行されたものである。しかしながら、『国富論』の売れ行きの好調さから、スミスの存命中でも、各地で非正規版の『国富論』が刊行されていたのである。

第7版以降は、スミスが決して目を通すことがなかった刊行物であるが、1805年の第11版までは、ロンドンの同じ版元から出版された。第11版には、プレイフェアによって、注、補章、スミスの伝記がつけられた。これ以降は、当時の高名な経済学者による注や伝記や解説等がつけられ、ロンドン以外の各地でも出版されるようになる。

こうして、各地でバージョンの異なる『国富論』が刊行されるに至ると、スミス研究者にとっては、どれが正しい『国富論』なのか、どれを定本とすべきかが問題となる。

1904年9月、E. Cannanは、(正規版の)初版から第5版までのバリエーションを比較考察し、スミス生前の最後のバージョンとなった「第5版」を底本として、キャンナン版『国富論』を刊行した。

また、『国富論』の初版刊行200年後の1976年、R.H. CampbellとA.S. Skinnerは、W.B. Toddの助力を得て、(正規版の)初版から第6版までの『国富論』と第2版増補版を対象として種々のバリエーションを比較考察した。そして、この考察に基づき大幅な改定が行われた「第3版」を底本とする1976年のグラスゴー版『国富論』を刊行した。

グラスゴー版の比較対象は、大英図書館、オックスフォード大学ボドリアン図書館<sup>3)</sup>、グラスゴー大学、オーストラリア国立図書館、ニューヨーク公共図書館、プリンストン大学、テキサス大学オースティン校の7つの機関の49冊である(第1表)。この7つの機関が、第1表に記載された冊数以上の『国富論』を所蔵している可能性は残るが、『国富論』の文献的研究のためには、こ

第1表 グラスゴー版(1976年)の考察対象の『国富論』の冊数

図書館・大学名	初版	第2版	第3版	第4版	第5版	第6版	第2版増補版	合計
大英図書館	1	1	1	1	1		1	6
オックスフォード大学ボドリアン図書館	1		1	1		1		4
グラスゴー大学	3	1		3	2		1	10
オーストラリア国立図書館	1	1	2	1		2	1	8
ニューヨーク公共図書館	5	1	1	1		1	1	10
プリンストン大学	3						1	4
テキサス大学オースティン校	2	1	1	1	1	1		7
合計	16	5	6	8	4	5	5	49

(出所) グラスゴー版『国富論』, p.61の注1

3) オックスフォード大学の図書検索システムSOLO (SEARCH OXFORD LIBRARIES ONLINE) で検索すると、オックスフォード大学の各図書館を統括する「ボドリアン図書館」蔵の『国富論』初版は、1980年にオールソール・カレッジ図書館に返却されたこと、また、ニュー・カレッジ図書館でも初版を1セット所蔵していることが分かる(2018年12月現在)。従って、オックスフォード大学としては『国富論』初版を2セット所蔵していることになる。

の数量で十分であることをグラスゴー版は示唆しているのである。

## 2. 日本の大学図書館の『国富論』の所蔵状況

### 2.1 『国富論』初版～第6版等の所蔵状況

グラスゴー版の比較対象となった機関と比較して、日本の大学図書館の『国富論』の所蔵状況は、どのようになっているのか？

第2表は、2018年末の『国富論』の初版～第6版、1776年ダブリン版および1776年ドイツ語版について日本国内の所蔵状況を整理したものである。第2表には、一橋大学と慶應義塾大学を双極として、東京大学、千葉大学、名古屋大学、京都大学、大阪大学、神戸大学、九州大学の8国立大学、中央大学、専修大学、東京経済大学、成城大学、明星大学、福山大学、大阪商業大学及び東北学院大学の9私立大学の17大学がリストアップされている。

この第2表の上部は、国立情報学研究所（NII）のCiNii検索・各大学図書館等のOPAC等の検索から整理したものである。まず、『国富論』各版について国立情報学研究所のCiNii検索を行い、次に、抽出された大学図書館ごとに（CiNii検索とリンクしている）各大学図書館等のOPAC等を利用して、大学別の『国富論』初版～第6版の「第1巻」の所蔵冊数を確認した。この確認作業から、初版～第6版をおおむね所蔵する大学は、10大学であることが明らかになった（第2表の「国立情報学研究所CiNii検索」欄には、この10大学名を明示した）。初版～第6版のうち1冊、あるいは数冊を所蔵する大学については、第2表の上部に「その他の大学」として一括して所蔵数を表示した。北海道大学、東北大学、小樽商科大学、埼玉大学、明治大学、立教大学、同志社大学、関西大学等は、これに該当する（詳細は、第2.2節を参照のこと）。

上のCiNii検索によって抽出できなかった大学については、『国富論』を所蔵しているものと想定される大学に見当をつけて各大学のOPAC等により確認した（したがって、第2表以外にも『国富論』を所蔵する大学がある可能性も否定はできない）。

個別の大学のOPAC等による確認作業の結果、各バージョンをおおむね所蔵している大学は、慶應義塾大学から東北学院大学までの7大学であった（第2表の下部を参照のこと）。この7大学以外の大学については、「その他の大学」として整理・区分した。ここには、大阪市立大学術総合センターと早稲田大学が入る（早稲田大学は、『国富論』第3版を1冊所蔵している）。

『国富論』の書誌学的研究のためには、単一の図書館が第1表のような冊数を所蔵していれば、ほぼ十分である。第2表からは、一橋大学と慶應義塾大学の所蔵数が、世界的に見ても冠たるものであることが分かる。また、この2大学以外の、第2表にリストアップされた日本の15大学も、第1表の機関の所蔵数と遜色がなく、書誌学的研究に十分な数量を所蔵していることが状況にあることが分かる。

### 2.2 日本の『国富論』初版の所蔵状況

『国富論』は、経済学の古典の中では、第一級の内容が書かれている。とりわけ、初版は、印刷・

製本等においても第一級の書籍である。また、初版の装幀が醸し出す風格から、スミス研究者ばかりではなく、コレクターの間でも羨望的になり、稀覯本をしての人気の高い。こうしたことから、日本には、初版500部（一説に1,000部）のうちほぼ1割があるとも言われていたのである。

これを確認するために、「CiNii検索」をかけると、追手門学院大学、大阪大学、大阪府立中央図書館、小樽商科大学、鹿児島大学、関西大学、京都外国語大学、京都大学、神戸大学、埼玉大学、札幌学院大学、成城大学、東京大学、東北大学、同志社大学、長崎大学、名古屋大学、一橋大学、放送大学、宮崎大学、明治大学、横浜国立大学、立教大学、さらに秋田大学、久留米大学、福山大学、和歌山大学、九州大学の28大学等が抽出され、また、「CiNii検索外」のOPAC等の検索では、慶應義塾大学、中央大学、専修大学、東京経済大学、明星大学、大阪市立大学術総合センター（福田文庫）、大阪商業大学、東北学院大学の8大学が初版所蔵館として抽出される。各大学別に所蔵冊数も確認すると、この36大学等で49冊に上る。ただし、大阪市立大学術総合センター（福田文庫）所蔵の2セットのうち、1セットには疑義がある。これについては、後述する。

第2表 『国富論』 国内17大学の所蔵状況

	大学名	初版 1776年	第2版 1778年	第3版 1784年	第4版 1786年	第5版 1789年	第6版 1791年	ダブリン版 1776年	ドイツ語版 1776年	合計
国立情報学 研究所 CiNii 検索	東京大学	1	1	2	1	1	1	1	1	9
	一橋大学	6	2	2	2	1	1	1	2	17
	千葉大学		1	1	1	1	1	1		6
	名古屋大学	2		1	1	1	1		1	7
	京都大学	1	1	1	1	1	1	2		8
	大阪大学	1	1	1	1	1	1	1	1	8
	神戸大学	1	1	1	1	1			2	7
	九州大学	1		1	1	1		1		5
	成城大学	2	1	1	1	2	2			9
	福山大学	1	1	1	1	1	1	1		7
その他の大学	19	2	2	6	2	3	3	1	38	
国立情報学 研究所 CiNii 検索 外	慶應義塾大学	3	3	2	1	2	2	3	2	18
	中央大学	1	1	1	1	1	1			6
	専修大学	1	1	1			1	1		5
	東京経済大学	2	1	1	1	1	1	1		8
	明星大学	2	1	1	1	1	1	1		8
	大阪商業大学	1	1	1	1	1	1			6
	東北学院大学	2	1	1	1		1	1	2	9
	その他の大学	2	1	1						4
合計	49	21	23	23	19	20	18	12	185	

(注1) 表の数字は、『国富論』の各版第1巻の所蔵数である。

(注2) 表の『国富論』初版のうち1冊について、疑義がある（第4節を参照のこと）

このように、まさに風説の通りに、日本には初版500部の1割があったのである。経済学分野ではもっとも古い書のひとつであること、経済学を学問的に体系化し、現実の政策への応用を志向した初めての書であること、「近代経済学の父」と呼ばれるようになったアダム・スミスへの畏敬の念、そして外国と比して日本のスミス研究が盛んで研究水準も高いこと等が、各大学の経済学部をして初版収集に駆り立てたものと見られる。このように、今や、日本の大学図書館にとって、『国富論』初版は、もはやレアものではなく、あって当たり前のものになっている。

### 3. 東北学院大学図書館所蔵の『国富論』初版

#### 3.1 初版：5冊の1776年版

上で述べたように『国富論』初版は、36大学等で49冊が所蔵されているが、複数冊を所蔵する大学は、一橋大学（6セット）、慶應義塾大学（3セット）、名古屋大学（2セット）、大阪市立大学（2セット）、成城大学（2セット）、東京経済大学（2セット）、明星大学（2セット）及び東北学院大学（2セット）の8大学にとどまっている。

『国富論』初版が刊行された1776年には、ダブリンで非正規版が発行され、ライプツィヒではドイツ語翻訳版も発行されている。文献学的には、いずれも重要なものである。第2表を見ると、ダブリン版とドイツ語版の両方を所蔵する大学は、一橋大学（それぞれ1セットと2セット）、東京大学（各1セット）、大阪大学（各1セット）、慶應義塾大学（それぞれ3セットと2セット）及び東北学院大学（それぞれ1セットと2セット）の5大学にとどまっている。

このように、東北学院大学は、『国富論』初版2セット、ダブリン版1セット、ドイツ語版2セットを所蔵しており、1776年に刊行された『国富論』の所蔵数は、一橋大学や慶應義塾大学に次ぐ。

#### 3.2 2種類の『国富論』初版

##### 3.2.A 原裝アンカット版と仔牛皮背表紙版

東北学院大学図書館所蔵の『国富論』初版（ロンドン発行）は、

「ブルー・グレーの厚紙表紙の原裝アンカット版（横23.5cm×縦30cm）」

「仔牛皮背表紙の製本版（横22cm×縦27.5cm）」

の2種類である。

出版者は、ともに、

PRINTED FOR W.STRAHAN; AND T.CADELL, IN THE STRAND

すなわち、W.ストラーンとT.カデルである。

1776年グラスゴー版の書誌情報によれば、『国富論』初版は、1776年3月9日にロンドンにおいて、価格1ポンド16シリングで発行された（p.61）。大きさは「4°」、すなわち、「四つ折り版（横24cm×縦30.5cm程度）」で、「ブルー・グレーの厚紙表紙」または「マーブルの厚紙表紙」であった。本学の「原裝アンカット版」の「大きさ」や表紙の「色や作り」とも、ほぼ一致している。「原裝アンカット版」は、基本的には4葉（8ページ分）が1セットとして印刷され、（下部は開いてい

るものの2葉の上部は袋状になったままで仮製本されたものである。通常、「原装アンカット版」の購入者は、上部や下部を2～3cm幅で裁断し、「仔牛皮背表紙」をつけ、金箔の背文字を入れて製本する。本学所蔵の2冊目の『国富論』は、まさにこのタイプである。

### 3.2.B 書誌情報

これまで『国富論』初版に関する書誌情報をあまり紹介してこなかったので、ここで詳しく言及する。

周知のように『国富論』初版は、2分冊で発行された。この初版第1巻の目次には、第2巻までのすべての目次が掲載されていたが、第1巻には、第3編第4章までが所収されていた。

『国富論』初版第1巻は、表題 (iページ)、道徳感情論第4版のお知らせ (iiページ)、目次 (iii-xiページ)、空白ページ (xiiページ) から始まり、本文に入る。「本文」は、1ページから510ページまでであり、最後の2ページが空白ページとなっている。

「本文」の偶数ページの「ヘッダー」には、「THE NATURE AND CAUSES OF」と印刷され、「左側の上」には「ページ番号」と「編番号 (例えば、第1編ならば、BOOK.I)」が印刷されている。また、奇数ページの「ヘッダー」には、「THE WEALTH OF NATIONS」と印刷され、「右側の上」には「ページ番号」と「章番号 (例えば、第10章ならば、CHP.X)」が印刷されている。

「本文」の「最下行 (フッター)」には、例えば、1ページ (1葉目) には「VOL.I B with」、2ページには「distributed」、3ページ (2葉目) には「B2 out」のように印刷されている。

「with」、「distributed」や「out」は、次のページが、「with」、「distributed」や「out」から始まることを意味している。

### 3.2.C 校合

これらを要約的に表示すると、第1巻の校合 (丁数・ページ付け) は、

$$A^4 a^2 B-L^4 M^4(\pm M3) N-P^4 Q^4(\pm Q1) R-T^4 U^4(\pm U3) X-2Y^4 \\ 2Z^4(\pm 2Z3) 3A^4(\pm 3A4) 3B-3N^4 3O^4(\pm 3O4) 3P-3T^4$$

i タイトル, ii 道徳感情論第4版のお知らせ, iii-xi 目次, xii 空白ページ,

1-510 本文, 511-512 空白ページ

となる (グラスゴー版のp.61及びTodd (1976) のp.3)。

この「折記号」は非常に暗号めいている。ファクシミリ版「解説」に簡単な説明もあるが (pp.38-39)、印刷製本の関係者以外には分かりにくいので、ここで簡単に説明しておこう。

1ページの「VOL.I B with」の「B」は、第1巻の「B」セクションを示している。「B」セクションは、8ページまでの「4葉」である (これを「折記号」で示すと「B<sup>4</sup>」なる)。次の9ページの「最下行」には、「VOL.I C of」と印刷されており、「C」セクション (9～16ページまで) の4葉を示している。以下同様にして、「Z」まで続く (ただし、「J」、「V」、「W」は欠番である)。「Z」の次の記号は、「Aa」である。「Aa」から「Zz」まで続く (ただし、「Jj」、「Vv」、「Ww」は欠

番である)。上の「折記号」の「 $2Y^4$ 」や「 $2Z^4$ 」は、「 $Yy$ 」や「 $Zz$ 」を意味し、いずれも「4葉」であることを表している。「 $Zz$ 」の次の記号は、「 $3A$ 」である。『国富論』初版では「 $3T$ 」まで続く（ただし、「 $3J$ 」は欠番である）。

これを前提にして、分かりやすく表現すれば、「本文」は

$B-Z^4$ (J, V, Wは欠番)	88葉 (176ページ)
$Aa-Zz^4$ (Jj, Vv, Wwは欠番)	92葉 (184ページ)
$3A-3T^4$ (3Jは欠番)	76葉 (152ページ)
計	256葉 (512ページ)

となる。ただし、 $3T$ の4葉目は、511-512ページに該当し、「空白ページ」となっている。

「折記号」の「 $A^4 a^2$ 」は、冒頭の「i タイトル, ii 道徳感情論第4版のお知らせ, iii-xi 目次, xii 空白ページ」に関するもので、「 $A$ 」セクション4葉に加えて、「 $a$ 」セクション2葉の12ページで構成されていることを意味している。したがって、ページ数は、合わせて262葉 (524ページ) である。

上の「折記号」の中の「 $(\pm M3)$ ,  $(\pm Q1)$ ,  $(\pm U3)$ ,  $(\pm 2Z3)$ ,  $(\pm 3A4)$ ,  $(\pm 3O4)$ 」は、印刷の過程において、この6葉が差し替えられたことを意味している。例えば、「 $(\pm M3)$ 」は、「 $M$ 」セクションの3葉目を取り除かれ (-), 新しい3葉目が増えられた (+) ことを意味している。

第2巻の校合の詳細な説明は割愛し、ここでは、最終ページと差し替え箇所について紹介する。本文は587ページまでで、次の588ページは「お知らせ」である。このページのヘッダーには、「BOOKS printed for and sold by T.CADELL, in the *Strand*.」と印刷されている。「QUARTO」の見出しが付けられ、「The HISTORY of ENGLAND」をはじめ、カデルによって出版・販売された「4つ折り版」11冊の書誌情報が掲載されている。

差し替え箇所には、グラスゴー版では、 $3Z^4(\pm 3Z4)$  と  $4C^4(\pm 4C2 \cdot 3)$  の2箇所であるが、Todd (1976) では、これに  $D^4(\pm D1)$  と  $4B^4(-4B1 \cdot 2 + 4B1 \cdot 2)$  が追加されている。第1巻にしろ、第2巻にしろ、差し替え前の印刷物の内容が気にかかるところでもある。

### 3.2.D 製本の優劣

本学の「原装アンカット版」第1巻では、「 $A$ 」「 $a$ 」～「 $H$ 」セクションまでの34葉 (68ページ) の上部の袋部分がすでに切り開かれている。「 $I$ 」～「 $3T$ 」セクションの222葉 (444ページ) の上部は、上で述べた「 $(\pm M3)$ ,  $(\pm Q1)$ ,  $(\pm U3)$ ,  $(\pm 2Z3)$ ,  $(\pm 3A4)$ ,  $(\pm 3O4)$ 」の6葉を除き、カットされずに袋綴じのまま残されている。「 $M3$ ,  $Q1$ ,  $U3$ ,  $2Z3$ ,  $3A4$ ,  $3O4$ 」の6葉は、いずれも、袋部分が切り開かれ、「該当する葉」も切り取られ、幅5mm～15mm程度の紙片が残されている (符号「-」)。しかも、この紙片の上から「新しい葉」が貼付されている (符号「+」)。

本学の「仔牛皮背表紙版」は、製本された版であるので、当然に上部の袋部分はすべて開かれている。第1巻の「 $M3$ 」～「 $3A4$ 」までは、「原装アンカット版」と同様に、幅5mm～15mm程度の紙片の上に、「新しい葉」が貼付されている。しかしながら、471-472ページの「 $3O4$ 」には、

切り取り痕や貼付がまったく見られず、きれいに製本されている。本来であれば、471ページのフッターは、印刷記号の「304」が印字される箇所ではないが、「仔牛皮背表紙版」には「304」の印字がある。これは、471-472ページの紙版が差し替えられ、印刷製本されたことを意味している。Todd (1976) の表記を使えば、この箇所は「±304」ではなく、「-304+304」である。

本学の「原装アンカット版」第2巻では、Todd (1976) が指摘したD1, 3Z4, 4B1・2, 4C2・3の上部の袋部分がすでに切り開かれていた。D1と3Z4の葉は切り取られ、残されて紙片に新しい葉が貼付されている。4B1・2の葉も切り取られ、切り取り痕も残されているが、貼付は見られず、新しい葉（「原装アンカット版」のpp.553-556）が挿入され、製本されている。4C2・3の葉（同書、pp.563-566）には、切り取り痕はまったく見られない。上部の袋部分が切り開かれていることからすれば、古い葉が新しい葉と交換され、麻糸で綴じ込まれたものと見られる（p.564とp.565は麻糸の結び目がハッキリ見える箇所にあっている）。まさに、Todd (1976) が、「±4C2・3」ではなく、「-4C2・3+4C2・3」と表記したことも一致している。

「仔牛皮背表紙版」第2巻では、3Z4の葉は切り取り・貼付が確認できる。4B1・2の葉は、「原装アンカット版」と同様に、2葉の切り取り痕はあるが、貼付がなく、新しい葉が挿入されている。D1と4C2・3の葉には、第1巻の304と同様に、切り取り痕や貼付が見られない。すなわち、「-D1+D1」と「-4C2・3+4C2・3」である。

このように、4C2・3の葉に関しては、本学の「原装アンカット版」、「仔牛皮背表紙版」ともに、Todd(1976)の表記と一致している。しかしながら、D1の葉に関しては、「原装アンカット版」の「±D1」は、Todd (1976) と一致するが、「仔牛皮背表紙版」は、「-D1+D1」である。

上で述べたように、「原装アンカット版」の校合は、第1巻、第2巻とも、Todd (1976) の表記とすべて一致している。他方、「仔牛皮背表紙版」は、第1巻、第2巻ともに、それぞれ1葉において、切り取り痕が見られないものの、差し替えられ製本されているのである。

第3表は、一橋大学社会科学古典資料センター所蔵の『国富論』初版5セット（村瀬文庫を除く）と明星大学図書館所蔵の『国富論』初版2セットについても、上と同様の調査を行い、整理したものである。その結果

- 1) Todd (1976) の指摘とすべて一致するものは、未製本の本学所蔵の「原装アンカット版」のみであること、
- 2) 本学の「仔牛皮背表紙版」を含め7セットは、それぞれ複数箇所が差し替えられ製本されていること（切り取り痕は見られない）、
- 3) 一橋大学社会科学古典資料センター所蔵1セット（T.U.C. 2）には、まったく切り取り痕は見られず、きれいに製本がなされていることが判明した<sup>4)</sup>。

『国富論』初版のアンカット版を購入した人は、それぞれが業者に製本・装丁を委託していた

4) メンガー文庫、フランクリン文庫ともに、第2巻の「4B2」から「4C1」まで、すなわち、pp.555-562の8ページ分が欠落している。

第3表 『国富論』初版の校合の比較

『国富論』初版		第1巻						第2巻			
	ページ	85-86	113-114	149-150	357-358	367-368	471-472	17-18	543-544	553-556	563-566
グラスゴー版		±M3	±Q1	±U3	±2Z3	±3A4	±3O4	—	±3Z4	—	±4C2・3
Todd (1976)		±M3	±Q1	±U3	±2Z3	±3A4	±3O4	±D1	±3Z4	-4B1・2 +4B1・2	±4C2・3
東北学院大学 図書館	原裝アノカット版	±M3	±Q1	±U3	±2Z3	±3A4	±3O4	±D1	±3Z4	-4B1・2 +4B1・2	±4C2・3
	仔牛皮背表紙版	±M3	±Q1	±U3	±2Z3	±3A4	-3O4+ 3O4	-D1+D1	±3Z4	-4B1・2 +4B1・2	±4C2・3
一橋大学 社会科学古典 資料センター	メンガー文庫	±M3	-Q1+Q1	±U3	±2Z3	±3A4	-3O4+ 3O4	±D1	±3Z4	-4B1・2 +4B1	-4C2・3 +4C2・3
	フランクリン文庫	±M3	±Q1	±U3	-2Z3+2Z3	-3A4+3A4	±3O4	±D1	±3Z4	-4B1・2 +4B1	-4C2・3 +4C2・3
	T.U.C 1	±M3	±Q1	±U3	±2Z3	±3A4	±3O4	±D1	±3Z4	-4B1・2 +4B1・2	-4C2・3 +4C2・3
	T.U.C 2	-M3+M3	-Q1+Q1	-U3+U3	-2Z3+2Z3	-3A4+3A4	-3O4+ 3O4	-D1+D1	-3Z4+3Z4	-4B1・2 +4B1・2	-4C2・3 +4C2・3
	T.U.C 3	±M3	±Q1	±U3	±2Z3	±3A4	±3O4	±D1	±3Z4	-4B1・2 +4B1・2	-4C2・3 +4C2・3
明星大学 図書館	1	-M3+M3	-Q1+Q1	±U3	-2Z3+2Z3	-3A4+3A4	±3O4	-D1+D1	±3Z4	-4B1・2 +4B1・2	-4C2・3 +4C2・3
	2	-M3+M3	±Q1	-U3+U3	±2Z3	-3A4+3A4	±3O4	±D1	±3Z4	-4B1・2 +4B1・2	-4C2・3 +4C2・3

ことから、製本技術の優劣が第3表の結果となったと思われるが、増刷（二刷）の可能性もわずかながら残る。

スミスは、第3版の冒頭に付けた「Advertisement（お知らせ）」の中で、「初版は1775年の年末と1776年の年初に印刷された」と述べている。これは、おそらく前半（第1巻）と後半（第2巻）に分け印刷したという意味であろうが、年末に第1・2巻の印刷をいったん終え、増刷のために年初に第1巻・第2巻の印刷を再開したとすれば、この時に紙版を差し替え印刷製本した可能性が出てくる。このような想定が許されるとすれば、きれいに製本された一橋大学社会科学古典資料センター所蔵1セットは、初版増刷（二刷）になるだろうか？

初版増刷（二刷）についての精査は、（同センターの村瀬文庫を含め）多数の『国富論』初版の比較や書誌的考察等も必要であるので、ここでは、話題提供にとどめる。

#### 4. 我が国の『国富論』初版のバリエーションと変造本

この節では、参考のために、これまでに知られている「出版者に関するバリエーション」と「表紙や目次の表記等に関する変造本」を紹介する。

前者の「バリエーション」は、一橋大学社会科学古典資料センター所蔵の村瀬文庫のものである。スミスは、1776年の『国富論』初版に関して、郷里エジンバラでも、友人W.クリークに対してその刊行を認めていたとされ、このエジンバラ版（正規版）第2版の表紙には、

PRINTED FOR W.STRAHAN; AND T.CADELL, IN THE STRAND,  
AND W. CREECH, AT EDINBURGH

と印刷されている（W.クリークは、1774年の『道徳感情論』第4版からスミスの出版に携わっている）。各大学のOPAC検索等を行うと、日本の大学図書館の中でこれに該当するのは、上記センターの村瀬文庫の『国富論』第2巻のみである（第1巻には、「AND W. CREECH, AT EDINBURGH」の表記はない）。

このエジンバラ版については、Todd (1976) でも「ハーバード大学クレス文庫にはこの版も一部所蔵されている」と述べられている（p.17の注10）。クレス文庫のカタログを参照すると、確かに、初版第2巻が「7261番」として掲載され、上の旨が記載されている（Kelly (1964)）。しかしながら、*Goldsmiths' -Kress Library of Economic Literature*（ゴールドスミス・クレス文庫）のマイクロフィルム版には見あたらず、また、そのオンライン版の*The Making of the Modern World*で検索しても探し出せない。ゴールドスミス文庫とクレス文庫との重複を避けてマイクロフィルム版が作成された経緯からすれば、上のエジンバラ版は、ロンドン版と同一と見なされたためかも知れない。

後者の「変造本」は、大阪市立大学術総合センター（福田文庫）のものである。これについて福田徳三自身は、初版の重刷の可能性と第2版の可能性を併記しているが、守矢（1973）は、「第2版の目次+本文にいわゆる初版の目次以前（目次を含まず）の頁を付け加えて製本した第2版」の「偽本」と結論づけている。以下、大阪市立大学術総合センター（福田文庫）の『国富論』インターネット版に基づき論考するが、本稿の立場からすれば、この偽本は、初版ではなく、第2版そのものである。

この福田徳三にちなむ福田文庫には、2セットの『国富論』初版が所蔵されている。1セットは、第1巻にすべての目次が掲載され、第2巻には目次の掲載がない通常の『国富論』初版である。もうひとつのセットは、第1巻には第3編までの目次が掲載され、第2巻には第4編以降の目次が掲載されているタイプのものである（守矢（1973）に従い、以下、これを「B本」と呼ぶ）。

「B本」の第1巻から、通常版（正規版）に付けられた第2巻の目次が取り除かれているが、あまり違和感はない。通常版、「B本」ともに、表紙の次のページには、『道徳感情論』第4版の「お知らせ」が印刷されているが、奇異なのは、「B本」には、目次と本文のあいだのページにも、同じの「お知らせ」が印刷されていることである。通常版では「空白」であるべきページに、『道徳感情論』第4版の「お知らせ」が「再び」掲載され、その下に『国富論』の正誤表（ERRATA）が付けられているのである。この「お知らせ」と正誤表は、第2版と同じものである。「B本」の目次から本文までの構成も、第2版の構成とまったく同じである。しかも、本文は、通常版、「B本」、第2版ともに、1ページから510ページまでに印刷されているが、「B本」では、通常版の字句修正が行われ、第2版とまったく同じ内容になっているのである。言い換えると、「初版の表紙+（通常版に付けられた）『道徳感情論』第4版の「お知らせ」+第1巻の目次+（第2版に付けられた『道徳感情論』第4版の「お知らせ」・『国富論』の正誤表+第2版の本文」の構成である。「B本」の第1巻の目次は5ページまでであるが、校合からすれば、目次の2ページまでが（表紙を含め最初の2葉までが）初版のもので、目次の3ページ以降が第2版のもののように思われる。

第2巻では、通常版、「B本」ともに、中表紙の裏には、正誤表（ERRATA）が印刷されている。通常版第2巻には「目次」はなく、正誤表の次のページから本文が始まっている。本文は587ページまでであり、次の588ページのヘッダーには、「BOOKS printed for an sold by T.CADEL, in the Strand」と印刷され、T.カデルがロンドンの中心部で出版・販売している4つ折り本（QUARTO）11冊の書名と簡単な内容が紹介されている。これに対して、異本「B本」では、正誤表の次のページから4ページにわたって「第2巻の目次」が印刷され、その次が1ページから589ページまでの本文となっている。通常版に掲載された「BOOKS」の「お知らせ」は削除されている。

この異本「B本」は、第2巻の中表紙の裏の正誤表（ERRATA）までは、『国富論』初版の第2巻と同一であるが、目次より後は、『国富論』第2版とまったく同一である。言い換えると、まさしく、「初版の表紙・中表紙・正誤表+第2版の目次+第2版の本文」である。

このため、初版第2巻の467ページと488ページを訂正すべしとの正誤表は付けられているものの、該当ページは、それぞれ2ページずれている。しかも、エラーはすべて訂正され、『国富論』第2版と同文になっている。「B本」の正誤表は、それ自体が無意味になっている。この点から、初版の重刷の可能性も否定される。

金子（2005）は、「第2版の何部かが、上記のような手の込んだ作業を経て『国富論』初版として生まれ変わり、その一部が福田の手に落ちた」と述べているが、当時の慣行では、アンカット版を購入し各自が壮麗に製本する仕組みであったから、決して手の込んだ作業ではない。当時のロンドンの製本技術からすれば、「第2版」に「初版」の表紙等を付けて製本し、あたかも初版に見せることなどはたやすいことだったのであろう。「B本」は、こうした製本をすることで「初版」に見せかけ、古書としての価値を高めようとした「変造本」であると思われる。

このように福田文庫の「B本」は、「第2版」であって「初版」ではない。明白な「初版」のバリエーションは、一橋大学の村瀬文庫のエジンバラ版のみである。

## 5. 東北学院大学図書館所蔵の『国富論』1776年ダブリン版とドイツ語版

次に、東北学院大学図書館所蔵のダブリン版とドイツ語版について簡単に紹介しよう。

### 5.1 ダブリン版

1776年のダブリン版は、MessrsやWhitestoneら19名が発行したものである。出版にあたり採算割れを心配し、リスク分散を図ったことから多人数になったものと推測される。ロンドン正規版とは異なり3巻本で発行され、大きさも「横13cm×縦21.5cm」と正規版の半分以下になっている。正規版は重厚で気品があり大きくて重いのにに対して、ダブリン版はほどほどの大きさであり持ち運びも容易であるが、装丁は貧相である。

第1巻は

i タイトル, ii (中) タイトル, iii-iv 目次, 1-391 本文, 392 空白ページ  
というページ付けである。本文は、第3編第4章までを第1巻としたロンドン正規版とは異なり、

第1編までを収めている。目次も、ロンドン正規版のような全編の目次ではなく、この第1巻に対応した目次となっている。折りは「4葉」で、「折り記号」もロンドン正規版と同様の用法を採用している。

このダブリン版は、ロンドン正規版が出版された後に、スミスの許可を得ることなく、非正規版として出版されたものと考えられている。ロンドン正規版の出版後の出版であることから、正規版のようなページの差し替えはなく、切り取りや貼付のあとも見られない。

正規版と非正規版の異同について比較対照した研究は、非正規版を是認することにもつながることにもなるためか見当たらない。こうしたこともあり、ここでは、サンプル的に、ロンドン正規版において差し換えられた「6葉（12ページ分）」を取り上げ、異同をチェックすることにする。

この6葉（12ページ分）の比較では、テキスト上の相違はまったく見られないが、いくつかの英単語の活字の組み方に小さな差異が見られる（第4表）。ダブリン版の地名等には、「ハイフン（-）」が挿入される傾向が見られ、「ship carpenters」にもハイフンが挿入されている。

スミスが「understocked」、「underpeopled」と表記した単語は、ダブリン版ではハイフンが挿入され、「under-stocked」、「under-peopled」となっている。「定本」の「キャナン版」と「グラスゴー版」では、ともに、「under-stocked」、「under-peopled」が採用されている。

スミスは、『国富論』初版では「public」を旧い表現の「publick」と表記することが多かったが、「U3（p.149）」の「publick law」については、なぜか「public law」と書いているのである（ダブリン版は、スミスの用法に従って、「publick law」としている）。

この「publick」と「public」に関して、『国富論』第3版を底本とする「グラスゴー版」では、全編で「publick」が採用され、「第5版を底本」とする「キャナン版」では、全編で「public」が採用されているのである。

第4表 ロンドン正規版とダブリン版の比較対照

葉	ロンドン正規版	ダブリン版	キャナン版 / グラスゴー版
M3	North America	North-America	North America
	New York	New-York	New York
	ship carpenters	ship-carpenters	ship carpenters
Q	North American	North-American	North American
	West Indian	West-Indian	West Indian
	understocked	under-stocked	under-stocked
	underpeopled	under-peopled	under-peopled
U3	public law	publick law	public law / publick law
2Z3	publick	publick	public / publick
	the union	the Union	the union
3A4	差異なし		
3O4	差異なし		

## 5.2 ドイツ語版

次に、東北学院大学図書館所蔵の『国富論』ドイツ語版・初版を紹介しよう。

ドイツ語版・初版の*Untersuchung der Natur und Ursachen von Nationalreichthümern*は、J. F. Schiller とC.A. Wichman が翻訳したもので、1776年、ドイツ・ライプツィヒにおいて、Bey Weidmanns Erben und Reichによって出版された。J. F.シラー (Johann Friedrich Schiller (1737-1814)) は、高名な詩人Johann Christoph Friedrich von Schiller (1759-1805) の従兄弟であった (Hagemann (2017))。1776年春には、ドイツ語版第1巻が出版された。ロンドン版第1巻と同じく、第3編第4章までであった。シラーは、当時ロンドンに住んでいたと伝えられている。アドバンス・コピー等の何らかの便宜を図ってもらい翻訳作業を取りかかっていたものと見られ、『国富論』初版が1776年3月に出版されてまもなくのドイツ語版の出版であった (三邊 (1943))。第2巻は、遅れて2年後の1778年に出版された。

本学では、このドイツ語版・初版を「2セット」所蔵している。ともに、「横12.5cm×縦21cm」とダブリン版とほぼ同じ大きさのハンディな本であるが、紙質が悪い上に、麻糸綴じの製本で、ロンドン正規版のような気品さやダブリン版のような優美さの欠片もみられない。ドイツ語版も、ページの差し替えはなく、切り取りや貼付のあとも見られない。

第1巻は

i タイトル, ii 空白ページ, iii-viii 目次, 1-632 本文, 633-634 空白ページ  
というページ付けである。

イギリスでは売れ行きの良い『国富論』であったが、ドイツ語版の売れ行きは良くなかった。ドイツ語翻訳の質に大きな問題があり批判にさらされていた (三邊 (1943))。Hagemann (2017) によれば、カメラリスト (官房学派) からは無視され、ドイツの経済論争に影響を及ぼすことはほとんどなかったのである。また、Carpenter (1976) によれば、もともとドイツでは、スミスの影響は弱く、「スミスは、現在のところ、わが国の経済学説を変えさせるような影響力をもってはいない。彼はたしかに引用され賞賛されているけれども、しかし、大勢には変化がないのであって、他の学説の方が、スミスよりも判り易いので、好まれている。」という状況にあったからである (p.22)。

## 6. 東北学院大学図書館所蔵の『国富論』第2版～第6版

### 6.1 ロンドン正規版

スミスの生前に第5版までが発行された。内容的には、1976年のグラスゴー版は、第3版以降に大きな変更がないとして、第3版を「底本」とし、キャンナン版は、第5版がスミス生前の最後の版であったことから、第5版を「底本」としている。本稿では、スミス自身が第6版の校正まで関与したとするグラスゴー版の考え方を踏襲し、第6版までをひとつの区切りにする。

第2表に戻ると、『国富論』第2版～第6版は、表に明示された17大学によってほぼ所蔵されていることが分かる。これ以外では、3～6大学が (第6版までの揃いではなく単冊あるいは複数冊で)

所蔵する状況が浮かびあがる。

第2版(1778年)は、初版と外観はほぼ同じであるが、第2巻の最終ページから「お知らせ」が取り除かれ、本文は細かな点で数多くの箇所が書き改められている。スコットランド風の表現からイングランド風へ表現への変更とも言われている。Todd (1976)によれば、“tear and wear”から“wear and tear”への語順の変更は、この例ということになる。

以下、小稿では、言語学的な論考を避け、『国富論』の中の「日本の銅」の価格がヨーロッパの銅の価格に影響を及ぼすことを記述した箇所を取り上げ、表現が変わったことのみを見てみよう。

初版 (p.211) とダブリン初版 (p.252) の

The value of a coal-mine to proprietor *depends frequently* as much upon its situation as upon its fertility.

に対して、第2版以降では、

The value of a coal-mine to proprietor *frequently depends* as much upon its situation as upon its fertility.

と書き改められている。また、この6行あとの

The copper of Japan makes an article *in the commerce of* Europe;

に対しては、

The copper of Japan makes an article *of commerce in* Europe;

となっているのである。

第2版の校合の詳細については説明を省くが、グラスゴー版やTodd (1976)では、第1巻のH<sup>4</sup> (±H4), 2E<sup>4</sup> (±2E2・3), 2M<sup>4</sup> (±2M2・3), 3T<sup>4</sup> (-3T4)の4箇所、第2巻の4F<sup>4</sup> (-F4)の1箇所に差し替え箇所が見られるとしているので、本学所蔵第2版についてこれをチェックすることにとどめよう。

本学所蔵の第2版第1巻のH4, 2M2・3, 3T4と第2巻のF4の葉には、切り取り痕や貼付は見られない。ただし、2M2・3の葉は、前後の葉と比較すると、いく分短めの葉である。また、3T4とF4の葉は、それぞれ、第1巻と第2巻の最後の葉である。白紙の2ページであることから、切り取り・貼付ではなく、「抜き取り (3T4とF4に付けられたマイナス記号)」である。抜き取られ製本されても、特段の違和感はない。

ところが、本学所蔵の第2版第1巻の2E2・3の葉は、製本ミス・乱丁の葉であり、差し替えの痕が明白に残されている。当初、ページ番号が「211～214」と印刷されたものが、差し替えの際に2葉の裏と表が逆になり、ページ番号も「214, 211, 212, 213」として製本されたのである。

第3版(1784年)は、内容が大きく書き改められるとともに、3巻本となり、サイズも8つ折り初版や第2版のほぼ半分の大きさになった。索引作成の専門家John Noorthouckによって59ページに及ぶ索引も付けられた (Todd (1976), p.11)。初版と第2版の購入者のために『増補と訂正』が発行され、2シリングで発売された。第3版は、『増補と訂正』を取り入れたものであり、『増補と訂正』と同時に発売されたものである。第3版第1巻の表紙と目次のあいだのページには

「Advertisement (お知らせ)」が掲載され、初版の印刷の時期 (1775年末と1776年初) や第3版の特徴が述べられている。この後、正誤表 (ERRATA)、目次、本文が掲載されている。第1巻本文は、第1編第1章から第2編第2章まで (1ページ～499ページまで) である。第2巻と第3巻のページ付けの詳細説明は省略するが、第2巻本文は第2編第3章から第4編第8章まで (1ページ～518ページまで)、第3巻本文はそれ以降から第5編第3章 (1ページ～465ページまで) までである。第3巻の最終ページは、『道徳感情論』についての「お知らせ」が載せられている。

第4版 (1786年) は、第3版と内容的な変更はないが、第3版の「Advertisement」は「Advertisement to the third edition (第3版のお知らせ)」と変更され、次のページには「Advertisement to fourth edition (第4版のお知らせ)」が加えられている。第3版のミスプリントは直され、第3版に付けられていた正誤表 (ERRATA) は削除されている。

第5版 (1789年) は、第4版とほぼ同様であるが、ミスプリントが直されている。また、「第3版のお知らせ」と「第4版のお知らせ」は、それぞれ、1ページに収められ印刷されていたが、この第5版以降は、それぞれ、同文のものが2ページを使って印刷されるようになる<sup>5)</sup>。

第6版 (1791年) は、スミスが校正を行ったものの逝去後に出版されたものである。内容それ自体は、第5版とほぼ同じであるが、例えば、第6版では、第1編第5章の一節「corn is a better measure than silver」の「a」が省略され、第10章第2部の一節「in Europe or in America」の2つめの「in」も省略されている (1976年グラスゴー版『国富論』第1巻のp.54とp.173による)。

本学所蔵の第6版の第3巻の末尾には、*The Following Valuable Books are printed for A. Strahan and T. Cadell, in the Strand. 1792*というパンフレットが合綴され製本されている。これは、ストラーンとカデルが出版した数十冊の書名とその概要を紹介した16ページほどのパンフレットである。筆者が初めて第6版をチェックした際、製本技術が優れていたために、合綴にはまったく気づけなかったが、第6版とパンフレットの出版年の違いから合綴を確認した次第である。

## 6.2 海外版とNew Edition

ところで、第2表のように、本学は、『国富論』第2版～第6版の中で第5版 (1789年) を欠くが、ダブリン発行の第5版 (1793年) を所蔵している (このダブリン版第5版は、本学を含め日本では、9冊が所蔵されている)。また、これ以外にも、海外版として、1789年にThomas Dobsonによってフィラデルフィアにおいて発行されたNew Edition、1791年によってバーゼルで発行された第4版、1801年にダブリンで発行された第6版を所蔵している。これらの日本の大学での所蔵数 (本学を含む) は、それぞれ、3冊、7冊、4冊と極めて少ないが、小稿では、New Editionに絞って考察する。

フィラデルフィア発行のNew Editionは、最初のアメリカ版『国富論』である。本学所蔵の『国

5) 第5版については、*The GoldSmiths' -Kress library of Economic Literature* (ゴールドスミス・クレス文庫) のマイクロフィルム版やオンライン版の*The Making of the Modern World*を参照した。なお、ゴールドスミス・クレス文庫については、第9節で詳しく紹介する。

富論』には、3巻ともにLeonard Jarvis の署名があり、第2巻と第3巻の表紙にもL. F. Jarvis の署名がある。さらに第1巻の表紙裏の最初のページには、

A Lincoln  
20st September 1833  
721

と手書かれた紙片が貼付されている。アメリカ大統領リンカーンのものにほぼ間違いのない署名である。紙片に書かれた「20st」が気になるころではあるが、署名の下は、購入日と蔵書番号であろうか。1833年は、1789年のNew Edition出版から40年以上も後になるが、リンカーンが独学で法律を学び始めた時期にあたることから、広い教養を身につけようとして、Leonard Jarvis から『国富論』を譲り受け読み始めたのであろうか。あるいは、Jarvisが、ジャクソニアン・デモクラシーを展開したジャクソン大統領（在職期間1829-1837年）を支持し、ジャクソニアンとして下院議員（メイン州選出）に当選した人物であったことからすれば、リンカーンも、ジャクソニアン・デモクラシーの影響を受け、スミスの思想を知ろうとしたのであろうか。それとも、リンカーン自身が署名した紙片をわざわざ切り取り、それを貼付するのは不自然であることから、誰かがどこかで手に入れたリンカーンの署名を貼付し、古書としての価値を高めようとしたのであろうか。謎は深まる。

ところで、この1789年発行のNew Editionは、同年発行のロンドン正規版第5版なのか、それとも1786年の第4版なのか。

第4版と第5版の外形的な相違は、第1巻の「第3版のお知らせ」と「第4版のお知らせ」の印刷が、それぞれが、1ページか（第4版）、それぞれ、2ページか（第5版）という点と、「正誤表（ERRATA）」が付けられているか（第4版の第1巻・第2巻）、この正誤表がないか（第5版）という点になる。他方、New Editionの2つの「お知らせ」は、第4版と同じで、それぞれ、1ページに収まっているが、第4版の「正誤表（ERRATA）」は付けられていない。

確認のためには、New Editionと第4版、第5版を直接に照合することが求められるが、時間的制約のために困難である。New Edition（第1巻）から数か所をサンプル的に抽出し、キャンナン版（『国富論』第5版を底本）と1976年グラスゴー版（『国富論』第3版を底本）等の注記を踏まえて判別することを試みる。

まず、

that, . . . , are, in point of . . . , evidently under-recompenced (New Edition, p.139) の「are」に関しては、グラスゴー版第1巻（p.123）は、「are」を採用し、第5版と第6版では「is」との「注」を付けている。これに対して、キャンナン版第1巻（p.108）は、「is」を採用し、初版～第4版では「are」との「注」を付けている。つまり、初版～第4版が「are」、第5版と第6版が「is」ということになる。本学所蔵の第4版を確認すると、確かに「are」である（p.161）。これにより、New Editionが初版～第4版であることが含意される。

次に、

But any man *were* to sell such a bargain for such a price, (New Edition, p.176) の「were」に関しては、グラスゴー版第1巻 (p.149) は、「was」を採用し、第4版～第6版では「were」との「注」を付けている。他方、キャナン版第1巻 (p.134) は、「were」を採用し、初版～第3版では「was」との「注」を付けている。つまり、初版～第3版が「was」、第4版～第6版が「were」ということになる。本学所蔵の第4版も、確かに「were」である (p.207)。これにより、New Editionが第4版～第6版であることが含意される (ただし、第6版は、New Editionの2年後に出版される)。

さらに、

The constancy or inconstancy of employment cannot *affect* the ordinary profits of stock . . . . (New Edition, p.137)

の「affect」に関して、グラスゴー版第1巻 (p.122)、キャナン版第1巻 (p.106) とともに、「affect」と表記し、『国富論』第5版が「effect」と印刷されているとの「注」を付けている (第5版を底本とするキャナン版では、Misprinted 'effect' in ed. 5.としている)。これにより、New Editionが第5版ではないことが含意される。

これらのことから、1789年にフィラデルフィアにおいて発行されたNew Editionは、第4版ということになる。

ところが、キャナン版のミスプリントがこの判別を混乱させることにもなる。すなわち、Their competition reduces *the* profit below what is sufficient to compensate the risk. (New Edition, p.137)

の「the」に関しては、グラスゴー版第1巻 (p.128)、キャナン版第1巻 (p.112) とともに、「the」を採用している。ところが、グラスゴー版では第5版と第6版が「their」の「注」を付け、キャナン版では第4版と第5版が「their」とした上で、「doubtless a misprint」の「注」を付けているのである。キャナン版に従えば、『国富論』第4版は、「their」でなければならないが、考察対象のNew Editionでは、「the」である。これを確認するために本学所蔵の第4版と第6版を参照すると、第4版のp.170では、「the」であるが、第6版のp.170は、「their」であった。したがって、キャナン版第1巻 (p.112) の注は、まったくの「ミスプリント」であり、訂正されなければならない。この訂正が行われると、サンプリング的な抽出手法でもほぼ確実にNew Editionを第4版と比定することができることになる。

## 7. 出版事業としての『国富論』

ところで、出版事業としての『国富論』はどうであったのか。

『国富論』初版から第3版までは、ウィリアム・ストラーンとトマス・カデルによって出版され、第4版 (1786年) から、ウィリアム・ストラーンから息子のアンドリュー・ストラーンに出版が引き継がれている。

初版と第2版は、2分冊 (2巻本) で、大きさも4つ折りサイズで発行されたが、第3版以降は、上述のように3分冊 (3巻本) であった。大きさも8つ折りサイズとハンディなものになっている。

第5表 出版事業としての『国富論』

バージョン	出版年	発行部数	価格	売上額	印刷費	利潤 (Toddの計算方式)
初版	1776年	500 (一説に1,000)	1ポンド16シリング	£900	£117.04.0	£782.16
第2版	1778年	500	1ポンド16シリング	£900	£117.04.0	£782.16
第3版	1784年	1,000	18シリング	£900	£139.16.6	£760.03.4
第4版	1786年	1,250	18シリング	£1,125	£156.00.0	£969.00.0
第5版	1789年	1,500	18シリング	£1,325	£170.18.0	£1,179.02.0
第6版	1791年	2,000	18シリング	£1,800	£200.06.0	£1,599.14.0

(資料出所) Todd (1976), p.15及びグラスゴー版『国富論』第1巻, pp.62-64

(注1) 1ポンド (£) = 20シリング

(注2) 初版～第5版については, Todd (1976) を引用し, 第3版の「利潤」の値を修正した。

(注3) 第6版のデータは, グラスゴー版による。

これにともない, 価格改定が行われる。

価格は, 初版と第2版は, 2冊で「1ポンド16シリング=36シリング」であったが, 第3版以降は, 3冊で「18シリング」で発売された。実に50%の価格の引き下げが行われたのである。周知のように, 需要の価格弾力性が2ならば, 『国富論』の売上額は変わらない。第3版の発行部数は, 第2版から倍増したから (第5表を参照), 初版, 第2版, 第3版の売上額は, いずれも, 900ポンドになる。印刷費は, ストラーン元帳 (Strahan printing ledger) から判明する (Todd (1976), p.15 及びグラスゴー版『国富論』第1巻, pp.62-64)。第3版は, 印刷費が増加したことにより, 利潤は22ポンドほど減少し, Todd流の計算では, 第3版の利潤は760ポンドであった。第4版以降は, 発行部数を順調に増やしている。1冊あたりの印刷費が低下したことにより, 第5版の利潤は, 1,180ポンドにまで増加している。

初版から第5版までの『国富論』出版 (ただし, 『増補と訂正』を含まない) によって得られた利潤合計は, 4,473ポンド16シリング6ペンスであった。このうち, スミスの取り分は, 2,095ポンド10シリング9ペンスであった (スミスは, 初版は300ポンドを, 第2版～第5版は利潤の半分を受け取る約束を出版元としていた)。Todd(1976)は, これについて, 「後生のどの時代にも賞賛され, また時に追従されもすることになる, 彼の経済理論の実演なのだと言ってよいのではないだろうか。(p.16)」と結んでいるが, 従来の50% off の価格設定も, このスミスの取り分に大きな影響を及ぼしており, 経済理論の実演は, この価格設定から始まっているのである。

なお, 第6版は, 発行部数2,000であったから, 売上額は1,800ポンドになる。印刷費は200ポンド余であったから (グラスゴー版『国富論』第1巻のp.64), 上のTodd流の計算をすれば, 利潤は, 何と1,600ポンドに達する。

## 8. 出版の独占から独占的競争へ：『国富論』(第7版～第11版)

『国富論』についての関心は, せいぜい第6版までであり, スミスの手を「完全に」離れた第7版以降についての研究は少ない。この節では, 著作権に着目し若干の私見を述べるが, まずは,

第7版～第11版の外形的な特徴から紹介しよう。

先に、第3版～第6版は、3分冊（3巻本）でハンディなものであったことを紹介したが、第7版～第11版も3分冊（3巻本）であった。

第7版～第10版の校合は、基本的には、第3版と同じであった。相違点は、第7版・第8版・第10版において、各巻の「表紙」の「葉」の前に、シンプルな「表紙」が印刷された「葉」が挿入されていることと、第9版では、このシンプルな「表紙」の代わりに「スミスの肖像」が印刷されていることにある。第7版～第10版の内容も、第6版（基本的には第3版）と変わらないが、「edition（版）」と付けられた最後のバージョンである第11版は、内容も校合も大きく変わっている。これについては、後で述べる。

出版年の表記は、初版（1776年）～第9版（1799年）の18世紀の出版物は、ローマ数字表記（例えば、「1776年」を「MDCCLXXVI」とする表記）がとられていたが、19世紀に入り、第10版と第11版は、「1802」、「1805」のようにアラビア数字表記に替わっている。

出版元の変遷は、第6表の通りである。先に紹介したように、初版から第3版は、ウィリアム・ストラーン（スミスのスコットランド人の友人）とトマス・カデルによって出版されたが、第4版（1786年）から、息子のアンドリュー・ストラーンに出版が引き継がれ、第7版（1793年）まで、A.ストラーンとT.カデルによって出版されている。第8版（1796年）は、第6表の記載のように、T.カデルからカデル・ジュニアとW.デイビスに出版が引き継がれている。すなわち、

T. CADELL jun. and W.DAVIES (Successors to Mr. CADELL) in the Strand.

である。第9版（1799年）も同様であったが、「Successors to Mr. CADELL」は削除されている。

ところが、第10版（1802年）は、

Printed by A. Strahan, Printers-Street;

FOR T. CADEL JUN. AND W.DAVIES, IN THE STRAND.

と変化している。出版は、カデルとデイビスが担い、ストラーンは、出版から外れ印刷のみを担

第6表 出版者と印刷者

バージョン	出版年	表紙の出版者の記載	印刷者に関する記載
初版・第2版	1776～1778年	PRINTED FOR W. STRAHAN; AND T. CADELL, IN THE STRAND.	
第3版	1784年	Printed for W. STRAHAN; and T. CADELL, in the Strand.	
第4版～第7版	1786～1793年	Printed for A. STRAHAN; and T. CADELL, in the Strand.	
第8版	1796年	Printed for A. STRAHAN; and T. CADELL jun. and W.DAVIES (Successors to Mr. CADELL) in the Strand.	
第9版	1799年	Printed for A. STRAHAN; and T. CADEL jun. and W.DAVIES in the Strand.	
第10版	1802年	Printed by A. Strahan, Printers-Street; FOR T. CADEL JUN. AND W.DAVIES, IN THE STRAND.	Printed by A. Strahan, Printers-Street.
第11版	1805年	PRINTED FOR T. CADEL AND W.DAVIES, IN THE STRAND.	Strahan and Preston, Printers-Street.

うことになったのである。第1巻の最終ページ、第2巻のAPPENDIXの最終ページ、及び第3巻のINDEXの最終ページのそれぞれの「左下」には、

Printed by A. Strahan,  
Printers-Street. (もしくは、Printers-Street, London.)

の2行が印刷されているのである。

第11版（1805年）では、表紙からもストラーンが消え、出版元は、T.カデル・ジュニアとW.デビスになっている。印刷も、ストラーンとプレストンの共同になる。すなわち、各巻の表紙の裏とそれぞれの最終ページの「左下」、計6箇所には、

Strahan and Preston,  
Printers-Street.

の2行が印刷されているのである。

この出版元の変遷をどのように解釈すべきなのか。ウィリアム・ストラーンは、スミスのスコットランド人の友人とされているが、下院議員も務めるロンドンの有力な出版者でもあった。1790年頃までには、本学所蔵第6版に合綴されたパンフレット *The Following Valuable Books are printed for A.Strahan and T.Cadell, in the Strand. 1792* が示すように、ストラーン（家）とカデル（家）は、「共同」で出版事業を行い、すでに数十冊以上も著名な書物を発行していたのである。

出版事業に関するリスクの分担割合は不明であるが、上でみたように、印刷はストラーンが、また、『国富論』第2巻の最終ページの「BOOKS printed for an sold by T.CADEL, in the Strand」から分かるように、書籍の販売はカデルが担っていた。ストランド (the Strand) は、ロンドン中心部のトラファルガー広場から王立裁判所・(紅茶の) トワイニング本店通りまでの1.2キロメートルほどの通りであることから、カデルは、この通りに書店を構え、イギリス (グレートブリテン王国) 中に書籍を販売していたのである。

ところで、1707年、イングランド王国とスコットランド王国が合併し、グレートブリテン王国が誕生したが、その2年後には、世界で最初の本格的な著作権法 (アン女王法) が制定され、1710年から施行された。著作権を印刷業者ではなく、著者にあるとしたものであった。具体的に言えば、この法律施行後に印刷された著作物には、14年間の著作権が認められ、かつ、14年目が経過した時点で著者が生存していれば、さらに14年間の著作権が認められたのである。

スミスは1790年7月17日に逝去したが、『国富論』初版発行の1776年から14年ちょうど経過した時期であった。形式的には、スミスの著作権は、1804年まで保護されることになったのである (実際の著作権の継承者が、相続人か被譲渡者か出版者なのかは不明であるが、形式的には、1804年まで著作権が保護され、第三者が『国富論』を出版することは不可能であった)。

第9版 (1799年) までの出版事業は、スミスが認めた出版者 (ストラーンとカデル、あるいはその継承者) によって行われて、継続されてきた。第10版 (1802年) は、これまで『国富論』の紙版を作成し印刷を担っていたストラーン (家) が印刷に専念し、出版のリスクは、カデル (家) が負うことになったのである。著作権保護のもと、著作物の出版を独占してきたストラーン (家)

にとって、著作権切れによって新規参入が増え、過剰な在庫をかかえることのリスク回避であったのであろうか。ともかくも、第10版の出版において、それぞれが得意分野（印刷と販売）に特化することで、出版のリスク分散が図られたのである。

『国富論』の著作権が切れると、1805年には、「第11版（正規版）」のほか、「ロンドン版」、 「Glasgow : at the University press」の「new edition」、グラスゴー版の「new edition」の4種類の『国富論』が出版される。『国富論』出版の「自由な競争」への転換である。

正確に言えば、現代のミクロ経済学の完全競争の概念の理論的前提となる「同質性」は欠如していたから、「製品差別化」を競う「独占的競争」への転換である。

1805年の「ロンドン版」は、従来の第10版（正規版）と何ら変わるところがなかったが、競争の時代に入ったことを意識した『国富論』第11版（正規版）には、第10版から引き継いだ「第3版のお知らせ」「第4版のお知らせ」のほか、「この版のお知らせ」も付けられ、さらに「Preface」のほか、W.プレイフェア（William Playfair）による26ページに及ぶ小論 *The Life of Dr. Smith* が加えられている。脚注と3つの補論も付け加え、内容の充実が図られている。

「Glasgow : at the University press」の「new edition」には、27ページに及ぶ *Life of the Author* と、同じく27ページに及ぶ *A View of the Doctrine of Smith compared with that of the French Economists* と題する小論が付けられている。この2つの小論は、翌年にエジンバラにおいて出版された（出版者が異なる）バージョンにも引き継がれていく。この版の「お知らせ」は、これまでのものを取り込んで書かれているが、最後のパラグラフは、

THE Celebrity which the “Wealth of Nations” has acquired, precludes the necessity of any recommendation on the part of Publishers. — Its extensively sale is a sufficiently proof of the popularity of the Work, having already undergone no less than Eleven Editions in London.

と結ばれており、第11版（正規版）を意識したものとなっている。

グラスゴー版の「new edition」は、4分冊となり、ハンディさ・利便性を向上させている。中扉には、ジャームズ・タッシーのメダリオンを基にしたエレガントなスミスの肖像（微小な字で “from Tassie Medallion” のキャプチャーが付けられたスミスの肖像）が印刷されている。スミスの肖像が掲げられた最初の版（『国富論』英語版）である。

東北学院大学図書館蔵のジャームズ・タッシー（1735-1799年）の楕円形の陶磁器製の肖像メダリオンは、1787年にグラスゴーで制作されたものである。陶磁器製の肖像メダリオンなので、陶磁器色（オフ・ホワイト色）であるが、1805年のグラスゴー版の「new edition」の肖像は、スミスの着衣が黒く着色されて、印刷されている。タッシーは、数種類のスミスの肖像メダリオンを制作したとされているので<sup>6)</sup>、本学所蔵の肖像メダリオンと同一物を基にして、グラスゴー版の「new edition」の肖像が印刷されたとは必ずしも断定はできないが、両者は似ている。

6) スコットランド国立肖像画美術館には、1787年制作の2種類のスミスの肖像メダリオンが展示されている（肖像画美術館を統括する「スコットランド国立美術館」のホーム・ページ上で閲覧可能となっている）。なお、本稿の冒頭で紹介したように、2007年3月から、このメダリオンをもとにしたスミスの肖像が、イギリス20ポンド紙幣の裏面に印刷されている（表面は、エリザベス女王の肖像である）。

このように、『国富論』初版から30年も経つと、人々は、スミスの著作の単純な再生産よりも、優れた解説や肖像を望むようになり、2次的著作物に関する競争の時代に突入するようになったのである。

2次的著作物の違いによる「製品差別化」を競う「独占的競争」に終止符を打つ試みは、1811・1812年に刊行されて『アダム・スミス著作集』であった（詳細は第15節を参照のこと）。この『著作集』は、これまで『国富論』や『道徳感情論』の出版に携わった者たちが協力し合い、アダム・スミス全集を発行したのである（『国富論』は、『著作集』の第2巻～第4巻として発行された）。学術的には、アダム・スミスの著作の集大成・完成形であり、その発刊の意義も大きい。加えて、出版事業としては、出版の継承者を誇示することによって新規参入者に対する障壁を設定する意味があったと解すべきであろうが、独占的競争に終止符を打つことはできず、『国富論』の出版競争は激化していく。

## 9. ゴールドスミス・クレス文庫とアダム・スミス・コレクション

「ゴールドスミス・クレス文庫 (*The Goldsmiths' -Kress library of Economic Literature*)」は、ケンブリッジ大学教授のH.S.フォクスウェルが収集した15世紀から1850年までの社会科学文献6万点以上のコレクションである。フォクスウェルの没後、このコレクションがロンドン大学の「ゴールドスミス文庫」とハーバード大学経営大学院の「クレス文庫」とに分けて所蔵されていた経緯から、*Goldsmith' -Kress library of Economic Literature* という名称になっている。

『国富論』刊行200年後の1976年に、このマイクロフィルム版が Research Publications, Inc. から発行された。マクロフィルム版も壮大で多岐にわたるが、もっともポピュラーなガイド版 *A consolidated guide to segment I* を「CiNii検索」にかけてみると、41の大学図書館が抽出されるが、このシリーズのすべてのマイクロフィルムを所蔵する大学は、6大学ほどに過ぎない。「CiNii検索外」では、慶應義塾大学でもガイド版にとどまっておらず、東北学院大学は数少ないフルスペックの所蔵館になっている。

近年では、学内LANからゴールドスミス・クレス文庫のオンライン版である *The Making of the Modern World* への接続も可能になっており、これを利用する大学も多い。*The Making of the Modern World* では、フォクスウェルが収集したコレクションは、MOMW I (1450-1850) として分類され、また、のちに追加された1851年以降の文献は MOMW II (1851-1914) として分類されている。本学の学内LANからも、当然に接続可能である。

実際に、MOMW I を使って “an inquiry into the nature and causes of the wealth of nations” で検索すると、1776年の『国富論』初版から1848年刊行の『国富論』まで、出版年や出版地が異なるバージョンの英語版59点が抽出される（MOMW II では、1863年版1点のみ抽出される）。

他方、東北学院大学図書館所蔵のアダム・スミス・コレクションでは、初版から1850年刊行の『国富論』までの34点である。当然、ゴールドスミス・クレス文庫の収集数に及ばない。しかしながら、本学のアダム・スミス・コレクションのうち、ゴールドスミス・クレス文庫に収められ

ていない『国富論』も4点ほどあるので、これらを紹介する。

[1] まずは、1801年にダブリンで発行された『国富論』第6版である。これについては、すでに第6節で紹介したように、日本国内の所蔵数は、4冊と極めて少ない。

[2] 前節では、1805年に『国富論』の著作権が切れ、2次的著作物に関する競争の時代に突入したことを述べたが、この前年の1804年に、アメリカのハートフォードにおいて『国富論』new editionが発行されている。2分冊だったが、本学では、第1巻を所蔵している。この第1巻も、日本国内の所蔵数は、4冊と極めて少ない。

[3] [4] 最後は、1846年と1850年にエジンバラにおいてAdam and Charles Black, and William Taitによって発行された『国富論』（全1巻、2段組版）である。ともに、J.R. McCullochによる序文(Preface)のほか、*A Life of the Author*と*An Introductory Discourse, Notes, and Supplemental Dissertations*という2次的著作物が付けられている。このために、「マカロック版」とも呼ばれるが、1846年版の日本国内の所蔵数は、3冊と少ない（1850年版は、11冊である）。これらのマカロック版には、スミスの肖像に加え、机に手を付くスミスの立像も印刷されている。なお、ゴールドスミス・クレス文庫を参照すると、1828年のエジンバラ・ロンドン版（4巻本）が最初のマカロック版であり、1838年版以降の版に、スミスの立像が印刷されていることが判明する。

ちなみに、本学所蔵の1831年版、1839年版、1840年版の『国富論』は、ゴールドスミス・クレス文庫にも収められているが、日本国内の所蔵数は少ない。順に、2冊、1冊、2冊である。いずれも、エジンバラで発行された「全1巻、2段組版」であるが、出版者は、1831年版と1840年版がT. Nelson、1839年版はRoss & Co.と異なっている。

## 10. 『国富論』1863年版と『経済説略』

東北学院大学図書館所蔵のアダム・スミス・コレクションにおいては、1863年版の『国富論』が最も新しいバージョンである。先に紹介した1846年と1850年にエジンバラで発行された『国富論』と、印刷エラーが訂正されたことを除けば、同じ内容である。全1巻、2段組の体裁で、J.R. McCullochによる、*A Life of the Author*等の2次的著作物が付けられ、出版者はAdam and Charles Blackであった。このマカロック版の日本国内の所蔵数は、34冊と多い。以下では、本学のアダム・スミス・コレクションを離れ、『国富論』1863年版等に関するいくつかのエピソードを紹介する。

我が国に最初に『国富論』を紹介した人は、おそらくシーボルトであろうと思われる。1859（安政6）年に再来日し、文久2（1862）年に、長崎・出島のオランダ印刷所から*Catalogue de la bibliotheque, apportée au Japon par F. de Siebold*（『シーボルト将来本目録』）を出版したが、この中に、J.B.セイやK.H.ラウの著書名とともに、1846年にライプツィヒで発行されたドイツ語訳『国富論』の書名*Untersuchung über das Wesen und die Ursachen des Nationalreichthums*が記載されていたからである（三邊（1943））。東京国立博物館情報研究アーカイブズの検索画面から「シー

ボルト将来本目録リスト番号・目録記載内容」にアクセスすると、確かに、これらの著者・書名を抽出することができる。ドイツ語訳『国富論』は、目録リスト番号661で「冊数2」である。このドイツ語訳は、1846-47年のマックス・スティルナー (Max Stirner) 訳と思われるが、もともとは、表紙に*Die National-Oekonomen der Franzosen und Engländer*の書名が印刷され、中表紙に*Untersuchung*・・・が印刷された4巻本であったから、シーボルトが長崎に持ち込んだドイツ語訳『国富論』は、1846年発行の第1巻と第2巻ということになる。シーボルトの蔵書は、明治2年に長男アレキサンダー・シーボルトから外務省に寄贈された後、東京帝室博物館とドイツ東アジア協会（現在のOAGドイツ東洋文化研究協会）とに移管・管理された（向井（1988））。ドイツ語訳『国富論』は、ドイツ東アジア協会において管理されていたが（三邊（1943））、「OAGの戦災により事務所とともに、蔵書の大半を焼失し」たのである（向井（1988））。

我が国に最初に伝わり現存する『国富論』は、静岡県立中央図書館葵文庫蔵の『国富論』1863年版である（三邊（1943）、大河内（1976）、杉原（1977）、金子（2005））。幕府「開成所」から「静岡学校」へ移管された書であり、確かに「開成所」、「静岡学校」の蔵書印が押されている（静岡県立中央図書館HP）。開成所は、安政3（1856）年2月の蕃書調書、文久2年6月の洋書調書を経て、文久3（1863）年8月に開成所となった幕府の洋学教育機関（現在の東京大学の源流のひとつ）である。旧幕府は、明治元（1868）年10月、徳川家の静岡70万石への移封にともない、静岡学問所（漢学・国学・洋学の教育機関）と沼津兵学校（静岡藩の陸軍将校養成機関）を開設し、ここに開成所の蔵書を移管するとともに、教師も移動させたのである。

文久2年（1862）年に、幕府は、軍艦操練所から榎本武揚ら5名、洋書調書から西周と津田真道の2名、さらに長崎で医学修行中の林研海ら2名をオランダ留学生として派遣する。西周と津田真道の2名は、フィッセルの指導の下に、治国学（政治学）の5科目（1. 天然の本分（性法学）、2. 民人の本分（万国公法）、3. 邦国の法律（国法学）、4. 経済学、5. 経国学（統計学））を学ぶ（『津田真道全集 上』、pp.91-92）。ふたりは、日本人として正式に外人教師による経済学の講義を受けた最初の人であったことから（三邊（1943））、『国富論』1863年版も、このふたりのよって開成所に持ち込まれたとの推論も出てくる（金子（2005））。ふたりは、慶応元（1865）年に帰国するが、津田は、開成所教授手伝から教授職に昇格し、明治元（1868）年には、静岡学問所頭取に就き、西も、開成所教授職等を経て、同年、沼津兵学校頭取に就く。まさに、先の「開成所」、「静岡学校」の蔵書印に対応する教授陣の動向である。さらに、翌明治2年には、渡辺一郎（別号・渡辺温、沼津兵学校一等教授並）によって、*The Compendium of Political Economy from the Lesson Book*（和文書名は『経済説略』）が編纂され、教科書（和綴じ本）として使われたのである。東北学院大学図書館所蔵の『経済説略』（明治2年版）を確認すると、『国富論』第1編第1章“Of the Division of Labour”の“Observe”から始まる最後のパラグラフ（初版のpp.13-15）が、pp.62-65に“LESSON XII DIVISION OF LABOUR”として転載されている。これについて、大河内（1976）は、「その引用の最後には‘… ten thousand naked savages. —SMITH’ とスミスの名前が明記されている」ことから「スミスの『国富論』からの意識的引用であることがうか

がわれる」とし、三邊（1943）は、「これが前述「静岡学校」蔵、マカラック編『国富論』1863年新版から引かれたものであることは疑ひあるまい」と断定している。このように、我が国の教育機関において、アダム・スミスの文章が直接に読まれたのは、マカラック編『国富論』の一節を採録した『経済説略』を通してであった。

ところで、三邊（1943）によれば、わが国で最初にスミスの名前と『国富論』の書名が教場で語られたのは、慶応4（1868）年頃の慶應義塾とされている。福澤諭吉は、慶応3年に幕府の軍艦受取委員（通訳）として渡米した際に、多数の洋書を購入し帰国したが、購入した書籍の中には1866年版のFrancis Waylandの*The Elements of Political Economy*（フランシス・ウェーランド著『経済学要論』）数十部が入っていたのである。『経済学要論』では、釘鍛冶の例が引用され、スミスの分業論が紹介されていたのである（三邊（1943））。この著書の2003年復刻版を確認すると、確かに、‘of Division of Labor’の節（pp.72-80）が設けられており、‘Adam Smith’s “Wealth of Nations”の記述もなされている（p.79）。福澤自身が、この書を使って、火・木・土曜日の午前10時から12時まで講義していた（慶応4年5月の上野での彰義隊戦争の日も、この講義が粛々と行われた）。『経済学要論』は、自己の学説を展開する専門書ではなく、ウェーランドがこの書のpreface冒頭に記しているように、ブラウン大学4年生を対象とした経済学講義を主な内容としたものであった。いわば、アメリカ最初の経済学の教科書というべき書であり、初刊から30年間で5万冊を売り上げた教科書のベストセラーであった（三邊（1943））。

慶応3年1月の福澤諭吉の渡米の際、仙台藩はアメリカでの銃器等の買い付けを依頼したが、福澤は、仙台藩江戸留守居役・大童信太夫と相談の上、その費用で洋書を買付ける（高橋（2018），p.328）。福澤は、6月に帰国するが、渡米中、上司の小野友五郎と折が合わず、また、大量の洋書等の荷物を持ち込んで帰国したことから、小野の訴えにより、蟄居謹慎を申し渡され、荷物は神奈川奉行預かりとなる。荷物の件も含め、事態が収拾したのは、翌慶応4年に入ってからのことである。金子（1979）によれば、福澤は、慶応4（1868）年6月頃に、自分自身の身分が安定したことから、大童宛に書籍代金の計算書を出し書籍を引き渡すが、この時、作成された目録が、『藩学養賢堂蔵洋書目録』である。目録の英書数は42点にとどまるが、藩校・養賢堂で教科書として使う目的もあってか、書籍の重複（特にWebsterの数種類の英語辞典の重複）が多く、総数は779冊に及ぶ。この目録を精査すると、Waylandの*The Elements of Political Economy*（1冊）の書名も確認できる。しかしながら、福澤から書籍を受け取った仙台藩は、戊辰戦争の混乱の中であったから、洋書どころではなく、藩校・養賢堂に納められたこれらの書籍は、その後、散逸する。したがって、この書によって、養賢堂関係者が、スミスと『国富論』のことを知り得た可能性は、多分に限りなくゼロに近いであろうと思われる。

## 11. 余滴：我が国最初の『国富論』翻訳、人間関係あれこれ

『国富論』の翻訳は、明治15（1882）年4月、田口卯吉が主宰する東京経済学講習会が発行した『東京経済学講習会講義録』第1巻に掲載された『富国論』（尺振八閔、石川暎作訳）に始まる（石川

は、東京経済学講習会の出版委員であった)。この『講義録』は、翌明治16年12月の第21巻をもって打ち切りになり、いくつかの著作の翻訳を併載する形式は取りやめられ、以後、4つの著作に分けての分冊形式で発行されることになる(大河内(1993), 松野尾(1996) pp.88-91)。『富国論』全12冊は、明治21(1888)年4月に完結する。明治17(1884)年6月、第4冊までをまとめて、「尺振八閔, 石川暎作訳」として『富国論』第1巻(第1篇を収録)が発行され、続いて翌年5月、第5冊～第8冊が「石川暎作訳」として『富国論』第2巻(第2篇～第4篇第7章を収録)が発行されている(三邊(1943), 大河内(1993), 松野尾(1996) pp.91-92)。明治19(1886)年4月に、肺結核により、石川暎作が死去したことから(享年29歳)、第9冊～第12冊をまとめた『富国論』第3巻は、「石川暎作, 嵯峨正作分訳」として、明治21(1888)年4月に発行された。

田口卯吉は、慶應3(1867)年、13歳の時、姉・鏡子の嫁ぎ先の木村家(田口の姉の夫は、木村熊二)に寄寓するが、その隣家が、開成所教授手伝並の乙骨太郎乙(おつこつたるうおつ)宅だったことから、以後、乙骨の世話を受ける(杉原・岡田編(1995), pp.587-589及び松野尾(1996), pp.14-20)。維新後、乙骨は、沼津兵学校の二等教授方として沼津に就くが、田口も、静岡藩に復仕し、沼津に召される。明治3(1870)年には、沼津兵学校資業生となっている。従って、先に紹介した渡辺一郎編纂の『経済説略』を読んだ可能性は極めて高い。田口は、慶應3年に尺振八(せきしんぱち)に初めて会ったとされており、沼津から上京した後、その縁で尺振八の共立学舎で学び、明治5(1872)年には大蔵省翻訳局上等生徒になっている。この時の翻訳局の頭取は尺振八、教頭は乙骨太郎乙であった。田口は、ここで本格的に経済学と歴史学を学ぶことになる。

石川暎作は、安政5(1858)年4月20日、現在の福島県西会津町野沢の生まれである(地元の栄川酒造から、これをPRする大吟醸「富国論」が醸造販売されている)。田口卯吉の3歳下になる。慶應義塾で学んだ後、共立学舎移り、尺振八から英書を学んでいる。大蔵省翻訳局等にも勤務したが、病にかかり退職し、東京経済学講習会の幹事(出版委員)となり、『富国論』の翻訳に従事した。尺振八の下で学んだことが、経済学を専攻する決め手になったとされている(三邊(1943))。

このように、『富国論』を翻訳した石川暎作と「富国論叙」を寄せた田口卯吉とは、ともに、尺振八の教え子だったのである。まさに、田口卯吉の「叙」の「我友石川暎作譯此書而我師尺先生校之也」である。ところで、尺振八とは何者なのか。高橋(2018)によれば、以下の通りである(pp.342-344を参照のこと)。尺は、万延元(1860)年にジョン万次郎から英語の手ほどきを受けた後、通弁御用出仕となり、アメリカ公使館詰となっている。文久3(1863)年には、益田孝や矢野二郎とともに、第2回遣欧使節団(横浜鎖港談判使節団)の通訳としてヨーロッパに行く。帰国後、アメリカ公使館からの要請により(この要請書の翻訳は、外国奉行所にいた福澤諭吉が担当)、公使館通訳となる。慶応3年には、軍艦受取委員として、福澤諭吉や津田仙らとともに、通訳として渡米し、帰国後も、尺と福澤は親しい交際を続けている。また、尺は、新島襄とも親密であった。密航して渡米した新島からの手紙は、密航が露見することを恐れ、横浜のオランダ改革派宣教師バラからアメリカ公使館の尺の手を経て、津田に預けられ、津田から新島の父・

民治のもとに届けられたのである。

尺と乙骨が、大蔵省翻訳局で同僚だったことは、先述の通りである。その頃、ふたりの家は、200～300メートルの距離のところにあった（尺（1989））。ふたりは、高橋（2018）で紹介された種々のエピソードからすれば幕末の頃から懇意であったから、田口が尺と出会ったのも、乙骨が縁かもしれない。その尺振八も、『富国論』の翻訳者、石川暎作が死去した明治19（1886）年の11月28日に、石川と同じ病気、肺結核により死去する（天保10（1839）年生まれなので、享年48歳であった）。彼の葬儀には、福澤諭吉、津田仙、田辺太一、田口卯吉、島田三郎、外山正一、乙骨太郎乙らが参列した（尺（1989））。最後に、この節を終わるにあたり、尺振八が明治19（1886）年発行の『明治英和字典』（Websterの*National Pictorial Dictionary*）の訳者として知られていることを付記しておく（『明治英和字典』は、本文1155ページに及ぶ大冊である）。

## 12. 『国富論』 フランス語版

Carpenter（1976）は、スミス思想のヨーロッパ大陸への伝播の影響を取り扱った最初の書、すなわち、パライ（Melchior Palvi）の*The Introduction of Adam Smith on the Continent* に依拠して、スミスの影響がはっきりと現れるまでに、フランスでさえも時間がかかったとする。その根拠として、Carpenter（1976）は、1800年末までに刊行された11種のフランス語版（第7表の11番までの書）を紹介している。

第7表の書誌情報は、Carpenter（1976）、ゴールドスミス・クレス文庫の各版（オンライン版）、三邊（1943）及び東北学院大学図書館所蔵のアダム・スミス・コレクション（『国富論』フランス語版）により、整理したものである。これについて、まず簡単に説明する。

『国富論』フランス語版の書名は、いずれも、*Recherches sur la nature et les causes de la richesse des nations*である。1番目の書の翻訳者が不詳（Carpenter（1976）の言うunknown）は、翻訳者名が「M\*\*\*」と印刷されていることによる。2番目のものは、1779年1月から1780年12月まで、*Journal d'agriculture, commerce, finances et arts*に掲載されたフランス語訳である。翻訳者は、三邊（1943）やCarpenter（1976）では、ブラヴェ（J.L. Blavet）とされている。3番目（1781年版）と5番目（1788年版）は、*Journal*に掲載された翻訳を単行本として刊行したものである。3～5番目について、ゴールドスミス・クレス文庫オンライン版で見ると、翻訳者名の記載はないが、Carpenter（1976）では、いずれも、「J.L. Blavet」とされている。このオンライン版の書誌情報では、1788年版のみが、Jean-Louis Blavert となっている。11番目（1880-1881年版）の翻訳者も、Blavert であるが、「Le Citoyen（市民）Blavert」と表記されている。6番目（1790-1791年版）から9番目（1794年版）の翻訳者は、J.A. ルーシェ（Jean-Antonie Roucher）である（ただし、8番目までの翻訳者名は M. Roucherと表記・印刷されている）。ルーシェは、フランス革命において断頭台の露と消えた薄命の詩人であった（三邊（1943））。

東北学院大学図書館では、8番目（1792年版）を2セット所蔵し、6・9・11番目を各1セット所蔵している。なお、2番目と10番目の翻訳については、ゴールドスミス・クレス文庫オンライン

版では、検索抽出できなかったことを付言しておく。

Carpenter (1976) は、スミスのフランスへの影響が徐々に浸透した根拠として、上の11種類のフランス語版を挙げているが、しかしながら、このうち実際にフランス国内で刊行された「単行本」は、6冊にとどまる。1番目(1778-1779年版)はオランダのハーグ(La Haye, ラ・エ)で、3番目(1781年版)はスイスのイヴェルドン(Yverdon)で、8番目(1782年版)はスイスのヌーシャテル(Neuchatel)で、10番目(1797年版)はベルン(Bern)で刊行され、また、2番目のものは、Journalに掲載された翻訳であり、単行本ではなかったのである。このような点を考慮に入れると、スミスのフランス国内への影響は、Carpenter (1976)の説明よりも、さらに緩慢だったことになる。

第7表の12番目(1802年版)から16番目(1859年版)までは、ゴールドスミス・クレス文庫と東北学院大学図書館所蔵アダム・スミス・コレクションとの比較である。出版地はパリになり、翻訳者も、13番目(1806年版)のルーシェを除き、ジェルメン・ガルニエ(Germain Garnier)になる。なお、14番目(1822年版)の翻訳者名は、「Marquis (侯爵) Garnier」である。

12番目(1802年版)には、ガニエルの長い序文が付けられ、この序文の中で、スミスとフランス経済学者の学説比較、スミスの研究方法の紹介、フランスとイギリスの富の比較が行われている。さらに、スミスの生涯の紹介も行われ、第5巻は、全巻が訳者注と索引となっている。スミスの生涯の紹介、スミスの研究方法とフランス経済学者の学説比較等は、逆にフランス語から英語に翻訳され、イギリスでいくつかの版(例えば、1806年版、1809年版、1811年版)に収められたのである。第8節で紹介したように、イギリスでは、『国富論』の差別化による独占的競争の時代に入っていたから、ガニエルの長い序文は、独占的競争の時代のひとつの方向性を示すものであった。

ところで、三邊(1943)では、この『国富論』1802年フランス語版においてタッシーのスミス肖像が初めて掲げられ、英語版に転載されたとしているが、東北学院大学図書館所蔵の1802年フランス語版を確認すると、フランスの著名な彫刻師「B.L. Prevost sculp.」によるスミス肖像であった。このスミス肖像は、「左向き」の精密・精巧な肖像であり、1797年の『哲学論文集』フランス語版に掲載されたものと同一であった。後には1822年の『国富論』フランス語版(第7表の14番目)にも採録されたスミス肖像であった。これに対して、最初にスミス肖像が掲げられた英語版は、第8節で紹介したように、タッシーのメダリオンをもとにした1805年のグラスゴー版 new editionであった。このふたつの肖像を比較すると、顔の印象(特に目・鼻立ち・口元)とウィッグの形が大きく異なっており、フランス語版1802年版のスミス肖像は、タッシーのメダリオンから彫刻したようには見えない。

### 13. 『国富論』ドイツ語・デンマーク語・スウェーデン語版

東北学院大学図書館所蔵アダム・スミス・コレクションの『国富論』を終えるにあたり、ドイツ語版、デンマーク語版、スウェーデン語版について紹介する。

第7表 『国富論』 フランス語版

	出版年	翻訳者	出版地	巻数	Carpenter (1976)	ゴールドス ミス・クレ ス文庫	東北学院大 学図書館
1	1778-1779	(不詳)	La Haye	4v	○	○	
2	1779-1780	(Jean-Louis Blavert)			○		
3	1781	(Jean-Louis Blavert)	Yverdon	6v	○	○	
4	1786	(Jean-Louis Blavert)	Paris	6v	○	○	
5	1788	(Jean-Louis Blavert)	Paris	2v	○	○	
6	1790-1791	M. Roucher	Paris	4v	○	○	○
7	1791-1792	M. Roucher	Avignon	4v	○	○	
8	1792	M. Roucher	Neuchatel	5v	○	○	○
9	1794	J.A. Roucher	Paris	5v	○	○	○
10	1797	(不明)	Bern	5v	○		
11	1880-1801	Le Citoyen Blavert	Paris	4v	○	○	○
12	1802	Germain Garnier	Paris	5v		○	○
13	1806	J.A. Roucher	Paris	5v		○	
14	1822	Marquis Garnier	Paris	6v		○	
15	1843	Germain Garnier	Paris	2v		○	○
16	1859	Germain Garnier	Paris	3v			○

(注) 掲載や所蔵のフランス語版に、○印を付けている。

『国富論』ドイツ語版に関して、本学では、第5節で紹介した1776年のドイツ語版初版のほか、1796年-1799年のクリスチャン・ガルヴェ (Christian Garve) 訳と1861年にC.W.アシア (Carl Wilhelm Asher) 訳を所蔵している。

ドイツ語版初版 *Untersuchung der Natur und Ursachen von Nationalreichthümern* は、翻訳の質の問題等もあり、ドイツの経済学会にほとんど影響を与えなかったが、C.ガルヴェ訳の質が良かったことや、フランス革命の影響もあって、ゲッチンゲンやケーニヒスベルク (バイエルン) の大学を中心にスミスの考え方が広まっていたのである (Hagemann (2017))。特にゲッチンゲンは、ドイツからイギリス王室を継承したジョージ一世の領地であったことから、ゲッチンゲン大学は、イギリスの影響を受けるとともに、イギリス王子も含め、多くのイギリス人留学生も受け入れていたのである (Hagemann (2017))。『孤立国』の著者、J.H.フォン・チューネン (J.H. von Thünen) も、この時、スミスの影響を受けたひとりであった。

最初、この新訳は、1794-1796年にポーランドのBreslau (ドイツ語読みブレスラウ、ポーランドのヴロツワフ) において、4巻本として刊行されたが (三邊 (1943)、本学所蔵のドイツ語訳は、1796年-1799年にフランクフルトとライプツィヒで刊行されたガルヴェ訳の4巻本 (ガルヴェ訳初版二刷) である。

1861年のC.W.アシア訳は、*Über die Quellen des Volkswohlstandes* の書名で、シュタウトガルトで刊行された2巻本である。

19世紀の定評のある『国富論』ドイツ語訳は、1846-47年のマックス・スティルナー (Max Stirner) 訳とされている。先に紹介した『シーボルト将来本目録』の『国富論』も、スティルナー訳と思われるが、残念ながら、本学ではこの版を所蔵していない。

デンマーク語版は、日本国内では、本学と慶應義塾大学のみが所蔵している (ゴールドスミス・クレス文庫のオンライン版*The Making of the Modern World*でも検索閲覧可能である)。デンマーク語版*Undersogelse om National-Verstands Natur og Aarsag*は、1779年にコペンハーゲンでフランツ・ドレバイ (Franz Draebye) 訳により第1巻が刊行され、翌年に第2巻が刊行された。オランダのハーグでのフランス語版刊行よりも1年遅れの刊行であった。ドレバイは、1740年のコペンハーゲン生まれである。コペンハーゲンのノルウェー通商局書記等を経て、1776年にイギリスに渡り、そこで『国富論』の刊行を知り、翻訳を志したのである (三邊 (1943))。

『国富論』スウェーデン語版は、日本国内では、本学図書館のみが所蔵し、ゴールドスミス・クレス文庫にも収蔵されていない「稀少書」である。1797年から1801年まで、ゲオルク・アデルスベルレ (Georg Adellersparre) によって、ストックホルムにおいて、哲学、経済学、文学をテーマとし、アダム・スミスの経済学とカントの哲学を研究の中心にすえた雑誌 *Läsning i Blandade Ämnen* が発行された。この雑誌に『国富論』スウェーデン語の抜粋訳が掲載されたのである。本学図書館は、1797年から1801年までの *Läsning i Blandade Ämnen* (第1巻～第5巻) を所蔵している。Carpenter (1976) が、1799年のこの雑誌に抜粋訳が掲載された旨と述べているので、本学図書館蔵を確認すると、確かに、第3巻 (1799年) のNo.23・24のpp.89-152, No.25・26のpp.43-114, No.27・28のpp.57-62とpp.93-120, No.29・30のpp.137-145, 及び第4巻 (1780年) のNo.36～38のpp.145-177に抜粋訳が掲載されている。

## 14. 『道徳感情論』

### 14.1 『道徳感情論』初版～第6版等の所蔵状況

アダム・スミスは、1751年、グラスゴー大学論理学教授に就任し、さらに翌年、道徳哲学教授に転ずる。『道徳感情論』初版は、『国富論』に先立つこと17年前の1759年に刊行され、スミスの生前には、『道徳感情論』第6版 (1790年) までが刊行された。内容的には、第2版 (1761年) と第6版において、大幅な改定・増補が行われている

第6節で紹介したように『国富論』は、第3版が大幅に改定されていることから、書誌的には、  
『道徳感情論』初版 (1759年) ⇒ 『道徳感情論』第2版 (1761年) ⇒ 『国富論』初版 (1776年)  
⇒ 『国富論』第3版 (1784年) ⇒ 『道徳感情論』第6版 (1790年)  
という流れが、スミスの道徳哲学と経済思想の展開過程になる。

この両者の相互作用を伴う展開過程の研究は、アダム・スミスを専門とする研究者に委ねることとし、この節では、第2節にならって、日本国内の『道徳感情論』初版～第6版等の所蔵状況

を把握することにしよう。

第8表は、第2表とまったく同一の手法を用いて検索抽出した結果を整理したものである。第8表に明示した大学名は、『国富論』との比較のために、第2表と同じ大学名を記載している。ただし、第8表の上部の「その他の大学」には、小樽商科大学、筑波大学、和歌山大学、長崎大学、札幌学院大学、立教大学、学習院大学、拓殖大学、千葉商科大学、同志社大学、関西大学、関西学院大学の12大学が該当し、第8表の下部の「その他の大学」には、早稲田大学、青山学院大学、法政大学、大阪市立大学術総合センター（福田文庫）の4大学が該当する。

日本国内の『道徳感情論』初版の所蔵数は、19大学・24冊であり、『道徳感情論』初版～第6版（ダブリン版を除く）の合計数は、32大学・79冊である。第2表の『国富論』の所蔵数（初版36大学・49冊、初版～第6版（ダブリン版・ドイツ語版を除く）44大学・155冊）と比較すると、冊数ではほぼ半分（両者の初版の比較では、大学数もほぼ半分）である。

『国富論』初版～第6版とは異なり、『道徳感情論』初版～第6版を所蔵する大学は、皆無である。また、神戸大学のように、『国富論』初版～第5版を所蔵する大学でも、『道徳感情論』の所蔵は

第8表 『道徳感情論』国内大学の所蔵状況

	大学名	初版 1759年	第2版 1761年	第3版 1767年	第4版 1774年	第5版 1781年	第6版 1790年	ダブリン版 1777年	合計
国立情報学 研究所 (NII) 検索	東京大学	1					2		3
	一橋大学	2	1	1		1	1		6
	千葉大学	1							1
	名古屋大学	2	2	1		1	1		7
	京都大学	2		1			1		4
	大阪大学	1	1		1		1	1	5
	神戸大学								0
	九州大学				1		1		2
	成城大学	1					1	1	3
	福山大学	1		1	1	1	1		5
その他の大学	4	1	3		2	4		14	
国立情報学 研究所 (NII) 検索外	慶應義塾大学	3	1	1	1	1			7
	中央大学			1	1	1			3
	専修大学		1						1
	東京経済大学	1	1					1	3
	明星大学	1	1	1			1		4
	大阪商業大学	1	1	1	1				4
	東北学院大学	1	1	1	1	1		1	6
	その他の大学	2	1	1		1		1	6
合計	24	12	13	7	9	14	5	84	

皆無である（神戸大学附属図書館のOPAC検索では、1793年のバーゼル版『道徳感情論』が最も古いバージョンである）。

アダム・スミスは「近代経済学の父」と呼ばれることから、日本の大学の中では、経済学系学部を中心に『国富論』の収集に熱心であったが、道徳哲学の書『道徳感情論』に対しては、経済学系以外の分野での関心も薄かったのである。まさに、『道徳感情論』は、『国富論』に捧げられる榮譽の前に光を失ひ、今日では専門家以外に殆んど聞えるところがない。恐らく一には倫理学の研究が前世紀に於いて別の方向に進み、本書で試みられるやうな経験的的心理的取扱ひが流行らなくなった」ことによるものであろう（三邊（1940））。

#### 14.2 東北学院大学図書館所蔵の『道徳感情論』初版

『道徳感情論』初版は、1759年に、8つ折り版（21cm×13cm）の1巻本（ページ総数551ページ、最後のページに正誤表（ERRATA））として、ロンドンのA. ミラー（Andrew Millar）によって刊行された。より正確には、

Printed for A. MILLAR, in the STRAND;

And A. KINCAID and J. BELL, in EDINBURGH.

である。ミラーは、スコットランド出身の出版者で、デイビット・ヒューム等のスコットランドの学者の出版も引き受けていたが、エジンバラの出版販売は、上のようにキンケードとベルによって行われていたのである。価格は、1部6シリングであった（三邊（1940））。

本学所蔵の『道徳感情論』初版には、Edinburgh University, Philosophy Library の蔵書印が押されている。University of Edinburgh のPsychology and Philosophy Libraryの『道徳感情論』初版の書誌情報には、「Pp.317-336 omitted; text and register are continuous.」の注記が付いている。本学所蔵版も、同様に、ページ番号317-336がなく、316ページから337ページに飛ぶが、テキストは連続している。

University of EdinburghのHPには、スコットランドの哲学者ヒュームが1722-1726年にエジンバラ大学の学生であったことや、スミスも、1748-1751年にエジンバラ大学でpublic lecturesを行ったことがアップされている。スミスのpublic lecturesは、文学をめぐる一連の公開講義のことのようであるが<sup>7)</sup>、スミスは、この講義が機縁となって、1751年1月、グラスゴー大学教授に迎えられたのである（丸山（2011）、p.18）。

『道徳感情論』初版の蔵書印「Edinburgh University, Philosophy Library」は、時間と空間を超えたスミスとの不思議な縁を強く感じさせる。

#### 14.3 東北学院大学図書館所蔵の『道徳感情論』第2版～第5版ほか

1761年の『道徳感情論』第2版では、第3部の大幅な改訂・増補が行われているが、出版者や本のサイズ等は、初版と同一である（ただし、ミスプリントは修正されている）。また、1ページの

7) 三邊（1940）では、1748-1749年が文学講義、1750-1751年が法学講義とされている。

印刷行数が、28行から33行へ5行ほど増えたことにより、ページ総数は、446ページとなり、初版より100ページほど少なくなっている。

1767年の『道徳感情論』第3版も、出版者や本のサイズ(8つ折)等は、初版や第2版と同一であるが、販売については、ロンドンのA. ミラー、エジンバラのキンケードとベルのほか、ロンドンのT.カデルにも認めている。すなわち、「And sold by T.CADELL in the STRAND」である。本文(pp.1-436)も、第2版と同一であるが、最終行は、「FINIS」から「THE END」に変更されている。437ページから478ページまで、*Considerations Concerning the First Formation of Languages and the Different Genius of Original Compounded Languages*と題する、40ページ以上にもわたる「言語形成に関する考察(言語起源論)」が付けられている。『道徳感情論』と直接に関連しない「考察」は、先に紹介したエジンバラ大学での文学の公開講義における文体分析の序文と推測もなされているが、ここに添付された理由は不明である(三邊(1940))。

1774年の『道徳感情論』第4版には、著書の内容を説明する長いサブ・タイトル*An Essay towards an Analysis of the Principles by which Men naturally judge concerning the Conduct and Character, first of their Neighbours, and afterwards of themselves* が付けられ、さらに、第3版の「言語形成に関する考察」も、*A Dissertation on the Origin of Languages*と簡潔な題に変更されて採録されている。1776年の『国富論』初版の出版者は、W.ストラーンとT.カデルであったが、彼らは、『道徳感情論』第4版から出版者としてスミスの出版に関わる。また、エジンバラも、W.クリークに代わる。すなわち、

Printed for W. STRAHAN, J. and F. RIVINGTON,  
T. LONGMAN; and T. CADELL in the STRAND;  
and W. CREECH at Edinburgh.

である。なお、『道徳感情論』第4版を*The Making of the Modern World*で検索を実行すると、検索件数は0であり、ゴールドスミス・クレス文庫に所蔵されていないことが判明する。

1781年の『道徳感情論』第5版は、第4版とほぼ同一である。巻末には、「BOOKS printed for T. CADELL in the Strand」が付けられ、15冊の書籍の簡単な紹介(広告)が行われている。

本学は、『道徳感情論』初版～第6版の中で、スミスが逝去した1790年の『道徳感情論』第6版は所蔵していないが、ダブリン版を所蔵している。ダブリン版は、1777年刊行にも関わらず、「第6版」と印刷され、J.ベティとT.ジャクソンが出版者となっている。ロンドン版第6版から2巻本になっているが、ダブリン版は1巻本のままである。いくぶん1ページの行数が多いこと、やや活字のポイントも小さいこと、挿絵が削除されていることを除くと、正規版第4版とほぼ同一である(このため、総ページ数は、第4版より50ページほど少ない)。

#### 14.4 東北学院大学図書館所蔵の『道徳感情論』第7版～第10版

ゴールドスミス・クレス文庫に収められた第6版を参照すると、第6版は、外形的には2巻本と

なり、ページ数が増えている。第1巻は、第4部まで（本文488ページ）、第2巻は、第5部から第7部で構成され、「言語形成に関する考察（言語起源論）」も付けられている（最終ページは462ページ）。内容的には、「新」第6部が追加され、従来の6部構成から7部構成となっている（第6部の考察については、井上（2003）を参照のこと）。また、第1部第3編第3章が新しいものに差し替えられ、第3部は、第2版でも大幅な改訂・増補が行われたが、第6版では、第2章と第3章が新しく追加され、従来の4章構成から6章構成になっている。なお、出版者は、第6版からロンドンのF.リビングトンとT.ロングマンが出版者から抜ける。エジンバラでは、第4版から出版を担ったW.クリークとともに、初版～第3版のJ.ベルが、ベル社（J. Bell & Co.）として、再び出版に携わることになる。すなわち、

Printed for A. STRAHAN; and T. CADELL in the Strand;  
and W. CREECH, and J. BELL & Co., at Edinburgh.

となっている。

スミス逝去後に出版された1792年の『道徳感情論』第7版と1797年の第8版は、第6版とまったく同一である。ただし、第8版の出版に、『国富論』第8版と同様に、T. CADELL の後継者として、カデル・ジュニアとW.ディビスが加わる、すなわち、T. CADELL jun. and W. DAVIES (Successor to Mr. CADELL) であるが、エジンバラでの出版は、従前のまま変更はない。

1801年の第9版の内容は、当然のことながら第6版と同一であるが、小さめも活字で印刷され、ページ数がいくぶん少ない。1804年の第10版は、さらに活字も小さくなり、ページ数も少なくなっている。

『道徳感情論』第9版の出版から、1802年の『国富論』第10版と同様に（第6表を参照のこと）、A. ストラーンが外れて、印刷のみを担当し、ロンドンでは、カデルとディビスが、また、エジンバラでは、グリークとベル社が出版の責任を担うことになったのである。すなわち、この第9版の中表紙には

*Printed by A. Strahan, Printers-Street, London*

For T. CADELL jun. and W. DAVIES in the Strand; and  
W. CREECH, and J. BELL & Co., at Edinburgh.

と印刷され、また、第1巻と第2巻の最終ページのフッターにも、「*Printed by A. Strahan, Printers-Street, London*」の1行が印刷されている。

1804年の第10版の冒頭では、出版者とは別ページのフッターに「Strahan and Preston, Printers-Street」として印刷者名が移され、第1巻と第2巻の最終ページのフッターにも、これが印刷されている。また、エジンバラでの出版販売も、グリークは引き続き出版を担うものの、ベル社（Bell & Co.）は、ベルとブラッドヒュート（Bell and Bradfute）に変わっている。

#### 14.5 東北学院大学図書館所蔵の『道徳感情論』第11版以降

第8節で述べたように、スミスが1790年7月17日に逝去した。アン女王法により著作権も、逝去

後14年間保護されたが、1804年に『国富論』『道徳感情論』の著作権が切れる。

*The Making of the Modern World* (ゴールドスミス・クレス文庫)の検索では、1793年にスイスのバーゼルで、J.J. Tourneisenによって出版販売された『道徳感情論』のみが抽出される。これ以外は検索されないことから、少なくとも、グレートブリテン王国(イングランド王国とスコットランド王国)においては、『道徳感情論』の著作権は保護されていたと考えてよい。

『道徳感情論』の著作権が切れとともに、1808年に第11版がエジンバラで、翌年には第12版がグラスゴーで、1812年に第11版がロンドンで、さらに1813年にはエジンバラでも別バージョンが刊行される<sup>8)</sup>。

1808年のエジンバラ第11版は、これまでエジンバラでの出版販売を担当していたベルとブラッドヒュートが中心となって刊行された。彼らのほかにも、エジンバラとロンドンの十数名が出版のリスクを負ってエジンバラ第11版を刊行したのであった。なお、印刷所は、エジンバラのマンデル他(Printed by Mundell, Doig, and Stevenson, Edinburgh)であった。

1809年のグラスゴー第12版の出版者は、グラスゴーのR. チャプマン(R. Chapman)であったが、グラスゴーの15名(15社)、エジンバラの3名(3社)、ロンドンの数社が販売リスクを分担した。1巻本の形で刊行され、冒頭には「スミス肖像」が印刷され、本文の前に28ページに及ぶ小伝「著者の生涯(Life of the Author)」が付けられている。R. チャプマンは、1805年の『国富論』グラスゴー版の「new edition」の出版者だったが、これに「スミス肖像」が印刷されていたことは、前述の通りである。ふたつの肖像には、ともに、微小な字で“from Tassie Medallion”のキャプチャーが付けられているにもかかわらず、両者を比較すると、別人の印象を受ける。また、この1805年には同じグラスゴーにおいて、小伝「著者の生涯(Life of the Author)」が付いた「Glasgow; at the University press」の『国富論』の「new edition」が発行されていた。つまり、1809年の『道徳感情論』グラスゴー第12版には、グラスゴーで4年前に競合出版した『国富論』の「著者の生涯」がそのまま転載されていたのである。著作権が切れにともなう2次の著作物の再利用であった。

1812年のロンドン第11版も、1巻本で刊行された。出版者は、1804年の第10版の顔ぶれに戻るとともに、第4版と第5版の出版者だったF.リビングトンとT.ロングマンの関係者も加わる。すなわち、

PRINTED FOR CADELL AND DAVIES; F.C. & J. RIVINGTON;  
AND LONGMA, HURST, REES, ORME, & BROWN;  
AND W. CREECH; AND BELL & BRADFUTE.  
AT EDINBURGH

である。この表紙の前のページや第1巻と第2巻の最終ページのフッターにも、「Strahan and Preston, Printers-Street」と印刷されており、ストラーンも印刷を担っていたことが判明する。このことは、『道徳感情論』の著作権が切れ、早い者勝ちの版元違いの新規参入者たちによって第11版(1808年エジンバラ版)や第12版(1809年グラスゴー版)が出版されたことに対抗して、

8) 1809年グラスゴー第12版と1813年エジンバラ版については、ゴールドスミス・クレス文庫を参照し、この節で紹介した。

『道徳感情論』第10版までの出版印刷を担った者たちが結集し、『道徳感情論』出版の「正当な」継承を世間にアピールしているように思われる。

実は、1811年から『アダム・スミス著作集』第3～5巻の刊行が始まり、『道徳感情論』は、1年遅れのシリーズの第1巻として1812年に刊行されたのである。しかも、1812年の『道徳感情論』ロンドン第11版と『アダム・スミス著作集』第1巻の『道徳感情論』は、内容本文がまったく同一の書物であった。

実際、この両者の内容本文は、1ページから最終ページの前まで、行数もページ付けも変わらず、まったくの同文が印刷されている。ただし、表紙、中表紙、目次の体裁、最終ページ及び出版者名が異なっている。とりわけ、『アダム・スミス著作集』第1巻の中表紙には、メダリオンからの「スミス肖像」が印刷されているが、ロンドン第11版にはない。最終ページの最後は、「END OF THE FIRST VOLUME」に対して、当然のことながら、「THE END」となっている（最終ページのフッターには、ともに、印刷者名が印刷されている）。

また、ロンドン第11版には、上で紹介したように第11版の出版に直接に関係した者の名前が印刷されているのに対して、『アダム・スミス著作集』第1巻には第1～5巻の出版に関係した全員の名前が印刷されているのである。つまり、スミスの著作権が切れ、新規参入者が登場したことに対して、『アダム・スミス著作集』を刊行することにより、アダム・スミス出版の正統と継承を顕示するとともに、「見えざる」参入障壁を設定しようとしたのである。『アダム・スミス著作集』刊行は、出版競争の終結宣言であった。このことが、すでに、第11版（エジンバラ版）や第12版（グラスゴー版）が出版されているにもかかわらず、『国富論』第11版に合わせて、あえて第11版（1812年）として出版した理由であろうと思われる。なお、この『道徳感情論』ロンドン第11版は、『アダム・スミス著作集』第1巻と事実上の重複しているためか、国内での所蔵は、本学と福岡大学の2大学に過ぎない。

上で述べた経緯から『道徳感情論』で番号が付けられた「版 (edition)」は、ここまでである。これは、『アダム・スミス著作集』第1巻による事実上の終結宣言であった。しかも、1813年にはエジンバラでも（本学では所蔵していない）別バージョンが刊行されるが、人気のある『国富論』と異なり、また、質の良い2次の著作物もまったく刊行されなかったことから、この後のイギリスでの『道徳感情論』の刊行は、1822年になる（*The Making of the Modern World*の検索による）。

ところが、アメリカでは、1817年のフィラデルフィア版とボストン版が、また、1822年のニューヨーク版が発行される。このうち、本学は1817年のフィラデルフィア版を2セット所蔵している。この表紙には、「エジンバラ第12版からの最初のアメリカ版」と印刷されているが、上で見たように、エジンバラ版は第11版であり、第12版はグラスゴー版である。フィラデルフィア版には、スミスの肖像と「著者の生涯」が付いていないことからすれば、「エジンバラ第11版」を底本としてように思われる。ゴールドスミス・クレス文庫を閲覧すると、ボストン版には、「最新の英語版から」と印刷されているので、素直に考えれば、1812年の第11版、あるいは同じことだが『アダム・スミス著作集』第1巻を基にしているように思われる。ちなみに1822年のニューヨーク版

にはこの種の印刷はない。

このほか、1850年までの『道徳感情論』の*The Making of the Modern World*検索では、1843年のインドのカルカッタ版のみが抽出される。こうしたことから、19世紀前半のイギリスでの『道徳感情論』の出版は、1822年が最後と見てよいであろう（英語版に広げても、1822年のニューヨーク版、1843年のカルカッタ版が19世紀前半の最後の発行になる）。『道徳感情論』では、『国富論』に付随した2次的著作物の競争が起こらなかったことから、読者層が広がらず、出版部数が限定されたのである。

この節を終わるにあたり、1817年のフィラデルフィア版（日本国内では、本学が2セット所蔵するほか、慶應義塾大学のみ所蔵）以降に発行された本学所蔵の『道徳感情論』4冊について簡単に紹介する。

1830年にパリで発行されたフランス語版は、日本国内では、本学と慶應義塾大学のみが所蔵している（慶應義塾大学は1798年フランス語版も所蔵している）。イギリスに戻ると、本学は、1853年のロンドン版、1854年のロンドン・グラスゴー版、1880年のロンドン版を所蔵している。1854年のロンドン・グラスゴー版は、国内では、本学と東京大学のみが所蔵し、1880年のロンドン版は、本学と慶應義塾大学のみが所蔵している。なお、ロンドン・グラスゴー版は、Richard Griffin and Companyによるグラスゴー大学のための出版であった。本学所蔵版には、マンチェスターの「HARTLEY VICTORIA COLLEGE LIBRARY」の蔵書印がある。このハートレイ・ヴィクトリア・カレッジは、1811年に創立されたメソジスト派の神学校であったが、現在は閉校となっている。

## 15. ヒュームの生涯』、『哲学論文集』及び『アダム・スミス著作集』

### 15.1 『ヒュームの生涯』

1776年、アダム・スミスの『国富論』初版がW.ストラーンとT.カデルによって出版された。この1776年4月18日、スミスの敬愛する友人、D. ヒュームは、*My Own Life*（『自叙伝』）を書き上げ、同年8月25日に逝去した。同年11月9日、スミスは、ヒューム評や彼についての想いを綴り、下院議員でもあったW.ストラーン宛に手紙を書く。ストラーンは、1777年の3月か4月に、ヒュームの『自叙伝』と「スミスからの手紙 (*Letter from Adam Smith, LL.D. to William Strahan, Esq.*)」を合本し、カデルも加わり、*The Life of David Hume, Esq.*（『ヒュームの生涯』、別名は『デイビッド・ヒューム伝』）を3,000部出版する（林（2010））。本のサイズは、11cm×16cmと小さく、総ページ数も62ページに過ぎない（pp.1-35がヒュームの『自叙伝』、pp.39-62が「スミスからの手紙」である）。このため、価格も1シリング6ペンスと安かった。

スミスのヒューム評は、「ヒュームを不信論者、無神論者の象徴的存在と見なすイギリス国教会保守層の敵愾心をかき立て」、「国教会牧師ホーンがスミス批判の急先鋒として登場する」ことになる（林（2010））。ホーンは、1777年、「キリスト教徒と呼ばれる者のひとりとして」の名前で（すなわち、匿名で）、*A Letter to Adam Smith LL.D on the Life, Death, and Philosophy of*

*His Friend David Hume, Esq.* (『アダム・スミス博士への手紙』) を出版する (日本語訳は、林 (2010) を参照のこと)。この書は、非常な人気を博し、同年に第2版が出版される。

日本国内では、20程度の大学図書館が『ヒュームの生涯』初版を所蔵しているが、『アダム・スミス博士への手紙』は、1777の初版・第2版合わせでも、10大学に満たない。本学も『ヒュームの生涯』のみを所蔵する。

## 15.2 『哲学論文集』

スミスが死を予感し、これまで書きためた草稿のすべてを焼却するように知人に依頼したが、その際、焼却を免れた草稿が、スミスの逝去の5年後の1795年に、*Essays on Philosophical Subjects* (『哲学論文集』) として刊行された。この書では、「天文学史」、「古代物理学史」、「形而上学史」等が論じられており、『道徳感情論』と『国富論』の形成・展開の根底を探求する上で有用とされている。

本学は、1795年のロンドン・エジンバラ版とダブリン版を所蔵する。J.ブラック (J. Black) とJ.ハットン (J. Hutton) が編集したことから、ふたりの序文と、1793年1月21日と3月18日のエジンバラでのD.スチュアート (D. Stewart) の講演録「スミスの生涯と著作」が付けられている。この講演録は、95ページに及び、『哲学論文集』本文の4割のページを占める。ロンドンでの出版者は、Tカデル・ジュニアとW.デビス、すなわち、T. CADELL jun. and W. DAVIES (Successor to Mr. CADELL) であり、エジンバラでの販売は、W.クリークであった。『哲学論文集』の出版に関しては、これまで『道徳感情論』や『国富論』の出版者のひとりだったA. ストラーンの名前がない。

『哲学論文集』の採録されたスチュアートの講演録の最後の箇所では、タッシーのメダリオンについても触れている。すなわち、“He never sat for his picture; but the medallion of TASSIE conveys an extra idea of his profile, and of general expression of his countenance.” である (cxivページ)。これまでに紹介してきたアダム・スミス肖像の源は、ここにあったのである。スミス肖像は、1797年の『哲学論文集』フランス語版、1802年の『国富論』フランス語版、1805年の『国富論』グラスゴー版、1811年の『アダム・スミス著作集』第1巻等に印刷され、さらに、イギリス20ポンド紙幣 (2007年3月から発行) にも印刷されることになる。

1795年のダブリン版は、1776年の『国富論』ダブリン版初版の出版者のMessrs等が出版したものである。内容は、ロンドン・エジンバラ版と同じものであるが、装幀はかなり見劣りするし、本のサイズも、22cm×27.5cmに対して、13.5cm×22cmと半分になっている。このため、1ページの行数や総ページ数が異なっている。

本学では、このほかに、1797年のフランス語版と1799年のスイス・バーゼル版の『哲学論文集』を所蔵している。フランス語版には、中表紙にスミスの肖像が印刷され、編集者の序文とスチュアートの講演録「スミスの生涯と著作」がフランス語に翻訳され採録されている。先述のように、この肖像は、『国富論』フランス語版 (1802年) とまったく同じ肖像 (B.L. Prevost sculp.) であ

る。このふたつのフランス語版の出版者は、パリのChez H. Agasseであったから、『哲学論文集』のスミスの肖像が『国富論』に再利用されたのである。

スイスのバーゼル版は、英語クラス用に印刷され、J.デッカー (J. Decker) が出版販売した書である。J.ブラックとJ.ハットンの序文は省かれ、すぐにスチュアートの講演録から始まっている。

### 15.3 『アダム・スミス著作集』

*The Works of Adam Smith* (『アダム・スミス著作集』) は、1811～1812年に発行されて5巻本のアダム・スミスの全集である。まず、1811年に第3・4巻の『国富論』Ⅱ・Ⅲと第5巻の『哲学論文集』(「言語起源論」と「スミスの生涯と著作」も所収)が刊行され、翌年に第1巻の『道徳感情論』と第2巻『国富論』Ⅰが刊行された。経験上、スミスの書の売れ筋や売れ行きは予測できたから、「売れ筋を後に」の販売戦略をとり、収益を確保しようとしたと解すこともできよう。出版者は、同年の『道徳感情論』ロンドン第11版の出版者であったロンドンのカデルとデビス、リビングトン、ロングマンやエジンバラのグリークのほか、13名(社)であった。また、印刷は、ストラーンほか (Strahan and Preston, Printers-Street) であった。

第1巻の『道徳感情論』の表紙には、タッシーのメダリオンから描かれた肖像が印刷されていた。すなわち、

*From a Medal by Tassie*

*Drawn by J. Jackson, Engraved by C. Picart*

である。前述のように、1795年の『哲学論文集』においてスチュアートによってタッシーのメダリオンが紹介された後、イギリスでは、これを基にしたスミスの肖像が、1805年の『国富論』グラスゴー版に印刷され、1812年にも、『アダム・スミス著作集』第1巻に印刷されたのである(すでに述べたように、同時出版の『道徳感情論』ロンドン版第11版にはスミス肖像はない)。

ところで、本学所蔵の『アダム・スミス著作集』全巻に、「Kebel College library」の蔵書印が押してある(全巻に「withdrawn」の押印もあり、古書店への払い下げ品である)。キープル・カレッジは、オックスフォード大学を構成するカレッジのひとつであるが、同大学の中では比較的新しいカレッジ(1870年創立)である。オックスフォード大学の図書検索システムSOLOで検索すると、統括図書館(かつイギリスで発行された図書の指定納入機関のひとつ)のボドリアン図書館が『著作集』全巻1セットが所蔵されているのみである。オックスフォード大学では、ボドリアン図書館の統括の下に、原本を数冊を残し、重複するカレッジ図書館図書を払い下げ、オンライン・アクセスによるPDF閲覧を推奨する方針がとられているように思われるのである。

### むすび

近年の『国富論』の書誌研究や文献的研究においては、貴重書の高額さによる予算制約とオリジナル版毀損回避の観点から、ファクシミリ版(模写版)やインターネット公開版(小樽商科大学附属図書館による『国富論』初版の公開、大阪市立大学学術総合センター(福田文庫)等

による『国富論』初版・第2版・増補版の公開、アメリカの学術インフラであるHATHI TRUST Digital Libraryによる貴重書・古典・著作権切れの一般書の公開）も、よく利用されているようである。

『国富論』ファクシミリ版は、『国富論』初版の刊行200年を記念して、1976年に発行されたものである。このファクシミリ版は、当時の雄松堂（現在の丸善雄松堂）によって1,000部が印刷され、981部が販売されたものである。「CiNii検索」をかけると、国内では80の大学図書館等が所蔵している。また、「CiNii検索外」では、慶應義塾大学、早稲田大学、東北学院大学等が所蔵している（ちなみに、本学のファクシミリ版の発行番号は89番である）。

さらに、15世紀から1850年までの社会科学系図書6万点を収録した世界最大の経済学史コレクションである「ゴールドスミス・クレス文庫（*The Goldsmiths' -Kress library of Economic Literature*）」のマイクロフィルム版に加え、オンライン（オンライン版の名称：*The Making of the Modern World*）でもアクセス可能となったことにより、社会科学系の文献研究に「ゴールドスミス・クレス文庫」を利用する大学も増加している。

本稿の執筆過程では、まず、本学所蔵のアダム・スミス・コレクションのすべてを実査した後に、順次、『国富論』ファクシミリ版、ゴールドスミス・クレス文庫マイクロフィルム版、オンライン版を参照し、再度、アダム・スミス・コレクションを実査・確認する方法をとった。以後、コレクションとオンライン版を交互に参照する方法を繰り返した。『道徳感情論』等においても、この交互参照方法を用いた。オリジナル版の毀損を回避するために、また、ゴールドスミス・クレス文庫オンライン版の利便性が良く、研究室からアクセス可能なことから、実際上は、かなりの部分をオンライン版に頼った。現代の実務的な文献整理の作業においては、オンライン版が不可欠になっているのである。なお、『国富論』初版の精読には、ファクシミリ版が有効であった。

東北学院大学図書館所蔵の2冊の『国富論』初版の比較から、1976年のグラスゴー版『国富論』やTodd (1976) が指摘した校合との相違を発見し、第3表を作成するに至った。一橋大学社会科学古典資料センター所蔵や明星大学図書館所蔵を含め9セットの『国富論』初版の中で、未製本の本学所蔵の「原装アンカット版」のみが両者の指摘と合致した。製本版においては、製本の優劣を反映して様々な差異が見られた。また、本学がタッシー制作のメダリオンを所蔵していることを端緒にして、スミス肖像の印刷の経緯や肖像採録の著書等を探求した。これらの問題提起や考証は、オンライン等の現代的媒体のみでは困難であった。本学所蔵アダム・スミス・コレクションを地道に探求することによって、新たな研究のひとつの方向を見出したのである。

遠藤 (2001) は、「本コレクションには、各版の比較研究および編集者の人物研究などを通じて可能となる、新たな方向を示唆する重要な手がかりが存している。これほどととのった各版の原本は、フィルムやコピーでは決して得ることができない、スミスの偉大さと歴史の重みを十分に認識させ、新たなスミス研究への刺激を与えるであろう。」と述べているが、まさに、その通りであった。

基礎資料・参考文献

[基礎資料]

『アダム・スミス・コレクション』（東北学院大学図書館蔵）

『アダム・スミス関連旧蔵稀少図書』（東北学院大学図書館蔵）

『一橋大学社会科学古典資料センター 貴重書コレクション』（一橋大学社会科学古典資料センター蔵）

『明星大学 貴重書コレクション』（明星大学図書館蔵）

『国富論』初版 [インターネット公開版]（大阪市立大学学術総合センター福田文庫蔵）

『富國論』全3巻，雄松堂出版（復刻版），1993年

Adam Smith (1776), *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, Volume I and Volume II. [ファクシミリ版『国富論』，雄松堂書店，1976年]

Campbell, R.H., Skinner, A.S. and W.B. Todd (eds) (1976), *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, Volume I and Volume II, Clarendon press. [グラスゴー版『国富論』]

Cannan, E. (1920), *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, Volume I (Second edition, 1920), (Fourth edition, 1925) and Volume II (Third edition, 1922), Methuen & Co. Ltd. [キャンナン版『国富論』]

*Goldsmith' -Kress library of Economic Literature* [マイクロフィルム版]

*Goldsmith' -Kress library of Economic Literature* [オンライン版：*The Making of the Modern World* (NII-REO 人文社会科学系コレクション)]

[参考文献]

Carpenter, K.F. (1976) 「ヨーロッパ大陸におけるスミスと『国富論』」（『書誌的にみたスミス『国富論』の形成とその国際的伝播』（ファクシミリ版『国富論』の「解説（別冊）」）に所収）

遠藤和朗 (1985) 「アダム・スミス『国富論』初版 - 本学が所蔵する貴重本 12 -」 『東北学院時報』第419号，1985年6月15日。

遠藤和朗 (2001) 「アダム・スミス・コレクション購入 『国富論』初版原装アンカット本など」 『東北学院時報』第597号，2001年9月15日。

Hagemann, H. (2017), "German editions of Adam Smith's *Wealth of Nations*," *Economic Analyses in Historical Perspective*.

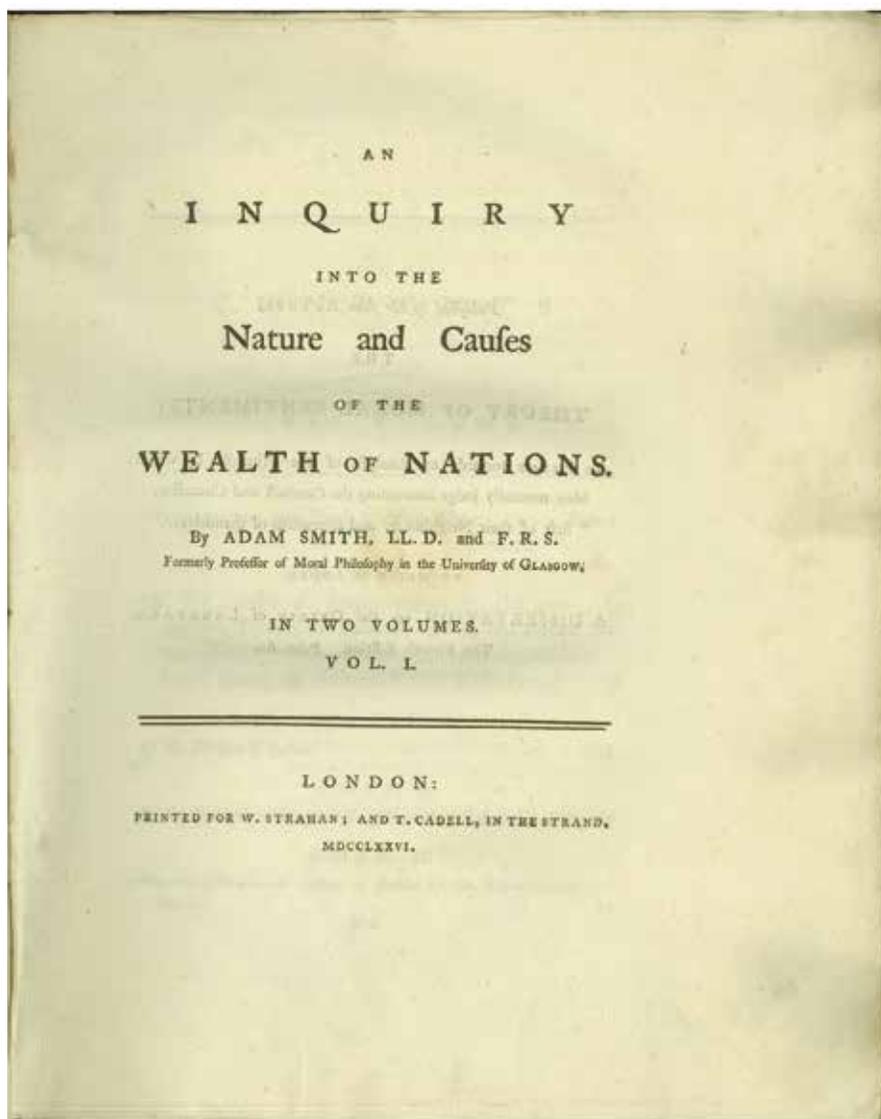
林直樹 (2010) 「ジョージ・ホーン『アダム・スミス博士への手紙』」 『経済論叢別冊 調査と研究（京都大学）』第36巻，pp.35-53.

井上植恵 (2003) 「アダム・スミス『道徳感情論』再考 - 第六版第六部を中心として」 『日本大学大学院総合社会情報研究科紀要』No.4, pp.415-426.

金子宏二 (1979) 「『藩学養賢堂蔵洋書目録』について - 慶応三年福沢諭吉将来本 -」 『早稲田大学図書館紀要』第20号，pp.98-113.

金子光男 (2005) 「アダム・スミス『国富論』初版本（1776年刊）の購入に寄せて - この初版にひそむ -

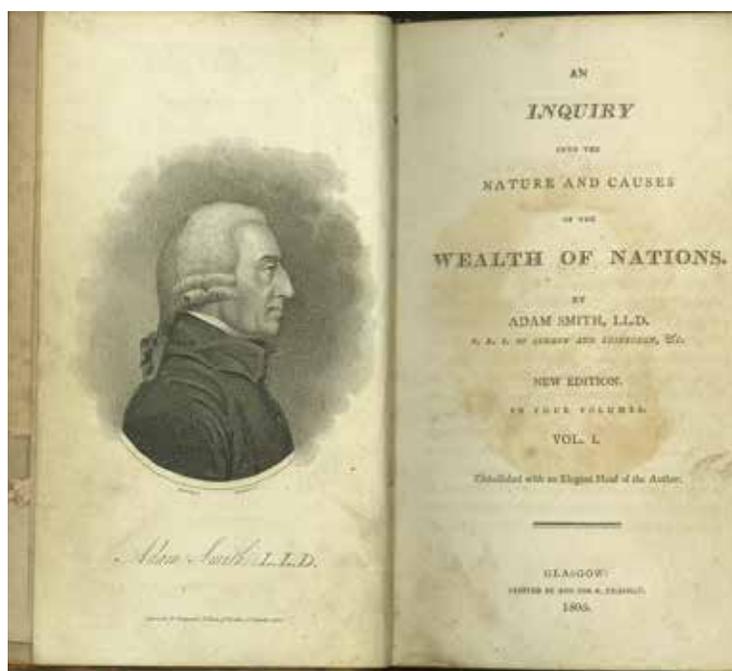
- つの秘話とわが国における草創期の彼の受容過程について・断篇-」『図書の譜：明治大学図書館紀要』第9号, pp.15-22.
- Kelly, A.M. (1964), *The Kress library of business and economics, catalogue* (Reprinted for Baker Library, Harvard University (Reprints of economic classics)).
- 大久保利謙・桑原伸介・川崎勝編 (2001)『津田真道全集 上』みすず書房
- 大河内暁男 (1976)「極東へのスミスと『国富論』の導入」(『書誌的にみたスミス『国富論』の形成とその国際的伝播』(ファクシミリ版『国富論』の「解説(別冊)」)に所収)
- 大河内暁男 (1993)「石川・嵯峨訳『富国論』の完成まで」(『富国論』第3巻, 雄松堂出版(復刻版)の「解説」に所収)
- 丸山徹 (2011)『アダム・スミス『国富論』を読む』岩波書店
- 松野尾裕 (1996)『田口卯吉と経済学協会』日本経済評論社
- 三邊清一郎 (1940)「アダム・スミス書誌」『三田学会雑誌』第34巻第9号, pp.117-152.
- 三邊清一郎 (1943)「翻譯『國富論』-國富論書誌續篇-」『三田学会雑誌』第37巻第9号, pp.69-99.
- 水田洋 (1968)『アダム・スミス研究』未来社
- 守矢洋 (1973)「A.スミス『国富論』初版の二つの異本について」『経済学雑誌』第69巻第5号, pp.49-59.
- 向井晃 (1988)「船載洋書目録の考察 -シーボルト再渡来時の将来蔵書目録-」(『鎖国日本と国際交流 下』, 箭内健次(編), 吉川弘文館, pp.283-320に所収)
- 沼津市明治史料館(編) (2009)『図説 沼津兵学校』沼津市明治史料館
- Todd, W.B. (1976)「『国富論』の形成 -初版から第5版まで-」(『書誌的にみたスミス『国富論』の形成とその国際的伝播』(ファクシミリ版『国富論』の「解説(別冊)」)に所収)
- 尺次郎 (1990)「資料：『尺 振八』拾遺 -尺振八生誕150年記念-」『英学史研究』第22号, pp.169-178.
- 尺振八(訳) (1886)『明治英和字典 *An English and Japanese Dictionary*』六合館(『近代日本英学資料5 明治英和字典』, ゆまに書房(復刻版), 1995年)
- 杉原四郎 (1977)「スミス研究の動向」『経済資料研究』第12号, pp.3-12.
- 杉原四郎・岡田和喜編 (1995)『田口卯吉と東京経済雑誌』日本経済評論社
- 高橋秀悦 (2018)『海舟日記に見る幕末維新のアメリカ留学 日銀総裁富田鐵之助のアメリカ体験』日本評論社
- Wayland, Francis (1837), *The Elements of Political Economy*, Leavitt, Lord & Company (Political Economy in Nineteenth-Century America, Volume 2として, Thoemmes Press より2003年復刻)



『国富論』初版（1776年）：原裝アンカット版  
（東北学院大学図書館蔵，横23.5cm×縦30cm）



アダム・スミスの肖像メダリオン（1789年 J.タッシー制作）  
（東北学院大学図書館蔵，撮影：栗林野一）



『国富論』グラスゴー版（1805年）  
（東北学院大学図書館蔵，見開き 横19.5cm×縦17.5cm）



『経済説略』1869年

(東北学院大学図書館蔵, 見開き 横23.5cm×縦19cm)

# 東北とは何か

—挫折, イメージ, そして現在—

田 中 史 郎

はじめに

1. 「東北」という呼称
2. 古代から近世の東北
3. 明治から戦前の東北
4. 戦後の東北
  - (1)経済社会の状況
  - (2)東北へのまなざし
5. 「3.11」東日本大震災
6. 総括と結論

はじめに

すでに東北を対象とした研究は少なくない<sup>1)</sup>。民俗学や地誌学などでは古くから研究が進められている。また、2011年の「3.11東日本大震災」以降は、改めてそうした研究が脚光を浴びている。大震災からの復興を念頭においた研究もみられる。さらに、この大震災と東北の意味するものを根本的に問う試みもある<sup>2)</sup>。

もっとも、東北に関しては、通俗的な「イメージ」も張り付いている。東北に対する「まなざし」がステレオタイプ化しているともいえる。経済産業省関連機関による「東北のイメージについて」のアンケートによれば<sup>3)</sup>、東北に対するイメージとして、「気候風土」、「震災」、「食資源」が上位3位にあげられている。そして、「気候風土」には「豊かな自然」のほかに、「寒い」、「雪」などの言葉がイメージされる。また、上位ではないが、「田舎」、「訛り」、「過疎化・高齢化」、「人情味・親切」、「我慢強い」、「日本の原風景」などの言葉がイメージを表すものとしてあげられている。みられるように、東北には、一方では、「寒」、「田舎」、「過疎化・高齢化」などの近代イデオロギーからすればネガティブなイメージが付着しているものの、他方では、それにも拘わらず、あるいはそれ故に「日本の原風景」といったノスタルジーをそこに見いだすようなイメージも存在する<sup>4)</sup>。いわば両義性を秘めているともいえよう。

本稿においては、そうしたまなざしやイメージがどのように形成されてきたかを辿るとともに、

- 1) たとえば、赤坂憲雄 [2009] をはじめとした一連の研究を参照されたい。
- 2) 半田正樹 [2012], [2014], 大内秀明 [2012] を参照されたい。
- 3) 東北地方産業競争力協議会 [2014]
- 4) シスタルジーにかんしては、田中史郎 [2018] も参照されたい。

その意味や意義を現代においてとらえ返したいと考える。やや個人的なことを述べれば、東北に居住して以来、こうした問題は一度は自らに問いたい課題でもあった。おそらく、日本のどこに転居しようと、何某かの親近感や違和感を覚えることは常にあることは否定しがたいが、東北にはもう少し違った何かがあるように思われるのである。

## 1. 「東北」という呼称

東北とは、現代の行政区を前提とすれば、青森、秋田、岩手、山形、宮城、福島に当たる地域を指すことはいうまでもない。

しかし、これらの地域を「東北」と呼称するのは必ずしも古くからではない。地理的な範囲も若干は変化しつつ、日高見国（ひだかみのくに）、みちのく（道の奥）、陸奥（むつ）、奥州、奥羽などと時代とともに呼称は変わってきた。また、陸奥国は、奥羽山脈を挟んで東の陸奥と西の出羽に分けられることもあった。そして、明治前後には陸奥と出羽を意味する奥羽という呼称が広く用いられたが、この頃に「東北」という名も現れたという<sup>5)</sup>。また、廃藩置県以前のこの地域の呼称としては、先の陸奥（広義）は陸奥（狭義）、陸中、陸前、磐城、岩代に、そして出羽は羽後と羽前に分けられていた<sup>6)</sup>。このような呼称の変化にはこの地域の歴史が刻まれており、先のような東北のイメージもこうした呼称の変化に多少なりとも関係している。

では、どのような経緯で「東北」という呼称が一般的になっていったのか。ここで問題になるのは、その東北という呼称の成り立ちをめぐっては、かなり隔たりのある二つの説が存在することである。これらを紹介しつつ、検討しよう。

ここで二つの説とは、一方は、「東北」という呼称が普及したのには自由民権運動が大きく影響したと考える説（自由民権運動説）であり、他方は、明治新政府が奥羽越列藩同盟の諸国に対する処分のための建議書を作成する際に用いられたとする説（明治政府説）のことである。

前者は、米地文夫、斉藤隆男、今泉芳邦によって提唱されたものである<sup>7)</sup>。この自由民権運動説からみてみよう。この説によれば、東北という呼称はそれまでもあったものの、それは今日の東北六県のエリアではなく、関東や信越をも含む広い地域を指すものであったという。この広範囲の地域を京都（畿内）からみて東北と一括りにしていた。したがって、この広義の東北は、東北六県を含むものとはいえ、今日での東北を意味するものではないという。

では、今日の東北の呼称はどのように生まれたのか。その普及には自由民権運動が大きく影響したという。周知のように、戊辰戦争で奥羽越列藩同盟は新政府軍に敗北した。そこに参加した諸国は賊軍の汚名を着せられ、士族には政治参加が認められず、この地は政府が派遣した役人によって支配される状態が続いたのである。

5) 藤岡謙二郎 [1984] を参照されたい。

6) 羽後と羽前のように、「前、後」を冠した地名があるが、それは京都に対しての前後を意味することはいうまでもない。

7) 米地文夫、斉藤隆男、今泉芳邦 [1995][1996] を参考にした。

しかし、奥羽の地にも自由民権運動が湧き起こる。自由民権運動は、新政府に対する不平士族が蜂起した西南戦争に大きく影響を受けた運動だが、薩長による藩閥政治を批判して民選議院の設立を目指すものでもあった。そうした自由民権運動の活動家には奥羽出身者や奥羽を拠点とする政治結社が多数あったという。彼らは西南への対抗概念として「東北」を積極的に使い、東北を自由の地とすることや、東北から日本を変えていくことを喧伝した。そして、彼らが「東北七州自由党」（1881年）を名乗ったのが東北という呼称の嚆矢をなすと。ここで「東北七州」とは、先の陸奥、陸中、陸前、磐城、岩代、羽後、羽前を指すのであって、現在の東北六県と一致する。そして、以降、「東北改進黨」、「東北議政会」、「東北自由新聞」など東北を名乗る自由民権運動の結社などが多数輩出してくることになる。

要するに、戊辰戦争の敗北によって奥羽には未開の地というレッテルが貼られ、その政治参加も許されなかった。しかし、自由民権運動に積極的に関わった奥羽の士族や知識人は、西南諸藩（新政府）に対して「東北」という軸を打ち出し、これをアイデンティティとした。その呼称が広く現代まで引き継がれたという。もっとも、だからといって、東北は「未開の地」や「遅れた地域」、すなわち後進であるというイメージが払拭されたわけでない。しかし、こうして「東北」という呼称が根付いていったというわけである。

次いで、明治政府説をみてみよう<sup>8)</sup>。これは、岩本由輝によって示されたものであり、この説の最大の根拠は、薩長新政府の参与である木戸孝允（きどたかよし）の提出した建議書のタイトルが『東北諸県儀見込書』（1868年）であったことによる。すなわち、木戸は、戊辰戦争後の奥羽越列藩同盟に加盟した諸藩に対する処分に関する提起をしたが、その建議書のタイトルには、奥羽ではなく、「東北」と明記されており、これが東北という地域名の文字上での初現であるとする。また、県というのはその後に出される府藩県三治制にもとづき占領地など政府の直轄地に付される予定の行政単位である<sup>9)</sup>。

そしてさらに、今日の東北地方という呼称につながる東北は、要するに「東夷北狄（とういほくてき）」を約めたものであったと述べられている。古代中国において東方の未開国を「夷」、北方のそれを「狄」といったが、東夷北狄とは、東の未開人、北の野蛮人という意味であって、蔑称に他ならない。東北という呼称にはそのような意味が込められていたというわけである。

このような理解が成立すると、それと対をなす、「西戎南蛮（せいじゅうなんばん）」という言葉が気になる。いうまでもなく、西戎とは西の、南蛮とは南の未開人や野蛮人という意味であり、蔑称に他ならない。西戎南蛮を約めれば「西南」となる。だが、岩本によれば、この語の使われ方は微妙である。

すなわち、周知のように明治政府の中心は薩長によって構成されているが、それらの地域を「西南」とは呼ばなかった。しかし、後の西郷隆盛らの反乱を「西南の役」という。その「西南」には、

8) 岩本由輝 [1994] を参考にした。

9) 府藩県三治制とは、明治維新から廃藩置県までの間の地方制度。幕府の重要直轄地であった東京、京都、大阪などを「府」、その他の直轄地を「県」とし、また、大名の支配地を「藩」としてそのまま存続させたものである。

「西戎南蛮」の西南、つまりそのような敗者に対する軽蔑の意味が込められていたというわけである<sup>10)</sup>。

このようにみても、両者の見解の隔たりは大きく、さらに検討の余地があることを認めざるを得ない。しかし、ここで少なくとも明らかになったことは、東北という呼称は自然発生的なものではなく、また、時代的には明治の初頭に生まれたということである。そして、それには相当の政治的な背景があったということである。既にみたような、東北に対するアンビバレントなイメージの背景には、その深層においてこうした歴史的経緯があったのではないかと推量される。

## 2. 古代から近世の東北

東北という呼称には諸説があることが確認されたが、いずれにしてもそれは明治期という近代においてであった。しかし、それ以前であっても呼称はともあれ地理的な意味での東北の地が存在していたことはいうまでもない。また、人々の生活もあった。しかし、その呼称とともに、この地の位置づけには中央政権との関係が如実に表れている。

そこで、近代に至るこの地（東北）の事情を政権との関係で概観しよう。それによって、この地に対するまなざしやイメージが形成されてきた背景が垣間見られると思われる。

先史時代においては、青森県の三内丸山遺跡などにみられるように、当時の気候の温暖化を背景として一定の文明や文化の発展も認められている。当時は、朝廷との交流がすでに始まっていると考えられているが、支配服従関係とはいえなかったようである。交流という言葉がふさわしいのかもしれない。

しかし、古代に入ると、朝廷とこの地（東北）の諸勢力との関係は、古墳時代までの緩い地域的な交流や連合のレベルから、徐々に中央集権的な都と地方という関係に移行していった。奈良時代そして平安時代には、政権にとってこの地の民すなわち「蝦夷（えみし）」は武力に訴えてでも平定すべき対象となった。宮城県に多賀城（724年）を設置し、政治的軍事的拠点としたことは象徴的である。こうして、長期にわたって断続的に武力的な衝突が繰り返された。

だが、力による弾圧には当然ながら反発が生じる。カリスマ的な首長である阿弭流為（アテルイ）の登場によって、朝廷側は大苦戦を強いられることになったといわれる。阿弭流為の主導する蝦夷は、朝廷の兵力に匹敵するような軍事力を有していないものの、地域特有の森林や山、川などを利用して相手の死角をとる戦法に優れていた。他方、都で育った朝廷軍の兵士たちには当然にもこうした土地勘がない。そのため、朝廷側は圧倒的な兵数をもってしても中々攻勢に出られなかったと考えられている<sup>11)</sup>。

10) もともと、東夷の「夷」とは弓を射ることの上手い民族という意味、北狄の「狄」とは本来は「羽でつくった舞い衣」の意味、西戎の「戎」は兵器の意味、そして南蛮の「蛮」は未開の意味であったという。貝塚茂樹 [1964]などを参照。いずれにしても、身のこなしに優れ、武具の扱いに長けた、しかし、未開の者達という意味であろう。

11) 当時の雰囲気を知るための参考として、高橋克彦 [1993] があげられよう。

しかし、こうした長期にわたる一進一退の攻防が継続するなか、朝廷側は征夷大將軍として坂上田村麻呂を送り込み、ついに朝廷軍の勝利(802年)を導いたとされる<sup>12)</sup>。この地の第1回目の「挫折」である。これがわれわれの知る歴史である。

以上は、政治的な闘争であり、何よりも朝廷側の勢力圏の拡大を意図したものだが、こうした背景には経済的事情も横たわっていた。すなわち、なにゆえ奈良時代から平安初期にかけて朝廷はこれほど長期にわたって東北地方の平定に力を注いでいたのかという問題である。

朝廷は文武天皇のもと、平城京に都を移す前に大宝律令(701年)を制定してから、律令国家の道歩んだ。しかし、その律令国家を支えるための重い税金に苦しんだ民衆が偽籍や逃亡を行うなどして税を納めず、朝廷の経済事情は非常に苦しい状況にあったといわれる。経済力に陰りが進み社会不安が増大してくるなか、聖武天皇は東大寺建立に着手する。仏教の力によって国を守る「鎮護国家思想」がその基盤にあったといわれる。その中心である大仏(東大寺、盧舎那佛像)を覆う金を外国から輸入して入手する予定だったが、それを東北に求める方向に変更したという。というのは、この頃に東北地方で金の鉱脈が複数発見されたからである。そうした背景のもとで、金の獲得が経済的な目的になっていったと考えられる。支配地域を拡大することによって、土地と民衆を支配下におき、その経済的な利益をもって財政を安定させようとしたと推測できよう。朝廷には、すでに政治的な勢力拡大の意図があったうえに、経済的な要因が加わったのである。

このようにして東北地方は武力によって結果的に平定されていくが、屈服させられた人々は俘囚(ふしゅう)として扱われ、一段低い人間と見なされていった。都からの距離の遠さ、そしてこうした敗北の歴史などから東北に辺境や未開のイメージが形成されていった。そうした東北へのまなざしやイメージは、古くはこうした時代から作られたのではないかと想像される。

しかし、こうしたイメージの形成とは裏腹に、東北に対してはやや異なったイメージも作られていった。都から遙かに遠く、また未開の地であるが故に、そうしたものへの憧憬のようなイメージも生まれてきた。

たとえば、当時の文化を代表する和歌においても、東北を読み込んだものは少なくない。「歌枕」(和歌に詠み込まれる名所や地名)として東北の地名が用いられ確立されていった。いうまでもないことだが、これらの歌人は実際に東北まで足を運んだわけではないにもかかわらず、こうしたことが生じたのである<sup>13)</sup>。

また、とりわけ東北では、松尾芭蕉『奥の細道』には特別の感があるが、そこでは当時の都で

12) 淳足柵(ぬたりのさく、647年、新潟市)や磐舟柵(いわふねのさく、648年、新潟県村上市)が建造されてから最終的に蝦夷征伐が終了(811年)したとされるまでの期間は、150年以上にも及んだ。

13) たとえば、山本陽史は、「都をば霞と共に立ちしかど秋風ぞ吹く白河の関」(『後拾遺和歌集』、能因法師)あげ、概ね以下のように述べる。この和歌で、「白河の関」が都から遠いという本意を与えることによって、その後の歌人はこの本意を継承しつつ作歌することになる。周知のように「白河の関」は東北地方の入り口に過ぎないので、その北の陸奥ははるかに遠い地としてイメージされていく。こうした過程で、東北には、「まだ見ぬ何か」というイメージも形成されたというわけである。山本陽史[2018]

はずで失われた古い言葉や風俗を東北に求めるというスタンスが窺える。そうしたことはいわゆる専門家でなくても感じ取ることができる。もっとも、そうしたことは、一方では東北に対する憧れといった感情を喚起するとともに、他方では東北を辺境の地とするという認識も導くものでもあろう。今日に至る東北のイメージを構成するものがここでもすでに生まれているといえよう。

以上、雑ばくにみたように、東北に対するいわばアンビバレントな感覚や認識はこうした古い歴史にまで遡って考えるべき課題なのかもしれない。

### 3. 明治から戦前の東北

では、近代すなわち明治以降はどのようなようであろうか。

既述のように、近代のこの地すなわち東北は戊辰戦争での敗北という歴史から開始された。この地の第2回目の「挫折」といえよう。もともと経済基盤が弱かったこの地方の諸藩では、秩禄処分によって経済的な困窮へと追い込まれその窮余の策として「北海道移住」や「帰農」も広く行われた<sup>14)</sup>。

明治以降の富国強兵、殖産興業の大合唱の時代において、郡山盆地における安積疏水、宮城県の野蒜（のびる）港、仙台の第二高等学校、岩手県の釜石製鉄所などの例外を除いて、政府は東北地方での大規模な投資や開発に積極的ではなかった<sup>15)</sup>。野蒜港が台風によって破壊された後も修復や代わりの港の建設はされず、鉄道のうち最初に敷設された東北本線は官営による国家計画としては行われなかった。こうして、以降も東北には都会への人、米、生糸の供給地という役割が定着していったのであり、いわゆる近代化の遅れはそのようにして形成された。こうしたなかで、後れた東北、つまりその後進性というイメージが定着していったことは否定のしようがない。

その象徴的なものが東北方言に対する評価ないし向き合い方である。富国強兵、殖産興業といった近代化を進めてきた政権は、経済的な近代化が進んでいないことは文化的にも後進的であるという評価を下してきた。東北方言に対する向き合い方は、まさにそのようなものであった。方言、といってもとりわけ東北方言を文化的な後進性を示すものと断罪し、これを矯正することを教育の一部とした<sup>16)</sup>。学校教育の場において方言の使用を誤りと見なす「方言札」まで登場し<sup>17)</sup>、徹底

14) 1882（明治15）年から1935（昭和10）年までの北海道移住者の出身県は、多い順に以下の通り。青森県、秋田県、新潟県、宮城県、富山県、石川県、岩手県、山形県、福島県、福井県。見られるように、上位9番目までに東北6県が入っている。平井松午 [2002]

15) 明治期のこうした政策は、当初は東北に「融和的」であったものの20世紀前夜、すなわち日本の帝国主義的政策とともに転換したという。半田正樹 [2014] を参照されたい。

16) 方言にかんしては、それを文化的な後進性と見なし矯正するという方針とともに、軍隊において挙国体制を構築するために矯正するという意図があったといわれている。軍隊においては、指揮命令系統が重要視されるが、その際に言語の統一は前提とされたといえる。そうしたことも方言排除に繋がった。

17) 方言札とは、標準語の使用を強制させるため、学校で方言を話した者に罰として首から下げさせた札をさす。沖縄や東北で、明治期から戦前を通してそうしたことは行われた。

的な標準語教育が強制された。方言は各地にあるが、東北方言がやり玉に挙げられたのには、こうした背景があるといえる。

ところで、第1次世界大戦以降は、終戦による戦後恐慌、関東大震災（1923年）、金融恐慌（27年）、世界恐慌（29年）、農業恐慌（30年）などにより、経済が大打撃を被った。とりわけ、世界的な生糸相場の下落や米の極端な豊作と不作は、東北の農業にとっては壊滅的な打撃を与えた。農家の「娘の身売り」などは疲弊の一端を表したものである。

そうしたなかで起こされたのが「2.26事件」（1936年）である。この事件は約1400名の兵士が決起したものであり、その中の兵士は必ずしも東北出身者が多かったわけではない。しかし、その背景には東北の目に余る疲弊に対する政府の無策への憤懣があったといわれる。

また、農家の次男以下の青年たちのなかには、国策に応じて大陸に新天地を求める者もいた。満州開拓団の出身地は長野県が最大だが、山形県（2位）、宮城県（3位）、福島県（5位）、秋田県（10位）なども上位を占めている。

戦前の政治や経済の状況が一体になって東北のイメージは形成されてきたのである。次いで戦後についてみてみよう。

## 4. 戦後の東北

### (1) 経済社会の状況

知られているように、戦後の出発点は、国土面積がおよそ半分になり、鉱工業生産力は3分の1になった状況にあった。資源も外貨もないという段階から戦後が開始されたのである。

東北地方との関連でいえば、いわゆる北方領土を失い、北海道が最北になったことがあげられる。ここで北海道との対比でいえば、北海道はいわば新天地、フロンティアのイメージでとらえられることが多い<sup>18)</sup>。実態は先住の民がおりフロンティアではなく、また、北海道開拓を担った人々のかなりの部分は東北出身者であったにもかかわらず、かなり違ったイメージでとらえられることが多い<sup>19)</sup>。

ともあれ戦後のこのような状況を前提として、政府によって早くから国土開発が構想された。「国土総合開発法」（1950年）の制定がそれである。そこでは、①土地や水などの天然資源の利用、②水害などの災害の防止、③都市と農村の適正な規模と配置、④文化と観光にかんする資源の保護や施設の配置、などが目標として掲げられている。

そして、この「国土総合開発法」を前提として「特定地域総合開発計画」（1951年）が策定さ

18) しばしば北海道を形容する言葉に、「雄大」「廣大」などがあげられる。また、東北の「暗さ」に対して「明るさ」は、北海道がいわばフロンティアとして見られることに起因しているのではないか。

19) 東北と北海道についての位置づけについては、定説があるわけではない。たとえば、両者を「植民地」と同一に位置づける説もあるものの、異なる説もある。前者を「半封建的土地所有」とし、後者を「資本主義的な植民地」と位置づける説、そして、前者を「半周辺」とし、後者を「周辺」とする説などである。佐々木伯朗 [2017] を参照されたい。

れた<sup>20)</sup>。この計画の多くは多目的ダムの建設を軸として、治水、発電、農業用水、食糧増産などを目的とする河川総合開発を中心するものである。東北地方では、十和田、北上、仙塩、阿仁田沢、最上、只見が全国21の指定地域に含まれている（この中で、仙塩はやや例外的に鉱工業に資するものという位置づけがなされているが）。「特定地域総合開発計画」は、簡略化すれば、自然エネルギー立地型と地域資源活用型の政策が軸をなすといえる。というのも、当時の状況においては、①外貨の不足により、鉱物資源や石油（エネルギー）の輸入が困難であること、②また同様に資金不足で、生産の再開を地場の企業に委ねる以外に道がないこと、そして、③政治的には、戦後改革の精神により、地方分権が指向されていたこと、などがこの「計画」の背景にあるといわれる<sup>21)</sup>。

しかし、この「計画」は未達成に終わったと評価されている。というのは、日本を取り巻く状況とそれに伴う日本経済の状況が大きく変化したからである。それはいうまでもなく朝鮮戦争の勃発とそれによる特需の発生に他ならない<sup>22)</sup>。特需の規模に関して確認しておく。朝鮮戦争が激化したのは50年からのほぼ3年間であるが、その間の特需の総額は約24億ドルに達した。ちなみに、当時の通常の輸出額が1年で約10億ドル程度であったので、これがいかに大きいものであったか明白である。

この特需によって、日本は外貨を獲得するとともに、工業の立直りの契機をつかむこととなった。特需景気とともに1953年頃には経済は戦前の水準に回復し<sup>23)</sup>、そして高度経済成長に繋がっていったことは周知の通りである。

それに伴って政策のスタンスに変化が見られることになった。政策の重点が、①業種としては農林業や軽工業から重化学工業へ、②地域としては地方から都市へと移されていった。それまでの地域政策から産業立地政策へと政策の軸がシフトしたともいえる。

そして、当時の池田勇人総理によって提唱されたのが、「国民所得倍增計画」（1960年）である。そこで「太平洋ベルト地帯」構想が宣揚されたが、これは1950年代中葉から始まった高度経済成長路線を追認すると共に、それをさらに推進する計画であるといえる。太平洋ベルト地帯構想は、この地域の工業開発を重視し重点的に投資をする政策だが、それ故にその他の地域から強い批判を受けた。こうした公共投資の地域配分の片寄りをどう是正するかが、当時の地域政策に求めら

20) 当時、全国総合開発計画、地方総合開発計画、都府県総合開発計画、そして特定地域総合開発計画の4つの総合開発計画が構想されていたものの、具体的に策定されたのは、本文で示したように、特定地域総合開発計画のみであった。また、全国総合開発計画は後述するように、「開発法」の12年後に策定されている。岩本由輝 [1994]

21) 宮本憲一、中村剛治郎、横田茂 [1990]

22) 特需とは、特殊需要 special procurement の略だが、この取引を国際収支上で「輸出（貿易）」ではなく「貿易外勘定」に計上したのでそのように呼ばれることになった。

23) 「もはや戦後ではない」は、『経済白書』（1956年）に書かれた一節で、流行語にもなった。しかし、このフレーズは、後に誤解もされた。誤解というのは、この語を「戦後の困難な時期が終了し未来は明るい」という風に受け取ることである。しかし、正しくは、「今まではいわばマイナスからの復興であり成長の伸び代があったが、戦前の生産水準にまで回帰してしまった以上、今後は困難な状況が生まれるだろう」といういわば警告的なものであった。しかし、その後の高度経済成長は、この「誤解」を「正解」にしたといえよう。

れた。こうした背景もあって、「全国総合開発計画」（一全総、1962年）が示された<sup>24</sup>。そこでは、「地域間の均衡ある発展」が基本目標として掲げられていたが、それは開発の地域的不均衡や公害などの問題がすでに発生しつつあることを背景としていた。この方向を発展させたものとして、「拠点開発方式」が打ち出され、15地域の「新産業都市」（62年）も制定された。しかし、それによって「地域間の均衡ある発展」がもたらされたとは言い難い。むしろ、太平洋ベルト地帯への集中はより顕著になっていったのである。

では、この「国民所得倍増計画」や「一全総」は東北にとってどのような意味をもつものであったか。この過程で、いわゆる「エネルギー革命」と呼ばれるような状況の変化が生じたことが大きく影響した。すなわち、石炭から石油へと主要エネルギーが転換されていったのであり、それはエネルギーの国産から輸入への転換でもあった。地域の自然エネルギー資源による開発という構想は水泡に帰し、東北開発もその例の一つとなった。「中心-周辺論」的にいえば、東北は周辺に位置づけられていった。東北地方には、米穀はもちろんのこと、林業では能代（秋田県）の杉、鉱業では釜石（岩手県）・本吉（秋田県）・小坂（秋田県）の銅・錫・金、八橋（秋田県）の石油などもあったが、それらは重要視されなくなっていった。東北には、多彩な産業ではなく、「米」への特化政策にみられるように米単作が奨励された。これは、食料提供とともに、「集団就職」や「出稼ぎ」にみられるような労働力の提供に繋がっていった<sup>25</sup>。高度成長期における、都市と農村、工業と農業という関係のなかで後者の一極を東北が担うことになったといわざるを得ない。都会-田舎図式が鮮明になってきた。この地の第3回目の「挫折」である。

しかし、こうした関係は高度成長の終焉とともに見直される機会があったと考えられる。すなわち、70年代の二度の石油危機を契機として高度成長は終焉したが、そこには二つの選択肢、二つの方向性があったことを強調したい。輸入に頼らざるを得ない原油の価格の大幅な上昇、また高度成長の負の側面である公害や地域の疲弊の発生という現実直面せざるを得なくなったが、そこには二つの選択肢が存在したのである。

すなわち、その一つは、各地域に賦存している自然・再生可能エネルギーを基礎とし、それを利用した分散型の地域産業の復興の方向であり、他の一つは、原子力エネルギーの利用にみられるような大規模産業の維持の方向である。しかし、歴史的な結果的としては、後者が選択されたといわざるを得ない。東北の人口規模は8%程度であるにもかかわらず、原発はその40%が東北に立地している<sup>26</sup>。高度成長が終焉を迎えているにも拘わらず、いわばその惰性が継続したままであった。

24) 全総はその後、「四全総」（1987年）まで継続したが、5回目の「21世紀の国土のグランドデザイン」（1998年）はあえて「五全総」とは明記されなかった。

25) 農業は、食品の生産に限ってみても、穀物、野菜、果実、食肉など、本来多彩であるが、その中で米作は二度の集中的繁忙期を除けば、人手がかからないといわれる。つまり、米作と出稼ぎとは相補的な関係になっているのである。

26) 原発が東北に集中しているのには理由がある。財政的に厳しい自治体は、「電源三法（電源開発促進税法・特別会計に関する法律（旧電源開発促進対策特別会計法）・発電用施設周辺地域整備法）」による交付金や「固定資産税」の税収、各種の「寄付金」に頼らざるを得ない現実があるからだ。

## (2)東北へのまなざし

こうした高度成長そしてその終焉は、人々に様々な感情を呼び起こし、そこには高度成長の恩恵に乏しかった東北の状況が微妙な形で絡まってくる。戦後の過程を通じて、東北に対するイメージは、冒頭で示したようなアンビバレントないし両義性を秘めたものとして形成されてきたのである。

高度成長期を通して、生活の向上とともに娯楽も普及した。映画やレコード、ラジオ、テレビも日常のものになっていった。やがて、レコードはCDになり、ラジオもFM放送が加わり、何よりもテレビは急速に普及するとともに、カラーテレビに移行していった。そうした中で、もっとも大衆のイメージを喚起するものはラジオやテレビから流れる流行歌であるといっても過言ではなからう<sup>27)</sup>。数々の国民的な人気を博する歌手も誕生した。そうした観点から、この時代を考察してみよう。

高度成長とともに、都会-田舎図式が鮮明になってきたことは既にみた。とりわけ東北ではその図式が当てはまった。そうした中で、田舎(故郷)から東京に行った家族や恋人を残されたものが謳う流行歌が登場した。たとえば、青木光一「早く帰ってこ」(1956年)や、やや時代は新しくなるが松村和子「帰ってこいよ」(1980年)などをあげることができる。また、反対に都会暮らしの者が田舎を思い謳う流行歌も少なくない。春日一郎「別れの一本杉」(1955年)、伊沢八郎「あゝ上野駅」(1964年)、北島三郎「帰ろかな」(1965年)などがあげられる。やむなく都会に出て行かざるを得ない半面、都会には期待もの無いわけではない。また、そこには種々の希望と不安がついて回る。そうしたときに都会-田舎図式を前提とした歌詞が受け入れられるとともに、その場合の田舎の象徴が東北であったといっても過言ではない。

また、高度成長期においても挫折はつきものである。そして、高度成長期の終焉以降はそうした挫折はより拡大したと想像できる。そうした状況を反映して、傷心や傷心の旅をテーマにするような流行歌も数多く現れた。たとえば、小林旭「北帰行」(1961年)、朱里エイコ「北国行きで」(1972年)、都はるみ「北の宿から」(1975年)、石川さゆり「津軽海峡冬景色」(1977年)、山本譲二「みちのくひとり旅」(1980年)、森昌子「哀しみ本線日本海」(1981年)、細川たかし「北酒場」(1982年)など数多くのものがある。

タイトルや歌詞には、「みちのく」、「北国」、「津軽」などのような東北をあらわす歌詞が多数ちりばめられているとともに、「寒さ」、「吹雪」、「海鳴り」といった言葉も多数入っている。なぜか、傷心の人々は北方や東北に向かう。東北を旅したり、実際にはそうせずともそれを想像したりすることで、自らを省みたり、また未来につなげようとしたといえる。そうした感情に東北

27) 高度成長とその終焉を迎えた、1950年代から80年代は歌謡曲の時代ということもできる。長い戦争時代の抑圧から解放されるとともに、テレビがそのエネルギーと共伴した。また、それは昭和(戦後の)ともほぼ重なる。この時代の大衆のイメージを流行歌に求めた理由である。山本陽史 [2013] から示唆を受けた。また、それ以降についていえば、それはもはや大衆的な流行歌の消滅した時代であると図式化できる。サブカルチャーをどうとらえるかは定説があるわけではないが、興味深い。宮沢章夫 [2014] を参照されたい。

はきわめてふさわしいものと思われている。実際に、多くの人々が東北を旅行したとはいえ、また東北旅行を意図したとは限らないが、東北というイメージがそれにふさわしいものと思われているのであろう。

さらに、東北に「古き良き日本」のようなものを求める楽曲も多々ある。たとえば、千昌夫「北国の春」(1977年)、山口百恵「良い日旅立ち」(1978)、吉幾三「津軽平野」(1979年)などはこうした中に含まれる。必ずしも傷心から癒やしを求めるものではないが、何か精神の支柱となるようなもの、言い換えれば、「ふるさと」のようなものが東北に求められているといえる。「ご当地ソング」などといって、各地の地名入りの流行歌もそれぞれの地域に存在するが、以上にあげたような位置づけが可能なものは多くは無いのではないか。

みられるように、大衆に受け入れられた東北のイメージは、あるいは東北へのまなざしは、このようになものであったといえよう。

## 5. 「3.11」東日本大震災

高度経済成長の終焉の後、いわゆる安定成長の時代に入るが、その結末がバブル景気とその破綻であった。その後は、長期にわたり文字通り「ゼロ成長」時代を体験することになる。そして、やや景気の上向いた2008年にはリーマン危機にさらされた。それによって、GDP成長率がマイナス5%を下回るといって戦後最悪の異常事態に至った<sup>28)</sup>。

そして、この事態からやや回復の状況にさしかかった2011年3月11日に、あの東日本大震災が発生した。地震、津波、そして原発事故に見舞われたことはいまでもない。その被害は甚大であった。1995年に発生した「阪神淡路大震災」と「東日本大震災」比較すると、たとえば、死亡行方不明者は前者では約6千500人であるのに対して後者では約2万人、被害額は前者では約10兆円弱であるのに対して後者では約21兆円であり、これだけを見てもその被害規模の大きさが明らかである。それに加えて、収束とはほど遠い原発事故の現状がある。政府と東電は廃炉費用を当初は11兆円だとしていたものの、2017年には22兆円に修正した。また民間のシンクタンクではその額は、50～70兆円のぼろと試算している<sup>29)</sup>。

そうした状況のもとで、ボランティアに参加した人々も多く、震災発生から2017年末までに延155万人以上の参加があった<sup>30)</sup>。また、国内外からの義援金も3千800億円を上回る金額に達している<sup>31)</sup>。被害もそれに対する支援も莫大であったことはいまでもない。

このような大きな災害と事故、それに対する多くの支援、こうした事々を通じて、東北に対するまなざしやイメージに何らかの変化が生じたのだろうか。本稿の関心からすれば、重要な論点

28) 戦後の景気循環、とりわけリーマン危機およびそれ以降の経済事情にかんしては、田中史郎 [2018] を参照されたい。

29) 日本経済研究センター [2017] を参照されたい。

30) 全国社会福祉協議会 [2018] を参照されたい。

31) 内閣府 [2018] を参照されたい。

になるが、その議論の前に幾つかのことを述べておきたい。

その第一は、こうした災害と事故にかこつけて、いわゆる「ショック・ドクトリン」といわれるような政策が展開されてきた点である。ショック・ドクトリンという言葉は、ナオミ・クラインの著書の名前を通して知られるようになった。ショック・ドクトリンを日本語に直せば、災害便乗型政策ということになるが、そうしたことは実際に起こっている。

かつて阪神淡路大震災の際に、「神戸医療産業都市構想」の名のもとに神戸市長田区の昔ながらの商店街を復旧させずに、大型ショッピングモールや高層マンションが建てられたことは知られている。東北でも、水産特区の設定や大型ショッピングセンターの誘致、そして巨大な防潮堤の建設などもそうした類いのものといえよう。莫大な復興予算が、被災地とは関係のない事業へ行政の手によっていわば横流しされているケースも多々ある<sup>32)</sup>。

第二に、しかしそうしたことともに、「災害ユートピア」と思われる事々も生まれている。この言葉は、レベッカ・ソルニットの同名の書名から流布した。災害ユートピアとは、地震や台風などの大災害などが発生すると、被災者や関係者に連帯感や社会貢献意識が高まり、いわば理想的ともいえるコミュニティが生まれる現象を指すが、そうしたことも東北ではしばしば確認された。

たとえば、既にみたような多数のボランティアの結集、あるいは被災者同士の助け合いや秩序だった行動などは至る所でみられた。確かに、災害ユートピアの高揚は時間の経過とともに薄らいでいく。いわゆる日常に戻っていくわけだが、しかし、そこには様々な何かが生まれていく。それは可能性であるとともに、現実でもある。

ここで、東北における試みを紹介しよう。単に個別事例を超えて提起するものが多い<sup>33)</sup>。

その一つは、山形県置賜地域の「置賜自給圏」の試みである。この構想は、山形県南部の八市町（米沢市、南陽市、長井市、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町）から構成され人口約21万人におよぶものだが、そこでは、生活に必要な資源や素材を、置賜地域の森や川や田畑に頼ることで、生活全体の地域での自給を高めながら、地域社会の持続を実現しようとする試みである。また、それによって地域住民の生活する地域コミュニティを創造するというものである。具体的には、①ケミカル農業を批判するとともに、その運営方式としては「家族農業か企業農業か」の二項対立を超えて農地を開放する仕組みを構築すること、また、②地域の農業を軸として、自給的な生活圏の形成を目指すこと、そして、③エネルギーにおいて、木質バイオマス発電や小水力発電などを組み合わせ、エネルギーの地産地消を追求すること、というような内容が示されている。

もう一つは、岩手県紫波町の「オガールプロジェクト」の試みである<sup>34)</sup>。紫波町は、農業が主

32) 「NHKベシヤル東日本大震災 追跡、復興予算19兆円」(2012年)は、この問題を最初に報道したことで、話題を呼んだ。

33) 二つの例とも、半田正樹[2018]を参考にした。

34) ちなみに、オガールとは、この地域の方言で「大きくなる、成長する」という意味の「おがる」と、フランス語で役を意味する「ガール」の合成語という。

産業で人口約3万4000人である。町は、2000年6月に「新世紀未来宣言」を発表し、「100年後の子どもたちに紫波の環境をより良い姿で残す」ことを目指している。そのような目標のもと、中心的施設の「オガールプラザ」をセンターとして活動が進められているという。とりわけその中心に位置するのは「情報交流館」の中の図書館である。いわばどこにでもある無料の公共施設にすぎない図書館だが、そこに利用者や訪問者を惹きつける特徴をもたせることによって、オガールプラザ内の商業施設も含めた他の施設に人々を誘い込む効果を上げている。ここには図書館とともに、子育て支援センター、民営の産直販売所、カフェ、居酒屋、クリニック、学習塾などであり、これらのほとんどは県内の事業者がテナントとなっているという。町の逼迫した財政により開発が頓挫していた町の中心部を再活性化されることによって、町全体の底上げを図ろうというプロジェクトに他ならない<sup>35)</sup>。

いずれも、疲弊しつつある「地域」において、自然に支えられながら人間の営みを持続させる地域循環型の地域社会の創設（再創設）という意義を秘めているものと思われる。

ところで、紹介したような地域の試みは、おそらくは各地にすでにありまた生まれつつあるように思われる。また、3.11大震災を一つの契機として生まれたもの少なくないであろう。

その際に、大きな問題となるのは電力などのエネルギー問題であった。食の地産地消をはじめとする地域作りはすでに各地でなされているものの、エネルギーの地産地消は難しいものであった。これまでは、電気に代表されるエネルギーは、スケールメリットが大きく働くもので、地産地消には不向きなものだと常識的に考えられていた。しかし、3.11大震災以降に各地で導入された小規模の発電はそうした常識を打ち破るものである。

各地の太陽光や風力、小型水力、バイオを利用した発電はよく知られている。ここでは、福島市土湯温泉のバイナリー発電について若干紹介しよう<sup>36)</sup>。バイナリー発電は別名温泉熱発電ともいわれるように、高温の水蒸気でタービンを回すのではなく、熱水で低沸点媒体（比較的低温で沸騰する物質、たとえばペンタン）を用いてその蒸気でタービンを回す方式のものである。多くは、小型発電である。この方式は必ずしも水が沸騰する高温を必要としないので、温泉のあるような所では各地で立地の可能性がある。土湯温泉では、この方式で発電し、発電後は若干温度の低下した温泉水を温泉街に供給している。

技術的にはこのように興味深いものだが、じつは、より難問は、①地元の合意を形成すること、②資金を調達すること、そして、③各種の許認可を受けることであったという。つまり、こうしたプロジェクトでは、一方で技術可能性の問題があるが、他方では様々な社会や制度的な問題が横たわっている。むしろこうした技術以外の問題の方に課題がありそうである。

みられるように以上のような例は、いわゆる近代的な巨大プロジェクトではない。その意味で後進性を払拭する方向性にもない。むしろ、その方法は既存の自然や人間関係を前提としてまた

35) その際に用いられた手法が、公民連携（PPP:Public Private Partnership）といわれるものであるが、これについては、今後とも推移を見守る必要がある。

36) 千葉訓道 [2018] を参考にした。

それを半ば肯定的に理解しながら進められている点に特質をみいだすことができる<sup>37)</sup>。コミュニティの創成や合意の形成にはこうしたことは不可欠なことであろう。

そうだとすると、これまで東北に向けられてきたまなざしやイメージに、何かの変化が起こりうるのであろうか。繰り返し述べてきたように、東北に対するそれらは古くからアンビバレントなものであった。一方では何らかの意味での後進性のレッテル貼りであり、他方ではそれにも拘わらず、あるいはそれ故に存在する何かに対する憧憬の念であった。そうだとすれば、こうした試みは、それが成功しても、少なくともいわゆる近代化を目指すものではないので、相変わらず後進性のレッテル貼りで終わるのか。

おそらくそうではなかろう。むしろこうした試みは近代を超出するものとして認められるであろう。また、そうだとしたらそれは東北という地域に留まるものではないことも認識されるであろう。つまり、一地域の細やかな試みは、その空間と近代という時間を乗り越えるものというまなざしを受けるのではなかろうか。

これまで東北は3回の「挫折」を余儀なくされたという歴史を持つが、「3.11」以降に生まれつつある様々な試みは、東北に対するまなざしとイメージをどのように変えるのか。それは、実は東北の歴史と現状を多くの人々がどのように考えるかにもよっている。

## 6. 総括と結論

これまでの展開を総括し、若干の結論を示したい。

何ら疑いなく使用している「東北」という用語法は、そもそも必ずしも古くから自然発生的に用いられたものではなかった。こうした点を脳裏に刻みながら、この地（東北）に対するまなざしやイメージを古代から辿ってみた。

先史時代からこの地には人々の生活があったことは遺跡が語っているが、そのような人々と中央との関係は明確ではない。少なくとも、明確な主従のような関係は存在しなかったようだ。

しかし古代に入ると、この地の朝廷との関係は緊張を帯びることになった。朝廷にとっては、この地すなわち蝦夷は武力を持ってしても平定すべき地とされた。それは一般的に勢力を拡大するという以上の意味合いが存在したからだ。蝦夷には金の鉱山があり、それは朝廷にとって魅力的なものに他ならなかったのである。こうして、奈良時代、平安時代に至って、この地は軍事的に敗北を余儀なくされた。第1回目の「挫折」の歴史といえよう。

そうしたこともあり、この地には一段下の地位が与えられたのである。都からみてはるかに遠く、まさに辺境の地とみなされたといえる。しかし、この辺境の地にはアンビバレントな感情が

37) 半田正樹 [2018] は、内山節 [2015] を援用して、日本の共同体は人間と自然を含めた自治である点で、ヨーロッパの共同体における自治とは異なる点に特徴があることを述べている。こうした見解は、阿部謹也が提起した「世間学」に通底する問題提起ではないかと思われる。田中史郎 [2009] も参照されたい。また、河村哲二 [2012] は、各地の「字・大字」レベルの生活圏の意義を強調している。この提起も示唆に富む。

移入された。一方では、単に地理的ばかりではなく、文明や文化としても辺境とされたが、それにも拘わらず、あるいは故に、それはある種の憧憬の対象ともされた。当時の和歌などによってそうしたことが窺える。そして、このようなイメージは江戸期にまで続いたといえる。このように理解できるとすれば、この地すなわち東北に対する現在に至るイメージの原型がすでに成立していたともいえよう。

その後、日本は明治期をむかえることになるが、それには戊辰戦争というこの地にとって忘却できない歴史がある。戊辰戦争で奥羽越列藩同盟は敗北し、この地は第2回目の「挫折」を味わうことになった。そうであるが故に、いわゆる近代化から取り残され、単に経済的ばかりではなく、文化的にも後進の地というレッテルはより強固になったといえる。たとえば、東北方言に対する評価をみれば明らかであった。そして、この時代に政治的な背景を伴いながら、「東北」という呼称が成立したのであった。

時代は進み、先の大戦での敗戦と戦後改革の時期をむかえる。全国的に戦災の被害は大きく、復興には地場の資源や産業を以てする他はないという認識のもと、国土総合開発法が制定された。しかし、この政策の方向は、朝鮮特需とそれを契機とした産業の回復によって大きく修正されることになった。そして、高度経済成長路線が既定のものとなった。地域としては地場から太平洋ベルト地帯へ、産業としては農業から重化学工業へ、そしてエネルギーは石炭から石油へと産業や経済の軸が変遷していった。その後、石油危機もありこの方向の転換可能性が無くはなかったが、そうしたことは顧みられなかった。東北は、また近代化から取り残されることになった。第3回目の「挫折」といえる。それゆえ、この延長線上に着想された原子力発電所が東北などに多数建設されたことは周知のことである。

冒頭でみた東北に対するまなざしやイメージはこの頃に最終的に出来上がったといっておかろう。ここでその東北に対するイメージを確認すると、それは両義性を持ったもの、あるいはアンビバレントなものであった。当時の流行歌などを素材にすると分かりやすい。やはり、様々な意味で辺境の地というイメージが引き継がれる一方で、高度成長とそれ以降の急速な近代化によって失われた何かを東北に求めるというイメージも存在していたのである。

さて、時代はさらに進む。大きな分岐点になる可能性は「3.11東日本大震災」にある。大震災では、まずは地震と津波によって莫大な被害が発生した。その瓦礫をみると、家屋の他には各種の電化製品と自動車が山をなしていたことが思い出される。その瞬間、家電と車に代表される近代化された生活に対して何らかに違和感をもった人々も多かったのではないか。それに加えて、福島県を中心とした原発被害は言葉に尽くせないほどのものになった。いうまでもなく、原発事故は現在も進行中であり、けっして過去形で済まされるものではない<sup>38)</sup>。それに対しても様々な問題や疑問を感じた人は多かろう。

そうした中で、東北各地では新たなコミュニティを創設する試みや小電力発電を追究する試みはすでに始まっている。何らかの意味で「災害ユートピア」のようなものが継続しているともい

38) 原発問題にかんしては、田中史郎 [2018] を参照されたい。

える。あるいはこれらを「おだやかな革命」と称することもできるかもしれない<sup>39)</sup>。そして、これらの試みは、単に一地域のことでなく、また単に一時的なものでもない。具体的な事々はあくまでもローカルで生じているが、その内実はむしろ普遍的なものを内包しているといえよう。東北の地は、かつて3回の「挫折」を余儀なくされたが、今回の分岐点はそれらを超える内実をもっているのではない。

以上のように総括できるとすると、「東北とは何か」という問や、東北に対するまなざしやイメージ如何という問題に一定の方向性を持った答えらしきものを考えることは可能ではないか。やや繰り返しになるが、それは、東北のこうした歴史と現在をどのように理解するかにもかかっているとと思われるのである。

## 文献

- 赤坂憲雄 [2009] 「東北学／忘れられた東北」 講談社
- 阿部謹也 [1995] 『「世間」とは何か』 講談社現代新書
- 岩本由輝 [2009] 『東北開発120年』 刀水書房
- 内山節 [2015] 『共同体の基礎理論』 農文協
- 大内秀明 [2012] 「岐路に立つ3.11震災復興－文明の大転換を迎えて－」, 『3.11から一年－近現代を問い直す言説の構築に向けて－』 御茶の水書房
- 大内秀明, 吉野博, 増田聡 [2018] 『自然エネルギーのソーシャルデザイン』 鹿島出版会
- 大内秀明 [2018] 「地域循環型社会としての新たなコミュニティの創発」, 大内秀明, 吉野博, 増田聡 [2018] 所収
- 貝塚茂樹 [1964] 『中国の歴史』 (上) 岩波新書
- 河村哲二 [2012] 「国民国家日本の「二重の危機」と再生への展望」, 『3.11から一年－近現代を問い直す言説の構築に向けて－』 御茶の水書房
- 全国社会福祉協議会 [2018] 「東日本大震災ボランティア活動者数の推移」
- 高橋克彦 [1993] NHK大河ドラマ『炎立つ』, 原作は, 講談社文庫など
- 田中史郎 [2009] 「「世間」概念の二重性－阿部謹也「世間論」を検討する一」, 『世間の学』 日本世間学会, vol.1
- 田中史郎 [2012] 「東北復興の視座」, 『人文社会科学論叢』 宮城学院女子大学人文社会科学研究所, 第21号
- 田中史郎 [2018] 『現代日本の経済と社会』 社会評論社
- 田中史郎 [2018] 「今、なぜノスタルジーなのか－社会現象としてのノスタルジーを考える－」, 『ノスタルジーとは何か』 翰林書房
- 千葉訓道 [2018] 「ご当地エネルギー事業の現状」, 大内秀明, 吉野博, 増田聡 [2018] 所収
- 東北地方産業競争力協議会 [2014] 「「東北」の強みを考えるアンケート調査まとめ結果について」
- 内閣府 [2018] 「東日本大震災に係る日本赤十字社等義援金配付状況 (平成30年11月30日現在)」

39) 「おだやかな革命」とは、渡辺智史による同名の映画 (2018年) のタイトルである。

- 日本経済研究センター [2017] 「事故処理費用は50兆～70兆円になる恐れ」 <https://www.jcer.or.jp/policy-proposals/20180824-13.html>
- 半田正樹 [2012] 「東日本地震・原発危機－「東北」萎縮からの解放にむけて－」, 『3.11から一年－近現代を問い直す言説の構築に向けて－』 御茶の水書房
- 半田正樹 [2014] 「地域からの視点『東北』の再定義のために－「3.11」の歴史の意味－」, 『変革のアソシエ』 第16号, 社会評論社
- 半田正樹 [2018] 「地域循環型社会としての新たなコミュニティの創発」, 大内秀明, 吉野博, 増田聡 [2018] 所収
- 平井松午 [2002] 「近代日本における移民の創出過程と多出地域の形成－北海道移民と梅外移民との比較から－」, 『歴史地理学』 歴史地理学会, 44-1
- 藤岡謙二郎 (監修) [1984] 『東北地方』 大明堂
- 古川 美穂 [2015] 『東北ショック・ドクトリン』 岩波書店
- 宮沢章夫 [2014] 『NHKニッポン戦後サブカルチャー史』 NHK出版
- 宮本憲一, 中村剛治郎, 横田茂 [1990] 『地域経済学』 有斐閣
- 山本陽史 [2018] 「なぜ傷ついた日本人は北に向かうのか?－日本人にとっての東北のイメージ－」 第39回 世間学会資料
- 米地文夫, 齊藤隆男, 今泉芳邦 [1995] 「近代国家形成過程における地名「東北」」, 『研究年報』 岩手大学教育学部, 第55巻第1号
- 米地文夫, 齊藤隆男, 今泉芳邦 [1996] 「地名「東北」と東北振興論および郷土教育」, 『研究紀要』 岩手大学教育学部教育実践研究指導センター, 第6号
- ナオミ・クライン (幾島幸子ほか訳) [2011] 『ショック・ドクトリン』 岩波書店
- レベッカ・ソルニット (高月園子訳) [2010] 『災害ユートピア』 亜紀書房

# アメリカの州における就学前教育の拡充と財源調達

## ——ジョージア州の普遍的プレ幼稚園を事例として

谷 達 彦

### はじめに

本稿の課題は、アメリカの州レベルにおける就学前教育の拡充について検討することである<sup>1)</sup>。アメリカの就学前教育では民間部門が大きな役割を果たしており、政府部門（連邦、州、地方）によるプログラムは、連邦のヘッドスタート・プログラムをはじめとしてその多くが選別主義に基づいている。すなわち、在籍資格に所得制限等を設け、対象年齢に該当する児童のなかで低所得層を中心とする学業不振となるリスクの高い子どもを対象を限定している。

しかし、近年、多くの州において就学前教育が拡充されている。そのなかで注目されるのは、1990年代後半以降の動向として就学前教育プログラムの在籍資格に所得制限等を設けず、対象年齢に該当するすべての子どもに質の高い就学前教育を無償で提供することを目指す普遍的プレ幼稚園（Universal Pre-Kindergarten）プログラムを展開する州が増えていることである。実際には財源の制約等を背景として、在籍を希望するすべての子どもが普遍的プレ幼稚園に在籍しているわけではない。とはいえ、選別主義の色彩の強いアメリカの就学前教育において普遍主義に基づく就学前教育が拡充されている。

そこで本稿では、州による就学前教育の拡充について普遍的プレ幼稚園を中心に検討する。具体的には、州による就学前教育の現状及び拡充の背景について整理したうえで、普遍的プレ幼稚園の導入意図と現状についてジョージア州を事例として検討する。ジョージア州は1995年にアメリカで初めてすべての4歳児を対象とする普遍的プレ幼稚園を導入した州であり、その後他の州に普遍的プレ幼稚園が広がるなかでモデルとして位置付けられてきた<sup>2)</sup>。多額の財源を要する普遍的サービスの提供においては財源調達のあり方が大きな課題となることから、本稿では普遍的プレ幼稚園の財源調達に主に焦点を当てる<sup>3)</sup>。

アメリカの保育・就学前教育に関する研究には豊富な蓄積がある<sup>4)</sup>。普遍的プレ幼稚園についてはジョージア州やオクラホマ州などの主要な州の特色や導入経緯を検討した研究がある<sup>5)</sup>。ジョージア州の詳細な事例研究としては、2000年代までを対象に普遍的プレ幼稚園の展開を明ら

1) 本稿における就学前教育は幼稚園入園前段階での教育を対象としている。

2) 米村（2010）55頁。

3) このような関心に基づいているため、本稿ではアメリカの就学前教育における教諭の資格や教育内容などについては検討していない。これらの面も含むアメリカの就学前教育については片山（2009）、岸本（2015）、米村（2007）を参照されたい。

4) 大関（2006）、片山（2009）、加藤（2011）（2013）、岸本（2015）、白波瀬（2007）、塚谷（2016）、深堀（2008）、本田（2015）を参照。

5) 本田（2015）。

かにしたうえでその特色と課題を検討した研究があるが、財源調達の実態については十分に明らかにされていない<sup>6)</sup>。財政学における近年の主要な研究では、政府間財政関係の視点から保育及び発達ブロック補助金（Child Care and Development Block Grant ; CCDBG）に焦点を当てた研究、カリフォルニア州アラメダカウンティを事例として子育て支援制度の分権的構造とその運営実態をNPOの役割に注目して明らかにした研究が行われており、子育て支援政策における州政府の裁量性や子育て支援サービスの選択における市場ベースの重要性が明らかにされている<sup>7)</sup>。しかし、普遍的プレ幼稚園には焦点が当てられていない。

本稿の構成は以下の通りである。第一にアメリカにおける就学前教育制度を概観する。第二に州による就学前教育の拡充とその背景を整理する。第三にジョージア州を事例として普遍的プレ幼稚園の導入意図、現状及び課題を検討する。最後に本稿のまとめと今後の課題について整理する。

## 1. アメリカにおける就学前教育制度

### (1) 就学前教育制度の特徴

アメリカでは乳幼児の保育や教育は家庭で行われるべきであるとする考えが強く、子育て支援における直接的な政府関与は低所得層を対象として限定的に行われている<sup>8)</sup>。一方、保育や就学前教育の提供において営利組織や非営利組織などの民間部門が果たす役割は大きく、市場原理を通じて多様なニーズへの対応が図られている<sup>9)</sup>。

アメリカでは政府部門と民間部門の双方を通じて多様な就学前教育プログラムが提供されている。政府部門が運営するプログラムにおいても連邦、州、地方レベルにおいて各政府がそれぞれのプログラムを独自に展開している。その結果として教育内容や質、教諭の資格、教育日数・時間、対象児童の年齢や在籍資格要件（eligibility）、財源などはプログラムにより様々であり、アメリカにおける就学前教育制度は多様なプログラムの「パッチワーク」という断片的な制度になっていることがその特徴として指摘されている<sup>10)</sup>。

多様な就学前教育プログラムをその対象児童の所得階層に着目すると概ね次のように整理することができる。すなわち、公的資金を財源とする政府部門のプログラムは主に低所得層を対象としており、料金収入を財源とする民間部門のプログラムは主に中・高所得層を対象としている<sup>11)</sup>。

6) 米村（2010）ではジョージア州における普遍的プレ幼稚園の一つの課題として財源の不十分さが指摘されているが（64頁）、財源調達の実態は明らかにされていない。

7) 加藤（2011）（2013）、塚谷（2016）。

8) 斎藤（2015）278頁、大関（2006）261頁、加藤（2013）231頁、白波瀬（2007）、深堀（2008）130頁、米村（2007）150頁、山本（2000）250頁、Witte and Trowbridge（2005）。

9) 加藤（2011）、塚谷（2016）、深堀（2008）、米村（2007）、Kamerma and Gatenio-Gabel（2007）、pp.27-28、Rose（2010）、p.6。政府部門が行う就学前教育プログラムにおいてもその提供主体にはNPOなどの民間組織が積極的に活用されている（塚谷〔2016〕）。

10) Kamerma and Gatenio-Gabel（2007）、p.23、Rose（2010）、p.5、Witte and Trowbridge（2005）。

11) Barnett（2010）、p.2、Kamerma and Gatenio-Gabel（2007）、p.28、Rose（2010）、p.5。

## (2) 政府部門による就学前教育の概要

政府部門が公的資金を用いて管理運営する主要な就学前教育プログラムには連邦政府によるヘッドスタート・プログラム（Head Start Program）、州政府及び地方政府によるプレ幼稚園（Pre-kindergarten）がある<sup>12)</sup>。ここでは、ヘッドスタート・プログラムと州のプレ幼稚園について、その概要を対象児童の在籍資格要件や財源に焦点を当ててみていく<sup>13)</sup>。

### ① ヘッドスタート・プログラム<sup>14)</sup>

ヘッドスタート・プログラムは、ジョンソン大統領の「貧困との戦い」の一環として1965年に導入された連邦政府のプログラムである。貧困世帯（連邦貧困線以下の所得）<sup>15)</sup> の子ども（幼稚園入園前の3～5歳）が主な対象であり<sup>16)</sup>、早期教育や保健・社会サービスなど、子どもの発育・発達に係る包括的なサービスを親の参加をともなうかたちで提供している。1994年には早期ヘッドスタート（Early Head Start）が追加され、3歳未満の子どもと妊産婦も対象とされている。

ヘッドスタート・プログラムの実施機関は、公立学校のみならず非営利組織やコミュニティ組織など多様である。実施機関には連邦補助金が配分され、連邦政府の定める基準に準拠したプログラムが実施される。

ヘッドスタート・プログラムは一般財源が充当される裁量的経費である。ヘッドスタート・プログラムの予算は近年緩やかに増加しているものの十分ではなく、在籍資格を有するすべての子どもが利用可能な定員は確保されていない。2017年において、在籍資格を有している子どもの人数に占める定員の比率はヘッドスタート・プログラムでは31%、早期ヘッドスタートでは7%にとどまっている<sup>17)</sup>。

### ② 州プレ幼稚園

プレ幼稚園プログラムは、幼稚園入園前の子どもを対象とする就学前教育である。全米早期教育研究所（The National Institute for Early Education Research; NIEER）によれば、2017年において43州とコロンビア特別区が州財源を用いたプレ幼稚園（state funded pre-k）を実施している<sup>18)</sup>。カリフォルニア州、コネチカット州、アイオワ州などの11州においては、対象児童の年

12) バーネットとカスミンの推計によれば、2015年において3・4歳児童の保育・教育に係る公的制度（就学前教育プログラム、各種補助金、租税支出を含む）のなかで最大の財政規模を有するのが州のプレ幼稚園であり、ヘッドスタート・プログラムがそれに次いでいる（Barnett and Kasmin [2016], pp.2-3, 16）。

13) アメリカの就学前教育制度については教育内容や教諭の資格、教育日数・時間なども含めて米村（2007）が詳しく明らかにしている。なお、地方政府レベルでは、ボストン市、デンバー市、ニューヨーク市、フィラデルフィア市などの大都市が連邦や州による就学前教育プログラムのほかに独自に普遍的プレ幼稚園を実施している。大都市における普遍的プレ幼稚園の展開については別稿で検討したい。

14) ヘッドスタート・プログラムについて斎藤（2015）278～280頁、仲村・一番ヶ瀬（2000）112～114頁、深堀（2008）139～146頁、米村（2007）148～149頁、Barnett and Friedman-Krauss（2016）、Hustedt and Barnett（2011）、pp.171-172を参照。

15) 2007年に制定されたヘッドスタート改善法（The Improving Head Start Act of 2007）により、ヘッドスタート・プログラムの実施機関は、連邦貧困線以下の子どもがすべて優先的に在籍していることを条件として、連邦貧困線130%までの子どもも在籍させることができるようになった。

16) ホームレス世帯の子ども、公的扶助受給世帯の子ども、里親の下で生活している子ども、障がい児も対象である。

17) National Head Start Associationウェブサイトより（[https://www.nhsa.org/files/resources/2017-fact-sheet\\_national.pdf](https://www.nhsa.org/files/resources/2017-fact-sheet_national.pdf)）2018/11/26参照。

18) NIEER（2018）。

年齢や在籍資格要件、教育日数・時間、財源などが異なる複数のプログラムを実施しているため、アメリカ全体では60プログラムが実施されている<sup>19)</sup>。ほとんどのプログラムは無償で提供されている。表1に示しているように、州によるプレ幼稚園は主に4歳児童が対象であるが、3歳児童も対象にしている州もある<sup>20)</sup>。また、在籍率や在籍児童1人当たり州支出額は州によって大きく異なっている。

在籍資格要件はプログラムによって異なるが、多くのプログラムにおいて年齢のほかに資格要件を設けており、幼稚園入園後の学習に遅れをとるリスクを抱える児童を対象としている。表2に示しているように、2017年において年齢の他に資格要件を定めているプログラム数は40であり、

表1 州のプレ幼稚園実施状況 2017年

州名	在籍率 (%)		在籍児童1人当 たり州支出額 (ドル)	州名	在籍率 (%)		在籍児童1人当 たり州支出額 (ドル)
	3歳	4歳			3歳	4歳	
コロンビア特別区	66.0	87.9	16,996	アラバマ	0.0	23.9	4,594
フロリダ	0.0	77.3	2,282	コロラド	8.3	23.1	2,773
バーモント	59.7	75.1	6,878	ノースカロライナ	0.0	22.3	5,308
オクラホマ	3.6	73.3	3,501	テネシー	1.0	21.6	4,624
ウィスコンシン	0.8	71.8	3,769	カンザス	0.0	20.5	2,195
ウェストバージニア	11.4	64.7	6,524	バージニア	0.0	17.5	3,845
アイオワ	3.0	62.8	3,335	ペンシルベニア	6.5	13.2	7,254
ジョージア	0.0	60.0	4,315	オレゴン	7.7	12.3	9,533
ニューヨーク	1.5	51.6	6,443	オハイオ	0.3	11.2	4,000
テキサス	6.9	49.4	3,846	ロードアイランド	0.0	9.0	5,109
サウスカロライナ	0.0	40.6	2,970	ワシントン	4.5	8.3	8,239
メイン	0.0	38.6	3,451	マサチューセッツ	5.3	8.1	3,289
メリーランド	4.9	37.2	3,458	デラウェア	0.0	7.4	7,400
カリフォルニア	10.9	36.6	6,325	ミネソタ	1.0	5.6	6,296
ニューメキシコ	4.2	35.4	5,040	ネバダ	0.5	4.5	2,588
ミシガン	0.0	33.4	6,356	アリゾナ	2.1	3.9	3,590
ネブラスカ	14.6	31.7	1,948	アラスカ	0.0	3.5	5,587
アーカンソー	18.5	31.4	5,472	ミシシッピ	0.7	3.4	2,436
ルイジアナ	0.0	31.1	4,706	ミズーリ	1.1	2.5	3,667
コネチカット	8.3	30.2	7,817	インディアナ	0.0	2.1	5,625
ニュージャージー	20.7	29.8	12,242	ハワイ	0.0	2.1	6,649
イリノイ	20.4	26.0	4,226	全米	5.3	32.7	5,008
ケンタッキー	9.5	25.8	4,715				

注：1) アイダホ州、モンタナ州、ニューハンプシャー州、ノースダコタ州、サウスダコタ州、ユタ州、ワイオミング州はプレ幼稚園を実施していない。

：2) 4歳児童の在籍率が高い州から順に並べている。

(出所) NIEER (2018), pp. 24, 29より作成。

19) Ibid., pp.190-298.

20) 表には示していないが、3歳未満や5歳の児童が在籍している州もある (Ibid., p.194)。

表2 州プレ幼稚園プログラムの在籍資格要件 2017年

	プログラム数	構成比
年齢のみ	20	33.3
年齢の他に在籍資格要件を定めている	40	66.7
小計	60	100.0
年齢の他の在籍資格要件		
所得基準	5	12.5
所得基準を除くその他のリスク要因	7	17.5
所得基準とその他のリスク要因の組み合わせ	28	70.0
小計	40	100.0

注：コネチカット州のSRプログラムは全家庭が在籍を申し込むことができるが、各市町村において在籍児童の6割は所得制限以下の家庭の児童でなければならない。ここでは所得基準付プログラムとしてカウントした。

(出所) NIEER (2018), pp. 213-214, 216-217より作成。

全体の7割近くを占めている。リスク要因として一般的に利用されているのは世帯所得である<sup>21)</sup>。その水準を連邦貧困線の一定比率として定めているプログラムが多いが（連邦貧困線185%の所得基準が最も多く利用されている）、州中位所得の一定比率として定めているプログラムもある。さらに、所得のほかのリスク要因として障害・発達遅滞、学歴の低い親、被虐待歴、ホームレス・住居不安定、家庭での言語が英語以外であること、親の薬物乱用、十代の親、低出生体重児などの要因も利用されている<sup>22)</sup>。このように、州プレ幼稚園は低所得層を中心として学業不振となるリスクの高い子どもを対象を限定しており、選別主義の色彩が強い。

しかしながら一方では、対象児童を所得等のリスク要因によって選別せず、対象年齢に該当するすべての児童に在籍資格を認める普遍的プレ幼稚園が展開されている<sup>23)</sup>。表2に示しているように、2017年において年齢のみを在籍資格要件としているプログラム数は20であり、全体のおよそ3割を占めている。普遍的プレ幼稚園を展開している州はフロリダ州、ジョージア州、イリノイ州、アイオワ州、ニューヨーク州、オクラホマ州、バーモント州、ウェストバージニア州、ウィスコンシン州、コロンビア特別区などである（表3）<sup>24)</sup>。ただし、普遍的プレ幼稚園は対象年齢に

21) Carolan and Connors-Tadros (2015), p.5, Epstein and Barnett (2012), p.7, Hustedt and Barnett (2011), p.175.

22) 所得を除く様々なリスク要因のなかで多く利用されている要因は、ホームレス・住居不安定、障害・発達遅滞、家庭での言語が英語以外の言語であること、などである（Carolan and Connors-Tadros [2015], p.7）。

23) 普遍的プレ幼稚園の定義についてBarnett and Gomez (2016) を参照。

24) Ackerman, et al. (2009), Barnett and Gomez (2016), NIEER (2018), p.23. イリノイ州は、リスク要因の高い児童を優先的に在籍させるため年齢のほかに在籍資格要件を定めているが（NIEER (2018), pp.76, 213, 216）、すべての3歳及び4歳児に就学前教育を提供することを目指して「みんなのための就学前教育（Preschool for All）」事業を展開しており、普遍的プレ幼稚園を展開している州としてみなされている。

該当するすべての子どもに利用機会を与えることを目指しているものの、実際には財源の制約等を背景としてすべての子どもが在籍できる態勢が整備されているわけではない。とはいえ、表1に示しているように、普遍的プレ幼稚園を展開している州の多くは比較的高い在籍率を達成している。

州によるプレ幼稚園は、貧困家庭一時扶助 (Temporary Assistance of Needy Family; TANF)、保育及び発達ブロック補助金、初等中等教育法のタイトル I 補助金などの連邦補助金や地方負担も活用しつつ、州財源を主要財源としている<sup>25)</sup>。ほとんどの州においては個人所得税や売上税などの租税収入や料金収入が含まれる一般財源を充てている<sup>26)</sup>。そのなかでオクラホマ州、メイン州、バーモント州、ウェストバージニア州、ウィスコンシン州などでは、学校区に配分される初等中等教育の州教育補助金にプレ幼稚園財源を含めて配分している<sup>27)</sup>。

一般財源に加えて特定財源も活用されている。宝くじ収入(ジョージア州、ノースカロライナ州、テネシー州など)、ギャンブル収入(ミズーリ州)、たばこ税(アリゾナ州、カリフォルニア州)やビール税(アーカンソー州)といった物品税、売上税の一部(アーカンソー州、サウスカロライナ州)、たばこ訴訟和解金(カンザス州)などがプレ幼稚園の特定財源として利用されている<sup>28)</sup>。

表3に示しているように、普遍的プレ幼稚園を実施し、相対的に高い在籍率を達成している州には教育補助金を用いている州が多い。

表3 主な州における普遍的プレ幼稚園の概要

	在籍児童数 (人)		在籍率 (%)		在籍児童1人当たり州支出額 (ドル)	州財源の主な調達方法
	3歳	4歳	3歳	4歳		
フロリダ州	0	174,252	0.0	77.3	2,282	一般財源
ジョージア州	0	80,874	0.0	60.0	4,315	宝くじ収入
アイオワ州	1,196	24,877	3.0	62.8	3,335	一般財源 (教育補助金による配分)
ニューヨーク州	3,447	119,424	1.5	51.6	6,443	一般財源
オクラホマ州	1,960	39,304	3.6	73.3	3,501	一般財源 (教育補助金による配分)
バーモント州	3,603	4,696	59.7	75.1	6,878	一般財源 (教育補助金による配分)
ウェストバージニア州	2,352	13,393	11.4	64.7	6,524	一般財源 (教育補助金による配分)
ウィスコンシン州	508	49,281	0.8	71.7	3,769	一般財源 (教育補助金による配分)

注：1) 在籍児童数、在籍率、在籍児童1人当たり州支出額は2017年時点。

：2) 普遍的プレ幼稚園を実施している州のうち在籍率(4歳)が50%を超える州を示している。

(出所) NIEER (2018), pp. 24-29, Stone (2008) より作成。

25) 州プレ幼稚園の財源調達について Barnett and Kasmin (2016), Hustedt and Barnett (2011), Hustedt, et al. (2012), NIEER (2018), p.265, Stone (2008) を参照。

26) ジョージア州、ミズーリ州、サウスダコタ州は一般財源を用いずに特定財源のみで賄っている (Stone [2008], p.4)。

27) Hustedt and Barnett (2011), pp.181-183, Hustedt, et al. (2012), p.55, Stone (2008), pp.5-6.

28) Hustedt and Barnett (2011), pp.183-187, Stone (2008), pp.11-15.

## 2. 州における就学前教育の拡充とその背景

### (1) 州による就学前教育の拡充

州財源を用いてプレ幼稚園を行っている州の数は1980年までは7州であったが、1991年までに28州、2001年に40州まで増加した<sup>29)</sup>。前述のように、2017年においては44州（コロンビア特別区を含む）に達している。

1980年代における拡充は、教育改革の一環としてその機運が高まった<sup>30)</sup>。レーガン政権が1983年に発表した報告書（『危機に立つ国家（*A Nation at Risk*）』）においてアメリカにおける教育の危機的な状況が明らかにされたことを契機として教育改革論議が活発化するなか、ペリー就学前教育事業（Perry Preschool Project）などの就学前教育が子どもの発達に長期的な便益をもたらすことが諸研究によって明らかにされ、多くの政策担当者が就学前教育の効果を認識するようになった。

1990年代には、1989年に全米州知事間で合意された全国教育目標（National Education Goals）において就学準備性（school readiness）の向上が掲げられたことを契機として、就学準備性の向上という観点からプレ幼稚園の導入が広がった<sup>31)</sup>。新たな動向として注目されるのは、1980年代に導入されたプレ幼稚園の多くは小規模であり、リスクの高い児童を対象を限定する選別的なものであったのに対して、1990年代にはジョージア州、ニューヨーク州、オクラホマ州において普遍的プレ幼稚園が導入されたことである<sup>32)</sup>。以後、普遍的プレ幼稚園を求める運動が全米に広がっていった<sup>33)</sup>。

州のプレ幼稚園に対する世論の支持は大きかった。2001年に全米早期教育研究所が実施した世論調査では、すべての子どもが質の高い就学前教育プログラムに在籍できるように州が資金を提供するべきであるという見解が90%近い支持を得ている<sup>34)</sup>。普遍的プレ幼稚園を導入する州は増え、2003年にウェストバージニア州、2005年にフロリダ州、2006年にイリノイ州において導入された<sup>35)</sup>。

2000年代以降も州によるプレ幼稚園の拡充が図られている<sup>36)</sup>。州プレ幼稚園の在籍率は2002年から2017年にかけて3歳児童では3%から5%の微増にとどまるものの、4歳児童では14%から33%に増加した<sup>37)</sup>。また、プレ幼稚園への州支出額は、2002年から2017年にかけて20億4000万ドルから70億6000万ドルに名目額で246%増加、実質額で152%増加した<sup>38)</sup>。しかし、支出額の増加は在

29) NIEER (2003), p. 9.

30) Mitchell (2001), pp.3-4, Rose (2010), p. 87.

31) 岸本 (2015) 18頁, Mitchell (2001), p. 4.

32) Rose (2010), p. 101.

33) Ibid.

34) NIEER (2003), p.12.

35) Ackerman, et al. (2009), p.3.

36) Barnett and Carolan (2013), Rose (2010), pp. 131-150.

37) NIEER (2018), p. 6.

38) NIEER (2003), do. (2018) より算出。実質額は2017年消費者物価指数（All Urban Consumer）で

籍児童数の増加に追いついておらず、在籍児童1人当たり額では2002年から2017年にかけて実質額で5395ドルから5008ドルに微減している<sup>39)</sup>。

州によるプレ幼稚園の拡充は、党派を超えて進められている<sup>40)</sup>。プレ幼稚園を導入した際の州知事には共和党州知事が少なくない<sup>41)</sup>、他の州に先駆けて普遍的プレ幼稚園を導入し、在籍率も比較的高いジョージア州やオクラホマ州は保守層の強い州である。

以上のように、1980年代以降、州レベルにおいてプレ幼稚園が拡充している。特に1990年代からは普遍的プレ幼稚園を導入する動きが広がっている。

## (2) 就学前教育拡充の背景

アメリカにおいて就学前教育が拡充される背景として第一に、就学前教育・保育需要の増大がある<sup>42)</sup>。子どもをもつ女性の労働力率は1960年代から著しく上昇した<sup>43)</sup>。3～5歳の子どもをもつ女性の労働力率は1990年代後半から大きな変化はみられないものの、1975年から2015年にかけて45%から67.3%に増加している<sup>44)</sup>。同期間に母子家庭が増加していることも、就学前教育・保育需要の増大をもたらしていると考えられる<sup>45)</sup>。さらに、就学前教育・保育需要の増大を後押ししたのが1996年の個人責任就労機会調停法 (Personal Responsibility and Work Opportunity Reconciliation Act of 1996) による福祉改革である。同法において要扶養児童家族扶助 (Aid to Families with Dependent Children ; AFDC) に代わって導入されたTANFでは、受給開始後2年以内の就労あるいは職業教育・訓練への参加が義務付けられ、シングルマザーや貧困層の女性の就労促進が図られた<sup>46)</sup>。

第二に、就学前教育を受ける機会の不平等がある<sup>47)</sup>。図1に示しているように、政府部門による就学前教育が限定的なアメリカでは民間部門の就学前教育を受ける経済的余裕のある高所得層の在籍率が低・中所得層に比べて高い。一方、20,000ドル未満の低所得層の在籍率が20,000～30,000万ドルの所得階層よりも高く中所得層の在籍率と同程度になっているのは、ヘッドスタート・プログラムや州プレ幼稚園などの政府部門の就学前教育が低所得層の在籍率を引き上げているためである<sup>48)</sup>。このように、就学前教育において低・中所得層の在籍率が高所得層に比べて相対的に低いという構造がある<sup>49)</sup>。

実質化している。

39) NIEER (2018), p. 6. 2017年物価で実質化した実質額。

40) Pérez-Peña and Rich (2014), Samuels (2015).

41) 本田 (2015) 29～30頁。

42) 岸本 (2015) 19頁。

43) 同前, Women's Bureau (2016)。

44) Ibid., p.2.

45) Ibid., p.5.

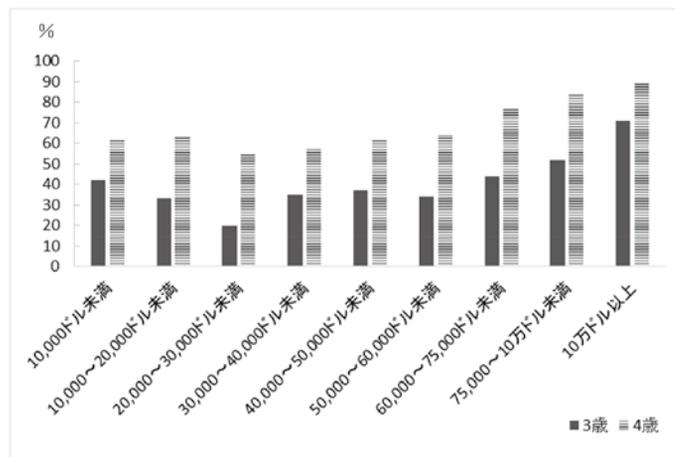
46) 加藤 (2013) 234頁。

47) 岸本 (2015) 20頁, Bainbridge, et al. (2005), Barnett and Yarosz (2007), Samuels (2015) を参照。

48) Barnett and Yarosz (2007), p.7.

49) ベインブリッジ等は、1968年から2000年を対象として就学前教育における在籍率の所得階層間格差を分析し、3歳と4歳の子どもの在籍率と家庭の所得が強く関係していることを明らかにしている

図1 アメリカにおける就学前教育の所得階層別在籍率 2005年



(出所) Barnett and Yarosz (2007), p. 7より作成。

就学前教育の機会不平等是正が重視される背景として、1970年代後半から続いている所得格差の拡大がある<sup>50)</sup>。所得格差の拡大にともない格差の世代を超えた固定化が進み機会不平等が拡大しているが<sup>51)</sup>、階層間移動性の向上に重要な役割を担う教育においては貧困層と富裕層の子どもの間で学力格差が広がっている<sup>52)</sup>。拡大する格差の是正という観点から子どもに質の高い就学前教育を提供することが重視されている<sup>53)</sup>。

これらの背景の下、就学前教育が子どもの発達や生涯に大きな便益をもたらすことが豊富な研究成果によって明らかにされ、就学前教育の重要性に対する関心が広がっていった。すなわち、人的資本投資は就学前段階で行うことがその収益率が最も高いこと<sup>54)</sup>、就学前教育が子どもの学力を改善し高校卒業率や大学進学率を高めるだけでなく、成人以降における就業率の改善、逮捕率や公的扶助受給率の低下などにも効果があることを示す豊富な知見が積み重ねられている<sup>55)</sup>。

### 3. 普遍的プレ幼稚園の現状と課題—ジョージア州の事例

これまでみてきたように、1980年代以降、アメリカでは州によるプレ幼稚園が拡充している。州によるプレ幼稚園プログラムの多くは選別的であるが、1990年代後半からは普遍的プレ幼稚園

(Bainbridge, et al. [2005])。

50) アメリカにおける所得格差の拡大についてLindert and Williamson (2016)を参照。

51) Corak (2013), Duncan and Murnane (eds.) (2011), Putnam (2015)。

52) Reardon (2011)。

53) Heckman (2011b), Putnam (2015), pp. 248-251。

54) Heckman (2011a)。

55) 就学前教育の効果について岸本 (2015) 20～22頁, Currie (2001), Duncan and Magnuson (2013), Heckman (2011a), do. (2011b), Steinberg and Quinn (2017), pp. 193-195を参照。

が広がっている。本節では1995年にアメリカで初めて普遍的プレ幼稚園を実施したジョージア州を事例として、普遍的プレ幼稚園の導入意図、現状及び課題について財源調達面を中心に検討する<sup>56)</sup>。なお、ジョージア州の普遍的プレ幼稚園は4歳児童を対象として無償で提供されている<sup>57)</sup>。義務教育ではなく在籍を希望するか否かは任意である。財源はジョージア州宝くじ公社 (Georgia Lottery Corporation) から州の宝くじ教育勘定 (Lottery for Education Account) に繰り入れられる宝くじ事業収益の一部が特定財源化されており、一般財源は充当されていない。

#### (1) 導入意図<sup>58)</sup>

ジョージア州ではプレ幼稚園を1992年に試験的プログラムとして実施したうえで、1993年から宝くじ事業収益を財源として導入した。このプレ幼稚園は低所得家庭の4歳児を対象としていた。その後、1995年に所得制限が撤廃され、ジョージア州に居住するすべての4歳児が在籍資格を有する普遍的プレ幼稚園が導入された。

プレ幼稚園の導入を主導したのはゼル・ミラー州知事 (Zell Miller, 1991～1998年在任) である<sup>59)</sup>。1990年州知事選の民主党指名を争うなかでミラーは、州憲法を改正して州の宝くじ事業を導入し、その収益を教育財源に特定化することを提案した<sup>60)</sup>。その後、州知事に当選したミラーは、宝くじ事業収益を特定化する用途を①低所得家庭の4歳児を対象とする任意参加の就学前教育プログラム、②ジョージア州内の大学に進学する高校生を対象とした奨学金、③公立学校の科学技術関連設備費、に明確化した<sup>61)</sup>。

ミラーは、宝くじ事業収益を教育財源にすることを教育の充実だけでなく税負担の軽減という観点からも正当化した<sup>62)</sup>。ミラーは、多くのジョージア州民が隣接するフロリダ州の宝くじに使うお金はジョージア州の貧弱な教育制度を改善するために用いられるべきであり、宝くじ事業収益の利用は教育財源として利用されている財産税の負担緩和になると主張した。

ミラーがプレ幼稚園の導入を掲げたのは、教育成果の改善を重要な課題として認識していたからである<sup>63)</sup>。ジョージア州は歴史的に他州に比べて教育成果の低い州であり、1990年当時においても30%以上の住民が高校を卒業しておらず、その比率は50州中10番目に高かった<sup>64)</sup>。大学教授の経歴を持ち全米の教育動向やペリー就学前事業などの成果に通じていたミラーは、恵まれない境遇の子どもたちに対する就学前教育が教育成果を改善するための有効な方法であると考え、低

56) ジョージア州の事例を検討した先行研究として米村 (2010) を参照。

57) ジョージア州では5歳から幼稚園に入園することができる。

58) ジョージア州における普遍的プレ幼稚園の導入過程について米村 (2010), Raden (1999), Rose (2010), pp.105-110を参照。特にRaden (1999) は詳細に明らかにしており、米村 (2010), Rose (2010) においても参照されている。本項の記述もRaden (1999) に依拠するところが大きい。

59) Rose (2010), p.105.

60) Raden (1999), pp.9-11.

61) Ibid., p.12.

62) Ibid., p.9.

63) Ibid., p.13.

64) Raden (1999), p.13. ジョージア州の教育についてはHoward, et al. (2017), pp.313-316を参照。

所得層向けのプレ幼稚園によって高校の高い中退率、十代の妊娠や犯罪などの問題の解決を図ろうとした<sup>65)</sup>。

1992年9月にミラー州知事の指示により低所得家庭の4歳児を対象とするプレ幼稚園が試験的プログラムとして実施された。同年11月に宝くじ事業の導入に必要な州憲法改正が成立し、最終的にミラーの提案は州議会で可決された。そして1993年からプレ幼稚園は宝くじ事業収益の一部を財源として本格的に導入された。

1994年の州知事選で再選を果たし、1995年から2期目を迎えたミラー州知事は、プレ幼稚園の所得制限を撤廃し、すべての4歳児童に在籍資格を認めることを提案した。この提案は、共和党の支持が拡大しているなか、プレ幼稚園の受益を中間層にまで広げることによって自らの政治的支持基盤とプレ幼稚園への支持の双方をより強固なものにするという意図に基づいていた<sup>66)</sup>。ジョージア州は歴史的に民主党の強い州であるが、1980年代から徐々に共和党の支持が拡大していた<sup>67)</sup>。州知事選では民主党候補が共和党候補に大差をつけて勝利してきたが、ミラーは二度の州知事選に勝利したものの共和党候補との差はわずかであった<sup>68)</sup>。こうした政治的背景のもとでプレ幼稚園の普遍化は行われた。ミラーのアドバイザーを務めた後、普遍的プレ幼稚園の行政を担ったボルマー（Michael Vollmer）は所得制限の撤廃という決断について次のように振り返っている。

私たちが暮らしている保守的な政治状況のなかにあって、貧困な子どものためのプログラムを推進するならば、全体からの大きな支持は得られない。そこで私たちが行うことに決めたのはすべてのジョージア州民に関わるプログラムを推進することであった。中間層または高所得層が本当にプログラム（プレ幼稚園プログラム—引用者）を必要としているかどうかはわからない。しかし私たちは彼・彼女らの支持が必要であった。<sup>69)</sup>

以上のように、ジョージア州においては、低位な教育成果の改善を目指す民主党州知事が主導して導入された選別的プレ幼稚園が、共和党支持の拡大という政治の構造変化を背景として、プレ幼稚園に対する住民の幅広い支持を調達するという意図に基づいて普遍化されたのである。

## (2) 宝くじ事業による財源調達の現状と課題

1992年における試験的プログラムの導入以降、ジョージア州におけるプレ幼稚園は着実に拡大

65) 米村 (2010) 57～58頁, Raden (1999), p.14, Rose (2010), p.106。ミラーは1958年にジョージア州立大学で修士号を取得後、ジョージア州にあるヤングハリス大学 (Young Harris College) で政治学及び歴史学の教授を務めた。ミラーの経歴についてゼル・ミラー財団ウェブサイト参照 (<http://millerfoundation.com/zell-miller/>) 2018/12/02参照。

66) Raden (1999), p.25, Rose (2010), pp.106

67) Howard, et al. (2017), pp.125-136.

68) 1994年州知事選における共和党候補との得票率の差は5.8ポイントであり、1990年州知事選の8.6ポイントより縮小していた。ミラーの前任であるハリス州知事は1982年州知事選を25.3ポイント、86年州知事選を41ポイントの大差で共和党候補に勝利している (Howard, et al. (2017), p.131)。

69) Raden (1999), p.25.

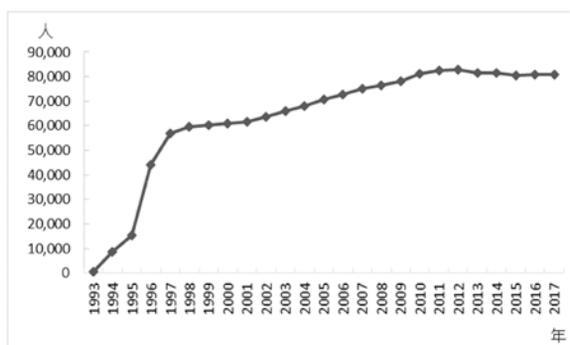
していった。図2に示しているように、在籍児童数は1995年における普遍的プレ幼稚園の導入によって急増した。

普遍的プレ幼稚園の導入によって、低所得層に限らず幅広い所得層の子どもがプレ幼稚園に在籍するようになった。2009年における在籍児童の所得階層をみると、図3に示しているように、低所得層から高所得層まですべての所得階層の児童が在籍している。全体の8割を占めるのは5万9999ドル以下の所得階層であるが、ジョージア州では住民の76%が6万ドル以下の所得階層であり、普遍的プレ幼稚園の在籍児童の所得階層別分布は州民全体の所得階層別分布と同様の分布になっている<sup>70)</sup>。

普遍的プレ幼稚園の導入後も在籍児童数は緩やかに増え続けた。しかし、在籍を希望しても定員不足により在籍できない待機児童は多い<sup>71)</sup>。在籍児童数は2012年からほとんど増えておらず、2013年から2015年の3年間は毎年減少した。2017年においては8万874人が在籍し、在籍率は60%に達しているが(表3)、児童支援団体である「ジョージアの子どものための声 (Voices for Georgia's Children)」によれば2018年において4,030人の児童が待機している<sup>72)</sup>。在籍児童数が伸び悩んだ結果、在籍率(4歳)の全米における順位は2002年から2017年にかけて2位から8位に下がった<sup>73)</sup>。

さらに図4に示しているように、2000年代以降、普遍的プレ幼稚園の在籍児童1人当たり州支出額は減少している。特に2012年には大不況 (the Great Recession) の影響により宝くじ事業収入

図2 ジョージア州におけるプレ幼稚園の在籍児童数 1993～2017年



注：年次は学校年（9月～翌年8月）終了時が属する年を示している。

(出所) 1993～1997年はRaden (1999), p.63, 1998～2001年は Governor's Office of Planning and Budget(2007), p.17, 2002～2017年はNIEER (2003-2018) より作成。

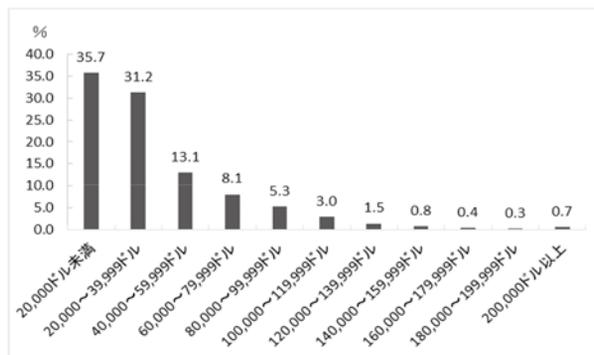
70) Georgia Department of Audits and Accounts (2011a), p.6.

71) Southern Education Foundation (2008), p.11, do. (2011), p.17.

72) Voices for Georgia's Children, Georgia's Pre-K: Midpoint in Early Learning (<http://georgiavoices.org/wp-content/uploads/2.-GAs-Pre-K-Midpoint-in-Early-Learning-05.17.18.pdf>) 2018/12/04参照。

73) NIEER (2003), p.66, do. (2018), p.70.

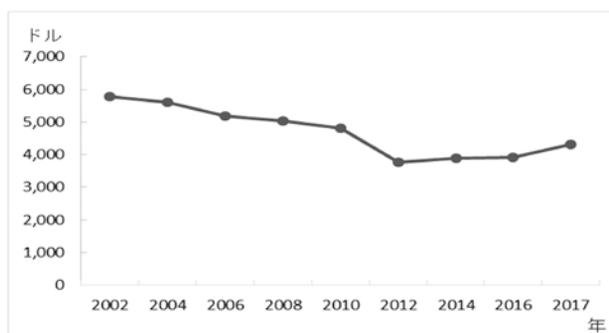
図3 ジョージア州における普遍的プレ幼稚園在籍児童の所得階層別分布 2009年



注：普遍的プレ幼稚園の在籍児童が1人以上いる連邦所得税の申告件数を世帯数として、その所得階層別分布を示している。所得は連邦調整総所得である。

(出所) Georgia Department of Audits and Accounts (2011a), p.5より作成。

図4 ジョージア州における普遍的プレ幼稚園の在籍児童1人当たり州支出額



注：2017年物価で物価調整した実質額。

(出所) NIEER (2018), p.70より作成。

が減少したことを受けて大きく減少し、教育日数の短縮、教諭1人当たり児童数の引上げ、クラスサイズの引上げなどが行われた<sup>74)</sup>。

こうした停滞の背景にあるのが財源不足である。ジョージア州における普遍的プレ幼稚園の財源は、宝くじ事業収益が充てられている。具体的には、宝くじ券販売収入等の総収入から賞金等の総経費を控除した純収益が州の宝くじ教育勘定 (Lottery for Education Account) に繰り入れられ<sup>75)</sup>、それが大学進学者向け奨学金であるHOPE奨学金と普遍的プレ幼稚園の特定財源として

74) NIEER (2012), p.48, do. (2018), p.70. 教育日数の短縮は2014年に廃止された。

75) 2017年度においては総収入のうち宝くじ販売収入が98.4%を占め、総経費のうち賞金が86%を占めている (GLC (2017))。

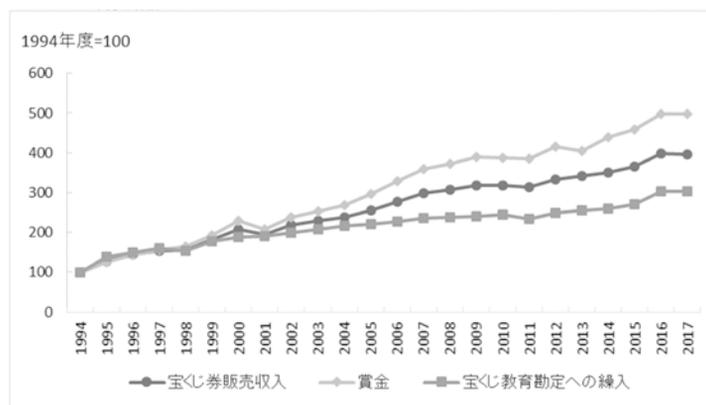
充てられている<sup>76)</sup>。このような財源調達方法によって普遍的プレ幼稚園を安定的かつ十分に支えられていない要因として、財源が宝くじ販売の動向に左右されるということだけでなく、次の二つの構造的な要因を指摘することができる。

ひとつは宝くじ事業において、賞金が増加していることによって宝くじ教育勘定への繰入が圧迫されていることである。図5に示しているように、2000年代から賞金の伸びが宝くじ券販売収入の伸びよりも大きいものに対して、宝くじ教育勘定への繰入の伸びは宝くじ券販売収入の伸びよりも小さい。その結果、図6に示しているように、宝くじ券販売収入に占める賞金の比率が増加する一方、宝くじ教育勘定への繰入が占める比率は低下している。宝くじ事業の収入はそのほとんどが宝くじ券販売収入であるが、経費である賞金が増加することによって純収益である宝くじ教育勘定への繰入が圧迫されているのである<sup>77)</sup>。

州法（The Georgia Lottery for Education Act）においては、毎年度ジョージア州宝くじ公社は「できるだけ（as nearly as practical）」売上の「少なくとも35%」を州に繰り入れるべきであると規定されている。しかし、「できるだけ」という文言が付されているため、この規定が義務付け（mandate）であるか提案（suggestion）であるかをめぐって解釈が分かれている<sup>78)</sup>。宝くじ教育勘定への繰入比率に対する州議会の規制を強めるべきであるとする議論もあるが、規制の強化によって市場環境に応じた宝くじ事業運営が困難になる、賞金の引き下げによって売上が減少し、結果的に州への繰入も減少する可能性があるとする議論もある<sup>79)</sup>。

ジョージア州の宝くじ事業は、他州の宝くじ事業に比べて販売収入に占める賞金の比率が高い

図5 ジョージア州宝くじ事業の動向 1994～2017年度



注：1994年度の金額を100としている。

（出所）1994～1999年度はTorres and Diamond (2013), 2000～2017年度はGLC (2001-2009), do. (2010-2017) より作成。

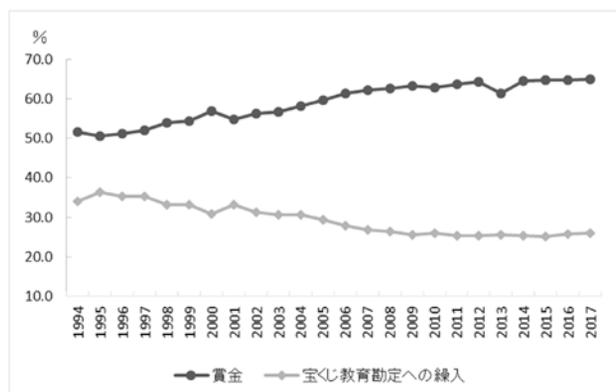
76) 2003年度までは公立学校の科学技術設備等の経費にも充てられていた。

77) Georgia Department of Audits and Accounts (2011b).

78) Ibid., p.16.

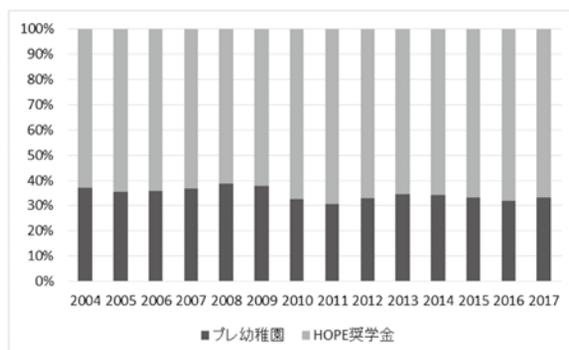
79) Ibid.

図6 宝くじ券販売収入に占める賞金と州繰入金比率 1994～2017年度



(出所) 図5に同じ。

図7 ジョージア州宝くじ基金の支出内訳 2004～2017年度



(出所) Governor's Office of Planning and Budget (State of Georgia), *Budget in Briefs*, 各年度版より作成。

一方、州への繰入金の比率が低い。しかし売上は大きく、州への繰入が金額としては大きい<sup>80)</sup>。宝くじ事業において一定の売上を確保しつつ、賞金と宝くじ教育勘定への繰入をどのようにバランスさせていくかが課題になっている。

もうひとつの要因は、宝くじ事業収益の用途においてHOPE奨学金が普遍的プレ幼稚園を圧迫していることである<sup>81)</sup>。図7に示しているように、HOPE奨学金の比率が7割近くを占める一方で普遍的プレ幼稚園の占める比率はおよそ3割にとどまっている。宝くじ事業収益の用途は普遍的プレ幼稚園のみに特定化されているわけではないため、大学授業料の高騰によるHOPE奨学金の支出増加によって普遍的プレ幼稚園への支出が圧迫されている。

以上のように、ジョージア州においては宝くじ事業収益による財源調達によって普遍的プレ幼

80) Ibid., pp.5-13, Johnson (2014).

81) Southern Education Foundation (2011), pp.16-17.

稚園の拡充を安定的かつ十分に支えられているわけではない。こうした状況において財源のあり方をめぐる議論では、普遍的プレ幼稚園が租税負担ではなく宝くじ事業収益で賄われていることが超党派で支持される要因であるとする見解がある一方、一般財源を投入するべきであるとする主張もある<sup>82)</sup>。普遍的プレ幼稚園はジョージア州有権者の広範な支持を得ている<sup>83)</sup>。選別的プレ幼稚園に比べて多額の財源を要する普遍的プレ幼稚園の拡充を持続的に支える財源をどのように確保していくのが課題である。

## おわりに

アメリカにおいては、女性の労働力率の上昇にともなう保育・就学前教育の需要増大、所得や教育の格差拡大という社会経済構造の変化を背景として、就学前教育が子どもの発達や生涯に便益をもたらすことへの関心が高まるなか、多くの州が就学前教育を拡充している。アメリカにおける公的な就学前教育プログラムは、選別主義の色彩が強い。しかし、1990年代後半以降、すべての子どもに就学前教育の機会を提供することを目指して普遍的プレ幼稚園を実施する州が増えている。

ジョージア州では、共和党支持が強まるなか、プレ幼稚園に対する支持を拡大するという観点から選別的プレ幼稚園の普遍化が行われた。実際に、普遍的プレ幼稚園は党派を超えて住民の幅広い支持を得ている。しかし、宝くじ事業収益による財源調達では普遍的プレ幼稚園を安定的かつ十分に支えられず、多くの待機児童を抱えている。

ジョージア州の事例は、無償の普遍的プレ幼稚園の実施においてはそれを支える財源調達のあり方が重要な課題であることを示している。この点について、宝くじ事業収益とは異なる財源調達方法によって普遍的プレ幼稚園を実施している州を事例として比較検討し、普遍主義的な就学前教育を支える財源調達のあり方について考察することは今後の課題である。

本稿では、アメリカにおける就学前教育の拡充について州レベルに焦点を当てて検討した。連邦や大都市レベルにおける政策展開を明らかにし、政府間財政関係の視点から検討することも今後の課題である<sup>84)</sup>。

---

82) Johnson (2014).

83) 早期教育の支援団体であるGEEARSが実施した2018年9月の世論調査によれば、宝くじ収益の一部を普遍的プレ幼稚園に充てることを支持する回答は80%を占める。また、在籍を希望するすべての家庭の子どもが在籍できるように普遍的プレ幼稚園を拡充するべきだという回答は76%を占める。GEEARS (2018).

84) 岸本 (2015) 16～18頁、本田 (2015) 37～40頁はオバマ政権による就学前教育拡充策について検討している。

参考文献

- 大関由美子 (2006) 「アメリカの家族と家族政策 近年の特徴を中心に」 樋口美雄・財務省財務総合政策研究所編著『少子化と日本の経済社会—2つの神話と1つの真実』日本評論社, 239～278頁。
- 片山紀子 (2009) 「NCLB法下に見るアメリカの幼児教育」『京都教育大学紀要』第114号, 63～75頁。
- 加藤美穂子 (2011) 「保育政策の日米比較—認可保育所と市場ベースのメカニズム—」『国学院経済学』第60巻第1・2合併号, 157～201頁。
- 加藤美穂子 (2013) 『アメリカの分権的財政システム』日本経済評論社。
- 岸本陸久 (2015) 「アメリカ—就学前教育・保育制度の概要—」渡邊恵子 (研究代表者) 『諸外国における就学前教育の無償化制度に関する調査研究』国立教育政策研究所, 3～26頁。
- 斎藤拓 (2015) 「アメリカ合衆国」宇佐美耕一・小谷眞男・後藤玲子・原島博編集代表『世界の社会福祉年鑑2015』旬報社, 253～288頁。
- 白波瀬佐和子 (2007) 「アメリカの子育て支援—高い出生率と限定的な家族政策—」『海外社会保障研究』第160号, 99～110頁。
- 塚谷文武 (2016) 「アメリカの子育て支援制度における分権的財政システム—カリフォルニア州アラメダカウンティを事例として—」『大阪経大論集』第67巻第2号, 47～65頁。
- 仲村優一・一番ヶ瀬康子編 (2000) 『世界の社会福祉9 アメリカ・カナダ』旬報社。
- 深堀聡子 (2008) 「アメリカ 学力の底上げを目指すユニバーサルな政策へ」泉千勢・一見真理子・汐見稔幸編著『世界の幼児教育・保育改革と学力』明石書店, 130～153頁。
- 本多正人 (2015) 「アメリカ—ユニバーサル・プレスクール政策—」渡邊恵子 (研究代表者) 『諸外国における就学前教育の無償化制度に関する調査研究』国立教育政策研究所, 27～56頁。
- 山本真美 (2000) 「児童福祉サービス」藤田伍一・塩野谷祐一編『先進諸国の社会保障7 アメリカ』東京大学出版会, 242～262頁。
- 米村佳樹 (2007) 「アメリカ合衆国における就学前教育制度—その現状と特色—」『四国大学紀要』第27号, 135～154頁。
- 米村佳樹 (2010) 「アメリカ合衆国におけるプレ幼稚園プログラムの展開—ジョージア州を事例に—」『保育の研究』第23号, 55～65頁。
- Ackerman, Debra J., W. Steven Barnett, Laura E. Hawkinson, Kirsty Brown, and Elizabeth A. McGonigle (2009) “Providing Preschool Education for All 4-Year-Olds: Lessons from Six State Journeys,” *Preschool Policy Brief*, Issue 18, New Brunswick, NJ: National Institute for Early Education Research.
- Bainbridge, Jay, Marcia K. Meyers, Sakiko Tanaka, and Jane Waldfogel (2005) “Who Gets an Early Education? Family Income and the Enrollment of Three-to-Five-Year-Olds from 1968 to 2000,” *Social Science Quarterly*, Vol. 86, No. 3, pp. 724-745.
- Barnett, Steven (2010) “Universal and Targeted Approaches to Preschool Education in the United States,” *International Journal of Child Care and Education Policy*, Vol. 4, No. 1, pp.1-12.
- Barnett, Steven and Allison H. Friedman-Krauss (2016) *State(s) of Head Start*, New Brunswick, NJ:

- National Institute for Early Education Research.
- Barnett, Steven and Donald J. Yarosz (2007) "Who Goes to Preschool and Why Does it Matter," *Preschool Policy Brief*, Issue 15, New Brunswick, NJ: National Institute for Early Education Research. (<http://nieer.org/wp-content/uploads/2016/08/15.pdf>) (2018/12/06参照)
- Barnett, Steven and Megan Carolan (2013) "Trends in State Funded Preschool in the United States: Findings from 10 Years of Policy Surveys," *International Journal of Child Care and Education Policy*, Vol. 7, No. 1, pp. 5-23.
- Barnett, Steven and Rebecca Gomez (2016) "Universal Pre-K: What does it mean and who provides it?" *Preschool Matters Today*, New Brunswick, NJ: National Institute for Early Education Research.
- Barnett, W. Steven and Richard Kasmin (2016) "Funding Landscape for Preschool with a Highly Qualified Workforce," Washington, D.C.: The National Academies of Sciences, Engineering, and Medicine. ([https://sites.nationalacademies.org/cs/groups/dbassesite/documents/webpage/dbasse\\_176099.pdf](https://sites.nationalacademies.org/cs/groups/dbassesite/documents/webpage/dbasse_176099.pdf)) (2018/09/17参照)
- Carolan, Megan E. and Lori Connors-Tadros (2015) *Approaches to State Pre-K Eligibility Policy: Considerations for Policy Makers in Revising Policy to Increase Access for High Needs Children*, CEEEO Policy Report, New Brunswick, NJ: Center on Enhancing Early Learning Outcomes.
- Committee for Economic Development (2002) *Preschool for All: Investing In a Productive and Just Society*, New York: Committee for Economic Development.
- Corak, Miles (2013) "Income Inequality, Equality of Opportunity, and Intergenerational Mobility," *Journal of Economic Perspective*, Vol. 27, No. 3, pp. 79-102.
- Duncan, Greg J. and Katherine Magnuson (2013) "Investing in Preschool Program," *Journal of Economic Perspectives*, Vol 27, No. 2, pp. 109-132.
- Duncan, Greg J. and Richard J. Murnane (eds.) (2011) *Whither Opportunity? Rising Inequality, Schools, and Children's Life Chances*, New York: Russel Sage Foundation.
- Epstein, Dale J. and W. Steven Barnett (2012) "Early Education in the United States: Programs and Access," in Robert C. Pianta (ed.), *Handbook of Early Childhood Education*, New York: The Guilford Press, pp. 3-21.
- Georgia Department of Audits and Accounts (2011a) "Pre-Kindergarten Program (Pre-K)," Special Examination • 11-01A, Georgia Department of Audits and Accounts.
- Georgia Department of Audits and Accounts (2011b) "The Georgia Lottery Corporation," Special Examination • 11-02, Georgia Department of Audits and Accounts.
- Georgia Early Education Alliance for Ready Students (GEEARS) (2018) "Survey of Georgia Registered Voters Regarding Public Education, September 15-18", (<http://geears.org/wp-content/uploads/GEEARS-2018-GA-Voter-Poll-Results.pdf>) (2018/12/05参照)
- Georgia Lottery Corporation (GLC) (2001-2009) *Annual Report, 2001-2009*, Atlanta: Georgia Lottery

Corporation.

Georgia Lottery Corporation (GLC) (2010-2017) *Financial Statements, 2010-2017*, Atlanta: Georgia Lottery Corporation.

Governor's Office of Planning and Budget (2007) *Georgia in Perspective 2007: A Statistical Profile of the State*, Atlanta: Governor's Office of Planning and Budget.

Heckman, James J. (2011a) "Effective Child Development Strategies," in Edward Zigler, Walter S. Gilliam, and W. Steven Barnett (eds.), *The Pre-K Debates: Current Controversies and Issues*, Baltimore: Paul H. Brookes Publishing, pp. 2-8.

Heckman, James J. (2011b) "The Economics of Inequality: The Value of Early Childhood Education," *American Educator*, Vol. 35, No.1, pp.31-47.

Hustedt, Jason T. and W. Steven Barnett (2011) "Financing Early Childhood Education Programs: State, Federal, and Local Issues," *Educational Policy*, Vol.25, No.1, pp. 167-192.

Hustedt, Jason T., Allison H. Friedman, and W. Steven Barnett (2012) "Investments in Early Education: Resources at the Federal and State Levels," in Robert C. Pianta (ed.), *Handbook of Early Childhood Education*, New York: The Guilford Press, pp. 48-72.

Howard, Robert M., Arnold Fleischmann, and Richard N. Engstrom (2017) *Politics in Georgia*, Third Edition, Athens: The University of Georgia Press.

Johnson, Fawn (2014) "How Georgia Got Republicans and Democrats to Embrace Universal Pre-K" *The Atlantic*, May 7. (<https://www.theatlantic.com/politics/archive/2014/05/how-georgia-got-republicans-and-democrats-to-embrace-universal-pre-k/430899/>) (2018/11/14参照)

Kammerman, Sheila B. and Shirley Gatenio-Gabel (2007) "Early Childhood Education and Care in the United States: An Overview of the Current Policy Picture," *International Journal of Child Care and Education Policy*, Vol. 1, No. 1, 23-34.

Lindert, Peter H. and Jeffrey G. Williamson (2016), *Unequal Gains: American Growth and Inequality since 1700*, Princeton: Princeton University Press.

Mitchell, Ann (2001) "Prekindergarten Programs in the States: Trends and Issues" Alliance for Early Childhood Finance ([http://www.earlychildhoodfinance.org/downloads/2001/PreKStatePolicyTrends\\_final\\_2001.pdf](http://www.earlychildhoodfinance.org/downloads/2001/PreKStatePolicyTrends_final_2001.pdf)) (2018/11/30参照)

National Institute for Early Education Research (NIEER) (2003), *The State of Preschool 2003: State Preschool Yearbook*, New Brunswick, NJ: National Institute for Early Education Research.

National Institute for Early Education Research (NIEER) (2004), *The State of Preschool 2004: State Preschool Yearbook*, New Brunswick, NJ: National Institute for Early Education Research.

National Institute for Early Education Research (NIEER) (2005), *The State of Preschool 2005: State Preschool Yearbook*, New Brunswick, NJ: National Institute for Early Education Research.

National Institute for Early Education Research (NIEER) (2006), *The State of Preschool 2006: State*

- Preschool Yearbook*, New Brunswick, NJ: National Institute for Early Education Research.
- National Institute for Early Education Research (NIEER) (2007), *The State of Preschool 2007: State Preschool Yearbook*, New Brunswick, NJ: National Institute for Early Education Research.
- National Institute for Early Education Research (NIEER) (2008), *The State of Preschool 2008: State Preschool Yearbook*, New Brunswick, NJ: National Institute for Early Education Research.
- National Institute for Early Education Research (NIEER) (2009), *The State of Preschool 2009: State Preschool Yearbook*, New Brunswick, NJ: National Institute for Early Education Research.
- National Institute for Early Education Research (NIEER) (2010), *The State of Preschool 2010: State Preschool Yearbook*, New Brunswick, NJ: National Institute for Early Education Research.
- National Institute for Early Education Research (NIEER) (2011), *The State of Preschool 2011: State Preschool Yearbook*, New Brunswick, NJ: National Institute for Early Education Research.
- National Institute for Early Education Research (NIEER) (2012), *The State of Preschool 2012: State Preschool Yearbook*, New Brunswick, NJ: National Institute for Early Education Research.
- National Institute for Early Education Research (NIEER) (2013), *The State of Preschool 2013: State Preschool Yearbook*, New Brunswick, NJ: National Institute for Early Education Research.
- National Institute for Early Education Research (NIEER) (2015), *The State of Preschool 2014: State Preschool Yearbook*, New Brunswick, NJ: National Institute for Early Education Research.
- National Institute for Early Education Research (NIEER) (2016), *The State of Preschool 2015: State Preschool Yearbook*, New Brunswick, NJ: National Institute for Early Education Research.
- National Institute for Early Education Research (NIEER) (2017), *The State of Preschool 2016: State Preschool Yearbook*, New Brunswick, NJ: National Institute for Early Education Research.
- National Institute for Early Education Research (NIEER) (2018), *The State of Preschool 2017: State Preschool Yearbook*, New Brunswick, NJ: National Institute for Early Education Research.
- Pérez-Peña, Richard and Motoko Rich (2014) “Preschool Push Moving Ahead in Many States” *New York Times*, February 4.
- Putnam, Robert D. (2015) *Our Kids: The American Dream in Crisis*, New York: Simon & Schuster. (柴内康文訳 (2017) 『われらの子ども—米国における機会格差の拡大』創元社)
- Raden, Anthony (1999) *Universal Prekindergarten in Georgia: A Case Study of Georgia's Lottery-Funded Pre-K Program*, New York: Foundation for Child Development.
- Readon, Sean F. (2011) “The Widening Academic Achievement Gap between the Rich and the Poor: New Evidence and Possible Explanations,” in Duncan, Greg J. and Richard J. Murnane (eds.), *Whither Opportunity? Rising Inequality, Schools, and Children's Life Chances*, New York: Russell Sage Foundation, pp. 91-115.
- Rose, Elizabeth (2010) *The Promise of Preschool: From Head Start to Universal Pre-Kindergarten*, Oxford: Oxford University Press.

- Samuels, Christina A. (2015) "Consensus on Early Ed. Value, but Policy Questions Remain," *Education Week*, January 2 (<https://www.edweek.org/ew/articles/2015/01/08/consensus-just-the-starting-point-on-early-ed.html>) (2018/8/24参照)
- Southern Education Foundation (2008) *Time to Lead Again: The Promise of Georgia Pre-K*, Atlanta: Southern Education Foundation.
- Southern Education Foundation (2011) *The Promise of Georgia Pre-K: Building Life-Long Education, Current Budget Savings and Long Term Economic Growth in Hard Times*, Atlanta: Southern Education Foundation.
- Steinberg, Matthew P. and Rand Quinn (2017) "Education Reform in the Post-NCLB Era: Lessons Learned for Transforming Urban Public Education," *Cityscape: A Journal of Policy Development and Research*, Vol. 19, No. 1, pp. 191-216.
- Stone, Diana (2008) "Funding the Future: States' Approaches to Pre-K Finance 2008 Update," Pre-K Now Research Series, Washington, D.C.: Pre-K Now.
- Torres, Kristina and Laura Diamond (2013) "Georgia Lottery: As Lottery Turns 20, Demand Ratchets Up: A Full Generation Has Benefitted from Its Financial Pop from Sales," *The Atlanta Journal-Constitution*, June 26.
- Witte, Ann Dryden and Marisol Trowbridge (2005) "The Structure of Early Care and Education in the United States: Historical Evolution and International Comparison," James M. Poterba (ed.), *Tax Policy and Economy*, Vol. 19, pp. 1-37.
- Women's Bureau (2016) "Working Mothers Issue Brief," *Women's Bureau Issue Brief*, June, U.S. Department of Labor.
- Zigler, Edward, Walter S. Gilliam, and W. Steven Barnett (2011) *The Pre-K Debates: Current Controversies and Issues*, Baltimore: Paul H. Brookes Publishing.

# 地域の経済循環を支える公共プラットフォーム構築と自治体 ～岩手県紫波町の事例を手掛かりに

沼尾波子

## はじめに

本稿では、地域の経済循環を支える社会関係構築における自治体の役割について考察する。持続可能な地域づくりを考えるとき、行政にはどのような役割が期待されるのかについて考えてみたい。半田(2018)は、地域のエネルギー自給の重要性を指摘しつつ、それを支える地域社会の「関係性の健全化」が大切であると論じる。さらに、「都市と農村との連携・交流も包摂した仕組み」「消費者が生産者と連帯し、自らが摂取する食料の生産に積極的・主体的に関わり、相互扶助の関係をベースとする」ことの重要性についても指摘している。しかしながら、そこに商品経済の原理が加わることによって、こうした関係性の構築が危ぶまれる恐れがあるとして、行政と民間との連携や協同の危うさについて論じている。

近年、各地で公共部門と民間部門との連携・協働を通じた地域づくりの取り組みが模索されているが、持続可能な地域を構築するためには、それぞれの主体がどのような役割を担えばよいだろうか。小稿では、地域社会のなかで「関係」が構築される場を地域の「公共プラットフォーム」と位置づけ、その構築について、ならびに「健全な関係性」を育むうえでの自治体の機能と役割について、岩手県紫波町の事例を手掛かりに、検討を行うこととする。

## 1. 地域の経済循環を支える関係性とその理念

### (1) 「関係性の健全化」

半田(2018)は、地域循環型社会を構築するためのコミュニティ再生について論じている。東北地域の豊かな自然資源とその賦存量に言及し、それらが有機的に活かされるには、「自然エネルギーを生かそうとする地域社会の意思やその構造に規定されるという意味で優れて土着的な性格を持つ」ものであると論じる。さらに新妻(2011)を手掛かりに、「地域循環型社会では、エネルギーだけではなく、食糧(料)やその再生産に不可欠な水が、人々の日常の暮らしと有機的に繋がり、依存しあっているとみなければならない。」「地域社会を構成する様々なファクターが、相互に多くの関係性で結ばれており、その関係性を健全化し、生かすことがエネルギーの利活用を通じた地域の豊かさにつながる」と指摘する。そして「関係性の健全化」について、「人々の生活に関わる関係が、例えば権力による強制を伴う関係や商品経済的な関係ではなく、相互扶助ないし互助による関係として結ばれる」と説明している。そこには、仙台の広瀬川水系における循環型の社会経済システム構築を具体的に構築することを考え、それを支える社会経済システムの在り方について模索する問題意識がある。そして、山形県の「置賜自給圏」と岩手県紫波町の事例を取り上げ、エネルギーや食料の自給ないし循環システムについて考察を行っている。

## (2) 共同体的編成原理

「関係性の健全化」について考えるうえで、半田（2013）で取り上げられた共同体的編成原理について確認しておくこととする。井手・菊池・半田（2011）では、社会を構成する3つの編成原理（共同体的編成原理・市場的編成原理・強制的編成原理）のバランスがたもたれる時に「社会的再生産」の達成が担保され、「持続可能社会」の実現に結び付くことを、マルチエージェントシミュレーションモデルに基づく人工社会モデルによって得られた結果から演繹する形で導き出している。半田（2013）は、3つの編成原理のうち、利他性を属性とする「共同体的編成原理」が要諦をなすことを示し、さらにその編成原理を農村から都市へと拡張することについて検討を行っている。「人間と自然との物質代謝過程を直接的・即自的に実現する労働編成として現れる人間関係と農業における基本的生産手段としての土地の維持再生産のために編成される人間関係は、『互酬』および『相互扶助』がその本質である」として、「共同体は対称性を持つ利他性に支えられた人間社会」であり、「共同体の構成員が相互に独立した人格として存在するのではなく、人間社会を生み出す共同的連関において存在するのが基本」と整理している。また、資本主義経済システムにおける商品経済の原理を主軸としながらも、それとは異質な原理である「共同体を貫く原理」が相補的に組み込まれていること、さらには「国家」による「強制的編成原理」もまた相補的に組み込まれていることを踏まえ、メインシステムとしての資本主義経済システムのサブ・システム化の可能性について論じる。「資本主義経済システムの相対化とは、商品経済（市場経済）の制御の役割を共同体に求めつつ、共同体（的編成原理）を社会構成体の主軸にするという方向になると考えることができる」と整理する。例えば「労働力」を協同労働の連関のなかに埋め込むことで「労働力商品」の廃絶の道筋が見えてくると指摘している。

さらに「共同体的編成原理」を「都市」の文脈で考える可能性について、半田（2013）ではネグリとハートの<共>（コモン）概念を取り上げる。「(大)都市」は、<共>の空間、つまり人々が生活し、資源を共有し、コミュニケーションを交わし、財やアイデアの交換を行う場である。また言語やイメージ、知識、情報、コード、情動、習慣、慣行のなかで「人工的な<共>を生産する空間」という記述を引き、資本主義経済システムにおいて、「都市」の人々の織り成す社会関係によって、資本や市場経済とは異なる原理を持つ<共>という関係性が生成されることを論じている。そのうえで、人工的<共>を、資本や市場（原理）による収奪の放縦にまかせるのではなく、それを活用する主体として例えば「都市共同体」（＝都市型コミュニティ）の創発可能性が浮かび上がってきたときに、「都市」にも適合する「共同体的編成原理」がもたらされるという可能性に言及している。そこではある種の「共感」しあえる関係があることが想起される。

## (3) 生産者と消費者との関係構築と「共感」

自然資源の賦存量とあわせて、半田（2018）では、経済循環を支える関係性として、生産者と消費者の連帯を掲げている。すなわち、生産者と消費者とが貨幣を媒介とした取引だけの関係に留まるのではなく、例えば消費者が、生産プロセスや生産者そのものに関心を持ち、生産の一部

に携わったり、生産プロセスでの一手間を評価することが考えられる。あるいは生産者が消費者のニーズをくみ取り、販売方法や生産プロセスの工夫を行うなど、共同性に基づく参加と共感が経済循環を支える上で必要となる。

こうした生産者と消費者との新たな関係構築ともいえる取組みは、近年各地で見受けられるようになってきている。例えば、高橋(2016)では、『東北食べる通信』という月刊誌のシステムを通じて、生産者による地場の農産物とその生産にまつわる物語を消費者に伝え、物語とともに消費するという新たな関係性を構築する取組みについて紹介している。このシステムでは、時には消費者が生産活動を手助けすることもあるという。例えば、会津伝統野菜である小菊かぼちゃの種を確保するため、消費者が、かぼちゃを調理する際に出た種を集めて生産者に送り返す取組みが行われている。これにより、生産者は希少な小菊かぼちゃの種を確保することができ、消費者は伝統野菜の継承への活動に参加できるという工夫がある。楽しみながら参加することが、結果的に生産者の助けにもなっている。

このように、生産者・消費者の垣根を越えて、楽しみながら参加することが自分だけでなく、相手や社会にとってプラスの結果をもたらす。経済的な取引のみならず、そこには参加と共感を伴う関係性がある。

## 2. 関係が育まれる「場」の創造と行政

### (1) 地域における関係構築の「場」づくり

このような生産者と消費者による経済取引を越えた繋がりや、さらには地域の自然資源に対する理解と共感を生むには、異なる価値観、異なる立場の人々が情報を共有し、議論を重ね、相互の違いを理解しながらも、そこに共感しあう関係の構築が求められる。そのような関係を構築する場はプラットフォームと呼ばれる。

プラットフォームとは直訳すれば「基盤」のことである。情報通信産業では、複数の設備やシステムなどをシームレスにつなげ、エンド・エンド・ベースで流通する情報を円滑に流通させるための機能の総称を指す(Imidas2018)。近年、この概念が地域づくりの場面で用いられるようになってきている。「地域づくりプラットフォーム」「ビジネス創造プラットフォーム」など、多様な担い手が往来し、情報が行きかう場ともいえる地域の社会経済基盤や産業基盤などを指す概念として用いられる。総務省の自治体戦略2040構想研究会報告では、2040年の経済社会を描きながら、「人口減少と高齢化により、公共私それぞれのくらしを支える機能が低下」することから、「自治体は、新しい公共私相互間の協力関係を構築する『プラットフォーム・ビルダー』へ転換する必要」があると論じている。また、地域の公共私関係を構築するにあたり、自治体は「共」「私」が「必要な人材・財源を確保できるように支援や環境整備が必要」であると論じている。

地域のプラットフォームを考えるには、第1に基盤となる「場」の構築が必要である。ここでいう「場」とは、リアルな場所という場合もあれば、バーチャルな空間、会議体などの場合もある。第2に、それらの場を往来する「要素」となる「人」「情報」「サービス」である。第3に、各要素

と要素を取り結ぶ「ネットワーク」である。図書館を例にあげれば、図書館という場所や、図書館のデータベースにより、利用者が往来し、情報が集まり、人と人、人と情報、情報と情報とがつながり、結び結ばれることによって、新たな出会いや発想、商品が生み出されることにつながり、手続きの簡素化・効率化が図られることも期待される。

プラットフォームを考える上で重要なのは、その形や「場」のあり方を決める主体は誰かという点である。「場」のルール決定、管理、運営の場面において、それぞれのきまりを誰がどのように決めるのか、そして運営や管理に関わるのは誰か、というガバナンスの問題がある。さらに言えば、プラットフォームにおける主体的な参加の保証、ならびに責任と権限の所在とその明確化が課題となる。

また、そのプラットフォームが魅力あるものとなるには、多様な人々を惹きつけ、共感を持つことのできるコンテンツがあり、それが必要に応じて見直しが行われていることも大切な要素である。

## (2) 強制的編成原理に基づく公共サービス供給から、公共プラットフォームの構築へ

公共部門は、租税を徴収し、行政サービスを供給するという、強制的編成原理に基づいた経済活動を行ってきた。だが、それに加えて、地域の公共プラットフォームをつくらうとすれば、「場」に集う人々が、持続可能な地域の社会経済システム構築に向けた共同性原理に軸足を置きつつも、自由に発想し、行動するための柔軟な仕掛けが必要となる。この点について、本稿では岩手県紫波町の事例を参考に検討を行う。紫波町では町役場が、半田(2013)のいう強制的編成原理に基づく公共財の供給を担うだけでなく、循環型社会を支える「健全な関係性」や「共感」を育くむための公共プラットフォームの構築に取り組んできた。町役場はプラットフォームを施設整備や情報ネットワークシステムとして整備するだけでなく、そこに繋がり「共感」が生まれ、人々が共同的連関を持つことのできるソフトの仕組みを構築しようと模索している。

紫波町役場が関わる様々な活動のなかに、こうしたプラットフォームビルダーとしての取り組みを見出すことができるが、ここでは具体的に3つの事例(紫波町図書館、紫波フルーツパーク、SAKE TOWN SHIWAプロジェクト)を取り上げて、その特徴を考えていくこととする。

はじめに紫波町図書館の事例を検討する。紫波町では町の図書館が、地域の情報プラットフォームとして、生産者と消費者、さらに言えば生活者など、多様な人々や情報を繋ぐ役割を果たしている。図書館では、農業を地域の基盤産業と捉え、農業生産者や農と関わりたい住民を対象とした農業関連の図書等資料の充実を図っている。農業情報のデータベースを導入しているほか、町の中心地区まで足を運ぶことが難しい人もいるため、各地区の公民館で出前講座を開催し、資料紹介や農業データベースの利用についての説明なども行っている。図書館ではまた、毎月、地域に関する企画展示やイベントを行っており、庁内各地の歴史・風土・文化・社会に関するテーマを取り上げ、職員の丹念な調査にもとづく作成資料が分かりやすく展示されている。このように、図書館司書が自らの足で町内を回り、情報提供や情報収集を行いながら、人的ネットワークと情

報ネットワークの構築をサポートしている。単に文献や資料の情報提供のみを行うのではなく、人々が集い、交流するための場として、双方向性を意識した「場」の構築と運営を行っているところに大きな特徴がある。図書館は、隣接する農産物等の直売所「紫波マルシェ」とも繋がっている。それぞれの食材の売り場には、調理方法などを紹介した図書の写真が貼られており、それらの書籍は図書館ですぐに借りられるよう特設コーナーが置かれている。図書館は、身の回りにあるものや身の回りで起こる様々なことを知り、考え、主体的に向き合うための情報提供や、繋がりを構築する場としての機能を担っている。

次に、町が第3セクターでつくった紫波フルーツパークについて考える。紫波フルーツパークは、ブドウの生産が盛んな東部に立地しており、地場産ブドウ100%のワインやジュースの生産を行うほか、各種の体験を行う施設となっている。ピザづくりの体験では、ピザ生地から地場産小麦を使用するなど、地場産の食材が用意される。さらに、講師が、参加者にピザ作りを指南する際には、それぞれの食材の特性や、その生産に関する話が語られる。参加者は単にピザをつくるだけでなく、産地や食材についての物語を聞きながら、ピザづくりに参加することができ、地域の歴史や土壌特性などにも意識を向けることのできるプログラムとなっている。

第3にSAKE TOWN SHIWAプロジェクトである。これは南部杜氏発祥の地である紫波町において、近年消費量が減少を続ける日本酒の価値を見出し、若い世代にその価値と魅力を伝える取り組みを、町内の造り酒屋と行政、NPOが連携して行うプログラムである。全国各地から大学生等をインターンシップ・プログラムで募集し、紫波町における日本酒とその生産プロセスを学び、その価値と魅力を発信するイベントなどを企画している。そのなかでも酒粕を利用した商品開発プロジェクトでは、町外から訪れた若者が商店街で新たな商品やメニューが開発されている。

これらはほんの一例だが、このように紫波町では、地域内循環を構築するための関係性を育む取り組みが様々な形で実施されている。いずれも、地域の自然と風土・文化について学び、その価値を再確認しながら、自然資源の新たな活用方法や商品開発、そして人と人との新たな繋がりを模索している点に特徴がある。また、行政職員が、図書館や紫波フルーツパークなどの施設整備とともに、公民館での図書館の講座開催や、SAKEプロジェクトの企画などのソフト事業に関わりながら、場と関係の構築に取り組んでいる。

一連の地域資源を生かした社会経済循環の構築や、それに対する住民参加の形は、1998年に就任した藤原孝前町長のもとでの取り組みによるところが大きい。齊藤（2013）によれば、「紫波町は町づくりを支える住民の自主的な学習活動を公的に整備し、そこで学んだ住民による自主的な活動グループの組織化と自律化を進める支援を2000年代から積極的に行い、自主活動グループがいくつも誕生している」と説明する。1998年に町長に初当選した藤原孝氏は、環境と福祉のまちづくり、対話の町政を掲げて当選し、町民参加による地域環境に配慮したまちづくりを目指すこととなった。2001年には「環境・循環基本計画」「紫波町循環型まちづくり条例」が制定され、堆肥製造施設、間伐材等単価施設、ペレット製造施設からなる「えこ3センター」が整備される。また、その検討プロセスでは、多様な住民参加の仕組みが図られている。「有機資源循環推進委

員会」が組織され、8名の公募委員が選任されるとともに、他方で「農協女性部や婦人会を通じて、畜産農家、林業家等を巻き込ん」で検討が行われたという。その後2002年から2003年には盛岡市との合併に議論が巻き起こり、議論の末に紫波町は自立の道を選択するが、2004年に「紫波町持続的に自立できる行財政計画」が策定され、「パートナーシップによる町民・企業・行政の三位一体のまちづくり」の推進が位置付けられた。2005年には町民と役場職員からなる「協働を考える会議」が開催され、市民参加の推進、市民活動の支援、地域コミュニティの支援が提言されている。地域資源を生かした経済循環構築や市民協働の仕組みは、その後のまちづくりにも生かされていくこととなる。

### 3. 公共プラットフォーム構築と行政

#### (1) オガールプロジェクトにみる公共プラットフォーム構築

紫波町は、公民連携で駅前開発を行ったオガールプロジェクトで全国的に知られている。町では、JR 紫波中央駅西側一帯の町有地 10.7ha を中心とした都市整備を図るため、町民や民間企業の意見を反映させた「紫波町公民連携基本計画」を2009年3月に策定した。この計画に基づいて始まった紫波中央駅前都市整備事業が「オガールプロジェクト」である。この事業では、官民複合施設のほか、役場庁舎、グラウンド、岩手県フットボールセンター、戸建宅地開発などが実施され、新たな駅前の賑わいのある空間構築が行われた。公民連携基本計画では、このプロジェクトの目標について、「民間のアイデアを用いて紫波中央駅前町有地を開発することによって、町の中心部がにぎわう仕組み、そしてそこから町全体に経済活動が波及する仕組みをつくり、持続的に発展する町を目指します」と説明している。

駅前開発が行われた経緯は以下のようなものである。紫波町には、JR東北本線の古館駅と日詰駅があったが、当時、町の中心地区であった日詰商店街は、いずれの駅からも遠い距離にあった。これに対し、日詰商店街から近いところへの新駅設置の要望が出され、町民の署名活動が行われた。その後、駅の設置にかかる費用2億7千万円は寄付によって集められ、これをもとに紫波中央駅が整備された。しかしながら、1997年当時、JR東日本は、2つの駅の利用者が3か所に分散するだけでは新駅整備のメリットがないとして、駅舎整備費用の地元負担に加えて、新たな利用者を獲得するための宅地分譲・駅前開発を行うことを新駅整備の条件とした。これを受けて、町では駅前の土地10.7ヘクタールを28億5千万円で購入し、駅前開発を行うこととしたのである。ところがその後、国の財政難と行政改革の影響をうけ、地方の公共事業は縮減の方向へと舵が切られ、紫波町では、開発のための予算を組むことができず、2007年度までの間、駅前の土地は塩漬け状態となった。

当時、駅前開発について、老朽化した役場庁舎の駅前への建替移転や、新たな図書館建設など、様々な要望があったという。町では6階建て庁舎建設や図書館整備など、事業総額143億円規模での駅前開発計画が描かれていたが、実現には至らなかった。紫波町では、土地購入代金28.5億円の償還に加えて、下水道整備事業による借入もあり、2007年度における実質公債費比率は23.3%

に達していたためである。

この時に「公民連携」の手法で開発を行う提案が、地元のキーマン岡崎正信氏から町長に出されたことから、オガールプロジェクトの検討が始まっている。(そのプロセスについては、鮎川(2015)、猪谷(2016)に詳しい。)

### (3) 合意形成プロセスにおける参加の「場」の創出

一般に「公民連携」(=PPP:Public Private Partnership)という、行政と民間企業が連携して、それぞれの強みを活かした事業を行うこととされる。だが、紫波町が「公民連携」と称するものは、単なる行政と民間企業との連携ではないことに着目しておく必要がある。いわば、行政が黒子として、民間企業や地域住民、地域で活動する団体などの意見を聞き、それぞれの強みを活かしながら、駅前地域に地域の公共空間を構築し、それを効率的・効果的に運営する「場」と「関係」を構築するものである。町の企画課には、これを「協働のまちづくりの延長線上にある」と説明する。言い換えれば、住民、地域団体、民間企業など、地域の多様な担い手がそれぞれの強みを発揮し、弱みを補完しながら、社会経済循環を活発にして、持続可能なまちづくりを行うことと言い換えることができる。

前述の通り、紫波町では1990年代末からこの「協働のまちづくり」を推進しており、住民の参加と協働により、町の将来を考え、様々な事業を行ってきた経緯がある。紫波町企画課では、まちづくりに関する専門家を呼んだワークショップを定期的に開催してきており、住民の参画により地域づくりについて考えるプラットフォームを、時間をかけて作り上げてきた。

駅前開発については、いわゆる「公民連携」(=PPP)手法によって、民間出資を行うことで、民間企業主導の駅前開発が行われることに対する不安や疑問の声が出されたこともあり、町では「紫波町型公民連携における町民・民間のニーズ把握と合意形成プログラム」を構築して、町内各地区および関係分野の団体を対象とした住民意向調査、アンケートおよび企業訪問による民間企業意向調査、基礎資料収集のための市場調査を実施した。

これらの調査結果や住民との対話を踏まえて、「紫波町公民連携基本計画(案)」を公表し、これを基に、地元のまちづくり会社は、空間をどのように整備し、利活用するかについての市場調査のため紫波町PPPプロジェクト企業立地研究会を立ち上げ、実現可能な構想案が練られたのである。さらに、この計画案をたたき台として100回を超える住民説明会を各地で行うとともに、企画課が住民の近くに机を構えるべく引越しを行い、常時住民と対話できる環境を整えた。このように、駅前空間整備とその活用に関する企業側とのやり取りに加えて、それを利用する住民や地域団体等への徹底的な調査と対話を経て、2009年2月に公民連携基本計画が策定されている。そこでは、駅前空間が持つべき機能とともに、どのような空間を構築したいのかという意見が丁寧に積み上げられている。

さらに注目すべきは、住民や民間事業者などの意見を踏まえて、理念とビジョンを構築した後、その具体的な空間デザインを行う段階では、専門家によるデザイン会議を創設し、その具体化と

ともに、洗練された公共空間の構築を行っている。公共空間の構築には、その空間を利用する個人や企業、団体などの活動がベースにある。だが、それを具体的に、居心地の良い空間として作り上げるには、理念を理解し、それを具体化できる経験と技能を備えた専門家集団が欠かせない。町では、そうした専門家を招致し、具体化に向けた調整を行う「場」を構築し、公共空間の理念とビジョンをリアルな空間として構築するシステムを整えたのである。

#### (4) 民間の資金拠出による参加型公共空間構築

「公民連携」(=PPP)手法の導入を通じて期待されるのは、民間資金の活用を通じたコスト削減や、民間のノウハウを活用した効果であることも多い。先述の通り、紫波町では、当初の143億円規模の事業を実施する財源はなく、開発のための財源確保ができないまま、10年近く土地を塩漬けにした経緯があった。通常、補助金による地域開発では、財源調達の目途がたてば事業が推進されるが、その後、施設の利用状況が芳しくないまま、維持管理費が嵩むことがしばしば問題視されている。これに対し、紫波町のオガールプロジェクトでは、役場庁舎や図書館以外の施設は民間資金を活用した開発を目指すこととされ、採算性を確保するために、テナントに対するニーズ調査が行われた点に特徴がある。当初は3階建ての施設が計画されていたが、テナントをすべて埋めることは難しいという市場調査結果を踏まえて、2階建てに変更を行っている。また入居希望者との間で10年間のテナント利用の契約を結び、家賃の前払いを求めることで、確実なテナント確保と資金循環のスキームを構築し、金融機関からの融資を引き出している。このように、駅前空間の構築に際し、費用負担を通じたテナントの主体的参加も求められている。行政主導型計画と財政資金に空間構築を丸投げするのではなく、テナント利用(希望)者にも、設計・デザイン段階から資金負担を含めた参加を求めることで、使い勝手の良い、機能的な空間を構築する工夫が図られているのである。

オガールプロジェクトでは、駅前空間を消費空間とするのではなく、賑わいのある生活空間と位置づけ、人が集まれば自ずと飲食などの経済活動も活発になるという発想で空間を整備している。こうしたことから、人々が集うための仕掛けとして、岩手県フットボールセンターの誘致(サッカーグラウンド整備)、屋内バレーボールコートの整備、宿泊施設(オガールイン)などを整備し、さらに図書館や音楽スタジオなどが入る情報交流館や、役場庁舎、そして誰もが自由に利用の仕方をデザインできる広々とした芝生やベンチなどを整備することで、賑わいのある空間を創り出している。サッカー場では、ドイツ・ブンデスリーグのバイエルンの競技場と同じ芝が使われており、バレーボールコートは、日本代表の合宿施設と同等の環境を整備している。バレーボールというニッチな競技種目の練習場をナショナルチームの環境という品質水準で整備することで、他との差別化を図っていることも注目すべき点である。

このように、人々が来たくなる空間の構築を通じて、経済活動を強固なものとし、その計画を明確なビジョンと理念のもとで示しながら、テナントの誘致と金融機関からの資金調達を図った点に、オガールプロジェクトの大きな特徴がある。「場」の構築に当たり、住民の声を様々なルー

トを通じて汲み上げるとともに、テナント入居者にも費用負担とともに参加を求めることで、自分も、相手も、そして多くの人々が利用しやすい公共空間を構築し、様々な社会経済活動を営むためのベースを作り上げている。

### (5) 自治体の行動原理

公共プラットフォーム構築にあたり、役場企画課（当時の公民連携推進室）はどのような役割を果たしたのかを見ていくこととする。

第1に、企画課（当時の公民連携推進室）は、機能別に分けられた行政機構のなかで、それらを調整し、いわば横申を指す役割を担っている。駅前公共空間を整備するという場合、都市計画のほか、農林業や商工業、さらに保育所や図書館などが関われば、福祉や教育部門との間でも調整が必要となる。各部署との間でそれぞれに調整を行うとすれば、膨大な調整コストが生じる可能性がある。これに対し、紫波町では、公民連携推進室において、開発計画のそれぞれの段階で、都市計画や教育委員会などの部署からエキスパートの職員が公民連携推進室に異動することで、庁内部課間の意見調整や情報共有を図っている。行政の縦割りを前提とした施設整備を行った場合、一つの施設が一つの機能を担うこととなり、特定目的のための施設が整備されてしまうことも多い。しかしながら、オガールでは、公民連携推進室があらゆる部署との調整を図りながら施設整備を行ったことで、多様なニーズに対応した柔軟な利用が可能な空間が整備されている。また、計画を検討する際にも、農業団体、商工業者、住民、学校、福祉施設等、あらゆる分野の関係者のところを回ることで、特定の業界の意向や利益に左右されない体制が構築されている。

第2に、紫波町役場は、旧来の縦割りで予算を獲得し、行政サービスを提供する強制的行動原理に基づく部署とは別に、企画課（旧公民連携推進室）において公共プラットフォームの構築、運営、維持という業務を担う体制を構築している。これを企画課長（当時）の高橋堅氏は行政のデュアルシステムと称している。多様な人々から提起された意見や考え方を整理し、調整を図りながら形にしていくための行政体制が構築されている。これにより、例えば農協、農業団体などが、既存の補助金や事業の実施を検討する際には、専門的な知識や技能を持った農林課が対応を図っている。これに対し、特定の団体に関わらず、例えばオガールでの産直マルシェの設置・運営については、公民連携推進室が農林課と連携し、出資や参加しようとする農業者を募っている。さらに、農業者以外の事業者募集と出資依頼については、オガール紫波株式会社が実施する形を取っている。その結果、多様な担い手が参加する産直（紫波マルシェ）が運営されている。

第3に、柔軟な公共空間の構築と維持・管理に際し、企画課（旧公民連携推進室）がある種のリスクを引き受けていることである。例えば、オガールには、空間の中心部に芝生の広場があるが、その広場のすぐわきに、町道が走っている。しかしながら、この広場と町道の間にフェンスは設置されていない。芝生で親子連れが遊ぶことを考えれば、そこにフェンスを設置することで、行政は万一の事故に対するリスクを回避することを考えがちである。しかしながら、空間の機能やデザインを考え、人々の利用を考えると、オガールでは、空間を分断してしまうような整備

を行っていない。このように、公共空間の整備を考えると、一般には、租税負担により整備された施設については、あらゆる責任を行政が負うことが求められ、行政はリスクを最小限にするような空間整備を行いがちである。だが、紫波町では、空間を利用する人々の主体的な関わり方を考えながら、公共的な空間管理を地域ぐるみで考えるスタンスが採られている。行政が公共空間の整備に当たり、合意形成の結果を大切にしながら、その理念と目的を踏まえて、行使すべき権限と責任を果たしているといえる。

#### (6) 地域の経済循環を支える「健全な関係性」構築と自治体の役割

半田(2018)では、紫波町のPPPについて「民(Private)といっても、民間企業だけでなくNPOや市民を含むことを考えれば、どの立場、どのビジョンがPPPをリードするのかによって、全体の動向が左右されるだろう」として「民といっても、むしろ抑制されたいわば手なずけられた市場原理としての<民間の力>が形成されたときに、紫波町が目指してきた“協働のまちづくり”という花が開く」と論じている。(pp.182-183) また、「協同性・協働性が地域の凝集性を実現するような仕組みをいかに構築するのか」という問題提起を行っている。

だが、これまで見てきたように、紫波町では、1998年より地域資源や環境を活かしたまちづくりについて、住民参加型で議論を進めることにより、いわば、環境と生活を一体的に考え、町の将来を共に検討する機会が構築されてきた。また、町役場は協働のまちづくりを掲げ、住民が自ら学び、考える機会を用意してきた。こうした共同性原理に直結する地域の環境や生活という視点から住民協働の仕組みを構築し、住民とともに、その経験を蓄積してきたことで、単純な民営化による効率性の追求や、行政主導による管理型まちづくりとは異なる、参加型の公共プラットフォームづくりが行われてきたとみることができる。

#### 4. 「関係の健全化」とマネジメント

これまで、紫波町における公共プラットフォーム構築について、町役場の取組みという視点から考察した。だが、地域における「関係性の健全化」は、行政が強制的編成原理を多少なりとも手放し、共同体的編成原理をメインシステムとして取り込むことだけで成立するものではない。他方で、民間経済主体による経営効率性の追求や、イノベーションへの関心と向き合い、上手に付き合うことも重要である。しかしながら、強制的編成原理にもとづいて行動してきた行政が、市場的編成原理とうまく付き合うことは容易ではない。だが、紫波町では、地域の環境や資源を大切にするという共同性原理を前提とし、その上に立って、市場原理と上手に付き合いながらオガールプロジェクトを成功させている。住民のイノベティブな感覚や、行政の経営感覚はどのように育まれたのだろうか。このことについて、本稿では共同体的編成原理と市場的編成原理の間に立って、利他性を追求しながらも利潤最大化のために資本蓄積と技術革新に取り組むとされる「近江商人」型の行動原理について考え、紫波町における地域のプラットフォーム構築について考察する手がかりとしたい。

### (1) 近江商人と「三方よし」

近年、企業の社会的貢献（CSR）は、近江商人の「三方よし」の流れをくむという議論がきかれる。この「三方よし」とは、「自分よし、他人よし、世間よし」という考え方である。宇佐美（2015）によれば、「近江商人と「三方よし」の精神を関連づけてとらえ、現代企業によるCSRの源流として評価する論説が多くなってきた」が、必ずしも史実を正確に踏まえたものではないと記述されている。近世に近江商人が「三方よし」を唱えたわけではないとしたうえで、初代伊藤忠兵衛が熱心な仏教信者で「商売は菩薩の業」として「商売道の尊さは、売り買い何れをも益し、世の不足をうずめ、御仏の心にかなうもの」と説いたことを紹介した小倉榮一郎がその発端であるとしている。そこでは、「世間の有無相通じることが商人の天職」という近江商人の職分観がある。「やさしくいえば『三方よし』、『売手よし、買手よし、世間よし』という考え方があって、利益が得られるからというのみで行動を起こす商人でなく、世間が求めているから、世間のためになるからという動機づけが一つ入るのが近江商人の経営理念の特色」と説明する。また、三方よしについて、五個荘の中村治兵衛家「家訓」から「他国へ行商するも総て我事のみと思はず、其の国一切の人を大切に、我利を貪ること勿れ」という記述を引用して紹介を行っている。

ここでは「三方よし」の概念についてこれ以上深く踏み込むことはしないが、自己利益と相手の利益と、世の中の利益とは区分できないという考え方は、「利己性」の追求が「利他性」の追求につながるという視点を提示するものである。

近江商人とその経済倫理について論じた辻井（2016）によれば、近江地域は安土桃山時代より、零細領域に分断されており、江戸時代にも、「徳川家康が近江の所領を遠国の在京賄料として運用したため、一村を数名の領主が分割するなど、強力な一円知行の領国支配体制に乏しい地域が多かった」ことを指摘している。また、領主が自給自足型の閉鎖経済とすることも少なく、「旅商の自由があり、すでに商人を中心とした問屋制家内工業が各地に興って」おり、領主が商いを認めていたことも大きかったという。また、農家においても一戸当たりの耕地面積は限られており、兼業農家形態が営まれており、養蚕、製糸、絹織物、麻関係の内職をしていたという。（pp.128-129）近江商人のなかでも日野地方の商人は、旧領主の蒲生氏の縁故により、漆器類を松阪や会津に移出したほか、葉、茶、呉服、太物を扱ったという。また、湖西地方（辻井（2016）では湖北地方と記載）の豪商村井氏は、陸奥・南部で獲得した砂金を元手に、木綿、古手諸雑貨を移出し、南部藩の御用勤めを行い、質屋、両替屋、醸造業を営んだという。（p.130）

このように、問屋制家内工業を通じた生産物や農産物の商いを扱った近江商人の行動原理について、市場的編成原理と共同体的編成原理の視点からどう位置づけるかという点は検討に値するだろう。山形県置賜地域や岩手県紫波町には江戸時代に近江商人が出入りしており、文化の流入、商品開発、そして北上川を利用した物流網のなかで多くの取引が行われていた。自然を加工して商品を生産し、時には遠方への販売も行った近江商人の存在は、自然と人間との一体性という意味での共同性に加えて、商品開発という技術力強化とイノベーション、そして地域外との往来を通じた情報や文化の流入など、地域社会に様々な影響を及ぼしたと考えられる。

## (2) 紫波町と近江商人

近江商人が地域に定着したのは、その土地に豊かな自然資源があったことに他ならない。当時、湖西地域から東北にわたった近江商人は、北上川の水運を通じて、米や材木、砂金などを商う物流ネットワークを構築していた。豊かな自然資源を生かした生産体制の構築と技術者育成、そしてそのネットワークを地域外に張り巡らせる近江商人文化がこの地域の豊かな自然資源に導かれて流入している。

紫波町は、南部杜氏発祥の地として知られる。豊かな伏流水と米、酒樽に用いる杉材が得られる地域であったことから、江戸時代に近江商人村井権兵衛が紫波町に入植し、酒造りを始めた。ここで育まれた日本酒生産の職人集団が、南部杜氏として各地に広がっていく（三島（2018））。その後1960年代ごろまで、紫波町では、多くの農家が、稲作と酒造出稼ぎを組み合わせた生業の形態をとるのである。

## (3) 紫波町の自然資源と農業

地域循環型社会の構築を議論するにあたり、半田（2018）では、まず自然資源賦存量について論じているが、このように、紫波町もまた自然資源が豊富な土地であり、その資源を利用した農業が営まれてきた。稲作と酒造出稼ぎによる農業形態は、共同体としてのまとまりをもった地域社会を形成していたと考えられる。

ここで改めて紫波町の地勢と農業についてみておくこととする。紫波町は、岩手県盛岡市と花巻市の中間に位置し、東西に広がる地形である。町の中央部には南北に北上川が流れ、東北本線や東北自動車道が通るなど、交通の利便性が高い。歴史的には奥州街道が走り、町の中央部に位置する日詰地区は宿場があった。町のなかで、宅地は4%程度であり、山林約35%、田が20%を占める。町の中央部は平地が広がり、宅地と田が多い。東部はブドウやリンゴなどの果樹栽培が盛んであり、西部は、ラフランスなどの果樹栽培や畜産が行われる地域である。奥羽山脈の豊かな地形からは名水が流れており、今日でも日本酒の製造がおこなわれている。また東部ではかつて砂金が採掘されたことでも知られる。町の3分の1を占める森林は杉や松の林が広がっている。

江戸時代の紫波町（旧志和村地区）は、南部藩の領地のなかで唯一、八戸藩の飛び地であった地域であった。八戸藩は南部藩から分化しているが、滝名川の水利権をはじめとして、周辺地域との関係は良好とは言えなかったことから、新保（1983）では、「周囲を敵に囲まれ、地域で団結した・・・」との記述がある。こうした地勢は、地域社会の自立性を養うことに寄与した可能性がある。

新保（1983）によれば、紫波町では北上川にそそぐ滝名川などが流れているが、稲作の生産性を上げるには、水資源が不足していたという。湿田による米の生産も行われていたが、安定的な水資源の確保に向けて、1952年に山王海ダムの建設による水利環境の整備が行われた。また機械化の進展による生産性向上から、農協による複合経営モデルが提唱され、畜産や青果が生産されることとなった。新保（1983, p.132）によれば、紫波町では稲作と酒造り（出稼ぎ）を組み合

わせた農家が多かったが、1960年代以降、農協の主導による複合経営への転換戦略により、「水稲+酒造出稼ぎ」から「水稲+畜産+青果」への転換が推奨された経緯がある。しかしながら、当初、畜産や青果の生産は必ずしもうまくいかず、経営上の課題があったという。

1980年代以降、農業生産者が産地直売所を設け、各地区で農産物を生産者が直接販売する体制が広がっていった。町の東部と西部地域では果樹生産が盛んであり、農協を通じた系統出荷でなく、地域で直接販売を行うことで、収益を上げる取組みが模索されてきた。直売所は、一地区から始まったものが次第に他の地区へと波及したものであり、現在、駅前のおガールエリアの産直を含めると、町内には10か所の直売所がある。農業生産者が生産だけを行うのではなく、流通・販売にまで関わり、管理運営を行っている。

農家が出稼ぎに出て金銭を得る仕組みがあったことや、少量多品種を生産する農業生産体制が選択されたことなど、各地域で農業経営の在り方を主体的に模索していたことがうかがえる。

#### (4) 地域経営の思考

このように、紫波町は、旧八戸藩の飛地があったことによる住民の共同性と高い自治意識に加え、近江商人による清酒造りの技術、冬場に各地に赴き酒造りを担う暮らしの中で、技術力の向上や域外との往来を通じた情報や文化の流入が起こってきた地域とみることができる。自然資源に恵まれ、域外からの資本や技術が流入した地域として、住民には、地域の資源を大切にしながら自立したコミュニティを構築することや、新しい技術を取り入れ、経営を行うといった感覚が根付いてきた地域とみることもできるだろう。紫波町は小規模町村でありながら、近年、日本でいち早く浄化槽整備事業にPFI方式を取り入れたことでも知られる。また、町財政では複数年度分の消耗品を大量購入することにより低価格で調達できるよう特別会計を設置していた（現在は廃止）など、会計上の知恵と工夫が古くから導入されてきた。新たな技術やノウハウ、経営的手法を導入することは、地域の発展に資するものであるという発想が、行政を含め、町の中に浸透しているとみることもできるだろう。

紫波町の歴史から見えてくるのは、第1に、資本蓄積とその拡大を目的とするのではなく、生態系の循環と調和した成長を考える生産形態を模索する産業として、酒造業などが存在してきたこと、第2に、農業者が酒造出稼ぎを行い、技術のみがくことを通じた稼得機会が確保されてきたこと、第3に、奥州街道や北上川を通じた陸路・水路を通じて、対外的に開けた地域であり、異文化の流入に寛容であること、第4に、八戸藩の飛び地という環境にあって、地域のまとまりが強いと考えられること、第5に、商業による経営感覚が古くから住民や行政に浸透していたといった地域特性である。地域の自然資源とともに成長を遂げてきた町にあって、生態系の循環と調和した資本蓄積という考え方が受け入れられやすいものであること、また他地域との交易や、酒造技術を販売することが付加価値を生むことが、対外的な交流や、技術習得へのあくなき関心と呼んだことも考えられる。

多様な人々が主体的に参加できる場と関係の構築とともに、新たな技術や制度の導入に対する

あくなき好奇心と挑戦を試みる風土が、この地域にあるとみることでもあるかもしれない。そしてそれらを支える「場」（リアルな空間であれ、バーチャルな場であれ）の構築と運用を、町役場が担ってきたといえる。

## 6. むすびにかえて

自然資源に恵まれた環境のもとで、資源を活用した技術が導入され、交易を通じた暮らしが育まれる。紫波町の事例はその一つの可能性を示唆したものである。この事例は、地域循環型社会の構築を通じた共同性原理の醸成とともに、行政が、それを支えるガバナンスとマネジメントの「場」を創出している例とみることができる。

無論、公共プラットフォームの構築を考えるにあたり、こうした条件が整った地域ばかりではない。だが、紫波町の事例が示唆するものは、社会を構成する3つの編成原理がバランスよく成立するために、まずは、共同体的編成原理の構築に向けて、生態系や自然環境などのように地域における人々の生活と切り離すことのできない環境があり、そこに共通の物語を描ける可能性を整えることが大切であること、そして次に、社会と楽しみながら関わることのできるようなイノベティブな空間があるかどうか、そして第3に、そこに主体的に参加し、議論を重ねながら物事が形成されていくガバナンスの仕組みが用意されているかという視点が重要であるということが見えてくる。紫波町では、行政が、デュアルシステムを構築しながら、従来型の役割を担うのみならず、ガバナンスとマネジメントを支えるための公共プラットフォームを構築したことにより、3つの編成原理のバランスが図られているとみることでもできるだろう。

では、地域の中に「共感」を育めるような共同性が見えづらいつころや、閉鎖的で新たな発想を取り込むイノベティブな感覚がないところ、住民参加型のガバナンス構築が難しいところでは、行政が公共プラットフォーム構築に向けて果たすべき機能と役割をどう整理すればよいだろうか。これについては、他の事例を含めたさらなる検証が必要である。さらに、紫波町の行政経営における近江商人文化との関係性についても、詳細な分析と考察が必要であることはいうまでもない。これについては今後の課題である。

※本稿第3章(2)～(4)は、沼尾(2017)の一部を加筆修正したものである。

### 参考文献

- 鮎川ゆりか『これからの環境エネルギー 未来は地域で完結する小規模分散型社会』三和書籍, 2015年  
 井出英策・菊地登志子・半田正樹編『交響する社会—「自律と調和」の政治経済学』, ナカニシヤ出版, 2011年。  
 猪谷千香『町の未来をこの手でつくる』幻冬舎, 2016年。  
 宇佐美英機「近江商人研究と『三方よし』論」『滋賀大学経済学部附属史料館研究紀要』, 第48号, pp.31-45, 2015年  
 斉藤雅洋「岩手県紫波町における「循環と協働のまちづくり」と住民の自己形成」『東北大学大学院教育学

- 研究科研究年報』第61集，第2号，2013年。
- 新保満『村が栄える条件 岩手県志和の変貌』NHKブックス，1983年。
- 新保満『日本農村における経済発展と社会変動（第二版）』時潮社，1993年。
- 高橋博之『都市と地方をかきまぜる - 「食べる通信」の奇跡』光文社新書，2016年
- 辻井清吾「近江商人の経済倫理と信仰の意義：松居遊見と浄土真宗僧香樹院徳龍との関係を主にして」『仏教経済研究』45号，pp.127-152，仏教経済研究所，2016年。
- 新妻弘明『地産地消のエネルギー EIMY: energy in my yard』NTT出版，2011年。
- 沼尾波子「持続可能な地域経済構築と「雇用」確保に向けた自治体の役割」日本都市センター研究室編『超高齢・人口減少時代に立ち向かう—新たな公共私の連携と原動力としての自治体』日本都市センター，第2章，2017年。
- 半田正樹「共同体的編成原理の射程」『季刊経済理論』第50巻第3号，pp.7-19，経済理論学会，2013年。
- 半田正樹「地域循環社会としての新たなコミュニティの創発」大内秀明・吉野博・増田聡編『自然エネルギーのソーシャルデザイン スマートコミュニティの推計モデル』鹿島出版会，第3章，2018年。
- 広井良典『創造型福祉社会—「成長」後の社会構想と人間・地域・価値』ちくま新書，2011年。
- 三島黎子「南部杜氏の源流 ～近江商人といわれて33」『岩手日報』2018年11月11日。

# アメリカ経済における産業構造の転換とその影響

—雇用・地理・2016年大統領選挙結果を題材に—

吉 弘 憲 介

## 1. 本稿の目的

本稿が目的とするのは、半田（2007）で主張される「ハイパー資本主義」の現出及びその社会経済への影響がいかなるものであったかを統計情報を中心に実証的に明らかにすることである。半田（前掲）は、先進資本主義国において、「産業が情報化するプロセス」として金融による資本蓄積及び、工業部門から人の手が離れていく現象を「ハイパー資本主義」という言葉で表現した。

本稿の目的は、産業構造の転換及び情報化（あるいはサービス化）というやや抽象度の高い経済現象を、GDP及び労働統計を用いて、その実態の析出と社会的帰結について若干の考察を加えるものである。

上記の論点を検討するために、本稿では特にアメリカにおける長期・中期の経済構造及び雇用構造の変化に注目して分析をすすめる。アメリカを題材に取り上げるのは、同国がまずもって第2次大戦後最大の経済大国かつ資本主義体制を維持し、成長を続けてきた国家であることが挙げられる。そして、それゆえに多くの矛盾点を内包しつつ、世界の地政学に影響を与え続け、その内国的状況は一国家内にとどまらない広がりを持っていると考えられるためでもある。

本稿の構成を簡単に述べれば、はじめにアメリカの国内総生産（GDP）の長期統計を用いて、製造業から金融を中心とした構造への転換とそのタイミング、意義について考察を行う。続いて、雇用構造の変化を追うことで経済構造の変化により、アメリカの一般労働者にいかなる影響が及ぼされたのかを概観する。また、産業構造と雇用者報酬についてアメリカの地理的特性を明らかにするため地図データと、一部、簡単な相関係数を用いて量的分析を行う。

最後に、本稿で得られた論点をまとめることとする。

## 2. GDP構成比に見るアメリカ産業構造の変化

最初に、アメリカ全体の現在の産業構造を、GDP構成から明らかにしよう。

表1は、2015年のアメリカ合衆国のGDPを産業別構成でみたものである。同年のGDP総額は、名目ドルで18兆2193億ドルである。2015年時点のGDP構成比中約2割を占め、最もシェアが大きいのは金融保険不動産部門（Finance, insurance, real estate, rental, and leasing）である。それに政府部門（12.8%）、専門サービス業（Professional and business services）（12.3%）製造業（11.7%）が続く。

ここから、現代のアメリカは「金融業の国」であることが明らかといえる。

続いて、産業別GDPの名目値と、その構成比を1980年から2015年まで5年刻みの経年変化で確認しておく。再び表1を見ると、1980年時点の総生産に占める製造業シェアは、現在の金融保険

表1 GDPの産業別構成比

	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年
農林水産業	2.2%	1.8%	1.6%	1.2%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%
鉱業	3.2%	2.5%	1.5%	1.0%	1.1%	1.7%	2.0%	1.4%
公益事業	2.1%	2.6%	2.4%	2.3%	1.8%	1.5%	1.9%	1.6%
建設業	4.6%	4.1%	4.1%	3.9%	4.5%	5.0%	3.5%	3.8%
製造業	20.5%	18.5%	17.3%	16.5%	15.1%	13.0%	12.0%	11.7%
卸売業	6.5%	6.2%	5.8%	6.0%	6.1%	5.8%	5.9%	6.3%
小売業	7.0%	7.2%	6.7%	6.9%	6.7%	6.4%	5.7%	5.6%
運輸交通	3.6%	3.2%	2.9%	3.1%	3.0%	2.9%	2.9%	3.1%
情報産業	4.2%	4.6%	4.5%	4.7%	4.6%	4.9%	5.0%	5.0%
金融保険不動産業	15.7%	17.1%	17.5%	18.4%	19.3%	20.0%	19.6%	20.6%
専門サービス業	6.1%	7.4%	8.8%	9.1%	10.8%	11.1%	11.8%	12.3%
教育医療社会ケア業	4.7%	5.2%	6.3%	6.9%	6.8%	7.4%	8.7%	8.6%
芸術、エンターテインメント、飲食サービス	2.9%	3.1%	3.4%	3.4%	3.8%	3.7%	3.7%	4.0%
その他サービス業	2.4%	2.4%	2.6%	2.6%	2.7%	2.4%	2.2%	2.2%
政府部門	14.3%	14.1%	14.5%	14.1%	12.9%	13.1%	14.1%	12.8%

出所) Bureau of Economic Analysis Home Pages, GDP by Industry, Interactive Tablesより作成。

表2 名目GDPの推移 (単位: 10億ドル)

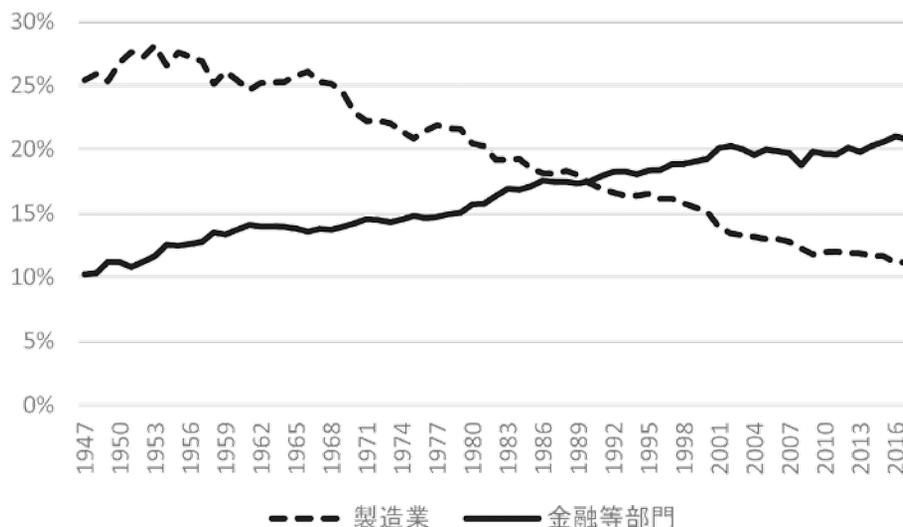
	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年
農林水産業	62.2	77	96.2	90.7	98.3	128.3	146.3	181.2
鉱業	91.3	106.9	88.5	76.9	110.6	225.7	305.8	257.9
公益事業	61.1	113.8	146.1	176.1	180.1	198.1	278.8	299
建設業	131.9	177.5	246.2	297.2	461.3	651.8	525.1	694.9
製造業	585.6	805.3	1037.4	1265.5	1550.2	1693.4	1797	2123
卸売業	187.3	271.5	348.2	461.9	622.6	754.9	888.9	1141.7
小売業	199.5	311.3	400.4	528.2	685.5	840.8	851.5	1021.4
運輸交通	102.8	137.7	175.2	234.6	307.8	375.8	433	563.4
情報産業	118.9	199.2	270	360.5	471.3	642.3	753.3	915
金融保険不動産業	449.5	743.8	1047.5	1407.4	1974.7	2606.2	2943	3754.6
専門サービス業	175.2	321.2	524.4	698.5	1105.1	1446.4	1766.8	2233.3
教育医療社会ケア業	134.3	227.2	378.2	529	695.4	970.5	1310.7	1563.5
芸術、エンターテインメント、飲食サービス	84	133.5	200.8	257.9	386.5	481.2	555.8	737.3
その他サービス業	69.3	106.3	154.2	201.9	279.7	310.7	328	392.5
政府部門	409.6	614.6	866.2	1077.9	1323	1710.3	2108	2340.5
GDP	2862.5	4346.7	5979.6	7664.1	10252.3	13036.6	14992.1	18219.3

出所) 表1に同じ。

不動産部門 (以下、金融等部門) と同水準の20.5%であった。

金融等部門のシェアは、すでに15.7%に達していたものの、製造業はこの時点ではアメリカ最大の稼ぎ頭であったといえる。しかし、製造業のシェアは以降5年におよそ1%ポイントずつ構成比を下げ続けていった。対して金融等部門は80年以降、リーマンショックの影響がみられる2010年を例外として、一貫してシェアを高めていった。1947年から2017年までのGDP構成に占める

図1 製造業・金融等部門のGDPに占める割合推移



出所) 表1に同じ。

製造業と金融部門の比率をとったのが図1である。

このうち製造業のシェアは、1968年まで小幅の増減がありつつもほぼ25%程度を維持してきた。しかし、1968年以降、公民権運動の勃興、ベトナム戦争での劣勢などアメリカが内憂外患を経験する中で製造業シェアは低下ベクトルに転じる。1970年代にはニクソンショック、2度のオイルショック、ベトナム戦争の敗北など国内製造業にマイナスの要因が続き、そのシェアが再び反転することはなかった。

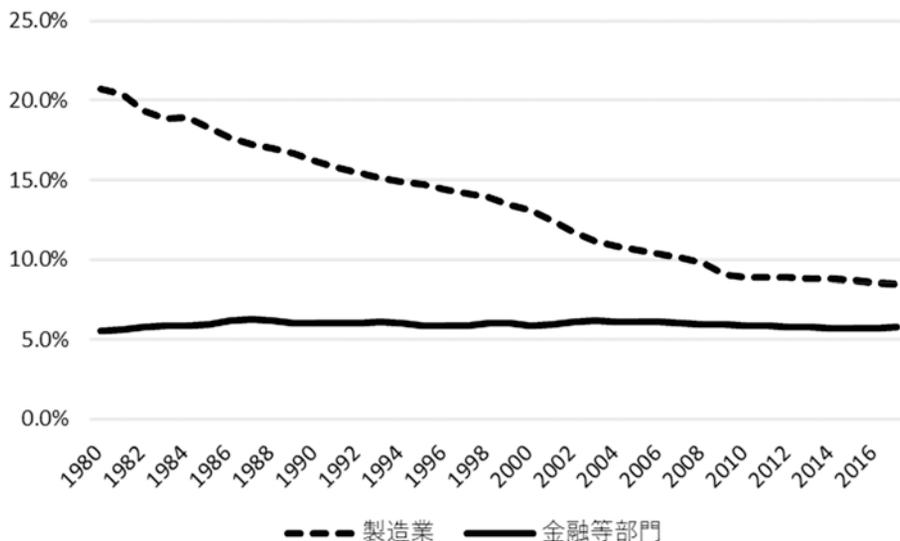
金融等部門のシェアは、50年代に5%程度増加したが、以降1980年まで大きく変化していない。「金融の時代」の到来は、1980年のレーガン政権を待つ必要があった。1980年を境に、アメリカのGDP構成に占める金融等部門の割合は、一貫して上昇していった。2000年代以降は、小幅な増減はあるものの20%付近をキープしている。

注目すべきは、製造業が国内経済や構造不況の影響から縮小し、以後そのシェアが回復しなかった一方、金融部門はリーマンショック後にもそのシェアが数年で回復している点である。このように、1980年を境に、アメリカは明確に「金融の国」へと変貌を遂げたといえる。

### 3. アメリカ産業構造変化の雇用構成への影響

続いて、経済構造の金融化が雇用にもたらした影響を検討する。図2は、製造業種と金融等部門の被雇用者が、第1次産業を除く被雇用者総数に占める割合の推移である(1980年～2017年)(いずれも各年の12月時点の数値)。GDPに引き続き、雇用統計においても両部門で特徴的な動きを読み取ることができる。

図2 製造業・金融等部門の被雇用者数の規模推移（対全被雇用者数）



出所) Bureau of Labor Statistics, Employment, Hours, and Earnings, Data Retrievalより作成。

注) 非季節調整数値の年平均値を使用。

1980年代では、依然20%近くが製造業部門に雇用されており、民間雇用では最大の業種であった。しかし、以降、1990年にはおよそ15%、2004年に10%近くまで落ち込み、2008年にはついに1割を切っている。実数の変化を見ても、1980年には1873万人あった製造業の被雇用者は、2017年に1244万人へとおよそ600万人減少している。

この間、被雇用者総数は9053万から1億4662万人まで増加した。アメリカ全体の雇用が約1.5倍膨らんだ時期に、製造業の雇用はその3分の1が失われた結果となった。

対する金融業界は、1980年から2017年までアメリカの被雇用者構成において、一貫して5%後半から6%前半で推移している。比率では、ほぼ横ばいであるが、総数が増加しているため雇業者の絶対数は増加してきている。アメリカ経済の20%を稼ぎ出す金融業界の被雇用者数は、全体の6%程度であることから、この40年間、労働集約的な製造業から資本集約的な金融業へ、労働・経済の変化が劇的に進行したことが伺える。

では、製造業からはじき出された労働者たちは、いかなる産業分野に吸収されていったのか、表3で確認していこう。

2015年の被雇用者構成において最大のシェアをもつのは、教育・社会福祉分野 (Educational services, health care, and social assistance) (15.5%) でありその数は2202.9万人に上る。民間部門に限定すると、以下、専門サービス業の13.8% (1963.3万人)、小売業11% (1560.47万人) レジャー・芸術分野 (Arts, entertainment, recreation, accommodation, and food services) の10.7% (1516万人) が続く。2015年時点では、この4部門でアメリカの雇用の50%、民間部門のみでは70%近

表3 全被雇用者数に占める各産業部門の構成比

	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年
鉱業	1.2%	1.0%	0.7%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.6%
建設業	4.9%	4.9%	4.8%	4.5%	5.1%	5.5%	4.2%	4.6%
製造業	20.7%	18.3%	16.2%	14.7%	13.1%	10.6%	8.8%	8.7%
卸売業	5.0%	5.0%	4.8%	4.6%	4.5%	4.3%	4.2%	4.1%
小売業	11.3%	12.0%	12.0%	11.8%	11.6%	11.4%	11.1%	11.0%
運輸交通	3.3%	3.1%	3.2%	3.3%	3.3%	3.3%	3.2%	3.4%
公益分野	0.7%	0.7%	0.7%	0.6%	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%
情報産業	2.6%	2.5%	2.5%	2.4%	2.7%	2.3%	2.1%	1.9%
金融保険不動産業	5.6%	6.0%	6.0%	5.8%	5.9%	6.1%	5.9%	5.7%
専門サービス業	8.3%	9.1%	9.9%	10.9%	12.6%	12.6%	12.8%	13.8%
教育保険業	7.8%	8.9%	10.1%	11.4%	11.6%	13.2%	15.3%	15.5%
レジャー、芸術分野	7.4%	8.1%	8.5%	8.9%	9.0%	9.6%	10.0%	10.7%
その他産業	3.0%	3.5%	3.9%	3.9%	3.9%	4.0%	4.1%	4.0%
政府	18.1%	17.0%	16.8%	16.6%	15.7%	16.3%	17.3%	15.5%

出所) 図2に同じ。

くが雇用されていることになる。

一方、これらの分野の生産がGDP全体に占める割合は、2015年時点で3割程度に留まっている。この4分野がかつての製造業のように、国内経済をけん引しつつ、雇用吸収力を発揮する産業とはいえない。繰り返しになるが、1980年時点で産業別GDP構成において最も付加価値の大きかった製造業は、同時に雇用構成についても最大のシェアを有していた。経済の屋台骨が雇用の屋台骨でもあったのである。しかし、2015年の時点で、経済の屋台骨は金融等部門に移り変わっている。同分野は、雇用に占める割合を大きく増やすことはなかった。すなわち、経済の屋台骨と雇用の屋台骨が一致しなくなったことを示している。

代わりに雇用の屋台骨となっているのは、教育社会福祉、専門ビジネスサービス、小売、レジャー産業などである。1980年から2015年の間で被雇用者総数は1.5倍増加した。そのほとんどを吸収したのが、これら4分野である。しかし、GDP構成に占める4部門のシェアは決して大きくない。すなわち、非成長産業によって雇用が担われていることが見えてくる。

非成長産業が雇用を担うということは、必然的に雇用者報酬にその影響が及ぶと推測される。

表4は各産業分野の「季節調整済み週当たり民間（非1次産業）雇用者平均給与報酬（以下、週間平均給与）」について、各年の民間部門平均を1とした時の各部門の指数である（数値はすべて各年の12月末を用いた）。データの制約上、2006年以降の数値しかないが、その特徴を指摘しておく。

まず、ほとんどの産業が平均値である1を超えている。雇用者数、GDP構成において衰退著しい製造業も、民間賃金の平均をやや上回る1.2程度を10年間維持している。実額は、2017年時点で週1092.22ドルとなっている。鉱業、公益業、情報産業分野は特に給与水準が高い。しかし、

表4 民間被雇用者報酬に対する各産業部門の雇用者報酬水準

年	2006	2011	2016
鉱業	1.48	1.59	1.58
建設業	1.22	1.23	1.24
製造業	1.20	1.21	1.20
卸売業	1.27	1.29	1.30
小売業	0.68	0.64	0.63
運輸交通	1.04	1.06	1.02
公益分野	1.71	1.72	1.84
情報産業	1.41	1.46	1.52
金融保険不動産業	1.30	1.32	1.37
専門サービス業	1.21	1.25	1.26
教育保険業	0.94	0.97	0.96
レジャー、芸術分野	0.45	0.44	0.44
その他産業	0.80	0.82	0.84

出所) 図2に同じ。

注) 季節調整済数値の各年12月の数値を使用。

こうした給与水準の高い部門の雇用は、全体のわずか3%に過ぎない。稼ぎの良い職種は、いわば「高嶺の花」となっている<sup>1)</sup>。

逆に雇用吸収力の高い4部門で、1を超えるのはわずかに専門サービス業のみである。しかも、その水準は、製造業と大きく変わらない。最大の雇用吸収産業部門である教育・社会福祉分野は民間平均をやや下回る0.9後半代を推移している。小売業はこれよりもさらに低い0.62、レジャー・芸術分野に至っては0.45と民間平均の半分以下となっている。

このように民間平均給与の半分かそれ以下で雇用されている労働者はアメリカ全体の20%となり、教育健康分野を含めると、アメリカの労働者の3分の1は平均給与以下の仕事についている計算となる。

上記で明らかになった点をまとめておく。

製造業の衰退は、アメリカの経済の「屋台骨」が金融業へ交代することを意味した。同時に、製造業が雇用の屋台骨であることにより、「平均よりも高い給与を多くの雇用者が得られていた時代」は失われ、平均以下の雇用に3分の1以上の人々が就業せざるを得ない状態となった。給与水準が高い産業部門の雇用吸収力は低く、雇用総数が増えている一方、大多数の労働者は平均以下の賃金にとどまっている。

このように、アメリカにおける産業構造の変化は、一般労働者にとって労働環境の劣化を生じ

1) Nunn, O'Donnell, and Shambugh (2018 p.12) によれば、高度な技術を必要とされるいわゆるSTEM産業において、移民の就業者層は1980年から2010年の間で39%増加し、現在、同産業の29%を占めている。移民層は、アメリカにおける成長の源泉であると、同著者たちは説く。一方で、ヴァンス(2017)などが主張する繁栄から取り残された白人男性層がこうした事態に対してむき出しのレイシズムを持つ状態と、上記は表裏一体の関係にあるといえよう。

させたことは想像に難くない。アメリカにおけるこのような「中間層の黄金時代」の終焉は、ライシュ（2016, 2005）、ゴードン（2018）らも指摘する通りである。上記は、これを数量的に再確認した結果といえる。

では、こうした製造業の衰退がアメリカのどの地域に生じたのかを、地図データを通じて次節で明らかにしていこう。

#### 4. 各統計の地理的分布について

まず、雇用者数増減の地理的な偏在を確認することでその特徴を明らかにしておく。1990年から2017年の間で、雇用者数が最も増えたのはネバダ州の2.02倍である（表5参照）。この間、ネバダ州では製造業、小売業、教育・保健産業のいずれも大幅に増加している。これらは、他州と比較して相対的に低い租税負担と、これにマグネットされた企業進出が影響していると言える<sup>2)</sup>。

一方で、2017年時点のネバダ州の週間民間平均給与は767.93ドルであり、全州平均の873ドルや中央値の848ドルにも届いていない。そのため、雇用総数は増加しているが、それらは相対的に低い給与の職業が中心であると考えられる。

一方、最も雇用が増えなかったのは東海岸州であるコネチカット州である。しかし、同州の週間平均給与は1050.09ドルであり、全米平均を大きく上回っている。

表5 各州における1990年から2015年までの被雇用者数の増減率

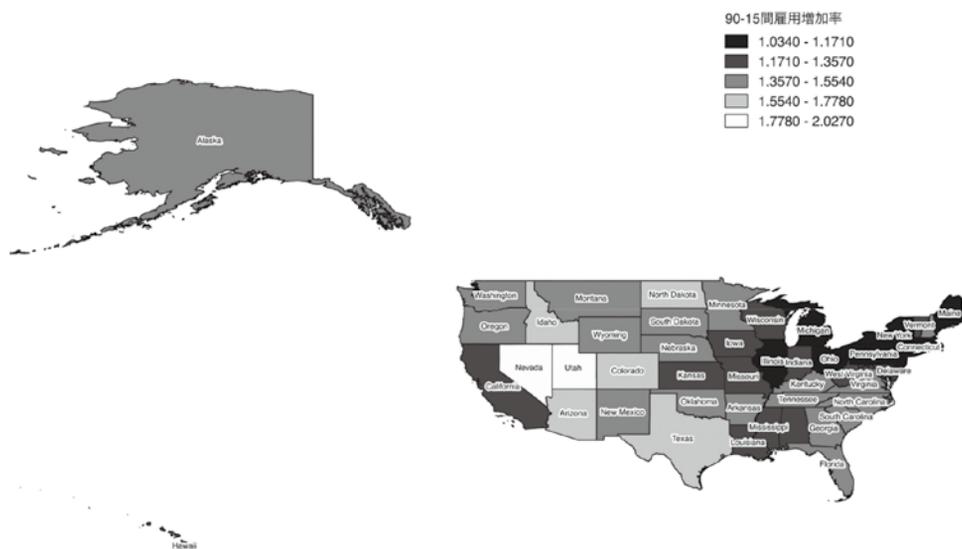
州名	変化率	州名	変化率	州名	変化率	州名	変化率
Alabama	1.20	Illinois	1.13	Montana	1.55	Rhode Island	1.07
Alaska	1.42	Indiana	1.20	Nebraska	1.38	South Carolina	1.31
Arizona	1.78	Iowa	1.27	Nevada	2.03	South Dakota	1.49
Arkansas	1.31	Kansas	1.28	New Hampshire	1.29	Tennessee	1.32
California	1.28	Kentucky	1.29	New Jersey	1.10	Texas	1.67
Colorado	1.67	Louisiana	1.26	New Mexico	1.42	Utah	1.90
Connecticut	1.03	Maine	1.14	New York	1.13	Vermont	1.21
Delaware	1.29	Maryland	1.22	North Carolina	1.36	Virginia	1.33
District of Columbia	1.12	Massachusetts	1.17	North Dakota	1.71	Washington	1.47
Florida	1.51	Michigan	1.08	Ohio	1.11	West Virginia	1.20
Georgia	1.41	Minnesota	1.34	Oklahoma	1.38	Wisconsin	1.26
Hawaii	1.21	Mississippi	1.21	Oregon	1.42	Wyoming	1.49
Idaho	1.74	Missouri	1.19	Pennsylvania	1.13		

出所) Bureau of Labor Statistics, State and Metro Area Employment, Hours, & Earnings, SAE Databases より作成。

2) Walczak, Drenkard, and Bishop-Henchman (2018) が述べるように、ネバダ州のビジネス税制環境指数は、親企業的ランキングで5位に位置していることから、この事実がわかる。また、逆にコネチカット州は同ランキングでワースト7位となっている。

こうした情報をアメリカ50州の地図情報に重ねてみよう。

図3 被雇用者数増減率の地理的分布



出所) Bureau of Labor Statistics, State and Metro Area Employment, Hours, & Earnings, SAE Databases  
及び, United States Census Bureau, Cartographic Boundary Shapefiles, State, 1:500,000より作成。

週間平均給与の低い州は、モンタナ州からフロリダ州までを結ぶ北西から南東を結ぶ線上の州に多い(図3, 4)。一方、給与の高い州はその線上を包むように北東と南西に広がった形状をしている。雇用増加率については、中西部が90年から2015年の間で高い数値を出しており、東海岸及び五大湖周辺の州では増加率が停滞していることが見て取れる。両者について、散布図をもとめるとやや右下がりの関係が見て取れるが、試みに両者の相関係数を確認したが帰無仮説を棄却できる数値はえられなかった。

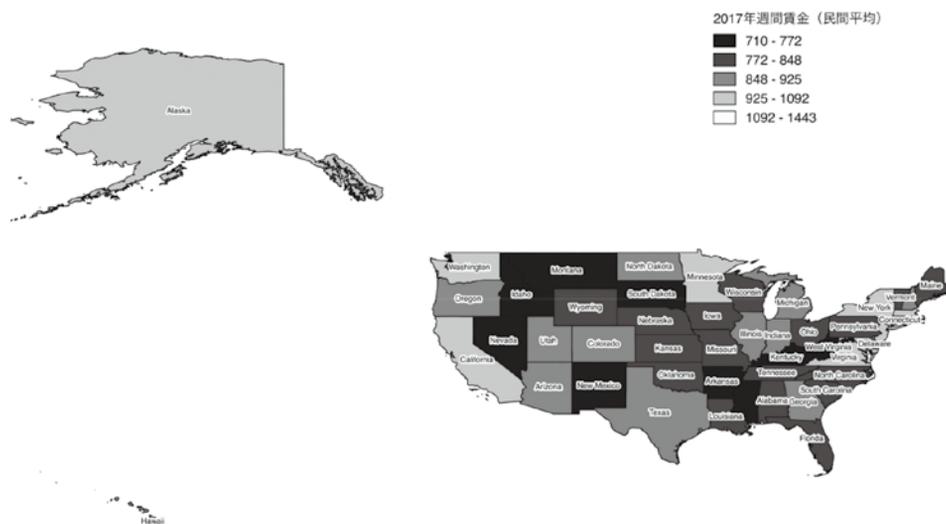
続いて、先の節で示した5つの部門、すなわち停滞した製造業、新たな中間層雇用の基幹となる教育・社会福祉分野、専門サービス業、低所得の雇用吸収源である小売業、レジャー・芸術分野について、州内雇用に占める割合を表した地図ファイルを作成した(図5～9)<sup>3)</sup>。

製造業に関する地図を見ると、全米平均の8.4%を超える州は、ミシシッピ川から以東及び東部沿岸州が多い。先程確認した週間平均給与が全米平均を超える各州と、こうした分布は重なっているように見える。ただし、ここでも両者に有意な相関関係は得られなかった。

量的な変化では、製造業の雇用数が大きく縮んだ州が、現在も相対的に高い割合を備えていた。2006年時点で全被雇用者数に占める製造業従業者の割合が高い州は、2017年時点でもその割合が高いままであった。ここから、製造業集積を従来から有していた州において、その量が減少することで全米全体の製造業のシェアや雇用が縮んだことが読み取れる。

3) 数値はいずれも2017年の期間調整なし年間平均値を用いている

図4 週間平均給与の地理的分布



出所) 図3に同じ。

専門サービス業は、ミシシッピ川両端の州で低く、その両側で比較的高い割合を示している。この地理的分布は、州民間給与の分布と相似している。実際、両者の相関係数をとると0.45 ( $P < 0.01$ ) の弱い正の相関関係が確認された。逆に、小売業の比率は、州民間給与の低い北東南西のライン上で高い数値を見せている。両者の相関係数は $-0.39$  ( $P < 0.01$ ) と弱い負の相関関係にある。

教育保健産業は、地理的にはミシシッピ兩岸の州及び、東部地域で比較的構成比が高く、レジャー関連産業等では、中西部の諸州とフロリダ近辺の州で高い割合を示した。しかし、この両者については、州週間所得と量的な関連性で統計上有為な数値を得る結果とはならなかった。

以上の結果から、州ごとの雇用及び週間平均給与の関係から、小売業の割合の高い州は平均給与が全米平均よりも低くとどまり、専門サービス業が多い州は給与が高くなる点が量的にも確認された。

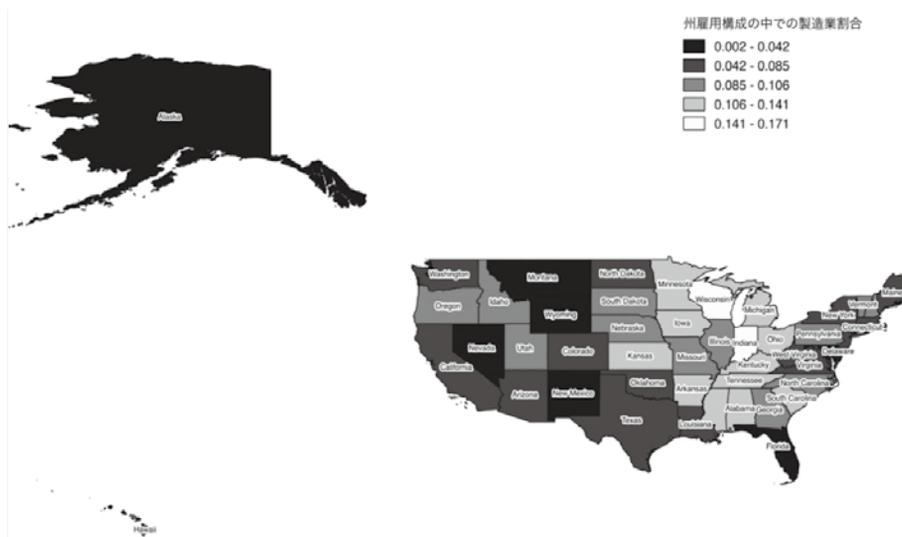
こうした産業と雇用の地理的分布は、経済状況のみならず各州の政治的傾向に対しても影響を及ぼしていることが、近年の大統領選挙などでも指摘されている。製造業衰退地域のいわゆるラストベルト地帯でトランプへの強力な支持が形成されたとする報道は、2016年選挙を伝える中で繰り返し主張された。

そこで、本稿の最後として、産業別雇用構成及び週間平均給与の地理的分布と、2016年選挙結果との関連を地理データと量的な分析から明らかにしていく。

## 6. 政治傾向と産業構造の関連に関する試論

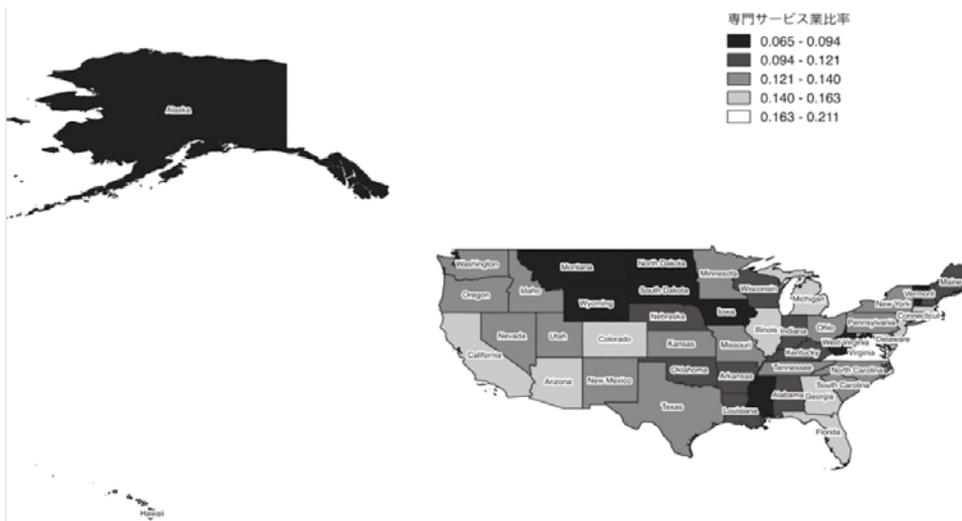
最初に、2016年の大統領選挙において、各州でのクリントンへの得票とトランプへの得票数に

図5 製造業構成の地理的分布 (2017年)



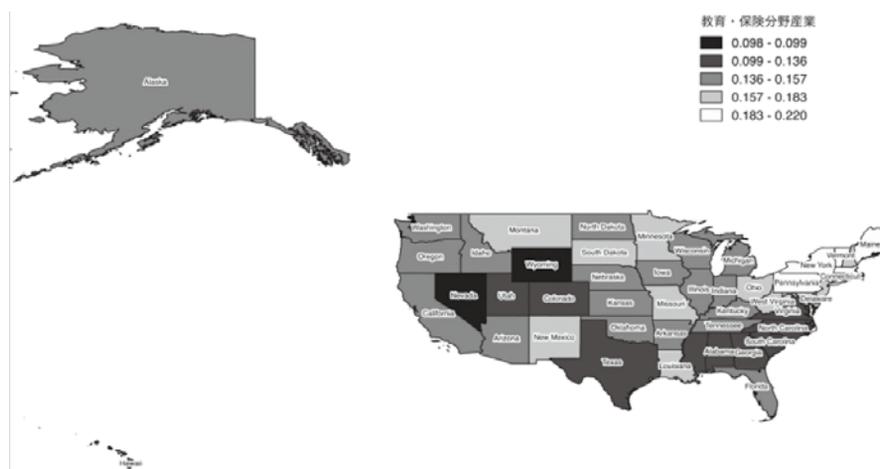
出所) 図3に同じ。

図6 専門サービス業構成の地理的分布 (2017年)



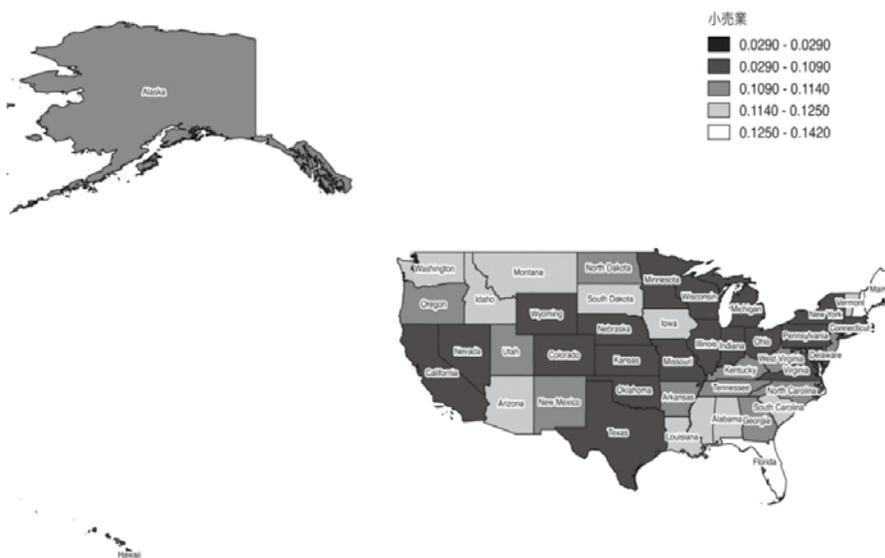
出所) 図3に同じ。

図7 教育・社会福祉分野構成の地理的分布 (2017年)



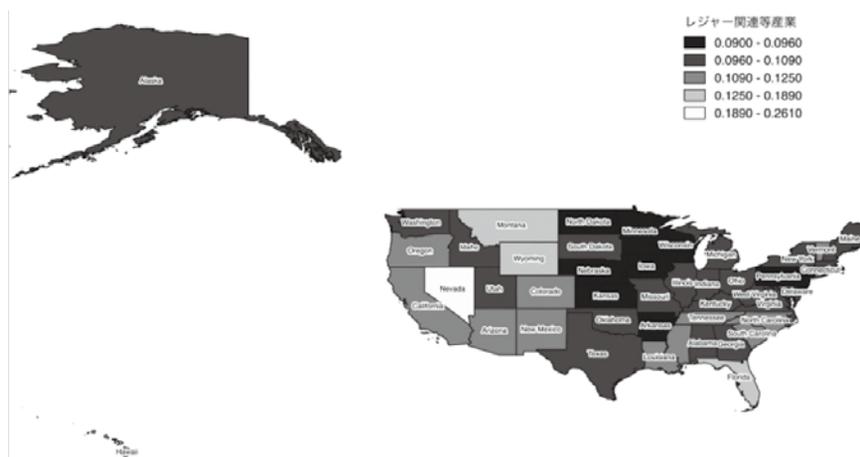
出所) 図3に同じ

図8 小売業構成の地理的分布



出所) 図3に同じ。

図9 レジャー・芸術分野等部門の構成比の地理的分布



出所) 図3と同じ。

ついて、クリントンの票数をトランプの票数で割った指数を準備した。これは、1を超えればクリントン支持、1を下回るとトランプを支持した数がそれぞれ上回ることを示している。

まず、この数値を表6で確認すると、首都DCにおけるクリントンへの強力な支持が読み取れる。ハワイ、カリフォルニア、メリーランド、マサチューセッツ、バーモントなどではいずれもクリントンの指示がトランプを2倍近く上回っている。一方で、ウェストバージニア、ワイオミング、アラスカ、アーカンソー、アイダホ、ノースダコタ、オクラホマ、などでは、トランプがクリントンの指示を2倍近く上回っている。

続いて、これを地図上に図示すると、これまで見てきた地図との鮮やかな関係性が見て取れる。特に、州別の週間平均給与の図において、全米平均を下回る州の殆どがトランプ支持州と重なることが特徴的である。

これを量的に観測するため、両者の相関係数をとったが、0.59 ( $P < 0.01$ ) で正の相関関係が確認された。すなわち、給与が高い州ほどクリントンへの支持が高く、低所得州ほどトランプを支持した結果が読み取れる。

続いて、各産業の構成比との関係を相関係数で量的に見ると、有意な結果が得られたのは、専門サービス業、小売業、製造業の3つであり、他の2業種については有意とならなかった。専門サービス業の割合のみ、クリントン支持と正の影響で有意であったが、小売業、製造業については、トランプ支持にプラス（すなわちクリントン支持にはマイナス）に作用している<sup>4)</sup>。

以上、アメリカにおける産業構造の変化、雇用構造の変化と、これが有権者の政治傾向にいか

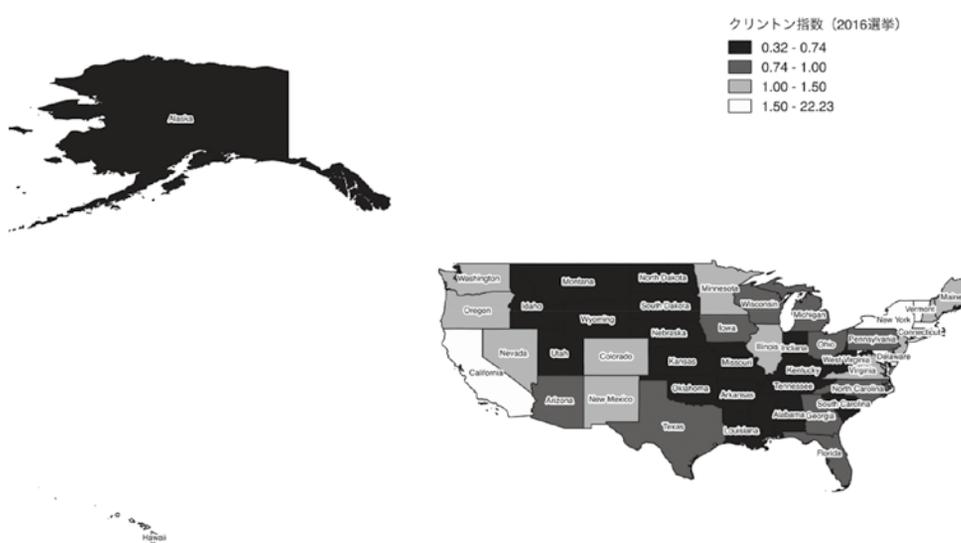
4) ただし、これら3業種は州平均給与所得に対してそれぞれ同様の傾向をもっている。この点から考えれば、むしろ、クリントン指数に対しての影響は、もっとも決定係数の高い週間平均給与の高低に注目すべきかもしれない。

表6 2016年大統領選挙における各州のクリントン指数（クリントン得票率/トランプ得票率）

州名	クリントン指数	州名	クリントン指数	州名	クリントン指数	州名	クリントン指数
Alabama	0.55	Indiana	0.66	Nebraska	0.57	South Carolina	0.74
Alaska	0.71	Iowa	0.82	Nevada	1.05	South Dakota	0.52
Arizona	0.93	Kansas	0.64	New Hampshire	1.01	Tennessee	0.57
Arkansas	0.56	Kentucky	0.52	New Jersey	1.34	Texas	0.83
California	1.95	Louisiana	0.66	New Mexico	1.21	Utah	0.60
Colorado	1.11	Maine	1.07	New York	1.62	Vermont	1.87
Connecticut	1.33	Maryland	1.78	North Carolina	0.93	Virginia	1.12
Delaware	1.27	Massachusetts	1.83	North Dakota	0.43	Washington	1.43
Florida	0.98	Michigan	1.00	Ohio	0.84	West Virginia	0.39
Georgia	0.90	Minnesota	1.03	Oklahoma	0.44	Wisconsin	0.98
Hawaii	2.07	Mississippi	0.69	Oregon	1.28	Wyoming	0.32
Idaho	0.46	Missouri	0.67	Pennsylvania	0.99		
Illinois	1.44	Montana	0.64	Rhode Island	1.40		

出所) United States of Government, Voting and Election History, Historical Election Results, 2016 Presidential Electionより作成。

図10 クリントン指数の地理的分布



出所) United States of Government, Voting and Election History, Historical Election Results, 2016 Presidential Election及 びUnited States Census Bureau, Cartographic Boundary Shapefiles, State, 1:500,000より作成。

なる関連がありうるかを、いくつかの統計資料を整理することで論点を析出してきた。最後に、本稿で得られた論旨をまとめていくこととする。

## 7. まとめ

以上、本稿では産業構造の転換がアメリカの経済及び社会にいかなる影響を及ぼしたのかをGDPの構成比、雇用構造、雇用者報酬等の地理的分布を用いて分析してきた。

本稿で得られた論点は次の通りである。

- 1) アメリカの産業構造全体は、1980年から急速に金融等部門にシフトした。
- 2) かつての基幹産業であった製造業は、1968年から下落を開始し、10年ごとにおよそ5%ポイントずつそのシェアを落としていった。
- 3) 金融等部門はシェアを大きくした一方、雇用吸収力は弱かった。
- 4) 結果として、製造業のような雇用者報酬が平均以上で雇用吸収力の高い産業は不足していった。
- 5) 小売業やレジャー・芸術分野が雇用構成に占める割合が高いと、地理的には給与所得にマイナスの影響が確認できる。
- 6) 低所得州は2016年選挙において、トランプ指示が高く出る傾向にあった。

以上である。

本稿の問題意識を今後、さらに敷衍すれば、こうした現象がアメリカ一國のみで生じているのか、あるいは先進資本主義国である程度共通した問題であるのか。アメリカ一國で見ても社会経済への影響が、雇用や給与のみならず家族形態や人種、あるいは地方選挙等の他の選挙結果についても及んでいるのかなど、取り上げるべき点は多い。

以上は、筆者に課せられた今後の課題といえよう。

## 参考文献

- ヴァンス, J.D著, 関根光宏・山田文 (2017)『ヒルビリー・エレジー アメリカの繁栄から取り残された白人たち』光文社。
- ゴードン, ロバート・J著, 高遠裕子・山岡由美訳 (2018)『アメリカ経済成長の終焉 下』日経BP社。
- 半田正樹 (2007)「<情報化>を視軸に現代資本主義をみる」『経済理論』第44巻2号。
- ライシュ, ロバート・B著, 雨宮寛・今井章子訳 (2008)『暴走する資本主義』東洋経済新報社。(2016)『最後の資本主義』東洋経済新報社。
- Walczak, Jared, Drenkard, Scott and Bishop-Henchman, Joseph (2017) “2018 State Business Tax Climate Index”, Tax Foundation.
- Nunn, Ryan, O’Donnell, Jimmy, and Shambaugh, Jay (2018) “A Dozen Facts about Immigration”, The Hamilton Project.

**参考Webサイト**

U.S Bureau of Economic Analysis (<https://www.bea.gov/>)

U.S Bureau of Labor Statistics (<https://www.bls.gov/home.htm>)

United States Census Bureau (<https://www.census.gov/en.html>)

United States of Government (<https://www.usa.gov/>)

## 執筆者紹介

安田 均  
(山形大学人文社会学部教授)

泉 正 樹 (本学教授)

井手英策  
(慶應義塾大学経済学部教授)

遠藤和朗 (本学名誉教授)

小沼宗一 (本学教授)

菊地登志子 (本学教授)

熊沢由美 (本学教授)

佐藤 滋 (本学准教授)

佐藤康仁 (本学教授)

高橋秀悦 (本学教授)

田中史郎  
(宮城学院女子大学現代ビジネス学科教授)

谷 達 彦 (本学准教授)

沼尾波子  
(東洋大学国際学部教授)

吉弘憲介  
(桃山学院大学経済学部准教授)

第189号所載

〔論 文〕

垂直的産業における企業立地……………倉 田 洋( 1 )

第190号所載

〔論 文〕

地方銀行の持続可能性……………伊鹿倉正司・足立一夫( 1 )

東北学院大学学術研究会

会 長 松 本 宣 郎

評 議 員 長 佐々木 く み  
編 集 委 員 長

評 議 員

文学部 中 西 弘 (庶務)

鐸 木 道 剛 (編集)

加 藤 幸 治 (編集)

渡 辺 通 子 (編集)

経済学部 白 鳥 圭 志 (編集)

舟 島 義 人 (会計)

小 宮 友 根 (編集)

経営学部 小 池 和 彰 (会計)

村 山 貴 俊 (編集)

法学部 佐々木 く み (評議員長・編集委員長)

内 藤 裕 貴 (編集)

教養学部 坂 本 讓 (編集)

下 館 和 巳 (編集)

松 本 章 代 (庶務)

平 吹 喜 彦 (編集)

東北学院大学経済学論集 第 191 号

2019年3月4日 印 刷 (非売品)  
2019年3月26日 発 行

編 集 兼 佐 々 木 く み

発 行 人 針 生 英 一

印 刷 者

印 刷 所 ハリウ コミュニケーションズ株式会社

発 行 所 東 北 学 院 大 学 学 術 研 究 会

〒980-8511

仙台市青葉区土樋 一丁目3番1号東北学院大学内

# TOHOKU GAKUIN UNIVERSITY

# ECONOMIC REVIEW

---

No.191

March 2019

---

In commemoration of Kazuo Endo and Masaki Handa, Professor Emeritus

Dedication to Professor Kazuo Endo	..... <i>Syuya Maeda</i> ( 1 )
Dedication to Professor Masaki Handa	..... <i>Syuya Maeda</i> ( 2 )
Career and Works of Professor Kazuo Endo	..... ( 3 )
Career and Works of Professor Masaki Handa	..... ( 6 )

### Articles

Skills & knowledge developed in corporations and Continuous pay raise	..... <i>Hitoshi Yasuda</i> ( 13 )
An Inconvertible Banknote and a Mode of the Expression of Value (3)	..... <i>Masaki Izumi</i> ( 33 )
Public Finance and the Principle of Need	..... <i>Eisaku Ide</i> ( 57 )
Adam Smith's Theory of Justice and Government	..... <i>Kazuo Endo</i> ( 71 )
David Ricardo in the History of Economic Thought	..... <i>Soichi Onuma</i> ( 93 )
The Relationship between Communal Social Configuration and Scale of Society	..... <i>Toshiko Kikuchi</i> (107)
Demand surveys of day nurseries before 1995	
A Study on Children on the waiting list at day nurseries	..... <i>Yumi Kumazawa</i> (125)
An overview of Handa Masaki's economic theory: from information capitalism to sub-capitalism	..... <i>Shigeru Sato</i> (141)
The fiscal burden for the postpone of the consumption tax rate hike: An analysis using generational accounting	..... <i>Yasuhito Sato</i> (155)
An Inquiry into the Nature and Bibliography of Adam Smith Collection	..... <i>Shuetsu Takahashi</i> (173)
What kind of meaning does "Tohoku" have for us?	
-Discouragements, images and the present	..... <i>Shiro Tanaka</i> (221)
The Current Status and Challenges of Universal Pre	
-Kindergarten in the United States	..... <i>Tatsuhiko Tani</i> (239)
An Essay: Creation of regional relationship for sustainable community development and its role of local government	..... <i>Namiko Numao</i> (261)
The Changing Industrial Structure and This effect on American Economy; Employment, Geography, and The 2016 President Election	..... <i>Kensuke Yoshihiro</i> (277)

---

The Research Association  
Tohoku Gakuin University  
Sendai, Japan